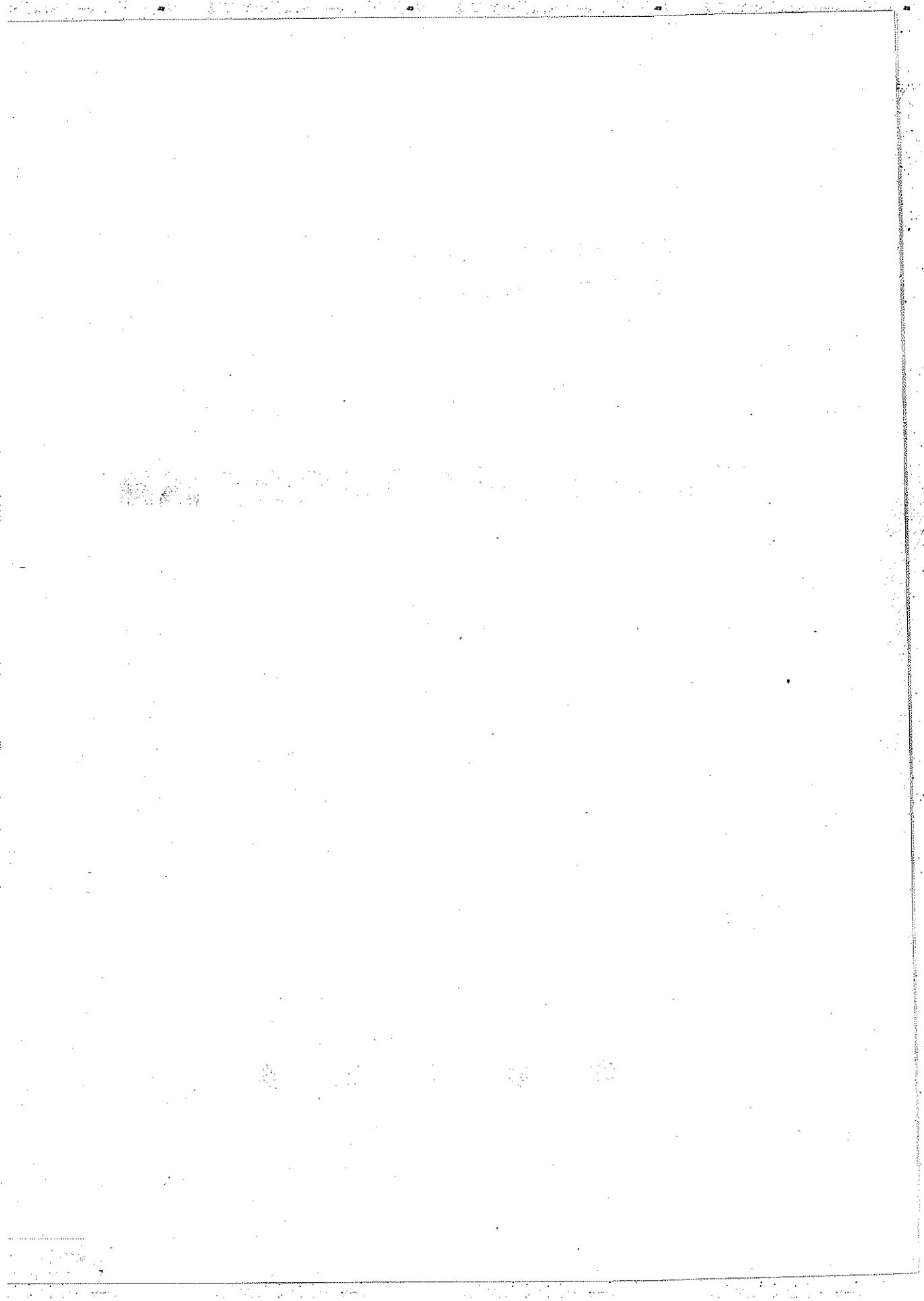


昭和50年3月11日開会
昭和50年3月31日閉会

和泉市議会第1回定例会会議録

第 1 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回定例会会議録目次

昭和50年3月11日(火曜日)

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員・その他	1頁
○ 議事日程	4頁
○ 開会宣言(午前10時25分)	5頁
○ 開会宣告	5頁
○ 会議録署名議員指名(藤原要馬君、成田秀益君、坂上國治君、)	5頁
○ 市長の開会挨拶	5頁
○ 会期の決定(3月11日～3月31日)	6頁
○ 日程第1 青年学級の開設について	6頁
○ 日程第2 和泉市公共用地先行取得事業特別会計設置条例制定について	} 一 括 上 程
○ 日程第3 和泉市中小企業従業員福祉共済制度準備基金積立条例制定について	
○ 日程第4 和泉市職業転換準備資金の償還免除に関する条例制定について	
○ 日程第5 和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第6 和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第7 和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第8 和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第9 和泉市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第10 和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第11 昭和50年度大阪府和泉市一般会計予算	
○ 日程第12 昭和50年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算	} 54頁
○ 日程第13 昭和50年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算	
○ 日程第14 昭和50年度大阪府和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	
○ 日程第15 昭和50年度和泉市水道事業会計予算	
○ 日程第16 昭和50年度和泉市病院事業会計予算	
○ 昭和50年和泉市長施政方針	
○ 日程第1から日程第16まで提案理由説明	59頁
○ 散会宣言(午後2時21分)	84頁

昭和50年3月14日(金曜日)

○ 出席議員、欠席議員	85頁
○ 議事説明員、その他	87頁
○ 開会宣告(午前10時17分)	88頁
○ 一般並びに総括質問	
1番に 19番 松尾 千代一 君	88頁
2番に 23番 貝 淵 博 治 君	97頁
3番に 17番 山 田 清 二 君	104頁
4番に 20番 寺 田 茂 君	117頁
5番に 16番 横 田 憲治郎 君	128頁
○ 散会宣告(午後4時51分)	

昭和50年3月17日(月曜日)

○ 出席議員、欠席議員	143頁
○ 議事説明員、その他	144頁
○ 議事日程	146頁
○ 開会宣告(午前10時20分)	147頁
○ 一般並びに総括質問	
1番に 7番 田 中 包 治 君	147頁
2番に 18番 直 村 静 二 君	159頁
3番に 25番 藤 原 要 馬 君	172頁
4番に 3番 金 沢 勝 君	181頁
5番に 9番 出 原 武 司 君	186頁
○ 予算特別委員会設置並びに委員選任	190頁
日程第1より日程第16まで予算特別委員会に付託	
○ 散会宣告(午後4時10分)	

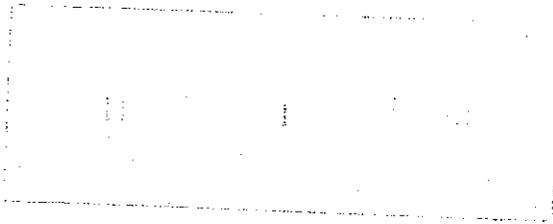
昭和50年3月18日(火曜日)

○ 出席議員、欠席議員	193頁
○ 議事説明員、その他	196頁
○ 議事日程	196頁

○ 開会宣告(午前10時16分)	197頁	
○ 日程第1 昭和48年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について(決算特別委員長報告)	198頁	
○ 日程第2 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について (厚生文教委員長報告)	209頁	
○ 日程第3 例月出納検査(収入役扱 昭和49年9月分)	} 一括上程 214 }	
○ 日程第4 例月出納検査(水道部企業出納員扱昭和49年10月分)		
○ 日程第5 例月出納検査(市立病院企業出納員扱昭和49年10月分)		
○ 日程第6 例月出納検査(収入役扱 昭和49年10月分)		
○ 日程第7 例月出納検査(収入役扱 昭和49年11月分)		
○ 日程第8 例月出納検査(水道部企業出納員扱 昭和49年11月分)		
○ 日程第9 例月出納検査(市立病院企業出納員扱 昭和49年11月分)		
○ 日程第10 例月出納検査(収入役扱 昭和49年12月分)		
○ 日程第11 例月出納検査(水道部企業出納員扱 昭和49年12月分)		
○ 日程第12 例月出納検査(市立病院企業出納員扱 昭和49年12月分)		
○ 日程第13 例月出納検査(収入役扱 昭和50年1月分)		352
○ 日程第14 例月出納検査(水道部企業出納員扱 昭和50年1月分)		頁
○ 日程第15 例月出納検査(市立病院企業出納員扱 昭和50年1月分)		
○ 日程第16 専決処分の承認を求めることについて(和泉市税条例の一部改正)		352頁
○ 日程第17 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)		} 一括上程 358
○ 日程第18 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)	頁	
○ 日程第19 昭和49年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第4号)	358頁	
○ 日程第20 昭和49年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	406頁	
○ 日程第21 昭和49年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	410頁	
○ 日程第22 昭和49年度和泉市病院会計補正予算(第2号)	429頁	
○ 日程第23 財産の取得について(市立鶴山台南小学校校舎)	453頁	
○ 日程第24 財産の取得について(市立信太中学校校舎)	454頁	
○ 日程第25 工事請負契約締結について(市立信太小学校校舎増改築工事)	456頁	
○ 日程第26 工事請負契約変更について((仮称)和泉第一団地第2期建設工事)	457頁	
○ 閉会宣言(午後3時20分)		

○ 出席議員、欠席議員	461頁
○ 議事説明員、その他	464頁
○ 議事日程	466頁
○ 開会宣言(午前10時33分)	
○ 日程第1より 日程第16まで予算特別委員長田中幸一君報告	467頁
○ 日程第17 和泉市土地開発公社昭和50事業年度事業計画書類提出について	492頁
○ 日程第18 財産の取得について(市立幸小学校用地)	496頁
○ 日程第19 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	498頁
○ 日程第20 公平委員会委員の選任について	516頁
○ 日程第21 母子家庭医療費公費負担に関する請願	518頁
○ 日程第22 和気南町内未舗装地道路舗装等の請願	522頁
○ 追 加 議員辞職について	525頁
○ 追 加 開発事業対策委員会委員の選任について	526頁
○ 追 加 公園基地設置委員会委員の選任について	526頁
○ 追 加 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	526頁
○ 閉会宣言(午後4時15分)	527頁
○ 市長閉会挨拶	527頁
○ 議長閉会挨拶	528頁

第 1 目



昭和50年3月11日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（24名）

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
15番	上代卯之松君	28番	坂上国治君
16番	横田憲治郎君	29番	竹内修一君

欠席議員（2名）

3番	金沢勝君	13番	藤原利一君
----	------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により、議場に出席を求めたものは次のとおりである。

職名	氏名	記	職名	氏名
市長	藤木秀夫		総務部理事	西川喜久
収入役	橋本炳		総務部次長	門林六男
重要施策推進室解放センター推進担当	小林一三		秘書課長	杉本弘文
重要施策推進室調査担当	橋本昭夫		広報公聴課長	竹田明郎
重要施策推進室解放センター推進担当	富田宏之		企画課長	大塚孝之
重要施策推進室調査担当	松林保		財政課長	麻生和義
重要施策推進室解放センター推進担当	高三一行		財政課参事 (管財担当)	北野敦雄
総務部長兼重要施策推進室担当	坂口礼之助		資産税課長	中川鉄也

市民税課長	吉田種義	保健衛生課参事	山本亮夫
納税課長	吉田日出男	保健衛生課参事 (診療所担当)	神藤恒治
同和对策部長	佐原行雄	建設部長	中塚白
同和对策部次長	生田稔	建設部理事	林徳次
総合調整課長	農端小一	建設部次長 兼管理課長	森保
連絡指導課長	向井洋	建設部次長 兼区画整理課長	中西淳富
隣保館長	萩本啓介	管理課参事	白川保
市民部長	内田繁	計画課長	山崎琢磨
市民部次長兼福祉事務 所長兼社会課長事務取扱	高橋新平	土木課長	中尾宏
保育課長	明坂文嘉	建築課長	中上好美
保育課参事	藤野健蔵	区画整理課参事	山本肇
福祉課長	橋本博也	開発課長	前田守正
市民課長 兼住民情報室長	明坂貞士	下水道課長	大浦行男
住民情報室参事	田中二三夫	地区改良事務所長 兼改良給務課長 (地区改良事務所) 工事課長	逢野一郎
保険年金課長	逢野博之	会計課長	笠木恒忠
保険年金課参事	山村昇	選挙管理委員会 委員長	片桐武雄
福祉課参事(老人 解放センター所長)	香味年寛	選挙管理委員会 事務局局長	味谷日吉
産業衛生部長	宇沢清	監査委員	青木孝之
産業衛生部次長	山本俊兼	公平委員会事務局 兼監査事務局局長	堀田徳治
商工課長	岩井益一	農業委員会事務局 局長	西岡正志
農林課長	吉田利秀	教育委員長	杉本忠彦
農林課参事	佐藤貞夫	教育長	堀内由延
農林課参事 (畜産担当)	青木太郎	教育次長	葛城宗一
交通公害課長	梶木岑雄	教育次長	阪東重信
保健衛生課長	松村吉堯	教育次長	乾武俊

社会教育課長	広岡史郎	病院事務局長	平野誠蔵
総務課長	紀之定藤与茂	庶務課長	藤原光夫
学校教育課長	阪口雄一	業務課長	大宅清臣
学校教育課参事	角谷泰夫	経理課長	守田勇
指導課長	吉美豊	消防長	和田増義
社会教育課参事	北坂弘	消防次長、消防団 事務課長兼消防署長	南口圭雄
水道部長	田中稔	用地担当理事兼土地 開発公社事務局長	西川武雄
水道部次長兼 工務課長	福本喬久	用地担当参事兼事務 局次長兼用地一課長	吉岡昭男
総務課長	中辻寿夫	総務課長	藤原永一
営業課長	原美助	用地二課長	宮本福秀
浄水課長	岸本孝二	用地二課参事	岸田秀仁
病院長代行	岩見洋		

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	山本武雄
次長	北野丈夫
議事・調査係長	西垣宏高
調査係	浅井義一
議事係	山本雅俊

昭和50年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月11日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案 第7号	青年学級の開設について	P. 11
2	議案 第8号	和泉市公共用地先行取得事業特別会計設置条例制定について	P. 14
3	議案 第9号	和泉市中小企業従業員福祉共済制度準備基金積立条例制定について	P. 17
4	議案 第10号	和泉市職業転換準備資金の償還免除に関する条例制定について	P. 20
5	議案 第11号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 25
6	議案 第12号	和泉市首葬儀条例の一部を改正する条例制定について	P. 30
7	議案 第13号	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	P. 35
8	議案 第14号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	P. 44
9	議案 第15号	和泉市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 47
10	議案 第16号	和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 63
11	議案 第1号	昭和50年度大阪府和泉市一般会計予算	別冊
12	議案 第2号	昭和50年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
13	議案 第3号	昭和50年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算	別冊
14	議案 第4号	昭和50年度大阪府和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
15	議案 第5号	昭和50年度和泉市水道事業会計予算	別冊
16	議案 第6号	昭和50年度和泉市病院事業会計予算	別冊

(午前 10時 25分開会)

- 議長(池辺秀夫君) 皆さん、おはようございます。議員の皆さん方には年度末何かとお忙しいところ、多数御出席賜りましてありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を次長より報告させます。

(市会事務局次長報告)

- 市会事務局次長(北野丈夫君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは18名でございます。欠席届の議員さんは金沢勝議員さん、遅刻届の議員さんは藤原利一議員さん、その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思われまゝ。ただいま3名お見えになりましたので、現在、21名でございます。

-
- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員数21名をもちまして、議会は成立してまいりますので、これより昭和50年第1回定例会を開会いたします。

会議録署名議員を25番藤原要馬君、27番、成田秀益君、28番、坂上国治君、以上3名の方にお願いたします。

なお、本日の議事日程及び議場に出席を求めた氏名は、お手元に印刷配布してありますので御了承賜りたいと存じます。

この際、市長のあいさつをお願いいたします。

(市長あいさつ)

- 市長(藤木秀夫君) 昭和50年第1回定例会の開会にあたり、一言、ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず、御出席いただきまして、ただいま議会は成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。本定例会には、昭和50年度和泉市一般会計予算を初め、関連諸議案多数御提案申し上げ、御審議をお願い申し上げる次第でございます。

議案の内容につきましては、後はど御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議くださいます、御承認を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、開会にあたってのごあいさつといたします。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 市長のあいさつは終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より3月31日までの21日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月31日までの21日間と決定いたします。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 日程に入る前に、昨日広報公聴課より市の広報いずみ2月号製作にあたり、会場風景の撮影と、盲人広報製作にあたり、市長の施政方針の録音許可の願い出がありましたので、これを許可いたします。

○

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、これより日程審議に入ります。日程第1、「青年学級の開設について」より、日程第16、「昭和50年度和泉市病院事業会計予算について」を、いずれも昭和50年度予算案に関連する議案でありますので、これを一括議題といたします。各議案について表題のみ朗読し、逐一の朗読を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、表題のみ次長より朗読させます。

（市会事務局次長朗読）

昭和50年度和泉市議会第1回定例会議案

議案第7号

青年学級の開設について

青年学級振興法（昭和28年法律第211号）第5条第2項の規定に基づき、青年学級を次のとおり開設する。

昭和50年3月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

青年学級

- 1 名 称 和泉市立和泉青年学級
” 北池田青年学級
” 南池田青年学級
” 横山青年学級
- 2 開 設 者 和泉市
- 3 開 設 期 日 昭和50年4月1日
- 4 開 設 期 間 自 昭和50年4月1日
至 昭和51年3月31日
- 5 開 設 場 所 和泉市立青少年会館
” 北池田小学校
” 南池田公民館
” 榎尾中学校
- 6 学 皆 内 容 一般教養（一般社会、書道）
家 學（茶道、華道）
- 7 学 習 時 間 各青年学級ともに年間を通じ1人100時間以上

議案第7号参考資料

青年学級振興法（昭和28年法律第211号）抜すい

（開設及び実施期間）

第5条 青年学級は、市町村が開設する。

- 2 市町村の教育委員会は、青年学級の開設を決定するには、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。
- 3 青年学級の実施機関「以下（実施機関）という。」は、原則として、市町村の設置する公民館又は学校（大学及び高等専門学校を除く。）とする。

議案第8号

和泉市公共用地先行取得事業特別会計設置条例制定について

和泉市公共用地先行取得事業特別会計設置条例を次のように制定する。

昭和50年3月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市公共用地先行取得事業特別会計設置条例(案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、公共事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、起債、一般会計繰入金をもってその歳入とし、公共事業用地費、物件補償費、職員給与費、借入金の利子及びその他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

理 由

都市計画事業の実施に伴い、用地買収等が解決し難い実情にかんがみ、公共用地先行取得事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、本市においても公共用地先行取得事業特別会計を設置する必要がある。これが、この条例案の提出理由である。

議案第9号

和泉市中小企業従業員福祉共済制度準備基金積立条例制定について

和泉市中小企業従業員福祉共済制度準備基金積立条例を次のように制定する。

昭和50年3月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市中小企業従業員福祉共済制度準備基金積立条例(案)

(設置)

第1条 和泉市中小企業従業員福祉共済制度発足時に際し、これに充てるべき準備資金をあらかじめ積み立て、もって当該制度の運営において、啓もう普及並びに健全な財政的基盤の維持確保に資するため、和泉市中小企業従業員共済制度準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 前条に規定する基金として積立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上する。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2. 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

理 由

和泉市商工業振興対策審議会の等申趣旨にのっとり、今後の労働力確保並びに中小企業従業員福祉対策の一環として相互扶助の精神に基づいた和泉市中小企業従業員福祉共済制度を近い将来において制度化を予定しているところであるが、同制度運営に際し、啓もう普及並びに健全な財政基盤確立に資するため、あらかじめ、これに充てるべき準備基金の積立てを行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 10 号

和泉市職業転換準備資金の償還免除に関する条例制定について

和泉市職業転換準備資金の償還免除に関する条例を次のように制定する。

昭和 50 年 3 月 11 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市職業転換準備資金の償還免除に関する条例(案)

市の定めるところにより、職業転換準備資金の貸付けを受けた同和地区の中高年齢者等が、次の各号の 1 に該当したときは、貸付けを受けた職業転換準備金の償還を免除することができる。

- (1) 借受人が死亡したとき
- (2) 借受人が次のいずれかに該当し、かつ、常用就職した日から 1 年を経過した場合
 - ア 引き続き同一雇用主に常用雇用されているとき
 - イ いったん離職したが、離職後引き続き他の事業主に常用雇用されているとき、又は離職後直ちに公共職業安定所に常用労働者として就職するため求職の申込みを行い、誠実かつ熱心に求職活動を行っているとき若しくはその求職活動中に常用労働者として就職し、引き続き雇用されているとき
- (3) 借受人が常用就職した日から 1 年未満の期間内に離職し、災害、盗難その他の事故により、貸金の償還を猶与されたものであって償還猶予期日を経過した後、なお償還を猶与された状況にあるとき

附 則

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

永年にわたり、教育と就職の機会均等から厳しく阻害され、不安定な就業を余儀なくされてきた同和地区の中高年齢者等に対し、同和対策の一環として近代産業部門への職業転換を積極的に推進するため、職業転換準備資金の貸付けを行うとともに、一定の要件を具備した者に対し、償還免除することにより生活の安定向上に資する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号参考資料

和泉市職業転換準備資金貸付要綱抜すい

(目的)

第1条 この要綱は、同和対策の一環として、教育と就職の機会均等から厳しく阻害され、不安定な就業を余儀なくされてきた同和地区の中高年齢者等について近代産業への職業転換を積極的に推進し、その生活の安定と向上を図るため、職業転換準備資金(以下「資金」という。)を貸付けることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「中高年齢者等」とは、次の各号の1に該当する者をいう。

- (1) 原則として年齢30才以上の扶養親族を有する家計主担者であって、日雇労働者、臨時工、行商等の不安定就業者
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている世帯で、その世帯主たる家計の主担者になる者
- (3) 心身障害者対策基本法(昭和45年法律第84号)に定める心身障害者

(貸付条件)

第3条 資金は、和泉市内の同和地区に居住する中高年齢者等であって、次の各号のいずれにも該当する者に対して貸付ける。

- (1) 公共職業安定所の紹介により、常用労働者として近代産業に職業転換する者
- (2) 資金の貸付けを受けなければ職業転換が困難である者
- (3) 過去に資金の貸付けを受け、返還免除の適用を受けたことがない者

(貸付金額)

第4条 資金の貸付額は、1人10万円以内とする。

2. 資金は、無利子とする。

以下略

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

議案第11号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和50年3月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年和泉市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表中「ふん尿|普通|普通便そう|1人1箇月につき|100円|」を
「ふん尿|普通|普通便そう|1人1箇月につき|130円|」に改める。

附 則

1. この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
2. この条例による改正後の和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表の規定は、昭和50年4月1日以後の処理に係る手数料について適用する。

理 由

近時の諸物価、特に清掃に必要とする燃料及び人件費等の高騰によるふん尿処理諸経費の増加は市費のみによってこれを補てんし難い実情にかんがみ、市民負担額たるふん尿処理手数料を最少限度引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 111号参考資料

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新						旧					
別表						別表					
一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱区分	単位	手数料	一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱区分	単位	手数料		
ふん尿	普通	普通使そう	1人1箇月につき	130円	普通	普通使そう	1人1箇月につき	100円			
	特殊	水使用を必要とするもの	1そう1箇月につき	普通手数料に200円を加算した額	特殊	水使用を必要とするもの	1そう1箇月につき	普通手数料に200円を加算した額			
		一般家庭で使そうが2以上あるもの	1箇月1そう増につき	普通手数料に100円を加算した額		一般家庭で使そうが2以上あるもの	1箇月1そう増につき	普通手数料に100円を加算した額			
	臨時	雨水、地下水等の浸入するもの（不良使そう）	10リットルにつき	32円	臨時	雨水、地下水等の浸入するもの（不良使そう）	10リットルにつき	32円			
使そう改造、廃止その他の理由で占有者の申出により臨時に処理するもの		10リットルにつき	32円	使そう改造、廃止その他の理由で占有者の申出により臨時に処理するもの		10リットルにつき	32円				
従量	従量	事業所等人員によって算定し難いもの	10リットルにつき	従量手数料に500円を加算した額	従量	事業所等人員によって算定し難いもの	10リットルにつき	32円			

新		旧	
こみ	一般家庭以外の事業所等から排出されるものの継続処理	45リットル(ポリ容器標準)1はいいにつき	50円(週2回以上1回増すごとに25円増)
	多量の廃棄物を臨時的に収集、運搬及び処分するもの	2トン車1台につき 1台に満たない量の場 合	4,000円 査定した額
胞衣	収集、運搬及び処分をするもの	1個につき	1,000円
	処理場へ自ら持参するもの	1個につき	500円
死犬等	収集、運搬及び処分をするもの	1個につき	500円
	処理場へ自ら持参するもの	1個につき	200円
従量	一般家庭以外の事業所等から排出されるものの継続処理	45リットル(ポリ容器標準)1はいいにつき	50円(週2回以上1回増すごとに25円増)
	多量の廃棄物を臨時的に収集、運搬及び処分するもの	2トン車1台につき 1台に満たない量の場 合	4,000円 査定した額
臨時	収集、運搬及び処分をするもの	1個につき	1,000円
	処理場へ自ら持参するもの	1個につき	500円
死犬等	収集、運搬及び処分をするもの	1個につき	500円
	処理場へ自ら持参するもの	1個につき	200円

備考 一般家庭とは、事業所以外のものをいう。

備考 一般家庭とは、事業所以外のものをいう。

議案第12号

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和50年3月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例(案)

和泉市営葬儀条例(昭和33年和泉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号の表中「2,300円」を「3,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の和泉市営葬儀条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に執行する葬儀について適用する。

理 由

最近の物価騰勢に伴う人件費等の増加により、霊きゅう車の運営管理が困難なこと及び近隣都市の実情にかんがみ、霊きゅう車使用料を最少限引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号参考資料

和泉市営葬儀条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(種別及び使用料) 第5条 葬儀の種別及び使用料は、次のとおりとする。ただし、本市市民でない者に対しては、それぞれの金額に5割を加算した	(種別及び使用料) 第5条 葬儀の種別及び使用料は、次のとおりとする。ただし、本市市民でない者に対しては、それぞれの金額に5割を加算した

額とする。

(1) 略

(2) 棺箱、葬祭用消耗品及び霊きゅう車使用料

種 別	棺 箱	消耗品	霊きゅう車
5 段 飾	円	円	円
4 段 飾	5,500	1,800	3,500
3 段 飾			
神式 3 段 飾			
2 段 飾	3,300		

(3)~(4) 略

2 略

額とする。

(1) 略

(2) 棺箱、葬祭用消耗品及び霊きゅう車使用料

種 別	棺 箱	消耗品	霊きゅう車
5 段 飾	円	円	円
4 段 飾	5,500	1,800	2,300
3 段 飾			
神式 3 段 飾			
2 段 飾	3,300		

(3)~(4) 略

2 略

議案第 13 号

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 50 年 3 月 11 日

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)

和泉市水道事業給水条例(昭和 35 年和泉市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条の 2 を削る。

第 2 章の次に次の 1 章を加える

第 2 章の 2 加入金及び負担金

(加入金)

第17条の2 給水装置の新設又は改造工事(水道メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ)の申込者から次の表に掲げる区分に応じ、加入金を徴収する。ただし、改造工事をする場合の加入金は、新口径に係る加入金と旧口径に係る加入金との差額とする。

メーターの口径	加入金
13ミリメートル	50,000円
20 "	120,000円
25 "	210,000円
40 "	580,000円
50 "	1,010,000円
75 "	2,390,000円
100 "	3,690,000円
125ミリメートル以上	市長が定める。

- 2 加入金は、給水工事申込みの際徴収する。ただし、市長がその必要がないと認めたときはこの限りでない。
- 3 この条例に定めのないものは、市長が定める。

(特設水道施設等工事負担金)

第17条の3 給水のために特に配水管その他の水道施設を必要とする場合には、当該給水を申込みようとする者から、その受益の度合いに応じ、工事負担金を徴収する。

- 2 工事負担金の算定基準、徴収方法等は、市長が定める。

(施設整備負担金)

第17条の4 新たに給水需要に匹敵するために必要な水道施設の整備を行う費用について、給水申込者から受益の度合いに応じ、施設整備負担金を徴収する。

- 2 施設整備負担金の算定基準、徴収方法等は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和50年6月1日から施行する。

理 由

最近の地域開発等による水道施設の整備拡充が水道財政を圧迫していること等にかんがみ、水道財政の健全化を図るため、新規水道加入者より加入金を、また開発者等より特設水道施設等工

事負担金及び施設整備負担金を徴収する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

議案第 13 号参考資料

和泉市水道事業給水条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧																		
<p style="text-align: center;"><u>第 2 章の 2 加入金及負担金</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(加入金)</u></p> <p><u>第 17 条の 2 給水装置の新設又は改造工事</u></p> <p><u>(水道メーターの口径を増す場合に限る。</u> <u>以下同じ。)</u>の申込者から次の表に掲げる <u>区分に応じ、加入金を徴収する。ただし、</u> <u>改造工事をする場合の加入金は、新口径に</u> <u>係る加入金と旧口径に係る加入金との差額</u> <u>とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">メーターの口径</th> <th style="text-align: center;">加 入 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">13 ミリメートル</td> <td style="text-align: center;">50,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20 " "</td> <td style="text-align: center;">120,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25 " "</td> <td style="text-align: center;">210,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40 " "</td> <td style="text-align: center;">580,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50 " "</td> <td style="text-align: center;">1,010,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75 " "</td> <td style="text-align: center;">2,390,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100 " "</td> <td style="text-align: center;">3,690,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">125 ミリメートル以上</td> <td style="text-align: center;">市長が定める。</td> </tr> </tbody> </table>	メーターの口径	加 入 金	13 ミリメートル	50,000 円	20 " "	120,000 円	25 " "	210,000 円	40 " "	580,000 円	50 " "	1,010,000 円	75 " "	2,390,000 円	100 " "	3,690,000 円	125 ミリメートル以上	市長が定める。	<p style="text-align: center;"><u>(特設配水管等工事の費用負担)</u></p> <p><u>第 14 条の 2 給水のため特に配水管その他</u> <u>の水道施設の布設工事を必要とする場合に</u> <u>は、当該給水を申し込もうとする者は、そ</u> <u>の受益の度合に応じ当該工事に要する費用</u> <u>を別に定めるところにより負担しなければ</u> <u>ならない。</u></p>
メーターの口径	加 入 金																		
13 ミリメートル	50,000 円																		
20 " "	120,000 円																		
25 " "	210,000 円																		
40 " "	580,000 円																		
50 " "	1,010,000 円																		
75 " "	2,390,000 円																		
100 " "	3,690,000 円																		
125 ミリメートル以上	市長が定める。																		

2 加入金は、給水工事申込みの際徴収する。

ただし、市長がその必要がないと認めたと
きは、この限りでない。

3 この条例に定めのないものは、市長が定
める。

(特設水道施設等工事負担金)

第17条の3 給水のために特に配水管その他

の水道施設を必要とする場合には、当該給
水を申込みとする者から、その受益の度
合に応じ、工事負担金を徴収する。

2 工事負担金の算定基準、徴収方法等は、
市長が定める。

(施設整備負担金)

第17条の4 新たに給水需要に応ずるため

に必要な水道施設の整備を行う費用につ
いて、給水申込者から受益の度合に応じ、施
設整備負担金を徴収する。

2 施設整備負担金の算定基準、徴収方法等
は、市長が定める。

議案第14号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和50年3月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員定数条例(昭和47年和泉市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号ア中「690人」を「773人」に、「288人」を「377人」に改める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

理 由

児童福祉施設等福祉行政の充実を図るため、福祉部門に従事する職員を増員する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号参考資料

和泉市職員定数条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 市長の補助機関たる職員 ア 一般会計で給与を支弁する職員 <u>773</u> <u>人</u> (うち <u>377</u> 人は、福祉事務所の職員とする。) イ〜ウ 略 (3)〜(10) 略 2 略	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 市長の補助機関たる職員 ア 一般会計で給与を支弁する職員 <u>690</u> <u>人</u> (うち <u>288</u> 人は、福祉事務所の職員とする。) イ〜ウ 略 (3)〜(10) 略 2 略

議案第15号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和50年3月11日

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年和泉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「100分の30」を「100分の35」に、「100分の40」を「100分の45」に、「100分の35」を「100分の40」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改め、同項第3号中「100分の50」を「100分の56」に改め、同項第4号中「100分の55」を「100分の62」に改め、同項第5号中「100分の60」を「100分の67」に改める。

第18条中「行なう」を「行う」に、「補償基礎額の60倍に相当する金額」を「9万円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額」に改める。

附則第3条中「(以下「新条例」という。)」を削る。

附則第4条第1項中「10年」を「20年」に、「遺族補償年金の最初の支給に先だって申し出たときは、補償基礎額に400を乗じて得た額を一時金として」を「申し出たときは、一時金(以下この条において「前払一時金」という。)」を」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の申出は、遺族補償年金の最初の支給に先立ってしなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支給を受けた場合であっても、当該遺族補償年金を支給すべき理由が生じた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。

附則第4条第3項中「第1項の一時金は、新条例」を「前払一時金は、和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(昭和 年和泉市条例第 号)による改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例(附則第6条において「新条例」という。)」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項の次に次の4項を加える。

3 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が2人以上ある場合には、第1項の申出は、これら

の遺族がそのうち1人を代表者に選任し、その代表者がするものとする。

- 4 第1項の申出は、同一の事由につき2回以上することはできない。
- 5 前払一時金の額は、補償基礎額の1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから第1項の申出をする者が同項の申出において選択した額とする。ただし、当該申出が第2項ただし書の規定によりされる場合には、補償基礎額の1,000倍に相当する額から当該申出がされる日の属する月までの期間に係る遺族補償年金の額の合算額を控除した額を超えることができない。
- 6 前払一時金が支給される場合における当該非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によりされた場合には、当該申出がされた日の属する月の翌月)から、その月以後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額(前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金については、その額を、1に当該最初の遺族補償年金の支給期月から当該各月までの年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)1年につき100分の5を加算して得た数で除して得た額)の合算額が当該前払一時金の額に達する月まで、その支給を停止する。

附則第6条第2項中「又はその者」を「若しくはその者」に、「若しくは重度精神薄弱児扶養手当法」を「を受ける場合又は障害補償年金を受ける権利を有する者の父母若しくは養育者が特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に改め、「重度精神薄弱児扶養手当若しくは特別福祉手当」に改める。

別表第1中「別表第1 補償基礎額表」を「別表第1 補償基礎額表(第5条関係)」に改める。

別表第2中「別表第2 障害補償表」を「別表第2 障害補償表(第9条、第11条関係)」に改め、同表倍数の欄中「280」を「313」に、「248」を「277」に、「219」を「245」に、「191」を「213」に、「165」を「184」に、「140」を「156」に、「117」を「131」に、「450」を「503」に、「350」を「391」に、「270」を「302」に、「200」を「223」に、「90」を「101」に、「50」を「56」に改める。

附 則

- 1 この条例は公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)第12条第1項、第18条及び別表第2の規定は、昭和49年11月1日から適用し、改正前の和泉市消防団員

等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく障害補償年金及び遺族補償年金のうち同年10月31日までの間に係る分並びに旧条例の規定に基づく障害補償一時金及び葬祭補償のうちその支給すべき事由が同日まで生じたものについては、なお従前の例による。

3 新条例附則第4条の規定は、昭和49年11月1日から適用し、旧条例の規定に基づく遺族補償年金のうちその支給すべき事由が同日の前日までに生じたものについては、なお従前の例による。

4 当分の間、新条例第18条の規定による金額が補償基礎額の60倍に相当する金額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該60倍に相等する金額を葬祭補償の額とする。

理 由

昭和49年政令第365号により非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、本市においてもその基準に従って、非常勤消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、障害補償年金、障害補償一時金及び遺族補償年金の補償水準の引き上げ並びに遺族補償年金の前払一時金に係る制度の改善を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号参考資料

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>第12条 遺族補償年金の額は、1年につき、補償基礎額に365を乗じて得た額に、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けすることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 1人 <u>100分の35</u>（55才以上の妻又は廃疾の状態にある妻である場合には<u>100分の45</u>、これらの妻以外の妻</p>	<p>第12条 遺族補償年金の額は、1年につき、補償基礎額に365を乗じて得た額に、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けすることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 1人 <u>100分の30</u>（55才以上の妻又は廃疾の状態にある妻である場合には<u>100分の40</u>、これらの妻以外の妻</p>

で50才以上55才未満のものである場合には100分の40。

- (2) 2人 100分の50
- (3) 3人 100分の56
- (4) 4人 100分の62
- (5) 5人以上 100分の67

2～4 略

(葬祭補償)

第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、9万円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

第3条 適用日の前日において現に改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例の規定による休業補償又は第一種障害補償を受けることができる者には、改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例の規定による休業補償又は障害補償年金を支給する。

(遺族補償の支給に関する暫定措置)

第4条 適用日から20年以内に非常勤消防団員等が死亡した場合における当該死亡に関し、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、一時金(以下この条において「前払一時金」という。)を支給す

で50才以上55才未満のものである場合には100分の35。

- (2) 2人 100分の50
- (3) 3人 100分の50
- (4) 4人 100分の55
- (5) 5人以上 100分の60

2～4 略

(葬祭補償)

第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭補償として、葬祭を行なう者に対して、補償基礎額の60倍に相当する金額を支給する。

附 則

第3条 適用日の前日において現に改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例の規定による休業補償又は第一種障害補償を受けることができる者には、改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)の規定による休業補償又は障害補償年金を支給する。

(遺族補償の支給に関する暫定措置)

第4条 適用日から10年以内に非常勤消防団員等が死亡した場合における当該死亡に関し、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が遺族補償年金の最初の支給に先だって申し出たときは、補償基礎額に400を

る。

2 前項の申出は、遺族補償年金の最初の支給に先立ってしなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支給を受けた場合であっても、当該遺族補償年金を支給すべき理由が生じた日の翌日から起算して1年を経過する日まで間は、当該申出をすることができる。

3 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が2人以上ある場合には、第1項の申出はこれらの遺族がそのうち1人を代表者に選任し、その代表者がするものとする。

4 第1項の申出は、同一の事由につき2回以上することはできない。

5 前払一時金の額は、補償基礎額の1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから第1項の申出をする者が同項の申出において選択した額とする。ただし、当該申出が第2項ただし書の規定によりされる場合には、補償基礎額の1,000倍に相当する額から当該申出がされる日の属する月までの期間に係る遺族

乗じて得た額を一時金として支給する。

2 前項の一時金が支給される場合には、当該非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、次に掲げる額の合算額が当該一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 一時金が支給された月の翌月から1年を経過した月前に支給されるべき遺族補償年金の額

(2) 一時金が支給された月の翌月から1年を経過した月以降各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5にその経過した年数（当該年数に1未満の端数を生じたときは、切り捨てるものとする。）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額の合算額

補償年金の額の合算額を控除した額を超えることができない。

6 前払一時金が支給される場合における当該非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によりされた場合には、当該申出がされた日の属する月の翌月）から、その月以降の各月に支給されるべき遺族補償年金の額（前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金については、その額を、1に当該最初の遺族補償年金の支給期月から当該各月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）1年につき100分の5を加算して得た数で除して得た額）の合算額が当該前払一時金の額に達する月まで、その支給を停止する。

7 前払一時金は、和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（昭和
年和泉市条例第 号）による改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例（附則第6条において「新条例」という。）の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。

（他の法律による給付との調整）

第6条 略

3 第1項の一時金は、新条例の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。

（他の法律による給付との調整）

第6条 略

2 障害補償年金若しくは遺族補償年金を受ける権利を有する者若しくはその者の父母若しくは養育者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当を受ける場合又は障害補償年金を受ける権利を有する者の父母若しくは養育者が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当若しくは特別福祉手当を受ける場合には、当分の間、自治省令の定めるところにより規則で定める場合に応じ、新条例による障害補償年金又は遺族補償年金の各月分の額から自治省令の定めるところにより規則で定める額を減じた額を当該各月の額として支給する。

別表第1 補償基礎額表（第5条関係）

（表略）

別表第2 障害補償表（第9条、第11条関係）

等級	倍数	身体障害
第1級	313	1～9 略
第2級	277	1～4 略
第3級	245	1～5 略
第4級	213	1～7 略
第5級	184	1～6 略
第6級	156	1～7 略
第7級	131	1～13 略

2 障害補償年金若しくは遺族補償年金を受ける権利を有する者又はその者の父母若しくは養育者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当若しくは重度精神薄弱児扶養手当法（昭和39年法律第134号）の規定による重度精神薄弱児扶養手当を受ける場合には、当分の間、自治省令の定めるところにより規則で定める場合に応じ、新条例による障害補償年金又は遺族補償年金の各月分の額から自治省令の定めるところにより規則で定める額を減じた額を当該各月分の額として支給する。

別表第1 補償基礎額表

（表略）

別表第2 障害補償表

等級	倍数	身体障害
第1級	280	1～9 略
第2級	248	1～4 略
第3級	219	1～5 略
第4級	191	1～7 略
第5級	165	1～6 略
第6級	140	1～7 略
第7級	117	1～13 略

第 8 級	503	1 ~ 11 略
第 9 級	391	1 ~ 14 略
第 10 級	302	1 ~ 10 略
第 11 級	223	1 ~ 9 略
第 12 級	156	1 ~ 14 略
第 13 級	101	1 ~ 10 略
第 14 級	56	1 ~ 10 略

備考 略

第 8 級	450	1 ~ 11 略
第 9 級	350	1 ~ 14 略
第 10 級	270	1 ~ 10 略
第 11 級	200	1 ~ 9 略
第 12 級	140	1 ~ 14 略
第 13 級	90	1 ~ 10 略
第 14 級	50	1 ~ 10 略

備考 略

議案第 16号

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を
改正する条例制定について

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

昭和50年3月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を
改正する条例(案)

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和49年和泉市条例第2
5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、
次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主としていた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

第4条第2項中「、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し又はその者と生計をともにした者を先にし」を削る。

第5条を次のように改める。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては100万円とし、その他の場合にあっては50万円とする。

第10条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第1項を次のように改める。

第10条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯王の負傷（以下「世帯王の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 30万円
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 60万円
- ウ 住居が半壊した場合 70万円
- エ 住居が全壊した場合 100万円

- (2) 世帯王の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 30万円
- イ 住居が半壊した場合 40万円
- ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 70万円
- エ 住居の全体が損壊し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別事情があった場合 100万円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

最近の社会経済諸情勢の変化にかんがみ、災害弔慰金及び災害援護資金の貸付限度額の引上げを行い、もって自然災害により被害を受けた個人の救済措置としての一層の役割を果たすため、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律及び同法施行令の一部が改正されたことに伴い、本市においても所要の規定の整備を行う必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

議案第16号参考資料

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
<p>(災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、<u>法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主としていた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。</u></p> <p>(2) <u>前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。</u></p> <p>ア 配偶者</p> <p>イ 子</p> <p>ウ 父母</p> <p>エ 孫</p> <p>オ 祖父母</p> <p>2 前項の場合において同順位の父母については<u>養父母を先にし実父母を後にし、同順</u></p>	<p>(災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、<u>法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。</u></p> <p>(1) <u>配偶者</u></p> <p>(2) <u>子</u></p> <p>(3) <u>父母</u></p> <p>(4) <u>孫</u></p> <p>(5) <u>祖父母</u></p> <p>2 前項の場合において、<u>父母及び祖父母に</u>については、死亡した者の死亡の当時その者</p>

位の祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 略

4 略

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔遺金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、100万円とし、その他の場合にあっては50万円とする。

(災害援護資金の限度額等)

第10条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の他額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 30万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損

によって生計を維持し又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 略

4 略

(災害弔慰金の額)

第5条 災害弔慰金の額は、災害により死亡した者1人当たり50万円とする。

(災害援護資金の限度額等)

第10条 災害援護資金の貸付限度額は、次の表の左欄に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる額とする。

世帯主が、療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合	30万円
住居が全壊した場合	50万円
住居が半壊した場合	30万円
家財について、被害金額がその他額のおおむね3分の1以上の損害を受けた場合	20万円

害がない場合	60万円		
ウ 住居が半壊した場合	70万円		
エ 住居が全壊した場合	100万円		
(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合			
ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合	30万円		
イ 住居が半壊した場合	40万円		
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）	70万円		
エ 住居の全体が損壊し、若しくは流出し、又はこれと同等と認められる特別事情があった場合	100万円		
2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。		3 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。	

議案第1号

昭和50年度 大阪府和泉市一般会計予算

昭和50年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19,308,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的・現
度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000
・000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用
することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に
過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

昭和50年3月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 市 税		3,594,043 円
	1. 市 民 税	1,917,884
	2. 固 定 資 産 税	1,055,373
	3. 軽 自 動 車 税	31,220
	4. 市 煙 草 消 費 税	209,672
	5. 電 気 税	157,728
	6. 灯 塔 税	13,440
	7. 特 別 土 地 保 有 税	59,361
2. 地 方 譲 与 税	8. 都 市 計 画 税	149,365
		35,700
3. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	35,700
		88,100
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	88,100

4. 国有提供施設等所在町 村 交付金		1 9,534
5. 地方 交付 税	国有提供施設等所在市 村 交付金	1 9,534
		2,417,913
	1. 地方 交付 税	2,417,913
6. 交通安全対策特別交付金		1 3,000
	1. 交通安全対策特別交付金	1 3,000
7. 分担金及負担金		9 0,758
	1. 分 担 金	8,692
	2. 負 担 金	8 2,066
8. 使用材料及手数料		8 7,677
	1. 使 用 材 料	6 9,670
	2. 手 数 料	1 8,007
9. 国庫支出金		2,672,762
	1. 国庫負担金	1,097,865
	2. 国庫補助金	1,550,408
	3. 国庫委託金	2 4,489

款	項	金額
10 府支出金		2,796,513
	1. 府負擔金	85,060
	2. 府補助金	2,651,567
	3. 府委託金	59,468
	4. 府交付金	418
11. 財產收入		5,849
	1. 財產運用收入	5,799
	2. 財產売却收入	50
12. 寄附金		4,000
	1. 寄附金	4,000
13. 繰入金		100
	1. 基金繰入金	100
14. 諸収入		908,746
	1. 延滞金	2,500
	2. 市預金利子	16,100

	3. 貸付金元利収入	119,318
	4. 受託事業収入	51,176
	5. 雑収入	719,652
15. 市債		6,537,105
	1. 市債	6,637,105
歳入合計		1,930,880

歳出

款	項	金額	種
1. 歳入		141,172	雑
	1. 歳入	141,172	
2. 歳出		2,932,802	
	1. 総務管理費	692,266	
	2. 徴収税費	243,364	
	3. 戸籍住民基本台帳費	108,888	
	4. 選挙費	40,155	

款	項	額
5.	統計調查費	23,958
6.	監查委員費	1,168.7
7.	同和对策費	1,812,484
3.	民生費	3,401,651
1.	社会福祉費	1,279,958
2.	児童福祉費	1,293,383
3.	生活保護費	827,326
4.	災害救助費	984
4.	衛生費	770,526
1.	保健衛生費	260,859
2.	清掃費	472,529
3.	墓地管理費	37,138
5.	労働費	66,512
1.	失業対策費	66,512
6.	農林水産業費	146,433

	1. 農	業	費	146,197
	2. 林	業	費	236
7. 商	工	工	費	110,314
	1. 商	工	費	110,314
8. 土	木		費	3,586,719
	1. 土	木	管理費	203,746
	2. 道	路	橋梁費	718,258
	3. 河	川	水路費	44,350
	4. 都	市	計画費	841,894
	5. 住	宅	費	1,778,471
9. 消	防		費	324,584
	1. 消	防	費	324,584
10. 教	育		費	6,552,717
	1. 教	育	総務費	292,065
	2. 小	学	校費	1,211,474
	3. 中	学	校費	4,562,973

款	項	金額
4.	幼稚園費	176,120 円
	社会教育費	79,720
	保健体育費	228,363
11. 公債		1,155,970
12. 諸支出金	1. 公債費	1,155,970
		89,400
	1. 開発公社貸付金	88,900
2. 災害援護資金貸付金		500
	1. 予備費	30,000
歳出合計		1,930,880

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
都市計画街路泉大菅阪本線用地取得事業	昭和50年度	131,000 円
	昭和54年度	

東松尾山整備用地取得事業	昭和50年度 昭和51年度	14,000
市道唐国池田線用地取得事業	昭和50年度 昭和51年度	46,200
環境改善整備地区内道路用地取得事業	昭和50年度 昭和53年度	333,500
公共駐車場用地取得事業	昭和50年度 昭和53年度	216,000
診療所整備(拡張)用地取得事業	昭和50年度 昭和53年度	120,600
共同浴場整備用地取得事業	昭和50年度 昭和53年度	228,000
学校用地取得事業	昭和50年度 昭和53年度	450,000
南松尾幼稚園用地取得事業	昭和50年度 昭和54年度	50,000

事 項	期 間	限 度	額
和泉市土地開発公社に委託し先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子 (債務保証)	昭和50年度 昭和54年度	元金 1,589,300 及びその利子	円
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の元金及びその利子 (債務保証)	昭和50年度 昭和54年度	元金 1,585,000 及びその利子	
純債務負担分計		1,589,300	

第3表 地方債

起債の目的	総額	起債の方法	利率	償還の方法		
				償還期限	償還期間	償還方法
退職手当 (仮)	円 63,800	普通貸借又は証券発行	年%以内 10.0	年以内 25	年以内 3	半年賦、年賦元利均等又は当初発行額の3%以上半年賦償還
解放総合センター建設事業	772,000	同上	10.0	25	3	期間は短縮しもしくは繰上償還又は低利に借替えることができる
老人憩の家建設事業	227,000	同上	10.0	25	3	同上

保育園建設事業	25,400	同上	100	同上	25	3	同上	同上
国民年金保険事業	1,106	同上	無利子	大阪府	無		同上	上
災害援護資金貸付事業	500	同上	100	同上	20	3	半年賦、元賦元 利均等又は当初 発行額の3%以 上半年賦償還	上
農道整備事業	20,200	同上	100	同上	20	3	同上	上
(株) 身体障害者福祉会館建設事業	293,698	同上	100	同上	20	3	同上	上
土木事業	203,200	同上	100	政 府 の 他 の	25	3	同上	上
都市計画事業	200,000	同上	100	同上	25	3	同上	上
改良住宅建設事業	425,587	同上	100	同上	25	3	同上	上
消防施設整備事業	18,400	同上	100	同上	20	3	同上	上
義務教育施設整備事業	438,814	同上	100	同上	25	3	同上	上
市民体育館建設事業	106,700	同上	100	同上	20	3	同上	上
不燃性廃材処理取得事業	531,500	証券発行	100	交付公債	20	3	同上	上
合 計	7,068,605							

昭和 50 年度 大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算

昭和 50 年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,687,294 千円と定める。

2. 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項、ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の流用。

昭和 50 年 3 月 11 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

歳入

款	項	金額	額
1. 国民健康保険料		553,003	円
2. 一部負担金	1. 国民健康保険料	553,003	
3. 使用料及手数料	1. 一部負担金	10	
4. 国庫支出金	1. 手数料	81	
5. 府支出金	1. 国庫負担金	997,808	
6. 諸収入	2. 国庫補助金	880,651	
	1. 府補助金	117,157	
		31,147	
		31,147	
		75,245	
	1. 延滞金及過料	148	
	2. 預金利子	500	
	3. 雑収入	74,597	
7. 繰入金		30,000	
	1. 一般会計繰入金	30,000	
歳入	合計	1,687,294	

歳 出

款	項	額
1. 総務費		78,258
	1. 総務管理費	19,997
	2. 徴収費	57,473
	3. 運営協議会費	588
	4. 趣旨普及費	200
2. 保険給付費		1,587,540
	1. 療養諸費	1,567,040
	2. 助産費	19,000
	3. 葬祭費	1,500
3. 保健施設費		700
	1. 保健施設費	700
4. 公債費		1,338,1
	1. 一般公債費	1,338,1
5. 諸支出金		2,415
	1. 償還金及還付加算金	2,415
6. 予備費		5,000
	1. 予備費	5,000
歳出	合計	1,687,294

議案第 3 号

昭和 5 0 年度 大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算

昭和 5 0 年度和泉市の土地区画整理事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 3 3, 5 9 8 千円と定める。
 2. 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

昭和 5 0 年 3 月 1 1 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		歳 出	
款	項	金	額
1. 国 庫 支 出 金			1 3 3, 7 6 9 円
	1. 国 庫 支 出 金		1 3 3, 7 6 9
2. 府 支 出 金			9 1, 5 5 0
	1. 府 負 担 金		9 1, 5 5 0
3. 繰 入 金			8, 2 7 9
	1. 繰 入 金		8, 2 7 9
歳 入 合 計			2 3 3, 5 9 8

歳 出

款	項	金 額
1. 土地区画整理費		233,598 円
	1. 土地区画整理費	233,598
歳 出	合 計	233,598

議案第4号

昭和50年度 大阪府和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

昭和50年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ150,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

昭和50年3月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 歳入歳出予算

歳入		歳出	
款	項	項	額
1. 市	債		150,500 円
	債		150,500
	債	1. 市	150,500
	債	合計	150,500

歳出		歳入	
款	項	項	額
1. 公共用地先行取得費			150,500 円
			150,500
		1. 公共用地先行取得費	150,500
		合計	150,500

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
				資金区分	償還期限	償還期間
公共用地先行取得事業	150,500 円	普通貸借又は証券発行	年%以上100	政 府 その他	年以内10	年以内2
						措置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借替えることができる。

議案第 5 号

昭和 5 0 年度 和泉市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 昭和 5 0 年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	3 1,8 0 0 戸
(2) 年間総給水量	9,0 1 7,9 2 4 m
(3) 一日平均給水量	2 4,7 0 6 m
(4) 主要な建設改良事業	和泉上水道第 3 回拡張事業 5 1 1,0 0 0 千

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	水道事業収益	7 9 1,5 3 8 千
第 1 項	営業収益	7 0 1,5 3 8 千
第 2 項	営業外収益	9 0,0 0 0 千
支 出		
第 1 款	水道事業費用	8 9 7,4 4 7 千
第 1 項	営業費用	7 4 2,4 3 0 千
第 2 項	営業外費用	1 5 4,0 1 7 千
第 3 項	予備費	1,0 0 0 千

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	資本的収入	6 7 7,5 0 0 千
第 1 項	企業債	5 1 0,0 0 0 千
第 2 項	負担金	7,5 0 0 千

第 3 項 工 事 負 担 金 1 6 0,0 0 0 円

支 出

第 1 款 資 本 的 支 出 7 5 4,5 0 5 円

第 1 項 建 設 改 良 費 7 0 5,3 5 8 円

第 2 項 企 業 債 償 還 金 4 9,1 4 7 円

(企 業 債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
和泉上水道 第 3 回拡張事業	4 9 5,0 0 0 円	証書借入 又は 証券発行	1 0 %以内	借入れた日から据置期間を含めて 3 0 年以内に元利均等又は元金均等償還する。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をし又は、低利債に借換えることができる。
配水管整備事業	1 5,0 0 0 円			

(一 時 借 入 金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、7 0 0,0 0 0 円と定める。

(予 定 支 出 の 各 項 の 経 費 の 金 額 の 流 用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項 目	金 額
1. 営 業 費 用 原水及び浄水費	2 1 2,0 8 8 円
2. 営 業 外 費 用 支払利息及び 企業債取扱諸費	1 5 3,9 6 7 円

(議 会 の 議 決 を 経 ね ば 流 用 す る こ と の で き な い 経 費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職 員 給 与 費 3 1 9,0 8 1 円
2. 交 際 費 6 0 0 円

(た な 卸 資 産 の 購 入 限 度 額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、1 1 3,6 5 4 円と定める。

昭和50年3月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

議案第6号

昭和50年度和泉市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和50年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		120床		
(2) 年 間 患 者 数	入 院	4,848人	外 来	9,771人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	入 院	120人	外 来	309人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	器械備品購入費	6,000千円	調査費	500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	病院事業収益		64,499千円	
第1項	医業収益		62,012千円	
第2項	医業外収益		2,487千円	
		支	出	
第1款	病院事業費用	89,683千円		
第1項	医業費用	80,501千円		
第2項	医業外費用	8,882千円		
第3項	予備費		300千円	

(期間外収入)

第3条の2 期間外収入の予定額は次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款	期間外収益		40,480 円
第 1 項	期間外収益		40,480 円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

	収	入	
第 1 款	資本的収入		21,000 円
第 1 項	出資金		21,000 円

	支	出	
第 1 款	資本的支出		61,679 円
第 1 項	建設改良費		7,733 円
第 2 項	企業債償還金		53,946 円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は 550,000 円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

- (1) 医 業 費 用
- (2) 医 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 499,991 円
- (2) 交 際 費 800 円

(他会計からの補助金)

第 8 条 一般会計から、この会計へ補助する金額は、56,574 円と定める。

(棚卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、233,213 円と定める。

昭和 50 年 3 月 11 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

- 議長（池辺秀夫君） それでは、この際市長より昭和50年度の「施政方針」について披露願いたいと思います。

（市長の施政方針演説）

- 市長（藤木秀夫君） 昭和50年度の新しい会計年度を迎えるにあたり、市の行財政運営の指針となる各会計の当初予算案並びに関連諸議案の御審議を煩わします第1回定例市議会におきまして、市政を運営する所信の一端を申し述べる機会を得ましたことは、私の最も喜びとするところであります。

議員の皆様方には、平素から市政の円滑な運営に絶大な御協力、御支援を賜り、おかげをもちまして、本市の市勢は年々発展充実をいたしてまいっており、御同慶の至りでございまして、ここに改めて深甚なる感謝を申し上げる次第でございます。

顧みますれば、昭和46年12月、議員の皆様方を初め、多数の市民の御信任をいただき、市長の要職を汚しましてから今日まで早3年有余、本年度は私の任期の最終年度に当たります。この間、議員皆様方の一方ならぬ御協力によりまして、微力ながら市民福祉の増進、諸施設の整備など、行政水準の向上に配意しつつ財政の健全化のために渾身の力を傾注してまいりましたが、地方財政の硬直化が急速に進行しつつある現状の中では、健全財政を維持しつつ市民の行政需要にこたえていくことの困難性をいままさらながら痛感いたしている次第であります。しかしながら、市民生活の安定、市民福祉のための行政は、1日もゆるがせにすべきではなく、常に積極的に推進すべきであることは申すまでもありません。

私は、私の任期の最終年度にあたり、改めて地方行政の重要性についての認識を高め、全職員の英知を集め、創意と工夫をこらして、今日叫ばれている地方財政の危機を割り切るべく決意を新たにいたしている次第でございます。

すでに御承知のとおり、この重要な時期に、たまたま2人の助役がいずれも健康を害して辞職されましたが、私といたしましては、まことに残念ではございますが、健康上助役としての激務にたえがたいとのことで、やむなく辞職願を受理いたした次第でございます。時あたかも地方財政危機に直面しており、ますます私の責任の重大なことを痛切に感じている次第でございます。何とぞ議員の皆様方の絶大な御支援、御鞭撻をお願い申し上げます。

さて、これからの日本経済は、量的拡大から質的充実への転換が必要であり、従来の高度経済成長路線を転換して、安定成長と福祉向上の路線に円滑に切りかえていかなくてはならないと言われております。当面のわが国経済は、一昨年来の狂乱ともいえるインフレ状態を収束し

国際的にも調和のとれた、静かで控え目な成長路線へと移行する過程にあります。したがって最大の課題は、インフレを抑制し、経済を安定軌道に乗せることであって、政府の昭和50年の経済政策においても物価の安定を最重点の政策目標といたしております。

昭和50年度の国の予算の編成にあたっては、重点的に社会的公正の確保、国民福祉の向上と国民生活の安定を目指したと言われていますが、総体的には引き続き総需要抑制の基調のもとに編成されています。

本市における財政運営につきましては、国のこのような抑制的な基調による影響もさることながら、その財政構造からもうかがえるように、本質的な脆弱性を持っています。昭和50年度一般会計の歳入構成比でも約75%は、いわゆる依存財源であって、現行制度上の税源等十分勘案し、産業構造の改革等をも含めた抜本的な体質改善が必要であると存する次第であります。

昭和50年度の当初予算の編成にあたりましては、本市の持つ体質的な財政構造の脆弱性を克服し、現行制度をフルに活用して最大限の財源の確保に努め、かつ市民福祉の向上、義務教育施設の整備充実、都市施設の基盤整備等に配慮しつつ、重点的な財源の配分に留意し、年間を通じた総計予算を編成いたしました次第でございます。

特に昨年の高率な人動に基づく人件費の急増を契機として地方財政の危機が叫ばれ、住民の世評も厳しいものがござりますが、新年度の財政運営につきましては、市の行財政全般について徹底的に精査検討を行い、補助、負担金等の整理、庁費の節約、管外出張旅費の抑制など、きめ細かく経費の節減合理化を図ってまいり所存でございます。また、職員給与等につきましても、その実態に分析検討を加えまして、給与水準の適正化等につきまして裕段の努力を傾注してまいり所存でございます。

以上、申し述べました基本的な考え方に立って昭和50年度予算を編成いたしましたのでございまして、以下その内容について御説明申し上げます。

まず、本年度における市政運営の具体的目標を

1. 社会福祉の充実
2. 教育の振興
3. 住みよい環境づくり
4. 財政運営の健全化と財政秩序の確立

の4つの柱に統轄し、総合的かつ計画的に行財政の運営を行ってまいり所存でございます。

一般会計予算は193億880万円で、昭和49年度当初予算と比較いたしますと、実に7.6億34万円の増加で6.9%と近年にない大幅な伸びとなっております。

特別会計予算は、総額20億7千139万2千円でございまして、昨年度当初予算と比較いたしますと、7億6千260万9千円の増加で58.3%の伸びとなっております。

企業会計予算は、26億1千231万4千円でございまして、昨年度当初予算と比較いたしますと、4億7千87万円の増加で22%の伸びとなっております。本市の昭和50年度の予算総額は239億9千250万6千円と相なり、前年度当初予算と比較いたしますと、58.3%の伸びとなっております。

以下、予算に計上いたしました主なる内容について申し述べたいと存じます。

まず、第一の柱「社会福祉の充実」でございますが、高度経済成長政策のひずみの是正という意味をも含めて、社会的公正の確保は国民的課題でございます。今日、市民的コンセンサスが得られるものと確信いたしております。社会的公正を実現する上から最も重要な施策として、老人、身体障害者等多くのハンディキャップを持った人々に対し、極力社会保障の充実を図ってまいりたいと存じます。具体的には身体障害者及び精神薄弱者に対する給付制度の充実を初め、盲人の方々に各種の情報を提供するため、盲人広報を実施すべく所要の措置を講じてございます。精神薄弱児等の教育は、保護者の最も心を痛めるところでございまして、その通学を容易ならしめ、勉学の機会を多くするため、堺、泉佐野養護学校へ通学される児童、生徒に対する通学費を全額市負担とすべく措置したものでございます。

老人福祉につきましても、市民交通傷害保険制度への加入を促進するため、従来の67才以上半額減免の制度を65才以上に拡大いたしてございます。

次に、最も市民的要望の強い乳幼児保育対策につきましても、その充実整備を図るべく保育園の増園を初め、内容の充実により一層の努力を配したものでございます。

他方、交通事故の多発する情勢と難病、奇病の発生する中で、必要とする輸血用血液の供給は国民的善意に頼る現行献血制度に依存しているが、この制度のより一層の進展のため、本年度所要の措置を講じたものでございます。

次に、国民健康保険事業につきましては、皆様方も御承知のとおり、抜本的な改革が漸行されない限り、当事業の財政的危機は避けることのできない状況に立ち至っております。しかし、当事業を維持してまいるには、暫定的措置として一般会計の繰出金の増額を図るとともに、相互扶助共済の理念に基づき負担の限界を十分考慮の上、保険料金の改定をお願いいたしておりますが、恒久的には、国民健康保険財政の抜本的再検討を関係機関に強く要望してまいる覚悟でございます。

次に、病院事業でございますが、昭和49年度において、国の施策に応じて公立病院特例債を発行し、過去の不良債務の解消を図ったものでありますが、なお、厳しい経営状態を続けて

いる実情であります。

本年度におきましては、一般会計からの繰出金の上に特例債の利子相当分を補給し、病院事業の経営を援助いたしますとともに、懸案の増設事業について早期に具体化に向け取り組む所存でございます。

次に、第二の柱「教育の振興」でございますが、国民的資産でございます児童、生徒の教育については、私の最も重要視いたしている事項でございます。このため義務教育施設整備につきましては、過去の実績でも示すとおり、校舎の新增改築を初め、プール等の建設に格段の措置を講じておるものでございます。

特に阪和線以西における生徒の増加に対処し、将来の展望に立って、現中学校のマンモス化の解消を図り、適正規模の仮称第2和泉中学校の建設事業費を措置いたしております。

また、学校教育の充実につきましても、計画的な図書整備に努め、給食燃料費の全額市負担に踏み切る等、父兄負担の軽減に微力ながら意を配したものでございます。

また、社会体育施設につきましても、市民の積年の願望であった市民体育館建設の実現に積極的取り組み、所要の措置を講じました。

次に、第3の柱「住みよい環境づくり」でございますが、いまや、市民はその価値観も変わり、華麗な消費生活を賛美するよりも緑豊かな自然環境を保全し、明るい太陽の光を享受する快適な生活環境を求めていると存じます。本市は、幸い、まだ乱開発の災いを全面的にこうむってはありません。この自然の環境を十分に活かした秩序ある町づくりは、われわれに課せられた重大な責任でもあります。

このような観点から、住宅公団関連の道路整備事業、大阪府施行による南大阪湾岸流域下水道事業等の促進のため、所要の措置を講じたものでございます。その他街路事業の整備を初め道路、下水排水路等、生活関連施設の整備充実に特段の措置を講じたものでございます。

緑あふれる和泉の自然を後世代に継承することは、われわれ、現在に生きる住民に課せられた責務であると考えております。自然を開発から守り、市民の日常生活の周辺に豊かな緑を保全してまいるために、公園、緑地の計画には積極的に取り組み、住民の協賛をも得て、公園施設の整備に特に意を配したものでございます。

次に、同和対策事業でございますが、同和問題の解決は、国及び地方公共団体の責務であり同時に国民的課題であるとの認識に立って、積極的に対処いたしてまいっているところでございますが、同和対策事業特別措置法も施行後すでに6年を経過いたしており、残り期限内に諸施策の万全を期すべく、全力を傾注してまいる所存でございます。

上水道事業につきましては、豊富で清浄な水を全市に供給することを基本理念として、未給

水地域への給水施設の整備促進と水資源確保を軸に事業化を計画しております。したがって、これら計画の遂行にあたっては、水道財政の安定も、これまた当然のことでもありますので、公営企業法等の趣旨にのっとり、新規加入者より加入金を、また、現行の工事負担金等制度の充実と、一層の事業促進をはかるよう措置したものでございます。

次に、消防防災対策につきましては、年次計画に基づく基礎的資材の整備充実に配慮してまいりましたが、特に近年、山林火災が多発している現状にかんがみ、山林火災用施設整備の充実に努力いたしましたものでございます。また、救急業務が市民生活の中に欠くことのできない重要な役割りを果たしており、その体制の整備充実の必要性に基づき、救急車の買いかえ等、必要な措置をいたしましたものでございます。

次に、商工業の振興につきましては、最近の厳しい経済情勢にかんがみまして、一昨年11月、各界の英知を集め発足いたしました商工業振興対策審議会におきましては、1年半有余の長期間にわたり、本市商工業振興の将来方向と施策のあり方について終始熱心な論議を賜り、近く正式答申予定の運びに至っております。市といたしましては、その趣旨を十分尊重し、本市の実情に適合した適切な施策の具体化と所要の措置を講ずるため、特に本年度重点政策といたしましては、官民一体の商工業振興推進のための環境づくりを初め、各業界との異業種間提携、さらに長期産業ビジョン実現のための核として、府立産業指導研究所の誘致を積極的に促進してまいり所存であります。

また、現下の厳しい企業経営環境を克服するため、融資制度の整備強化策として、預託金の増額、貸付限度額の引上げ並びに借受企業の事後経営指導の実施を図る所存であります。

また、労働力確保対策と相まって中小企業従業員福祉対策の推進を期するため、本年7月には、勤労青少年ホームの完成を初め、国の施策に基づく中小企業退職金共済制度の加入促進助成、近い将来を期して、市独自の互助会制度発足準備のための基金積立制度を創設してございます。また、最近の不況下の物価事情に対処して、消費者教育の啓蒙普及並びに消費者団体の育成助成等、国、府の関係機関の連携を密にしつつ、住民の生活安定策を促進してまいり所存でございます。

次に、第4の柱でございますが、「財政運営の健全化と財政秩序の確立」については、私が市長就任のときから常に意を用いてまいったところであり、健全財政の維持は、私には最大の念願であります。しかしながら、本市の財政基盤は、冒頭でも申し述べましたとおり、きわめて脆弱な体質を持っています。

産業構造は繊維関連産業に偏重いたしており、現行税制による大きな税源である大規模工業は立地せず、市税の歳入構成に占める割合は、ここ数年、20%台でございまして、地方財政

計画による40%台を大きく下回っております。しかしながら、行政需要は年々激増いたしてまいっており、人口の増加に伴い、さらに緊増してまいる傾向が顕著であって、健全な財政運営は困難化してまいっております。

このような財政事情にかんがみまして、昭和50年度の予算の編成に際しましては、いわゆる冗費の節減に厳しく対処いたし、財源の効率的な使用に勇断をもって臨んだのでございますが、今後、予算の執行にあたっては、さらに効率化を遂行してまいる所存であります。他方財源の確保につきましては、法人市民税の超過課税はそのまま継続いたすとともに、市税全般について適正、公平な課税を行うのはもとより、国、府補助金の増額、長期低利の資金導入など財源の確保に全力を傾注いたす所存でございますので、議員各位の絶大なる御支援をお願い申し上げます。

次に、財政秩序の確立につきましては、市長会等の組織活動を中心に、機会あるごとに国や府に陳情を重ねてまいっていますが、依然として多額な超過負担が生じており、事務配分の適正化と税財源の再配分、超過負担の完全解消を目途に、積極的に行動してまいりたいと存じている次第でございます。

以上、昭和50年度の市政運営について申し述べてまいりましたが、本市は住民生活の安定や福祉の向上を図るための行政需要は山積されており、他方、収入面においては、昨年来の経済の安定成長への移行の影響を受け伸び悩みを示しており、ますます困難な状態になるものと予測されますが、先にも申し述べましたとおり、全職員の力を結集し、市民の信託にこたえるべく心を新たに、この難局に対処してまいる所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ微意のあるところをおくみ取りくだしまして、格段の御協力、御支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。はなはだまずい説明でございまして恐れ入ります。御静聴ありがとうございました。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 昭和50年度施政方針要旨の説明が終わりました。

先ほど一括上程いたしました議案に対して、提案理由の説明を願いたいと思います。まず、教育委員会所管の議案から説明を願います。

○ 教育次長（阪東重信君） それでは、11ページでございます議案第7号「青年学級の開設について」の提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、昭和50年度において開設しようとする青年学級の決定するについて、青年学級開設振興法第5条の規定に基づき、議会の議決を得なければならない法的手続をお願いいたすも

のでございます。

内容としたしましては、勤労青年を対象とする青年学級は、昭和50年度においては、和泉青年学級、北池田青年学級、南池田青年学級、横山青年学級を予定し、4月1日から翌年3月31日にかけて開設期間といたしております。

開設場所は、青少年会館、北池田小学校、南池田公民会館、横尾中学校とし、学習内容は、一般教養、一般社会、書道、茶道、華道を予定いたしております。

学習期間については、各学級とも年間を通じ百時間を計画いたしておりますので、よろしく御審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げます、提案の理由並びに内容の説明を終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、総務関係について説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは、お許しを得まして、総務関係の諸議案についての提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

まず、議案第8号でございまして、つづりの14ページでございます。「和泉市公共用地先行取得事業特別会計設置条例制定について」でございまして、提案の理由並びにその内容をご説明申し上げます。

土地計画事業は秩序ある町づくりに重要な役割を受け持っておことは御承知のとおりでございますが、これを促進させるためには、用地の取得がまず第一でございます。ところが、最近、用地買収等が非常に困難な実情になってまいっておりますので、これを円滑に運営し、その整備の適正を図るために、公共用地先行取得事業特別会計を設置する必要がありますので、本条例を御提案申し上げた次第でございます。

その内容でございますが、まず、第1条では、地方自治法第209条第2項に基づきまして特別会計を設置することを規定いたしましたものでございます。

第2条は、この会計の歳入歳出について定めたものでございまして、歳入には、起債一般会計繰入金をもって充てることといたしており、歳出の科目は、公共事業用地費、物件補償費、職員給与費、借入金の利子及びその他の諸支出と定めてございます。

なお、この条例は昭和50年4月1日から施行することといたしてございます。以上が議案第8号の内容でございます。

引き続きまして、44ページにございます議案第14号、「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」でございまして、児童福祉施設でございます保育園2園の増設に伴いまして、保母施設員と、その他の職員を増員する必要がございますので、所要の職員の定数を増員いたしたく、本条例と御提案申し上げた次第でございます。

それでは、その内容について申し上げます。和泉市職員定数条例第2条の中の(2)に、市長の補助機関たる職員で、一般会計で給与を支弁する職員数の690人を83人増員いたしまして、773人に改めようとするものでございます。そのうち、福祉事務所職員288名とございますものを377人に改めるものでございます。

福祉事務所の職員377人につきましては、本庁福祉事務所に勤務する職員を初め、保育園等、福祉施設に従事する職員数を定めたものでございます。

なお、この条例は、昭和50年4月1日から施行することといたしてございます。

以上、簡単でございますが、議案第14号の提案理由並びに内容の説明を終わります。

引き続きまして、日程10、議案第16号、63ページでございますが、「和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について」提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、本制度は、自然災害により被害をこうむった個人に対する救済措置といたしまして、去る71国会において立法化され、昭和49年1月1日より施行され、それに伴い本市におきましても条例制定が行われ、昭和49年10月15日から施行されているものでございます。しかし、最近の社会経済の諸情勢の変化にかんがみまして、災害弔慰金の支給額及び災害援護資金の貸付金限度額の引き上げを行い、自然災害により被害をこうむった個人に対する救済措置としての一層の役割りを果たすべく、このたび法律改正が行われたものであります。すなわち第74国会において、参議院災害対策特別委員会の委員長提案として、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案が提出され、可決されたものでございまして、同法施行令の一部改正とあわせて、昭和50年1月23日に公布、同日から施行されております。

この法律及び同法施行令の一部改正に伴いまして、本市におきましても、法律改正の趣旨及び内容に基づき、所要の規定の整備を行う必要がございますので、本条例案を御提案申し上げます。

それでは、内容の御説明を申し上げます。まず、第4条は、災害弔慰金を支給する遺族の順位について、一部改正いたしましたものでございます。同条第1項の遺族の順序につきまして、遺族のうち、死亡者が死亡当時において、その生計を主としていたものを先とし、その他のものを後とするよう改正したものでございます。

また、この改正に伴いまして、同条第2項のうち、一部重複する部分ができますので、これを削除いたしましたものでございます。

第5条は、災害弔慰金の額の改正でございますが、これまで死亡者1人当たり50万円とい

だしておりましたのは、死亡者が災害弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合にあっては100万円とし、その他の場合にあっては50万円といたすものでございます。

第10条第1項は、災害援護資金の貸付限度額の改正でございます。災害による被害の種類及び程度について想定されるあらゆる範囲に細区分いたしたものであり、その区分に応じて貸付限度額を、これまでの50万円、30万円、20万円とございましたものを、100万円、70万円、60万円、40万円、30万円にそれぞれ改正しようとするものでございます。

また、同条第1項の改正により、被害の種類及び程度が細区分されることによりまして、同条第2項の規定は不要となりますので、これを削除し、第3項を第2項とするものでございます。

なお、本条例の施行期日は、公布の日からといたしてございます。

以上、議案第16号の提案の理由並びに説明を終わらしていただきます。何とぞ慎重御審議の上、原案どおり可決御決定されますようお願いいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、産衛部関係について説明を願います。
- 産業衛生部長（宇沢 清君） お許しを得まして、ただいまご上程をいただきました議案第9号、「和泉市中小企業従業員福祉共済制度準備基金積立条例制定について」の17ページをお開き願います。

その前に、本冊19ページの理由のところにあります「和泉市商工業振興対策審議会」の前に「近く予定されている」という文が抜けておりますので、おわびを申し上げて、「近く予定されている和泉市商工業振興対策審議会の答申」というふうにご訂正をくださいますようお願い申し上げます。

まず、提案の理由につきましては、中小企業における労働力の確保及び労働福祉対策の一環といたしまして、近い将来、和泉市中小企業従業員福祉共済制度の発足を予定いたしております。その制度は、官公庁初め民間各企業におきましては、普及いたしております相互扶助の精神に基づく互助会制度でございます。会員の掛金運用により、結婚、出産、入学等各祝金や慶弔金支給を、いわゆる保険数理の原則によりまして運営するものでございます。

本制度実施に際しましては、事業主の加入協力が必要条件でございますので、発足するまでは、相当長期間にわたり制度の啓蒙と、かつ財政基盤を確立いたしておく必要がございますので、本年度におきましては、準備基金の積立を別途予算措置を講じてございます。

次に、条例の内容といたしましては、まず、第1条関係につきましては、設置規定でございます。基金設置の目的は、ただいま御説明申し上げたとおりの趣旨でございます。

第2条関係といたしましては、積立金の額を毎年一般会計予算に計上いたすものでござい

す。

第3条の関係といたしましては、積立基金は、最も確実かつ有利な内容で金融機関に保管するものでございます。

第4条関係といたしましては、基金の運用から生ずる収益は、一般会計予算に計上し、基金に編入するものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第10号、20ページをお開き願います。「和泉市職業転換準備資金の償還免除に関する条例制定について」、再三、まことに申しわけございませんが、その前に本冊21ページの条例案の下から4行目の右側の「災害、盗難その他の事故により、賃金」となっていますが、「資金」の誤りでございますので、おわび申し上げまして、訂正方よろしくお願いいたします。

まず、提案理由につきましては、今般、同和対策の一環といたしまして、府の助成制度に基づきます長年にわたり、教育と就職の機会均等から厳しく阻害されて、不安定な就業を余儀なくされてきた地区の30才以上の臨時工、日雇労働者、行商等の不安定就職者及び生活保護世帯、いずれも家計主担者並びに心身障害者等を対象として貸付金制度を創設することにより、近代産業部門への職業転換を積極的に推進いたすことに相なり、別途、予算措置を行っているものでございます。

条例の内容といたしましては、一定の要件が具備いたしなすときは、つまり借受人の芝亡、職業転換後1年以内同一事業所に常用雇用されているとき、及び就職後1年未満で離職し、災害等やむを得ない事故により償還を猶予され、なお、継続的に同一事業が存在するときは本制度の償還免除を行える趣旨のもので、ここに条例制定をしようとするものでございます。

引き続きまして議案第11号、25ページをお開き願います。

「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」、本件はし尿くみ取りに関する事で、提出議案の理由欄にも申し上げておりますとおり、し尿くみ取り業務につきましては、諸物価高騰の影響を大きく受け、受託者の経営費、すなわち人件費、燃料費のほか、設備、消耗、機材に至るまですべてが価格上昇の渦中にあります。ことに人件費につきましては、収入額の約60%に及んでいるのですが、その内容は、特殊の作業であるとはいいながら、他企業職員より比較して、本人が公人であるのが当然とされながらも、現状ではほとんど、その差が逆のような現況にあります。

また、設備費につきましても、バキュームカー2トン車1台210万円程度であったものが約270万円にも値上げがされており、また、燃料、消耗機材、くみ取り方式等にあっても、す

べてが上昇されていることにかんがみまして、現行料金では、完全な業務遂行が期しがたいとの判断から、今回、その料金を改正いたしたく、ここにお願ひ申し上げる次第でございます。

なお、料金につきましては、御承知いただいておりますとおり、市民負担と市助成金とによつておりますもので、もとより、今回のアップしようとする額を市費の中で賄うのが本意とは存じますが、市財政負担の増高している折柄、まことに申し上げにくいのでございますが、市民の方々に1人1カ月30円の増額をお願い申し上げ、市民負担額1人1カ月130円といたしたく、また、市負担を平地で50円であったものを60円に、山間地域で市負担60円であったものを70円にしようとするものであります。

なお、改正をお願いいたしております1人1カ月130円に対し、市の助成額は、山間では53.8%、平たん部では46.1%となります。

以上、簡単であります。議案第11号の提案理由の説明を終わらさせていただきます。

引き続きまして、31ページをお開き願います。

「和泉市市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について」、御承知いただいておりますとおり、現在、市営葬儀に使用しております霊きゅう車は、公益社との委託契約により、市役所に1台の霊きゅう車と運転手が常駐いたしております。その経費につきましても、一切、公益社の負担とするところであります。現行支出いたしております委託料、1件2千300円では、人件費にも足りない実情となっております。もとより、市民の御負担をかけるべきとは考えていないのでございますが、前述のごとく、事情やむを得ないものと考えまして、今回、運用料金等の改正と相まって、現行2千300円を3千500円に改正をお願い申し上げるものであります。

なお、委託者におかれましては、運用しておられるところの認可を得た上で増額要望があったもので、従来より本料金につきましては、委託料金そのままを使用料としてきた慣例から、本条例中、霊きゅう車使用料の号を改正しようとするものであります。

改正の金額は、同条例第5条第1項第2号の、「2千300円」とあるを、「3千500円」とするものであります。

以上、簡単ですが、議案第9号、10号、11号、12号の提案の理由並びにその内容の説明にかえさせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、水道部関係について説明を願います。
- 水道部長（田中 稔君） 説明の前に、まことに恐れ入りますが、36ページの8行目でございますが、条例の第17条の2にカッコがございます。そのカッコのうしろに「工事」とい

うのがありますが、これは重複しておりますので、この工事をひとつ消していただきたいと思ひます。

それでは、議案第13号、「和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

最近の地域開発に伴う生活用水の供給について水道施設の拡張工事を大規模、かつ継続的に行わなければならないのが現状であります。しかも、これらの拡張工事費は、最近の物価高騰により、毎年増加の一途を余儀なくされており、これら投資費用の増大が、現行制度上、一般に料金の高額を招くとともに、水道財政を圧迫している一因となっております。これらの対策として、一般水道料金の高額化を防ぎつつ、料金に対する補足的手段として、加入金の採用、また、原因者負担として、工事負担金施設整備負担金制度の充実を図りたく、本案を提出さしていただいた次第でございます。

なお、本制度は、投資費用を需要家の方に一ぺんに負担していただくのではなく、投資費用の一部を直接原因者である開発者及び新規需要者に負担せしめ、負担の公平化を求めつつ、水道財政の健全化を図らんとするものでございます。

それでは、内容について申し上げます。第14条の2につきましては、従来この規定に基づき、内規において工事負担金及び開発負担金を徴収しておりましたが、今回条例化することにつき、本案を削り、第2章の2として加入金及び負担金の事項を創設するものでございます。

第17条の2は、加入金について定めたもので、給水装置の新設または改造工事の申込者から、次の表に掲げる区分、すなわち、メーター口径の13ミリ5万円、20ミリ12万円、25ミリ21万円、40ミリ58万円、50ミリ101万円、75ミリ239万円、100ミリ369万円、125ミリ以上は市長が定める額の加入金を徴収するものでございます。

また、改造工事をする場合の加入金は、新口径に係る加入金と、旧口径に係る加入金との差額を徴収することとし、第2項において、その加入金は、工事申し込みの際徴収しようと規定するものでございます。

なお、未給水地区並びに生活保護家庭等につきましては、別途減免の措置を講ずる予定でございます。

次に、17条の3でございますが、これは工事負担金について定めたものでありまして、給水のため、特に配水管その他の水道施設を必要とする場合には、当該給水を申し込もうとする者から、その受益に応じ、工事負担金を徴収せんとするものであります。これは開発者等が給水のため、特に水道施設を必要とする場合、当然、受益者負担で工事を行うものでございますが、工事完成後は、将来にわたって市がその施設を維持管理する関係上、工事の施行は市が行

い、これら工事費を給水申込者である開発者等より工事負担金として徴収せんとするものでございます。

なお、本条については、旧第14条の2に基づき、内規において、従来から工事負担金として徴収しておりましたものと同じ内容でございます。

次に、17条の4でございますが、これは施設整備負担金について定めたもので、新たに給水需要に応ずるために必要な水道施設の整備を行う費用につきましては、開発者と給水申込者から受益の度合いに応じ、施設整備負担金を徴収するものでございまして、これは開発行為により当該開発者が直接負担する部分や、拡張計画に含まれている部分を除きまして、間接的に発生いたします施設の整備改良工事に要する財源が持ち越しとなりますので、これら財源の一部を給水人口500人以上の団地または引き込み口径75ミリメートル以上の給水を申し出た開発者等に負担せしめようとするものでございます。

なお、本条についても、前条と同じく、旧第14条の2に基づく内規において、従来から特別開発負担金として開発者から徴収しておったものでございます。

また、本改正条例は、昭和50年6月1日から施行いたしますものでございます。なお、詳細につきましては、お手元に配布いたしております参考資料に記載いたしておりますので、よろしく御審議くださいます。何とぞ原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 次、消防関係について説明を願います。
- 消防長（和田増義君） お許しを得まして、議案第15号、「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

47ページをお開き願います。昨年政令365号によりまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されました。本市におきましても、この基準に従いまして、損害補償の充実を図るため、障害補償、遺族補償等の水準を引き上げるなどの改善を行う必要がございますので、本提案を提出さしていただいたものでございます。

内容につきましては、52ページ以下に参考資料として比較しながら提出さしていただいておりますので、以下、御説明申し上げます。内容の第1点につきましては、第12条に規定しております遺族補償年金の倍率を引き上げるものでございまして、補償を受けている遺族の人数の割に応じまして、現行の30%から最高60%を、最低35%から67%に引き上げようとするものでございます。

第2点は、障害補償の倍率を引き上げようとするものでございまして、これは別表2の障害補償表で規定しておりますものでございますが、障害の程度に応じまして、この表では一級から

14級まででございます。そのうち、1級から7級までは、年金として支給されるものでございます。8級以下14級までは、一時金として支給するものでございますけれども、年金の1級の現行280倍を313倍、8級の450倍を503倍と各等級に応じまして、それぞれ引き上げようとするものでございます。

第3点は、18条に規定しております葬祭補償の額を、現行では基礎額の60倍に相当する額を支給するとありますが、これを9万円にプラス基礎額の30倍に改めようとするものでございます。

第4点は、附則に規定しております遺族補償年金を一時金として支給できる、前払一時金の支給できる期間を、41年でございますが、それから10年間適用するようになっておりましたものを、20年間とし、さらに、10年間延長しようとするものでございます。

また、遺族補償の年金の額を、現行400倍までとしておりましたが、最高1千倍まで引き上げまして、さらに、800倍、600倍、400倍、200倍と5段階に分けまして、遺族の方の御希望する額を選択して申し出ることにいたしておまして、その他これらの改正に伴いまして、若干の補正を行ったものでございます。

なお、この条例は、昭和49年11月1日から適用しようとするものでございまして、よろしく御審議くださいます。原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） ここで皆さんにお諮りいたしたいと思っております。まだ、予算についての説明が残っておりますが、時間の都合上、ここで暫時休憩いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、暫時休憩いたします。

（午前11時35分休憩）

（午後1時15分再開）

○ 議長（池辺秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に予算案の説明に移ります。まず一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、土地区画整理事業特別会計予算並びに公共用地先行取得事業特別会計予算について説明を願います。

○ 総務部長（坂口礼之助君） それでは、お許しを得まして、議案第1号、「昭和50年度大阪府和泉市一般会計予算」につきまして、その内容のご説明を申し上げます。

すでに御承知のとおり、本市一般会計予算は193億880万円でございます。昭和49年度当初予算と比較いたしますと、76億34万円の増加で、64.9%の伸びとなっております。この規模は、本市にとりましては初めての大型予算でございます。これは（仮称）第2和泉中学校の新設、解放総合センターの建設など、かねてから準備を進めてまいりました大規模な事業が重なりまして、本年度普通建設事業費が108億8,194万余円と、前年度と比較いたしますと、93%とはば倍近く拡大いたしましたのが大きな原因でございます。

さて、例年予算編成の背景となります経済運営に対する政府の昭和50年度への基本的態度につきましては、従来のような高度成長は再び期待し得ず、国際的な協調の中で、静かで控え目な成長を意図していく必要があるとされております。国の予算もこのような経済見通しに立って、物価の安定を最大の課題として、引き続き抑制的な基調を堅持するという方針のもとに編成されておまして、特に昭和50年度を初年度とする新規計画の策定は行わないなど、厳しい公共投資への抑制策がとられているのでございます。

このような情勢の中で、本市の予算が起大型になったことは、一見、矛盾するやに思われるのでございますが、計上いたしました諸事業は、本市における社会的公正の確保や社会保障の充実等、市民福祉の向上並びに市民生活の安定を促進してまいるためには、いずれも欠くことのできない重要な事業でございます。総需要抑制の基調とはいえ、これら事業を積極的に推進することとは、本市行政の責任であるとの認識に基づき、勇断をもって予算の編成を行った次第でございます。

しかしながら、市長が施政方針でも再三申し上げておりましたように、本市の財政基盤はまことに脆弱でございます。108億余円の多数事業予算の財源も、そのほとんどは特定財源に依存いたしております。とりわけ、後年度に負担を及ぼす市債につきまして、総事業費の約60%に当たる64億7千万余円を求めざるを得ないということは、今後の財政運営にかなりの影響を及ぼすものと存ずる次第でございます。したがって、今後の財政の健全化のためには、よりきめの細かい節減策を推進するとともに、都市環境の整備による市民生活の安定向上、産業構造の改革による税源の倍養と、積極的な施策の展開が必要かと存ずる次第でございます。

また、一方、国に対しましては、地方行政の实情にあった税財源の適正化、再配分、超過負担の完全な解消など、地方財政の健全化を強く求めてまいりたいと存ずるものでございます。

以上のような基本的な考え方に基ついて、昭和50年度本市一般会計予算を編成いたしましたのでございます。

それでは、予算書に基づきまして、その内容を申し上げたいと存じます。

まず、予算書の1ページの第1条第1項のとおり、歳入歳出予算額193億880万円と定めるものでございまして、この予算の款、項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。それぞれの内容につきましては、後ほど事項別明細書によりまして御説明申し上げたいと存じます。

次に、第2条は、債務負担行為の限度額及び期間を定めるものでございまして、総額15億8,930万円を計上いたしました。その内容につきましては、都市計画街路泉大阪本線用地取得事業1億3,100万円、市道唐国池田線用地取得事業4,620万円、東松尾川整備用地取得事業1,400万円、環境改善整備事業として13億4,810万円、南松尾幼稚園用地取得事業500万円及び和泉市土地開発公社が取得する用地の取得事業資金の債務保証でございます。

第3条では、地方債につきまして、その起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございまして、本年度の起債総額を70億6,860万5千円に定めようとするものでございます。このうち、職員の退職金に引き当てる退職手当債及び国民年金保険事業債、災害援護資金貸付事業債、合計6,540万5千円を除いた64万7,170万円は、いずれも各種施設の建設事業資金に充当いたすものでございます。

また、最後の欄、14ページにございます不燃性塵芥処理地取得事業債5億3,150万円は、松尾寺町に約3万8千平方メートルの山間地を購入し、ここを埋め立てながら、市内で発生する不燃性塵芥の処理を行おうとするものでございまして、この資金区分は表にも記載いたしてございますように交付公債をもって充当いたしたいと存じております。交付公債とは、本来金銭で支払うべきものを、その地方公共団体の地方債を交付するものでございまして、現金の収入支出を伴いませんので、歳入歳出予算には計上しない取り扱いになってございます。

第4条につきましては、一時借入金の最高限度額を定めるものでございまして、今年度におきましては、予算規模等を勘案し、40億円といたすものでございます。

第5条につきましては、歳出予算の各項の経費を流用できるように定めるものでございます。この該当経費といたしましては、職員給与費に係る給料、諸手当及び共済費でございます。

以上が一般会計の予算でございます。

続きまして、歳入歳出予算について、事項別明細書により歳出から、その内容について御説明を申し上げたいと存じます。39ページをお開き願います。

まず、初めに議会費でございますが、議員各位の報酬手当及び共済費として9,803万9千円。事務局職員の給与費2,798万円及び議会運営に必要な経費といたしまして1,515万3千円、総額1億4,117万2千円を計上いたしてございます。

次に、総務費でございますが、総務管理費の一般管理費につきましては、特別職初め人事、財政、秘書、広報、企画、会計、交通公害の各課の職員の給与費及び非常勤嘱託員報酬といたしまして5億851万1千円。

庁内一般管理経費として7,559万1千円を計上いたしました。

文書費につきましては、市例規集追録発行経費を初め、文書管理に必要な経費475万5千円を計上いたしてございます。

広報公聴費につきましては、市民と行政を結ぶ「広報いずみ」の発行経費のほか、市政広報活動に必要な経費として、1,877万6千円を計上いたした次第でございます。

次に、財務会計管理費につきましては、予算、決算、経理、会計を初め、予算執行管理に必要な経費875万8千円を計上しており、財産管理費につきましては、財産評価委員会経費のほか、市有財産維持管理費並びに施設敷地借地料等として、2,054万4千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、企画費につきましては、団地築造に伴う行財政に及ぼす影響調査等の経費並びに事務管理費を合わせ322万円。公平委員会費につきましては、委員会の運営経費として、72万4千円をそれぞれ計上いたしました。

交通安全対策費につきましては、「交通事故をなくす運動」を初め、交通安全活動経費として387万3千円を計上。

交通傷害補償費につきましては、市民交通傷害補償費として548万1千円を計上いたしました。

交通公園費につきましては、幼、児童のための交通公園経費として16万8千円を計上、交通安全施設費につきましては、安全施設の設置及び維持補修経費として1,920万円を計上。

公害対策費につきましては、各種公害測定関係経費として488万4千円を計上いたしました。

諸費につきましては、町会活動費、防犯対策費及び市税の過誤納還付金として1,778万1千円を計上しております。

次に、徴税費でございますが、税務総務費につきましては、固定資産評価審査委員会の運営費及び徴税職員の給与費といたしまして1億6,572万4千円を計上し、その他賦課費として3,483万4千円。徴収費といたしまして、市税納期前納付報償金、納税組合補助金等、

直接市税徴収に必要な経費 4,280万6千円を計上いたしました。

戸籍住民基本台帳費につきましては、関係職員の給与費のほか、戸籍事務及び住民基本台帳事務等、諸証明事務経費といたしまして1億809万1千円及び住居表示整備費といたしましては、事務費として70万6千円を計上いたしました。

次に、選挙費でございますが、事務局職員給与費のほか、委員会運営経費として1,923万6千円を計上いたしました。本年は府議会議員及び府知事選挙が行われますので、この所要経費といたしまして945万9千円。また、市長選挙及び農業委員選挙の所要経費といたしましても、1,146万円を計上いたしてございます。

統計調査費につきましては、職員の給与費、一般統計事務費、事業所統計、国勢調査、国勢調査事後調査、農林統計ほか諸統計調査経費を合わせまして、2,395万8千円を計上いたしました。

監査委員費につきましては、事務局職員の給与費及び監査事務運営経費として1,168万7千円を計上いたしました。

同和対策費につきましては、職員の給与費及び一般対策経費として8,024万5千円。同和対策促進経費として137万円。同和更生資金運営事務経費として132万7千円。

(仮称)解放総合センター建設事業の関係経費として16億3,352万5千円。

隣保館費につきましては、職員の給与費、各種隣保館活動経費を初め、幸会館及び王子会館の維持管理に要する経費合わせまして、9,601万7千円を計上いたしてございます。

以上が総務費でございますが、合計いたしますと29億3,280万2千円と相なる次第でございます。

次に、95ページ、民生費へまいりたいと存じます。まず、社会福祉費でございますが、社会福祉総務費につきましては、職員給与費のほか、福祉団体への助成金並びに事務経費としまして、1億1,219万円を計上いたしました。

民生児童委員費につきましては、委員さんの活動経費及び運営経費として453万4千円を計上。身体障害者福祉費につきましては、主として扶助費でございますが、1,807万円を計上。それに、(仮称)身体障害者福祉会館の建設事業といたしまして、4億67万2千円を計上いたしております。

精神薄弱者福祉費で1,917万8千円を計上しておりますが、ほとんどが扶助費でございます。

老人福祉費につきましては、老人施設の収容扶助費を初め、老人福祉向上のための各種補助金等として7,447万9千円を計上。また、老人福祉対策として、老人憩の家建設事業費と

して2,845万8千円を計上いたしてございます。

老人解放センター費につきましては、老人のための学習会及び諸教室等、管理運営経費として1,299万9千円を計上いたしております。

老人医療助成費につきましては、70才以上の老人が診療を受けた場合、自己負担分を扶助するものでございまして、2億6,191万6千円を計上いたしました。

身体障害者医療助成費につきましては、医療扶助として1,384万5千円を計上してございます。

国民年金費につきましては、職員の給与費8,822万7千円を計上。また、福祉年金、拠出制年金事務経費として1,316万3千円を計上いたしましたほか、印紙購入費として2億7,324万円を計上いたした次第でございます。

共同浴場費につきましては、各共同浴場の維持運営経費でございまして、896万円を計上したものでございます。

日雇健康保険費については、事務費として2万7千円を計上しております。

次に、児童福祉費でございますが、児童福祉総務費につきましては、職員の給与費として66,794万8千円を計上。また、家庭児童相談経費及び助産施設収容者扶助費等として484万5千円を計上いたしました。

児童措置費につきましては、主として児童手当に要する扶助費でございまして、1億6千185万3千円を計上いたしました。

保育所費につきましては、職員の給与費を初め、保育材料、給食費等、管理運営経費として9億4,807万6千円を計上いたしました。

(仮称)鶴山台第2保育園建設事業につきましては、120人収容できるよう鉄筋2階建、延959平方メートルの工事費及び事務費合わせまして、本年度買戻分9,159万4千円を計上いたしました。本件につきましては、すでに債務負担行為といたしまして、工事施行中でございます。

次に、母子寮費につきましては、職員の給与費初め運営経費として、896万3千円を計上いたしました。

児童遊園管理費につきましては、5カ所の新設費並びに既設遊園の維持管理費として504万8千円を計上いたしました。

母子福祉費及び児童扶養手当費につきましては、それぞれ若干の事務費を計上いたしてございます。

次に、生活保護費でございますが、生活保護総務費につきましては、職員給与費のほか、入

院患者扶助費及び保護事務費及び保護事務費として4,777万6千円を計上いたしました。

次の扶助費につきましては、生活保護法に基づく各種扶助費でございまして、前年度の25%増の7億7,955万円を計上いたしてございます。

災害救助費につきましては最少限の経費にとどめ、一朝有事には予備費の流用等により適切な措置を講ずる所存でございまして。

以上が民生費でございまして、総額34億165万1千円と相なる次第でございまして。

次に、131ページ。衛生費でございまして、保健衛生の保健衛生総務費につきましては、職員給与費のほか、保健対策経費として1億8,980万2千円を計上いたしました。

ほか、各種予防接種費として6,758万4千円。伝染病予防対策費として18万8千円を。環境衛生費につきましては、そ族昆虫駆除等の経費、塵芥不法投棄取締経費及び公衆便所維持管理経費、合わせまして333万5千円を計上いたしてございます。

次に、清掃費でございまして、清掃総務費につきましては、職員給与費のほか、泉北環境整備施設組合分担金等といたしまして、2億1,671万6千円を計上いたしました。

塵芥処理費につきましては、ごみ収集及びし尿くみ取り関係の経費として、2億5,581万3千円を計上いたしてございます。

次に、墓地火葬場費でございまして、いずみ霊園の関係経費、下の宮墓地及び観音寺墓地運営経費、合わせまして3,718万8千円を計上いたしました。

衛生費総額といたしましては、7億7,052万6千円と相なる次第でございまして。

次に、145ページ。労働費でございまして、6,651万2千円を計上いたしてございまして。これは職員給与費のほか、一般失業対策事業費でございまして。

次に、農林水産業費にまいりたいと存じます。まず、農業費の農業委員会費につきましては委員会の運営費及び事務局職員の給与費として、1,383万1千円を計上いたしました。農業総務費につきましては、職員の給与費のほか、一般農業経費として、4,542万2千円を計上いたしました。

農業振興費につきましては、農業振興事業費を初め、農業関係団体の経費等といたしまして540万8千円を計上いたしました。

畜産業費につきましては、家畜診療等に要する経費として、266万6千円を計上いたしてございまして。

次に、農地費につきましては、土地改良事業関係費でございまして、農道、水路、ため池及び農免道路事業費といたしまして、7,887万円を計上いたしてございまして。

林業費につきましては、林業総務費として23万6千円を計上いたしました。

以上が農林水産業費でございます。総額1億4,643万3千円を相なる次第でございます。

続きまして、158ページの商工費でございますが、商工総務費につきましては、職員の給与初め、計量器検査事務、自動車運転免許等技能取得費並びに商工一般事務経費等といたしまして、4,187万9千円を計上いたしました。

商工振興費につきましては、中小企業経営指導育成費、小規模事業対策等振興費、消費経済費及び観光費といたしまして、2,024万7千円を計上いたしてございます。

雇用対策費につきましては、求人对策経費のほか、既就職者定着率向上のための経費等といたしまして、700万9千円を計上いたしました。

金融対策費につきましては、中小企業融資のための経費として、4,117万9千円を計上いたしました。

以上が商工費でございます。総額1億1,081万4千円と相なっております。

次に、169ページ、土木費でございますが、総額35億8,671万9千円を計上いたしてございます。まず、土木管理費では、職員の給与初め、土木関係、建築関係及び用地関係の一般事務費として、2億374万6千円を計上いたしました。

次に、道路橋梁費でございますが、道路橋梁総務費につきましては、職員給与として3,018万4千円。道路維持費につきましては、市内一円の一般維持費のほか、市道掘削に伴う路面復旧受託事業費等といたしまして、1億2,888万6千円。

道路橋梁新設改良費につきましては、厩田池田線新設改良費、四十分橋整備並びに北信太駅前線整備事業といたしまして、6,930万4千円。
(しじゅうつぶん)

環境改善施設整備事業費につきましては、阪和東側1号線並びに地区内道路整備事業費として4億3,252万円。

防衛施設整備事業費につきましては、上代伏屋線新設事業費として、6,241万4千円をそれぞれ計上いたした次第でございます。

次に、河川水路費につきましては、河川一般維持補修費として444万円。東松尾川河川改修費2,115万円及び市内一般用悪水路改修費として、1,876万円をそれぞれ計上いたしてございます。

次に、都市計画費でございますが、まず、都市計画総務費につきましては、関係職員の給与並びに一般事務経費といたしまして、7,391万9千円を計上いたしました。

公園費につきましては、既設公園の管理費のほか、肥子池公園、松尾寺公園、旭公園及び王子西公園の整備事業費、合わせまして2億9,858万4千円を計上いたしました。

次に、街路事業費でございますが、継続事業として実施しております和泉中央線及び和泉府中北通線と、光明池春木線及び泉大津阪本線等の街路整備事業費として2億4,963万9千円を計上いたしました。

下水道総務費につきましては、関係職員の給与費並びに一般事務経費及び南大阪沿岸流域下水道負担金等といたしまして、1億3,330万2千円を計上いたしました。

次に、浸水対策費につきましては、環境水路及び伯太北排水路整備事業費として、5,907万7千円を計上いたしてございます。

土地区画整理調査指導費につきましては、特別会計への繰出金等として、960万1千円を計上いたしてございます。

開発費につきましては、開発許可等の事務経費及び和泉府中の市街地再開発調査費等といたしまして、218万4千円を計上いたしました。

都市下水路費につきましては、府中北幹線の整備事業費といたしまして、1,568万8千円を計上いたしてございます。

次に、住宅費でございますが、住宅管理費につきましては、既設市営住宅の維持管理経費として2千870万円を計上。

住宅建設費につきましては、(仮称)和泉第3団地建設費といたしまして、17億4,977万1千円を計上いたしました。

以上が土木費でございます。

次に、203ページ、消防費でございますが、常備消防費につきましては、消防吏員の給与費初め、消防本部及び署の活動経費として、2億7,087万1千円を計上いたしました。

非常備消防費につきましては、消防団の活動経費といたしまして、2,199万3千円を計上いたしてございます。

消防施設整備費につきましては、消防機械器具、水利施設の充実を図るべく、常備消防施設費として2,365万円、消防団の設備充実のため、非常備消防施設費として820万円をそれぞれ計上いたしました。

水防費につきましては、水防用器具の購入費といたしまして、37万円を計上いたしてございます。

以上が消防費でございます。総額3億2,458万4千円と相なる次第でございます。

続きまして211ページの教育費でございますが、本年度一般会計当初予算の33.9%を占めておりまして、総額が、実に65億5,271万7千円となっております。その内容は、まず、教育総務費の教育委員会費につきましては、教育委員さんの報酬を初め、委員会の運営経

費として402万1千円。事務局費としましては、職員の給与費を初め、事務局運営経費として1億4,756万円。教育指導費につきましては、指導主事関係経費を初め、小中学校のクラブ活動費並びに教職員研修費としまして9,526万円。教育研究所費につきましては、実験研究経費として71万9千円。同和教育指導費につきましては、就学奨励費を初め、同和教育推進関係経費として、1億450万5千円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、220ページの小学校費でございますが、校務員及び給食調理員の給与費のほか、学校管理運営費及び校舎の維持補修費合わせまして3億4,987万8千円。

学校保健費につきましては、学校医報酬初め、児童の健康管理及び給食関係経費として8,800万4千円。

教育振興費につきましては、教材設備費を初め、要保護、準要保護児童の就学扶助並びに養護学級経費として、2,370万5千円をそれぞれ計上いたしてございます。

次に、学校建設費につきましては、幸小学校校舎3階建2,897平方メートル及び屋内体育館1,000平方メートル並びにプール25メートル6コースの建設費として6億8,219万5千円。

鶴山台南小学校プール建設費と鶴山台北小学校校舎は、住宅公団から買収いたすべく、5,717万7千円を計上し、南横山小学校は、25メートル3コースのプール建設費として、1,542万5千円をそれぞれ計上いたしてございます。

次に、230ページの中学校費でございますが、まず、学校管理費につきましては、校務員及び給食調理員の給与費を初め、中学校の一般管理運営費並びに校舎等の維持補修費等といたしまして、1億6,990万7千円、学校保健費につきましては、学校医報酬を初め、生徒の健康管理経費及び給食関係経費として3,434万5千円。

教育振興費につきましては、教材設備費を初め、要保護、準要保護生徒の就学扶助並びに養護学級経費として、1,768万7千円をそれぞれ計上いたしました。

学校建設費につきましては、和泉中学校の整備経費といたしまして3,785万円。石尾中学校を増築すべく1億1,341万5千円及び新しく(仮称)第2和泉中学校を建設すべく、建設工事費並びに学校用地購入費を合わせまして、41億9,081万9千円を計上いたしてございます。

次に、幼稚園費でございますが、幼稚園管理運営経費はつきましては、職員の給与費を初め、一般運営管理経費並びに園舎の維持補修費として1億7,661万7千円を計上いたしましたほか、園児の健康管理経費といたしまして、150万3千円を計上いたしました。

次に、243ページの社会教育費でございますが、社会教育総務費につきましては、関職員

の給与費を初め、社会教育委員会の運営経費、青年学級及び家庭教育学級の各講座経費及び各種行事並びに運営経費として、3,655万5千円を計上いたしました。

青少年対策費につきましては、青少年問題協議会を初め、青少年指導員関係費、水難防止対策子供会対策費及び留守家庭児童会運営経費として、713万5千円を計上いたしてございます。

249ページからは、各種社会教育施設の運営管理経費でございます。青少年会館の運営経費として117万5千円。公民館費につきましては71万4千円。市民会館費につきましては507万4千円。青年の家費につきましては237万6千円。青少年指導ルーム費につきましては81万5千円をそれぞれ施設管理費として計上いたしてございます。

同和教育費につきましては、隣保館活動の一環としての社会同和教育対策費として、1,344万7千円を計上いたしました。

文化財保護費につきましては、南王子村文書関係経費並びに一般保護費として、1,055万4千円を計上いたしてございます。

自動車文庫費につきましては、文庫本の充実並びに運営費といたしまして、187万5千円を計上いたしました。

次に、保健体育費につきましては、各種体育大会の経費、市民グランド及びプールの維持管理経費等といたしまして、1,297万5千円。市民体育館を鉄筋2階建2,100平方メートルの規模にて建設いたすべく2億1,539万円、合わせまして2億2,836万5千円を計上いたしました。

以上が教育費でございます。

次に、263ページ、公債費でございますが、前年度以前に借り入れました市債の元利償還金並びに一時借入金の利子等といたしまして、11億5,597万円を計上いたしてございます。

次に、諸支出金につきましては、土地開発会社への貸付金並びに災害援護資金貸付金といたしまして、8,940万円を計上いたしてございます。

最後に、緊急または不測の経費に充当いたすべく予備費といたしまして、3千万円を計上いたした次第でございます。

以上が歳出の事項でございます。総額193億880万円と相なっております。

それでは引き続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明を申し上げたいと存じます。事項別明細書の3ページをごらん願います。

まず、初めに市税でございますが、前年度決算見込額及び自然増を勘案いたしまして、19.

7%の増を見込み、35億9,404万3千円を計上いたしてございます。

次に、地方譲与税3,570万円、自動車取得税交付金8,810万円。

国有提供施設等所在市町村助成交付金、1,953万4千円は、それぞれ前年度実績を考慮し計上いたしました。

地方交付税につきましては、前年度交付基準額及び伸び率を勘案し、24億1,791万3千円を計上いたしました。

次に、交通安全対策特別交付金につきましても、前年実績等を参酌し、1,300万円を計上したものでございます。

次に、分担金及び負担金につきましては、9,075万8千円を計上いたしてございますが、分担金につきましては、農林施設整備事業施行による受益者分担金といたしまして、869万2千円を計上いたしてございます。

負担金につきましては、保育所の措置児負担金、老人福祉施設収容者負担金、精神薄弱者福祉施設収容者負担金等の民生費負担金と、光明池春木線住宅公園負担金の土木費負担金及び日本学校安全会負担金の教育費負担金等といたしまして、8,206万6千円を計上いたしましたのでございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、使用料につきましては、各種行政財産の使用料に係るもので、6,967万円を計上いたしました。手数料につきましては、戸籍住民基本台帳の関係手数料等といたしまして、1,800万7千円を計上いたしました。

次に、国庫支出金26億7,276万2千円及び府支出金27億9,651万3千円、合わせまして54億6,927万5千円を計上いたしてございます。これらはいずれも歳出予算の事業経費等と関連連いたすものでございまして、現行基準に従い、前年度実績等を勘案し、それぞれ計上いたしました次第でございます。

次に、財産収入につきましては、584万9千円を計上しておりますが、この主なるものは下の宮墓地貸付収入でございます。

次に、寄附金につきましては、一般寄附金として4,100万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、用品調達基金から10万円繰り入れるべく措置いたしましたものでございます。

次に、諸収入でございますが、9億874万6千円を計上いたしてございますが、その主なるものといたしましては、歳計現金預金利子1,300万円、電電公社等の市道掘削によります路面復旧受託金5千万円、国民年金印紙売捌金2億7,324万円、診療所貸付金元金収入2千万円、開発公社貸付金元金収入8,890万円及び過年度補助金2億5,310万3千円

等でございます。

最後に市債でございますが、65億8,710万5千円を計上いたしてございます。なお、先にも申し上げましたように、本年度は、不燃性塵芥処理地取得のために交付交債を発行すべく措置いたしてございますので、地方債との差額5億8,150万円が生じておるものでございます。これは歳出の事業予算と関連いたしまして、適債事業に対し、充当率等を勘案しそれぞれ計上いたしましたものでございます。

以上が歳入予算の事項でございます。総額193億880万円と相なる次第でございます。

それでは、引き続きまして議案第2号、「国民健康保険事業特別会計予算」について、内容をご説明申し上げます。予算書の15ページでございます。

第1条にございますように、歳入歳出予算総額16億8,729万4千円と定めるものでございます。この歳入歳出予算の款項の区分及び金額は第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、一時借入金の最高限度額を3億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、歳出予算の同一款内での各項の経費を流用できるよう規定するものでございまして、当該経費といたしまして、職員の給与費並びに保険給付費と定めるものでございます。

次に、事項別明細書によりまして、まず、歳出予算からご説明を申し上げます。283ページでございます。初めに総務費でございますが、総務管理費につきましては、保険資格給付事務関係職員の給与費及び一般運営管理経費として、1,999万7千円を計上いたしました。

徴収費につきましては、保険料の賦課徴収関係職員の給与費及び賦課徴収事務費として、5,747万3千円を計上いたしました。

運営協議会費につきましては、国民健康保険運営協議会の運営経費として、58万8千円を計上いたしてございます。

趣旨普及費につきましては、納付組合総会開催費として、20万円を計上いたしました。

次に、保険給付費につきましては、診療報酬の保険者負担金、審査手数料、助産費並びに葬祭費といたしまして、15億8,754万円を計上いたしてございます。

保健施設費につきましては、保健衛生普及費といたしまして70万円を計上。

公債費につきましては、一時借入金の利子として1,338万1千円を計上。

諸支出金につきましては、保険料の還付金等として、241万5千円を計上いたしました。

最後に、予備費500万円を計上いたしました次第でございます。歳出総額16億8,729万4千円と相なっております。

これら歳出に充当いたします歳入については、279ページに記載いたしております。

まず、国民健康保険料でございますが、最近の国保事業の財政事情にかんがみまして、限度額改正と、1人当たりの保険料の28.9%の上昇の措置を講じさせていただいてございまして、また、前年決算見込額を勘案いたしまして、5億5,800万3千円を計上いたしました。

一部負担金につきましては1万円、使用料及び手数料8万1千円をそれぞれ計上いたしてございます。

国庫支出金につきましては、事務費並びに療養給付費負担金及び本年から実施の高額療養費補助金等で、9億9,780万8千円を計上いたしました。

次に、府支出金につきましては、保険事業の補助金並びに老人医療波及分補助金等で、3,114万七千円を計上いたしてございます。

諸収入につきましては、歳計現金預金利子並びに雑入等として、7,524万5千円を計上いたしました。

最後に、繰入金につきましては、保険料の補てん給付改善による補助事務費補助金といたしまして、一般会計から3千万円を繰り入れいたすべく措置いたしました次第でございます。

以上が歳入予算でございまして、総額16億8,729万4千円と相なっております。

引き続きをして議案第3号、「土地区画整理事業特別会計予算」についての内容の御説明を申し上げます。

まず、予算書の18ページ、第1条にございますように、歳入歳出予算2億3,359万8千円と定めるものでございまして、この予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。内容につきましては、事項別明細書により御説明を申し上げます。294ページをごらん願います。

葛の葉土地区画整理事業費でございまして、公共用地取得費8,500万8千円を初め、農業及び水路補償費5,112万2千円、換地計画及び土地鑑定等の経費7,853万8千円並びに現場事務所建設の経費1,215万1千円等、合わせて2億3,359万8千円を計上いたしてございます。

これに充当いたします歳入といたしましては、国庫支出金及び府支出金のほか、諸般の事情を勘案いたしまして、一般会計から8,279千円を繰入金として措置いたしている次第でございます。

以上、歳入総額2億3,359万8千円と相なっている次第でございます。

以上が土地区画整理事業特別会計予算の内容でございます。

それでは、引き続きして議案第4号、「公共用地先行取得事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

まず、予算書の20ページでございますが、第1条にございますように、歳入歳出予算を1億5,050万円と定めるものでございまして、歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、地方債でございまして、事業目的、借入限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、第2表のとおりでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。299ページでございます。まず、歳出から、街路和泉中央線公共用地先行取得事業費でございまして、公共用地購入費並びに物件補償費として1億5,050万円を計上いたしてございます。

これに充当いたします歳入といたしましては、公共用地先行取得事業費1億5,050万円を計上いたしてございます。

以上で一般会計並びに3特別会計の予算の内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定をいただきますようお願いいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、水道事業会計予算案の説明を願います。
- 水道部長（田中 稔君） 議案第5号、「昭和50年度和泉市水道事業会計予算」について提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本予算案は、地方公益企業法第24条の規定に基づき提案いたすものでございます。

内容について申しますと、まず、第2条において本年度業務の予定量、給水戸数3万1,800戸年間総給水量901万7,924立米と予定、また、一日平均給水量につきましては、前年度より千182立米多い2万4,706立米といたしておるものでございます。

次に、主要な建設改良事業としましては、昭和41年度より継続事業として施行してまいりました和泉上水道第3拡張事業を、本年度も引き続き5億1,100万円と予定いたしております。その主なものは、父鬼浄水場拡張工事、松尾寺配水地築造工事と未給水地域への配水管布設工事等であります。

次に、第3条の収益的収入及び支出であります。これは先の第2条の業務量の事業を行うために要する費用と、そのサービスの給付として、需要家より納入される使用料金等の収益であります。

収入面より申し上げますと、営業収益7億1,53万8千円と、営業外収益9千万円と予定し水道事業収益7億9,153万8千円といたす次第であります。営業外収益中には、別途提案さしていただいております給水条例の一部を改正する条例案の新規水道加入金を、6月実施と見込んで8,500万円計上いたしておるものでございます。

また、支出につきましては、営業費用7億4,243万円、営業外費用1億5,401万7

千円及び予備費100万円を予定、水道事業費用、会計8億9,744万7千円といたすものでございまして、収入より支出を差し引きいたしますと、当年度純損失1億590万9千円発生するものでございます。これら純損失の基本といたしましては、人件費等の増高等もさることながら、不況による工場、事業所等の操短に伴う水需要の減退と、新規需要家の減少による収益の伸び悩み並びに物価高騰等によるものでございます。

次に第4条でございますが、これは主として未給水地域を解消すべき施設の新設並びに全般的な給水能力の向上を図るための施設の増改設を行うのに必要な資金収入及び支出項目であります。

収入面より申しますと、まず、企業債5億1千万円を予定しておりますが、このうち億9,500万円は、第3回拡張事業費に、残り1,500万円は、配水管整備事業費にそれぞれ充當いたす予定でございます。

また、消火栓新設に伴う一般会計負担金750万円と、計画外路線に配水管布設工事を行う原因者負担の工事負担金1億6千万円を予定し、資本的収入6億7,750万円といたすものであります。

一方、支出につきましては、建設改良費7億535万8千円を予定いたしてありまして、これの内容は、先ほど申し上げました第3回拡張事業に5億1,100万円、計画外路線の配水管布設工事に1億円、環境改善事業として施行する配水管整備事業費に1,630万円及び日本住宅公団光明池地区開発による光明台水道建設費6千万円並びに量水器の購入と、営業設備費1,805万8千円となっております。

次に、企業債償還金4,814万7千円でございますが、これは過去の建設改良のため、政府等より借り入れた企業債の償還元金でありまして、これらと合計いたしますと、資本的支出の予定額は7億5,450万5千円と相なり、収支差し引きいたしますと、7,700万5千円の資金不足が生ずるものでございます。これは先の収益的収入及び支出の結果生ずる純損失と同様、借入金で補てんせざるを得ないものであります。

次に、第5条でございますが、これは本年度において借り入れをいたしてあります企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであり、限度額につきましては先ほど申し上げましたとおりの額、すなわち第3回拡張事業4億9,500万円、配水管整備事業債1,500万円であり、他は従来どおりでございます。

次に、第6条は、一時借入金の限度額でございますが、これら財政状況の悪化による資金不足を補てんするため、及びすでに借り入れたものを利率の低い資金に借りかえ申込みする場合に限度額がオーバーしないように幅を持たせ、一応、最高限度額を7億円と予定いたしましたもので

ございます。

第7条は、経営上予定外支出が余儀なくなった場合、互いに流用できるよう、営業費用のうち原水及び浄水費より職員給与費を除いた金額2億1,210万8千円と、営業外費用のうち支払利息及び企業債取扱諸費の全額1億5,396万7千円が、互いに流用し合えるように定めたものであります。

第8条は、議会の議決がなければ、他の経費に流用できない流用禁止項目でありまして、職員給与費3億1,908万1千円及び交際費60万円であります。

第9条は、営業用及び建設用資材並びに量水器等を購入し、実際に使用または取り付けしななければ予算の執行が伴わない予算の購入限度額を、1億1,365万4千円と定めるものであります。

以上が今回、上程させていただきました昭和50年度水道事業会計予算案の概要でございますが、これらの詳細につきましては、26ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君）最後に、病院事業会計予算案の説明を願います。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） 議案第6号、「昭和50年度病院事業会計予算」につきまして、概要を説明申し上げます。

本予算は、地方公益事業法第24条の規定に基づきまして調製の上、御審議、御議決をいただくべく提出をいたしました。

昭和50年度病院事業の業務の予定量は、予算第2条に記載のとおり、病床数120床、年間患者数は、入院延べ4万6千848人、外来延べ9万1千771人を予定いたしております。これら業務予定量を前年度当初と比較いたしますと、病床数につきましては変更なく、年間患者数では入院1.9%、外来0.9%の微増でございます。ほぼ前年度並みとなるものでございます。

また、主要建設改良事業費といたしましては、例年ベースによります器械備品購入費600万及び病院建設調査費50万円の計上にとどめまして、病院増設事業費につきましては、資金調達との折衝など説意煮詰め行いまして、用途を得次第追加御提案申し上げることといたしました。

次に、病院事業の経常的な経営活動の要となります第3条の収益的収支は、収入8億4,649万9千円。支出8億9,868万3千円と予定し、収支差し引き2億5,218万4千円の当年度欠損と見込んであります。

第3条の2、期間外収入の予定額として4,049万円を計上いたしましたのは、昭和49年

度に発行いたしました公立病院特例債の元金償還に引き当てるべく、一般会計から繰り入れていただくものでございます。

第4条、資本的収支は、収入2,100万円、支出6,167万9千円を予定いたしております。収入は、一般会計の出資金。支出の主なる事項は、医薬備品購入費、病院建設調査費、看護婦宿舍割賦金償還元金及び企業債償還元金であります。

なお、この収支の不足額は、先の期間外収入をもって実質的な補てんを行うものでございます。

第5条の一時借入金の限度額は5億5千万円とし、第6条、第7条の経費の流用は、流用について議会の御議決を必要とする職員の給与費並びに交際費を除きまして医薬費用、医薬外費用について流用可能と定めるものでございます。

第8条、一般会計から病院事業会計へ補助される金額は、5,657万4千円でございますが、本年度におきましては、昭和46年度看護婦宿舍建設に伴う和泉市分担金の未収分、2,228,8千円を別途収入することといたしております。一般会計からの繰り入れ総額は、補助金で5,657万4千円、資本的の出資金で2,100万円。先ほどの未収分分担金2,228万7千円、合計9,986万2千円と予定いたしておるものでございます。

最後の第9条、たな卸資産の購入限度額は、2億3,821万3千円と定めたいと存じます。以上で、大変簡単ですが、説明を終わります。

なお、詳細につきましては、5ページ以下に説明書及び参考資料を添付いたしておりますので、御参照いただきまして、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

お諮りいたします。本日の議事日程は全部終了いたしましたので、これにて散会いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないようですので、本日はこれにて散会いたします。明12日及び13日は休会いたしまして、14日から一般質問並びに総括質問に入りますので、定刻御参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、質問通告刻限は13日の正午までとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。長時間まことにありがとうございました。

○
（午後2時21分散会）

第 2 日

11 8 76

昭和50年3月14日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員 (25名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	22番	関戸正一君
8番	吉川伊与一君	23番	具淵博治君
9番	出原武司君	25番	藤原要馬君
10番	池辺秀夫君	26番	勝部津喜枝君
11番	三井正光君	27番	成田秀益君
12番	中塚辰之助君	28番	坂上国治君
13番	藤原利一君	29番	竹内修一君
15番	上代卯之松君		

欠席議員 (1名)

21番 柳瀬美樹君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	藤木秀夫	建設部次長兼管理課長	森保
収入役	橋本炳	建設次長兼区画整理課長	中西淳富
重要施策推進室解放センター推進担当	小林一三	管理課参事	白川保
重要施策推進室調査担当	橋本昭夫	計画課長	山崎琢磨

職 名	氏 名	職 名	氏 名
重要施策推進室解放センター 推進担当	富田 宏之	土木課長	中尾 宏
重要施策推進室調査担当	松林 保	建築課長	中上好美
重要施策推進室解放センター 推進担当	高三 一行	区画整理課参事	山本 襄
総務部長兼重要施策推進室担当	坂口 礼之助	開発課長	前田 守正
総務部理事	西川 喜久	下水道課長	大浦 行男
総務部次長兼人事課長	門林 六男	地区改良事務所長兼改良 総務課長	逢野 一郎
秘書課長	杉本 弘文	(地区改良事業所) 工事課長	笠木 恒忠
広報公聴課長	竹田 明郎	会計課長	片桐 武雄
企画課長	大塚 孝之	選挙管理委員会委員長	味谷 日吉
財政課長	麻生 和義	選挙管理委員会事務局長	青木 孝之
財政課参事 (管財担当)	北野 敦雄	監査委員	堀田 徳治
資産税課長	中川 鉄也	公平委員会事務局長 兼監査事務局長	西岡 正志
市民税課長	吉田 種義	農業委員会事務局長	杉本 忠彦
納税課長	吉田 日出男	教育委員 長	堀内 由延
同和对策部長	佐原 行雄	教 育 長	葛城 宗一
同和对策部次長	生田 稔	教 育 次 長	阪東 重信
総合調整課長	農端 小一	教 育 次 長	乾 武俊
連絡指導課長	向井 洋	社会教育課長	広岡 史郎
隣保館長	萩本 啓介	総務課長	紀之定 藤与茂
市 民 部 長	内田 繁	学校教育課長	阪口 雄一
市民部次長兼福祉事務所長兼 社会課長事務取扱	高橋 新平	学校教育課参事	角谷 泰夫
保 育 課 長	明坂 文嘉	指 導 課 長	吉美 豊
保 育 課 参 事	藤野 健蔵	社会教育課参事	北坂 弘
福 祉 課 長	橋本 博也	水 道 部 長	田中 稔
市 民 課 長 兼住民情報室長	明坂 貞士	水道部次長兼工務課長	福本 喬久
住民情報室参事	田中 二三夫	総務課長	中辻 寿夫

職 名	氏 名	職 名	氏 名
保険年金課長	逢野博之	営業課長	原美助
保険年金課参事	山村昇	浄水課長	岸本孝二
福祉課参事 (老人福祉センター所長)	香味年寛	病院長代行	岩見洋
産業衛生部長	宇沢清	病院事務局長	平野誠蔵
産業衛生部次長	山本俊兼	庶務課長	藤原光夫
商工課長	岩井益一	業務課長	大宅清臣
農林課長	吉田利秀	經理課長	守田勇
農林課参事	佐藤貞夫	消 防 長	和田増義
農林課参事 (畜産担当)	青木太郎	消防次長、消防団事務課 長兼消防署長	南口主雄
交通公害課長	梶木岑雄	用地担当理事 兼土地開発公社事務局長	西川武雄
保健衛生課長	松村吉堯	用地担当参事 兼事務局長兼用地一課長	吉岡昭男
保健衛生課参事	山本亮夫	総務課長	藤原永一
保健衛生課参事 (診療所担当)	神藤恒治	用地二課長	宮本福秀
産 設 部 長	中塚白	用地二課参事	岸田秀仁
建設部理事	林徳次		

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	山本武雄
次 長	北野丈夫
議事・調査係長	西垣宏高
調 査 係	浅井義一
諺 事 係	山本雅俊

和泉市議会第1回定例会会議録

(午前の部)

昭和50年3月14日(金)

午前10時17分開議

○議長(池辺秀夫君) それでは、皆さんおはようございます。たいへん長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには公私何かとお忙しいところ、多数御出席賜わりましてありがとうございます。

それでは、本日の出席議員及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○市会事務局長(山本武雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは16名でございます。欠席、遅刻届の議員さんはございませんので、その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思われまゝです。現在16名でございます。

以上です。

○議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員16名をもちまして、議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

これより一般並びに総括質問に入りたいと思いますが、質問に入る前に一言、お願いしておきたいと思ひます。質問される議員の皆さん方には、質問の趣旨を簡單明瞭にいただき、また、理事者におかれては、質問の趣旨を十分とらえ明確な答弁をしていただき、特にお願ひいたしておきます。

それでは質問に入ります。19番、松尾千代一君。

○19番(松尾千代一君) それでは、ただいまより一般質問のトップ・バッターを承りまして、少々質問させていただきたいと思ひます。通告書にも出してございますが、はなはだ愚問のようで、まことに恐縮でございますが、私の不勉強からくる質問でございますので、お聞き苦しいところ、そしてまた、理解のしにくいところもございませうけれども、そのところをよろしく御了承賜りまして、何とぞ私の質問につきましては、理事者の方々には的確なる御答弁を賜りたい

と存じます。

それでは、まず、一番の葬儀費について、ということでございますが、この問題につきましては、衛生課のほうで種々御検討いただいていることは存じますが、非常に衛生課の方々には非常にご苦労をかけていることかと存じます。とりわけこの内容につきましては、十分私も承知しておりませんので、詳しく御説明を賜りたいとともに、市の持ち出し、その他について、一件当たりいかほどの補助を出しているかということとを承り、そしてさらに、衛生費の一戸当たりについて、市の補助額等についても詳しく御説明を賜りたいと存じます。

次に、第三に移りまして教育問題でございますけれども、小中学校、もちろん保育所から小中学校生徒一人について、市の持ち出し、国・府の持ち出し、その点も一人でどれくらい要しているかということとを私も知りたいと同時に、一般市民にもよく知っていただきたいということが私の考え方でございます。こういうことにつきましては、もっと私も勉強すべきでございますけれども、私だけじゃなしに、全くこういうことに關心を持っておられない方もたくさんございますので、こういうことは、事あるごとにすべてを詳細に市民全体によく理解していただくという意味におきましても、この場でも一応お尋ねし、そして広報を通じ、また、寧ろごにこういう問題につきましては、市がどれだけ一人一人について補助を出しているんだということを、これだけの経費がかかっているんだということを知っていただく。ただ、税金を納めていただいているというだけで、この税金をどういうふうに環元しているかということも知っていただく、そういうことを事ごとに詳しく市民の皆さま方にPRしていただく、でない、結局、税金は何に使っているんだということの疑問さえ持たれているんじゃないかと私は思います。

それとあわせて、市が財政難の折柄、事ごとにすべてといていほど値上げをしななければならない状態であるがゆえに私は申し上げるのであって、この問題をよくPRして、そして、皆様方に相互理解の上に立ってこそ、本当のものができていくんだと私は存じます。一例を申し上げますならば、国民健康保険一つをとり上げてみましても、家族6人おっても月々500円くらいで納まっている方もございますし、しかしながら、家族2人でも1カ月で8,000円納めなければならないような家庭もございます。しかしながら、たくさん出している方は不足を言わない、ところが、少ない人たちから非常に不足を聞くわけです。それは当然であろうと思います。たくさん払えないような家庭は困っている家庭だと思っておりますが、しかしながら、これはお互いに理解し合って、そして助け合う、その心が一番大切だと思います。だから、そういう問題につきましても、十分市民各位に御理解を賜りたいという意見におきましても、私はこの市の行政の中で皆さんによく理解していただけるような方法で、そして、税金はもちろん納めやすく納められるというようにしていただきたい。

さらに、その問題はそうといたしましても、納める側といたしまして、以前は集金に来てくれましたが、まあ、割合滞らなかつたわけでございますけれども、今日はそうじゃなくて、持ってこなければならぬというような状態の中で、忘れがちになることが多々あって、たくさん滞ると非常にたいへんな額に上って、払いにくくなるということがあるわけなんです。そういうことでございますので、さらに、皆さんに理解していただいて、払いやすく払えるような状態に持っていただくことが肝要だと思います。

続きまして、この地方交付金のあり方について、ということでございますが、地方交付金の、いわゆる算定基準をどこに置かれているのか、そのことも十分市民の各位にも知っていただきたいし、私たちが十分勉強させていただきたい。残念ながら、私たちは今日まで非常に不勉強でございました。そういうことについてはもっと知っておらなければならなかつたわけなんでございますけれども、まあ、時間がないといえばそれまででございますけれども、残念ながら、勉強できてなかつたために、本日、非常に愚問で恐縮でございますが、こういうことにつきましても、十分細かくご説明を賜りたい、かように存じます。

次に5番でございますが、「同和対策費の最終の結末について、その他今後の進め方について」という欄がございます。その問題でございますけれども、同和対策費の最終の結末について、ということは、非常にこれはむずかしい問題だと思います。現行法上ではこうなるんだということをも明記されておられませんために、いろいろな誤解を招いている、当然、私たちが知っておかなければならぬ問題でございますけれども、これとても残念ながら不勉強のために、そういうことも熟知しておりません。しかしながら、ある面では非常に詳しく御存じの方がございまして、まあ、私たちとしては、行政の中でもっと御指導いただいおく必要もあるだろうし、そして、私たちとしても突っ込んでこの問題に取り組んでいかなければならぬ問題であつたにもかかわらず、先ほど申し上げますように、不勉強という一語に尽きる問題でございますが、こういう問題につきましても、非常に私たちは市民に誤解を招いていることも事実でございます。

さらに、この同和事業をやることによって、市の一般行財政が圧迫されているというような誤解さえあるかのように存じます。しかしながら、私が考えるところでは、決してそうじゃなくて、この同和事業をやることによって、和泉市の財政が救われている面が多々あるんじゃないかと、私はかように存じます。一例を申し上げますならば、たとえば市が単費でやらなければならない問題があつたとしても、同和地区という名を打って同和事業にのせていく、そうすることによって市の財政が幾らか救われてきた。これは実例はたくさんあります。たとえば、旧小栗街道の舗装につきましても、これは当時は環境改善整備事業費でやったわけなんでございますが、同和地区でないところまで、そういう形でやられた事例がございます。当然市の一般事業費でやら

なければならぬ事業でも、環境改善事業でやられた例がたくさんあるわけでございます。

さらにもう一点、たとえば山手中学校の問題一つ取り上げてみましても、合併当初には、これは信太中学校と統合するという一つの合併条項に盛り込まれていたわけなんですけれども、それすらそのとおりじゃなかった。何でそういうような形で、いわゆる山手中学校を建てたか、私はその当時、山手中学校を鉄筋で建てるということは、これは山手中学を孤立さすために建てたんであろうという表現で、私は議会でも申し上げました。そして、私はまだ議席をいただいていた当時も、あれは何を建てるといふことは、これは現在の藤木市長が当時、議長であったと私は記憶をしております。鳥小屋を建てるといふことで、私は聞いたことがございます。そういうようなことからして、当然、建てなければならぬ、その当時に建てておけば、今回、仮称和泉第二中学と申しますか、そういう問題は、そのときすでに解決をしていなければならぬ問題であったにもかかわらず、今日までその統合ということがなされていなかったがゆえに、今日、膨大な、いわゆるこれも同和事業という形の上のせて、そしてやろうとしている。当然、これも教育行政は、もちろん市の一般事業、そして国におきましても、そういう形で補助対象になるわけなんですけれども、それすら同和对策事業だといふことで行おうとしておる、こういうことの矛盾を私は非常に痛感するわけなんです。すべてそういう形の上においてもを進めようとしておられる。これは市の財政を圧迫することになるとは私は考えられません。たとえば、旧八坂町というのは、ごく小さな面積であったにもかかわらず、現在ではこの同和という問題は、大きく取り上げて、それでその広範囲な面積を、いわゆる同和事業という名の上において事をやっていく。そのことによって非常にこの市の財政を潤わしているといふことは、これははっきり私は申し上げると思うわけなんです。

したがいまして、今回の予算審を拝見いたしましても、たとえば、この交付金の問題でございませけれども、交付税はここ数年間のうちに五倍以上にふくれ上がっているという現実を見ましても、これは何を物語っているかといふことを私は申し上げたい。さらに、特別交付金にいたしましても、ますます行政の方々が一生懸命になっていただければ、さらに、いままでの数倍にふくれ上がる可能性が十分あるといふことを十分私は確信しております。何といいましても、こういう問題は、行政の方々がこれに精根を打ち込んでやっていただきますならば、この市の財政といふものの圧迫という言葉は生まれてこない。私は前回にも申し上げましたように、幸地区があったればこそ和泉市が、かくもりっばな市や町が誕生したんだと言われるような町づくりをしていただきたい。私は同和地区をだしに使っていただくことも、をえて差し支えはございません。私はそれを悪いとは申しませんけれども、少なくとも、幸地区があったればこそ、かくもりっばなものができてきたんだと言われるような町づくりをしていただきたいといふことを申し上げた。

そういうことからしまして、私はこの同和事業は急速に進展させていくことが和泉市の町づくりに大きな割割りを果たせると、私はかように確信するものでございますので、この問題につきましても、皆様方には十分お力添えを願ひまして、同和事業促進を一日も早く達成されんことをお願いするとともに、今後の進め方についての所信を、ひとつ担当の方々に御答弁を賜りたい。12・8・4・5・いずれも簡単に結構でございますが、的確なる御答弁を賜りたい。とりわけ、この衛生費、その他保育・幼稚園、小学校、中学校等につきまして、一人当たりどれくらいの金がかかっているんだということをお聞かせ賜りたいと同時に、先ほど申し上げましたように、こういう事柄を十分皆さんに、市民全体によくわかるように、事ごとに知っていただくようにしていただきたい、こう私は思うわけでございます。まあ、非常に愚問で恐縮でございますが、ひとつこの問題について簡単に結構でございますから、明確なる御答弁を賜りたいと、かように存じます。

以上、終わります。

○議長（池辺秀夫君） 理事者、答弁。

○産業衛生部次長（山本俊兼君） 松尾議員さんの一番、二番のご質問に対しましてお答えを申し上げます。

まず一番目の葬儀関係につきまして、その費用の内容等につきまして御説明を申し上げたいと思います。49年度の葬儀執行の見込みといたしましては、約55.0件と見込んでおります。これを一つの基礎にいたしまして、通常、比較的多く利用されます三段飾りで見えますと、進行係の経費等も含めまして、施主の方々から市に納入していただきます使用料等につきましては21,600円でございます。

これに対しまして、葬儀一件当たりにつきます諸経費につきまして御説明申し上げますと、燃料代、光熱・棺箱代、消耗品、飾りつけ、市委託はじめといたしまして、施設の維持管理、備品の修繕費等、さらには、墓園で勤務願っております進行係の人員費等を合算しますと3,587,200円、こういう数字が推定されます。これを一件に割りますと、1件の葬儀執行に対しまして65,228円、こういうことに相なるわけでございます。したがって、市民から納入願いますものを引きますと、市が負担いたします純金額は43,628円、すなわち必要なものは約8分の2が市の持ち出し、こういう実態になっておりますことを御説明申し上げておきたいと思えます。

続きまして、2番目の衛生費の問題でございますが、まず、泉北環境施設組合の負担金、これを50年1月末現在で、49年度の決算見込みを推定いたしますと、人口1人当たりに対しまして1,781円52銭、こういう計算になるわけでございます。

次に、ごみ収集委託によります経費につきましても、1年間に1.051円48銭。し尿処理の助成並びに中継車の委託、こういったし尿処理の関係につきましても、1人当たり597円50銭。

次に、不燃焼物の処理委託、これは業者に対する委託の関係でございますが、これにつきましても、年間1人当たり20円68銭、さらには、市直営によります不燃焼物の処理経費、これが1人当たり683円19銭。これらを合わしまして、49年度の推計といたしましては、市民1人当たり4.182円、こういう現況に相なるわけでございます。

さらに、御参考までに申し上げますが、49年度の個人市民税として、市民の方々から納入していただきます数字から、これらの衛生費の必要率を見てまいりますと、約39.3%、これが和泉市の衛生費に対する経費の実態でございます。

以上、簡単でございますが、1番、2番の御説明、御答弁にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（池辺秀夫君） 次、答弁。

○保育課長（明坂文嘉君） 3点目の御質問のうち、保育園の関係について、保育課の明坂から申し上げます。

49年度決算見込みによります全体で、1人当たり244,248円の支出になると見込まれてございます。その内訳を申しますと、市負担分が151,006円、比率で申しますと、おおむね62%でございます。

その他国庫負担金で48,243円、比率で申しますと20%くらいでございます。

それから、府負担金で6,080円、2%程度でございます。それから、府補助金で9,743円4%程度でございます。それから、父兄負担が29,226円、おおむね12%でございます。合計244,248円見込まれてございます。

以上でございます。

○議長（池辺秀夫君） 次。

○教育次長（阪東重信君） 教育関係について教育次長よりお答え申し上げます。

常々、御審議いただく教育予算を通じて、その経費の増大を図ってまいりたいと心得ておるおんでございますが、お尋ねの1人当たりの持ち出し額というものは、特に教育につきましては、事業費を主とする投資的な経費の大小いかんによって年々相違するものでございますが、48年度の教育調査を見まして、小学校で国の1人当たりの持ち出しが17,361円、府の持ち出し92,609円、市の持ち出し110,783円、計220,754円。

同じく中学校におきましては、無論小学校と同じく資本的な支出あるいは債務償還等も含めて

おりますが、国庫支出が29,002円、それから、府の支出が127,417円、市の支出が114,028円、合計270,448円ということでございます。

幼稚園につきましては、国の支出が14,651円、府の支出が367円、市の支出が241,120円、計256,239円。43年度教育調査の集計より御報告申し上げた次第でございます。

以上です。

○議長（池辺秀夫君） 次。

○財政課長（麻生和義君） 地方交付税のあり方について、その算定基準はどこに置かれているのか、細かく説明せよということで御質問がございますので、財政課長よりお答え申し上げます。

地方交付税につきましては、すでに議員さんも御承知のとおり、地方公共団体の行政事務を処理し、行政を執行する権能を損わずに、その財源の均衡を図るべきにその目的がございます。過去におきましては、地方財政平衡交付金と申し上げたものでございまして、法律の改正がございまして、地方交付税という表現になってございます。この配分につきましては、国税三税、すなわち所得税、法人税及び酒税の82%が地方交付税として交付されてまいるものでございます。このうち特別交付税につきましては6%の額を、さらに分割して交付されるもの。残りにつきましては普通交付税ということで、現行制度上算定化されております。

この算定につきましては、基準がございまして、まず、基準財政需用額を算定いたします。これにつきましては、消防費、それから道路、橋梁の関係、道路の面積、延長、それから都市計画の関係、それから、公園、下水道、それから、小学校の児童数、生徒数に対します経費、それから、中学校も同じく生徒数、学級数等の経費、本市には関係ございませんが高専学校、大学等もございまして、それから生活保護に要する経費、社会福祉、保健衛生、清掃、農業行政、商工行政、徴税費の関係、戸籍住民基本台帳との関係、それから公債費、すでに発行いたしました地方債の元利償還金の経費についての算入、それから、土地開発基金等の経費、これらを全部一人当たり単価幾らと、それから道路の延長1メートル当たり幾ら、1平方当たり幾ら、学級数、1学級につき幾らといった、各年度自治省の方で単価が決められてまいります。その単価の積み上げによりまして、一応、和泉市の標準的な行政を執行するについては、最低限どれだけの経費が必要とするかという基準財政需用額の算定が行われます。それによりまして、49年度の基準財政需用額の総額が3,881,546,000円となってございます。これに対しまして、その地方公共団体の、その1年間でどれだけの標準的な税収入があるか、これは目的税を除きまして、普通税の前年度分を対象といたしまして計算をいたします。これの100分の75が基準財政収入額として算定されるわけでございます。これは最小限度の地方公共団体の収入であるというふうになさ

れておるわけでございまして、この基準財政収入額の本市の49年度分が1,889,000万円でございます。この基準財政需用額の総額から、基準財政収入額の総額を差し引きまして財源不足が生じた団体について、地方交付税、普通交付税として交付されてまいるのでございます。それによりまして、本市は49年度ベースで194,984万円が交付されてまいりました。これは前年度48年度に比較いたしますと、40.7%の増加と相なっております。

また、国税三税の100分の6に相当いたします特別交付税の算定につきましては、これは災害復旧、それから、市立病院に対する補助、救急病院、それから、水道の公共料金関係、伝染病の発生による経費、それから、人口急増に伴う経費、公害対策に伴う経費、文化財保護、それから、同和対策に要した経費、その他各年度各団体の財政事情が勘案されまして交付されてまいります。そういったことで、特別交付税につきましては、各年度において特別に財政需要が多く要したということが勘案されまして交付されてまいるのでございます。

これにつきましては、一定のいま申し上げました基準がございまして、この基準より例年膨大な資料をテープいたしまして、上級団体に特別交付税の交付について申請をいたしますが、この内容につきましては、現在のところ交付額の決定について、内容が一切明らかにされておりません。それが現状でございます。われわれといたしましては、さらに内容を明らかにしてもらえると、さらに増額についても非常に申請もしやすいわけでございますが、現状はそういったことでございまして、ここで特別な財政事情を勘案して交付されるという一項がございまして、さらに今後とも、特別交付税については全力を挙げて増額について努力いたしたい、そんなふうに考えております。ちなみに、49年度の特別交付税の額が1億4,800万円でございます。

以上、簡単でございますが、交付税の算定基準等についての御説明を終わりたいと思います。

○議長（池辺秀夫君） 次。

○同和対策部長（佐原行雄君） 5点目の御質問でございますが、過去から常に議会で御指摘のあったとおりでございますが、再々私から申し上げるまでもなく、そのとおりであると思うわけでございます。一番大事なことは、この点については、御指摘のように、やはり住民に対する認識を得るための、いわゆる具体的な同和対策についての関係の内容説明が不十分であったということ、われわれも反省するわけでございます。今後におきましては、少なくとも、このことにつきまして、なお、広報あるいは協議会とも相談いたしまして、十分その意を体しまして今後PRをしていきたい、かように思っております。

以上です。

○19番（松尾千代一君） 葬儀費、衛生費の問題につきましては、先ほど私が申し上げましたように、これを事々に住民各位、市民各位に十分周知徹底さすようにPRしていただくことを約束

していただけますか。

○産業衛生部次長（山本俊兼） ただいま松尾議員さんの御趣旨に対しましては、さらに、市民の方々にも十分御認識を深めていただくという見地に立ちまして、市広報を通じまして御認識を得られるように努めてまいりたい、かように考えております。

○19番（松尾千代一君） ではよろしい。

次は、保育児、小学校その他についても同様に、皆さんから御父兄によく理解をしていただきますように、それもあわせて広報を通じ、あらゆる機関を通じて、よく承知していただきますようお願いしたい、かように思いますが、次長いかがです。

○教育次長（阪東重信君） 御趣旨に沿いたいと思います。

○19番（松尾千代一君） 次に、交付金の問題でございますけれども、これはまあ、大体わかりました。そういうことで、特に特別交付金については、先ほどおっしゃったように、それに全力を挙げて、一銭でも余計にちようだいでできるように努力していただきたい、かように思います。

それから、同和問題について、今後の進め方という問題について、もう少し補足をしていただきたい、かように思います。

○同和対策部長（佐原行雄君） それでは再度お答えいたします。

今後の進め方でございますが、全般的な事業の促進はもちろんでございますけれども、これらにつきましては、やはり11万市民に対して、認識と理解を得るということが非常に欠如していたということの反省に立っております。したがって、進め方といたしましては、やはりそういった中身を含めまして、住民に理解認識していただくんだ、そういう上に立ってやるのが当然でございます。

なお、財源確保につきましては、これまた、それなりの行政の責任におきましても、その点の確保をしていく。しかし、問題は住民の理解を得ることも大事でございますし、また、その事業を最終的に解放に向かっての施策を行うことも重要でございます。両方相速携いたしましてやっていくように考えております。

○19番（松尾千代一君） その進め方については、当然、相互理解の上に立ってという言葉が重要な問題だと私は思います。そういうこともまあ、事々に、これは事々にというと、ちょっとオーバーかもしれませんが、少なくとも私たちも含めて、そして、皆さんに十分御理解賜れるような方法をひとつ考えておいていただきたい。現在では不十分だと思うわけです。一例を申し上げますならば、たとえば、去年、青写真を見たのと、そしてことし見たのと、また変わってくる。たとえば、私が見て、今度、どの地区をどういうふうにされるんかということをよく尋ねられるわけです。しかしながら、私たちはそれに答えることができない。なぜ答えることができな

いか、私が見て答えるようなところは、次は変わってる、松尾がそういうことを言うたんだということになりかねない、そういうことのないようにして、ひとつお願いしたい。これをつけ加えてお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（池辺秀夫君） 次に23番、貝淵博治君。

○23番（貝淵博治君） 人事の方に一言お伺いしたいんですが、骨子だけを簡単に申しますと、昨年6月現在で、部長クラス15名、次長さん12名、課長さん方57名、管理職で84名、こういうふうなことで、課長補佐さんが39名、計123名ということでございます。現状の管理職の内訳を知りたい、かように思います。

次に、公社の理事長は市長さんであるということとはわかってるんですけども、理事さんが何名あって、どなたとどなたが理事さんか、不勉強にてわかりませんので、それを知りたい。

それから、開発公社の職員数及びあちらに出ておられる職員が何名かという分析。伴いまして、現在、開発公社で先行取得をされておる総面積、そしてその金額。それから、組合「いずみニュース」で書いておりました起債とその利子、一日に300何万という利子、それが実実かどうか、それを知りたいと思います。

そして、それに伴いまして先行取得の件で、面積のうち、昭和50年のこの当初予算の中での利用度が何%かということ。

昨年11月6日と7日に、あちらにいてる職員の13・4名が職場放棄をしたかのように聞いておったんでありますが、これと市職との関連性。そして、セクションにおいて単独行動のスト的行為が可能だったのか、そういう面で、ひとつつぶさにお聞かせ願いたい。

そして、その先行取得した中で、紙徳という土地を買収してあるように聞いておりますが、そこから遺跡が出たということで、それに調査費とかなんとかいうものを合わせて、この際お聞かせ願いたい、かように思います。

再質問を留保いたします。

○議長（池辺秀夫君） 答弁。

○総務部次長（門林六男君） まことに申しわけございませんが、手元に資料がございませんので、現在、49年度4月1日の職員数を申し上げまして、詳細については早急に報告させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

49年度の4月現在におきまして、一般職員につきましては、980名でございます。

○23番（貝淵博治君） よろしいわ。しかし次長お、議員側から聞かれて、課長以上の総数がわからぬとは、ちょっとできが悪いな。後で結構です。

それでは、本題に入って開発公社の問題点ですな。市長、あなたは理事長なんですね、そして、私らは開発公社の局長さんと言うてますけども、実質上、あなたは専務理事、私はこういうふう
に受けとめているんですが、そのとおりですか。市長さん、あんた一体、どういうメンバーで構
成されているんですか。議員がこれに入っていないと思うんですがね。協会のときには議会が入
っておりました。現在、どういうメンバーで構成されているのか、知りたいんですが。

○市長（藤木秀夫君） 貝淵さんの御質問に対しまして、公社の役目を申し上げたいと思います。

やめられた両助役、橋本収入役、それから総務部の坂口総務部長、それから西川開発公社事務
局長、それから同対部の佐原部長、それから水道部の部長、建設部の中塚部長、それから教育長
の葛城さん。今回、助役が2人やめたために、総務部理事の西川さんにやっていただくことにな
っております。

○23番（貝淵博治君） それは見込みですか。総員何名ですか。助役のかわりにあと任命しよう
とするものでありますな。そうしたら、あと専務理事から骨子だけを答弁願います。

○土地開発公社事務局長（西川武雄君） ただいま理事長が申し上げました公社の理事の問題でご
ざいますけれども、私の方から補足させていただきたいと思います。

現在、公社の職員は38名でございます。うち嘱託職員が、常勤職員が1名で、非常勤が2名、
合計38名で、出張所におります者が32名でございます。うち運転手1名、事務職員31名で
ございます。

それから、現在先行取得いたしております総面積が245,899㎡でございます。金額にいた
しまして12,062,206.000円でございます。

次に、50年度、このうち和泉市に売り渡す面積は約85,000㎡でございます。％にしまし
て、約30％でございます。

次に、昨年の11月5日、6日職員の休暇の問題でございますけれども、この点につきましては
は、昨年の7月から1号線関係につきまして説明会に入り、その後8月、その間一般職員につき
ましては、夏季休暇等の問題といろいろあったわけでございますが、公社の職員につきましては、
今度これらの夏季休暇を返上いたしまして、ある程度これらの問題について一段落した時点につ
いては、休暇をいただきたいという以前からの申し出があったわけでございますが、しかし、そ
の問題につきまして、私としましては、全員を一度に休暇を与えることはできない、事務に支障
のない限りにおきましては休暇を与えますけれども、しかし、全員に対する休暇は与えられない
ということで、職員に話を申し上げたわけでございますが、たまたま連休をはさみまして、約半
数近い職員が休暇を取った、こういう状況でございます。

それから、最後の紙徳跡地の調査費の問題でございますが、本件につきまして、宅地造成の時

点におきまして、教育委員会の方から史跡関係につきまして調査の必要があるという問題が出てまいりまして、その後、府の文化財保護課と教育委員会を通じまして協議を重ねました結果、調査費につきましては総額200万円、そのうち国から100万円、府から50万円、市負担が50万円という形で、200万円の調査をしたというのが現状でございます。

以上です。

- 23番(貝淵博治君) 組合いずみニュースで出た真偽のほどは。
- 土地開発公社事務局長(西川武雄君) 金額につきましては、先日来、組合ニュースで載せました金額とほとんど同額のものでございます。
- 23番(貝淵博治君) それだけの利子が要るんですね。
- 土地開発公社事務局長(西川武雄君) 公社といたしましては、320、30万でございます。
- 23番(貝淵博治君) 概略知ったわけですが、予算書に出ていますから、こういうことをお伺いしているわけですが、まあ120何億という借金があるのは事実だと。そして320・30万だと。理事長、あと幾ばくもない、11月までのその任期期間にこれをどういうふうにさばっていくのか。私は、この和泉市の上に乗って開発公社を見詰めるときに寒けがする。ただ、ずるずるっというってしまうのかね。あと残る70%は、土地のダウンと、そして1日に400万円近い利子が要る中で、これダブルパンチを食う、そうでしょう。50万円の土地は20万、30万とすぐになっていく。あなたは、最高責任者、開発公社の理事長としてどういうふうに指導していくのか、私はこれを非常に懸念するんです。口では302、30万と言うけど、わが身に引きうつして、個人の零細企業では1000円の利子でもえらい。それより新聞が、マスコミが取り上げておられますところの、親方日の丸式でやっていいのかどうか、どういうふうにしていくのか、私は非常にこれを懸念するものです。これは言い過ぎかもしれませんが、実際に寒けがする。いま、何名かずうっとおえらさんの名前を出してもらったんですけど、このおえらさん方は、この予算書をポンと放り出しただけで、今後どういうふうに行くのか、その点をお聞かせ願いたい。

それと関連しまして、幹部だけが出勤して、14・5名の方が職場を放棄して、そして、職務手当を1万円よこせと。そうしたら、各セクションにおいてそういうスト的の行為ができるのかどうか。局長に対して、また吉岡次長に対しての不信任かどうか。これを果たして組合そのものが知ってんのかどうか。そして、その処罰対象をどういうふうにしたのか、もう少し緻密にこれを答弁してもらわなければ、わしは引き下がれませんよ。だから、32名、これはどういう業務内容か。もう少し細部にわたって今後の見通しを、われわれが安心のできるように、51年から70%をどういうふうにしていくのか。そして割れ目にはまったら、割れ目のとこ

るをどういふうにして分譲していくのかどうか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（池辺秀夫君） 答弁。

○土地開発公社事務局長（西川武雄君） ただいま御指摘の現在公社の持っております総財産が120億6,220万6,600円、そのうち244,800万円の財産につきましては、これはいま御指摘の代替用地等として買収いたしましたもので、残りの95億円の土地につきましては、これはすべて公共事業の関係で行っているものでございます。その244,800万円の代替用地等として、過去2年ほどの間に買収いたしました土地の問題につきましては、議員さんすでに御存じのように、金融引き締め等によりまして、昨年夏ごろまで土地価格というものにつきましては上昇をたどってきたわけですが、昨年末から本年度にかけて並行をたどってまいっております。そういう中で、これらの用地について早急に何らかの形で処理すべく、本年に入りまして1月、2月、3月、この間に各議員さんにもお集まり願いまして、これらの処分計画につきまして、いろいろといま御検討を願っております。一日も早くこの代替用地等で買収いたしました物件につきましては、なるべく処分いたしまして正常な公社の運営に戻るよう、最善の努力を払っていき、かように考えておるわけでございます。

○28番（貝淵博治君） 並行線じゃなしにどんどんダウンしていつているんですね。この単価はまだまだ下がりますよ。土地は政府の総需要抑制策に基づきまして、少なくとも10年以前の土地評価額に戻る性格があります。その中でこの利子だけでもしんどいんじゃないかと思う。ただ、私が尋ねているのは、局長、市長、70%の残りをどういふうにしてあなたは花道を飾ろうとするのか、それだけ一点聞かしてください。ほかのことはよそしい、とにかく一日、一日に400万円から要る利子をどういふうにしてさばいていくか。承るところによると、利子だけで精一ぱいと、ここに列席されている各部課長さんも同じ思いだそうと私は思います。私はあなたたちを責めているんじゃないに、和泉市行政の上に立って、この借金をどうしていくんだということを心配のあまりに問うているんです。市長、あなたは、11月までの任期までにこれをどうさばいていくのか、それを聞かしていただきたい。あなたは、日に300万ぐらいの利子はこたえへんけど、私は恐い。それを懸念して、あなたにどういふうに11月までこれをさばいていくのか、理事長の責任においてお願いします。

○市長（藤木秀夫君） 貝淵議員さんの御指摘はごもっともでございます。私も今日まで財政の面におきましては、健全財政、健全財政と主張してまいりました私でございますが、この理事長の関係の御指摘の問題につきましては、おしかりくださるような……。

○28番（貝淵博治君） 私、しかっているんじゃないんですよ、お願いしているんです。

○市長（藤木秀夫君） まあ、御指摘のとおりでございます。それで過日も理事会を開きまして、

金になるものから早くということを専務理事に言うておりまして、そういう張りつけを早くせなければいけないということで、でき得る限り、そういう線に持っていきたいと思っておりますが、先代の市長時代にも買ったものをそのまま……。

○23番(貝淵博治君) そんなのよろしい。売れるところから売っていこうというように考えてそういうことを言っているんですね。紙徳の問題も調査費だけで2,000万円要するということを知っておるんですけど、いま、理事長が言っている、売れるところから売っていく、それは当然ですよ。そやけども、今後、これをどういうにしていくな、ほかの理事でも結構です。50年度にこんだけの借金を払ってしまうということをお尋ねたい。先ほど理事の名前を聞かしてもらったが、これは名前だけ持っているだけで、そして、謄会も通はずに、勝手に独走しているんじゃないか、謄会をつんぼさじきにしておいて、そして、任された責任、その担当している最高責任者があなたです。だから、70%の残りをどういうふうにしていくなということだけをお聞かせ願いたいと思います。

○土地開発公社事務局長(西川武雄君) 公社の問題について、議員さんから御心配をいただいておりますが、たまたま、120億の中には、同和対策事業関係で、事業張りつけによる計画決定をされておりますのが約56億あるわけでございます。そして、一般公共事業関係で、同じく……。

○23番(貝淵博治君) それは同和対策事業として、50年度の30%の中に入っているんでしょう。

○土地開発公社事務局長(西川武雄君) 入っております。

○23番(貝淵博治君) 70%をどうするんだと、そんなほやけた答弁をするな。70%の残りを50年度からどういうふうに処分するか。普通の開発業者だったら、早う倒産している。だから、マスコミが取り上げられておるところの親方日の丸式でやったやり方が、120億で400万近い利子が要するという。ただ、ただ、残り70%をどないするんやと。

○土地開発公社事務局長(西川武雄君) 残りの70%の処分の問題でございますけれども、その点につきまして、先ほど私が申し上げました代替用地といたしまして買収いたしました約24億4,000万の物件につきましては、これは処分はいつでも可能でございます。相手が売却の方法を考えましたならば、これは公社において売却できるわけでございます。ただ、残りの金額につきましては、いずれにいたしましても、事業決定いたしておりますので、これは市の方に強く要望いたしまして、一日も早く補助対象事業として取り上げて、そして、買い上げてもらう以外になく、一般にこれを売却処分するということは、公社といたしましては不可能でございます。

○23番(貝淵博治君) 残りは市に買い上げてもらうという意味に解釈してよろしいか。

○土地開発公社事務局長（西川武雄君） 70%のうち、24億4,000万のこの物件につきましては、公社が代替地として買収いたしましたので、これは処分は即刻可能でございます。しかし、残りの金額につきまして、約50億ほどの物件につきましては、これは市の事業の計画決定をいたしておりますので、公社独自でこれを処分することは不可能でございます。その点、市に強く要望いたしまして、そして、補助対象事業として取り上げて買い上げてもらうより方法がないわけでございます。

○23番（貝淵博治君） いま、専務理事がこう申しておりますので、総務部長、処理できるんですか。

○総務部長（坂口礼之助君） いま、いろいろ公社の關係の質疑が行われておるわけでございますが、私も先般から公社側に対しまして、議員さん御指摘のような心配を同じようにいたしてまいっております。この公社全体の體質を改善すべきではないかということを御提案をしてみたいわけなんでございます。そういうことから、先ほど来、局長が説明いたしておりますように、現在の土地を最も有効に処分する方法を一刻も早く講じていくことを中心に、今後の公社運営を考えていかななくてはならないということで、關係しております理事さん全員の御同意を得まして、公社の方に処分計画の策定を申し入れておる次第でございます。その結果、出されてまいりましたのが、先ほど来、局長の説明しておりますような状況なんでございますけれども、残りの、いわゆる公共用地の張りつけが全部できておるといふ、いまのご説明でございますけれども、私は数字の上では、そこまで詳しいことはつかんでおりません。ただ、公共用地として、当面、非常に大きな割合を占めております学校用地であるとかいふようなものにつきましては、極力、起債等の財源の確保をいたしまして、一月も早く事業ができるように、事業ができるということは、公社から市の方に買い取ることになりますので、そうした事業化を促進いたしまして、公社側の財減を軽減するような措置をやりたいというふうに存じておりますが、それは各セクションにおいて、それぞれ依頼いたしております。代替地を除いたすべての事業が円滑にできるような用地の買収方法になっておるかどうか、そこらの点は、いろいろまだまだ今後、内容的に進めていかなければならない面があるんじゃないかというふうにも思っておるわけなんです。

第一回の処分計画に対する協議を先日受けましたので、それをさらに細かく、言いかえましたならば、一筆ごとにそれについてはどういう事業計画が張りついておると。それはどこの部に関する事項であるということを全部精査いたしまして、各事業課にその公共的な計画事業が計画的に行われるように、用地につきましては、年度をきちっと整理いたしまして、それを買い上げていただけるように、全主管各部局が総力を挙げて財源確保対策に取り組んでいこうというふう考えておるわけなんでございます。

○23番(貝淵博治君) わかりました。もうよろしいわ。教育長、厚生文教委員会で第二和泉中学という問題に触れたんですけども、そういうことは全部公社から足らぬだけ買うのか。

○教育長(葛城宗一君) 中学校の用地につきましては、現在、その買収用地の先行取得を願っております本年度予算でそれを……。

○23番(貝淵博治君) 願ってるけど、まだ足らぬだけちびちび買わんならぬでしょう。そういうところに代替地を与えているのかどうか、この50年度内、要するに、今度また、藤木市長が誕生するのか、また、だれが誕生するか知らぬが、前の市長がこないしたからというようなど、同じことを言うと思うんです。このまま食い逃げされたりしやあない。これ皆部課長も、議員も懸念している問題であって、えらい時間をかけますけども、これだけ詰めしたい。専務理事、要するに開発局長から聞いたんですけども、意欲的に公社の理事長以下理事さん、一丸となってこれをなさんと。ひとつ理事さん方、に立ち上がって、よし、こういうふうにするんだという一つの基本を示していただきたい。

○土地開発公社事務局長(西川武雄君) この問題につきましては、とにかく、処分計画につきましては、先ほどから総務部長が触れられたわけでございますけれども、各事業配置を張りつけをいたしておりますも、われわれ精査いたしまして、そしてこれに伴う処分計画を立てまして、そして、理事さんにその内容を詳しく説明申し上げまして、一日も早く全員こぞってこの処分をいたすべく努力したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○23番(貝淵博治君) あとの70%をどないしてくれるんやと、そういう基本姿勢もなしに、そういう答弁では、ちょっと引き下がれないんですよ。120何億という財産を持っておるわけです。利子が日増しに上がっていくわ、額はだんだんダウンしていくわ、だからその点の基本だけを曲りなりにも示していただきたい、えらいくどいようですけども。まあ、よろしいわ。とにかく早急に何して、こんだけ心配しているんだと。全員議会がこぞってこの土地の開発公社の件については心配しているんだということを受けとめていただいて、各理事さんが一日も早く何とかの基本を示しながら造成するものはして、早いこと処分して、あんたも楽になりなさい、各理事さんも楽になりなさい。私は真実を打ち明けて終わります。

○

○議長(池辺秀夫君) 次、17番山田清二君。質問だけ、どうぞ。

○17番(山田清二君) 議会が勉強いたしまして、休憩もなしにやるそうでございますんで、続けてまいります、質問をして休憩後答弁ということになると思いますが、そのときに答弁に詰まるようなことのないようにしていただきたい。これを確約していただけるならば質問をやりませんが、質問のときに、もう一回調べますとか、もう少しこうしなければなりませんとかいう答え

が、もし出るとするならば、質問は午後にしていただきたい。議長、その点を先に。

○議長（池辺秀夫君） 理事者の皆さん、いまの山田君の何に対しまして確約できますか。（「もう12時や、やめておこう」と呼ぶ者あり）

○議長（池辺秀夫君） この際、暫時休憩いたします。

（午後12時休憩）

（午後1時7分再開）

○議長（池辺秀夫君） 午前に引き続き一般質問を続行いたします。

それでは17番、山田清二君。

○17番（山田清二君） 11日に昭和50年度の施政方針として50年度の市政運営についての基本的な面あるいは具体的な面について発表されたわけでございます。その中から数点にわたって説明を求め、さらに具体的なお答えをお願いしたいと思っております。

まず、施政方針の前段でございますが、全職員の実知を集め創意と工夫をこらして今日叫ばれている地方財政の危機を乗り切るべく決意を新たにいたしている次第でございますし、これは市長の方針であると同時に、全職員の一致した方針であると思っております。したがって、具体的にどのように新しく決意したのか、いままでのやり方をどのように変えようとするのか、この点具体的に例を挙げて説明をしていただきたい。

次に「職員給与と費につきまして、その実態に分析検討を加えまして給与水準の適正化等につきまして格段の努力を傾注してまいり所存でございますしと言われたわけでございますが、先日来、地方公務員の給与云々、特に国家公務員との格差等が喧伝されている中におきまして、和泉市も決して安い方ではなく、全国で7番目に位していると報道されておるわけでございますが、そのような現状の中でどのように分析をされたのか、また、どのような方向へ持っていこうとされるのか、この点について、その方針というかやり方、分析の結果を報告していただきたい。

さらに、給与というものは、その仕事量との関係も多分にあると思っておりますが、ただ一つの例ではございますが、昨日、勤務中に各部、各職場であったかどうかわかりませんが、一部職場で何か演説のようなことをやっておった箇所があるわけでございますが、これはどういう趣旨に基づいて、また、何のために行われたのか。また、この実態の分析検討、そういうものに関連性があったのかどうか、この点もあわせて答弁願いたい。

次に、具体的目標として4つを掲げてございますが、その第一点の「社会福祉の充実」という

ところで社会的公正を実現する、いわゆる社会的公正の是正ということがうたわれてございますが、ここでそのことで取り上げてあるのは身体障害者の件であり、さらに、その中で養護学校へ通学している人に対する通学費の支給、これだけが取り上げられているわけですが、社会的公正とは、果たして身体障害者と健康者との間の不公正だけがそうなのかどうか。たとえば税負担の問題あるいはいろいろの公共負担の問題等が不公正として認めておるのかどうか、こういうものを社会的公正とは言わないのかどうか。

さらに、ここで言われる養護施設あるいは養護学校へ通っておられる人々の通学費の負担、ところが、養護学校へすら行けない人たちには一体どうしているのか、この不公正をどう考えているのか、この点についても少し具体的に答弁をしていただきたい。

それから、全額市費負担と言われておりますが、本当に全額市が負担しているのかどうか、この点もあわせて説明をしていただきたい。

次に、乳幼児保育対策につきまして、「その充実整備を図るべく保育園の増園を初め、」と言われておりますが、昭和50年度に新たに保育園を何か所建てようとしているのか、去年からの継続は別でございます。50年度に新たに何園の保育所を作ろうとしておるのか。「一層の努力を配した」と言われておりますので、この配慮の結果を教えてください。

次に「現行献血制度に依存……」とありますが、この点もう少し具体的にどういう組織を作り、それに対してどのようにやっているのか、この点もう少し具体的に、詳しく説明していただきたい。

さらに、これは去年あるいは一昨年ごろからきている血液型登録制度ということをおわが党も提唱しているわけでございますが、その点これらと何らかの形でこれに関係を持たしてくれておるのかどうか、あるいはこういうものは全然無意味だとして考えから外してあるのかどうか、この点もあわせて答弁をしていただきたい。

さらに「国民健康保険財政の抜本的再検討」とうたわれておるわけでありまして、この抜本的再検討の基礎となるものは一体何なのか、いわゆるこの検討の志向性について説明をお願いしたい。さらに、病院については、「懸案の増設事業について早期に具体化に向け取り組む所存でございます。」、現在、どこまで話が進んでおり、事業化が進んでおるのか発表していただきたいと同時に、この調査費として49年度100万円が予算化されておりましたが、今年は50万円に削減されております。これが早期実現、しかも具体的に取り組んだ結果なのか、この点についても、100万円よりも50万円の方が積極的なんだという理由をはっきりしていただきたい。

さらに「父兄負担の軽減に徹力ながら意を配した」ということで、図書整備、給食燃料費の全額市費負担という形でうたわれておりますが、義務教育の父兄負担は当然あるべきものではな

いんだ。義務教育無償の原則から、これぐらいのことで父兄負担軽減に意を配した、あるいは心を砕いたと言えるほど自慢しなければならないほどの問題であるのかどうか。無論父兄負担というのは全品的な負担もござりますが、最近に至っては、教室の数が多とか、少ないとかまで父兄を動員して云々し、また、生徒に署名を集めさせているという事実もござりますが、こういうものは父兄負担と考えられないのかどうか。もしできるならば、こういう父兄負担からまず解消していただきたい。この点についてもう少しはっきりした考え方を披歴していただきたい。

それから「市民の積年の願望であった市民体育館建設の実現に積極的に取り組み所要の措置を講じました」、不勉強ではっきり予算書の中から探してごさいませんので、どのぐらいの構想で、どういうものを大体、いつまでに建てようとしているのか、この点を教えていただきたい。

それから「住宅公団関連の道路整備事業、大阪府施行による南大阪湾岸流域下水道事業等の促進のため、所要の措置を講じたものでござります」、一部負担金を出すということは予算には載っておりますが、それだけで促進のために所要の措置を講じたと言い切っておるのかどうか、この点についてももう少し詳しく説明をしていただきたい。

次に、同和事業でござりますが、「残り期限内に諸施策の万全を期すべく全力を傾注してまいり所存でござります」、残り4年間というふうにはここでは限定されてござりますが、この4年間に所期の施設、予測された諸施設の事業を全部実施し得る確信があるのかどうか、この見通しについてはっきり説明をしていただきたい。全力を傾注してるんですからね。ほかのことはさきおいても全力を傾注してやろうとしている意気込みを披歴されてるんですが、でき得る見通しがあるのかどうか、この点ははっきりしていただきたい。

次には水道でござりますが、「未給水地域への給水施設の整備促進と水資源確保を軸に事業化を計画しておるものでござります」、未給水地域の解消はいつまでにできるのか。また、水資源の確保と言いますが、現在行われている泉北用水あるいは市独自の水源、それと府営用水、この比率等について常々聞かされてはござりますが、果たして現状のまま進んでいって、これで市民の水を確保できるのはいつまでか。昭和何年までは絶対に大丈夫ですという確信を持っておるのかどうか、ひとつ説明をしていただきたい。

ということは、市勢の進展ということが施政方針の冒頭に述べられております。ところが、ここで僕たちが考えられる市政の進展とは、人口の増加をもって市勢の進展と考えるより仕方がないという状況でござります。その中で今度は完全給水を持続していくとするならば、このように進展していく住民に十分給水していくには、現在の資源でいつまで続けられるのか、この点をはっきりしていただきたい。

次には「救急業務が市民生活の中に欠くことのできない重要な役割りを果たしており、その体

制の整備充実の必要性に基づき救急車の買いかえ等必要な措置をいたしたものでございます」、まことに結構なことではございますが、救急業務というものは車があればええのかどうか。救急車が何台あったら、和泉市の救急業務は完了するのか。たった1人の人が休みの日曜日に急病になった、この人を一体どこが収容するのか。救急車が20台あったとしても収容する場所がない状態で、どうして救急業務をやろうとするのか、この点ははっきりと見解を発表されたい。すでに和泉市立病院が設立されると同時に、市立病院の救急病院指定を常に要望されながら一向にやろうとしない。しかも、和泉市内の医療機関を網羅して休日診療あるいは夜間診療等をお願いしているんですが、一向にそのような動きすら見えないという状況の中で、車の買いかえをやったから救急業務が完了し、充実したという考え方、これはどこから出てきたのか。これで救急業務ができていくと考えるならば大きな間違いだろうと私は思うんです。そうでないならば、そうでない理由をはっきりしていただきたい。

次に「労働力確保対策と相まって中小企業従業員福祉対策……」のところでございますが、「本年7月には勤労青少年ホームの完成を初め……」とあるが、これは今年初めて新しくやる事業ではなく、当然、去年中に行わなければならないはずのものがおくれとおったものだろうと思うんですが、これはまた別にこういうものを作るのかどうか。

それから、「中小企業退職金共済制度の加入促進助成」とうたわれておりますが、この制度は市が独自にやっておるものであるのかどうか。もう一つは、これは国とか府が提唱して、あるいは損保保険会社等とか、労働金庫と提携してやっているという形で進めているものであるのかどうか。しかも、現状どれくらいの利用度があるのか、その構成の人員あるいはそれに当然該当すべき加入人員、そういうものをもう少し詳しく説明していただきたい。

最後に、「事務配分の適正化と税財源の再配分、超過負担の完全解消を目的に積極的に行動してまいりたい」、どのような行動をしようとし、また、どのような計画を持っておるのか、これも一緒に披歴をしていただきたい。

以上の点について質問をいたしますので、的確な答弁をお願いいたします。

○議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○市長（藤木秀夫君） 山田議員のご質問に対してお答え申し上げますが、盛りだくさんのことで非常にお答えにならない点もあろうかと思いますが、その点はよろしくお願ひ申し上げます。

私、市長の要職を汚しましてからはや3年、この間、皆様方の一方ならぬ御協力によりまして今日までまいったのでございますが、先ほどの私の施政方針についての非常に厳しいご質問がございまして、昨年のいろいろの問題から本年の予算編成ができたのですが、この点についていささか申し上げたいと思います。

一般会計の64.9%、特別会計の58.8%、また、企業会計につきましては22%という大幅なそれぞれ伸びを生じております。そういう点について非常に皆様方に苦しい思いをさせるわけでございますが、英知をしぼってというのは、そういうところをひとつ皆様方のお知恵もお借りして何とか執行していきたいというのが私の願望でございます。

まず、人件費の節約と申しましても、なかなかそうたやすくその財源を求めることはむずかしく、どういうところに求めるか。時間外勤務とか管理職手当の一部返上あるいは管外出張等の適正な実施等によりまして、また、高齢者になるべく退職願うとか、いろいろな面を奨励して、いささかなりとも財源を求めたいというのが改善すべき点でございます。

また、昨日の各部屋に回っておったという問題でございますが、これは通り返された山田議員さんと一緒になりましたので私も見受けましたが、内容についてはわかりませんでしたので、人事の方から内容についての説明をしていただきたいと思いますが、すぐに人事の方でやっていただいたわけでございます。

それからいろいろ前後しますが、病院の問題ですが、ぜひとも増築を願わなければいけない。山田議員さんの御意見によりますと、別個に建てよということかと思いますが、現状の病院ではとてもそれは望めないということをおひとつ御理解賜りたい。昨年は百万円で今年50万円、これはどうしてかというおしかりですが、これは49年度で設計費として4860万円もらい、それによって一応調査をするわけですが、何といても15億という起債の枠は内定しておりますが、増築でも15億でできないというのが現状でございます。これも担当課のほうから詳しいことを説明させますが、よろしく願い申し上げます。

また、父兄負担の軽減につきましては、いささかなりとも軽減でき、それについて父兄負担の軽減とは余りに言い過ぎるやないかというおしかりと思いますが、その点もどうかよろしくご理解賜りたいと思います。

それから、下水道事業でございますが、この湾岸流域下水道は、一日も早くやらないかと感じております。これはわが市だけではございません、5市1町の問題でございます。ところが、わが和泉市といたしましては、何といても海を持たず放流するところがない実情で、大津さん、高石さん、岸和田、忠岡というところの海岸を所有する市をお願いして、この処理場を近くに設けなければならない。また、これは府が担当してやっていただき、わが和泉市としては、主な管だけを入れていただくならば、細部にわたる下水管事業を進めていくことができるわけでございますので、それを一日も早くということについて5市1町の方で協議中でございます。

それから、未給水地域の解消はいつかというご質問でございますが、これは51年度末までに必ず完了するという考え方をしておりますので、御了解を賜りたいと存じます。

救急業務につきまして、これまた御意見通りのことでもございまして、いかに救急車があってもどこへ連れて行ったらええかというおしかりはごもっともでございます。しかし、現状のわが市立病院では、この救急業務を開業することは非常にむずかしゆうございまして、増改築ができた晩には一日も早くやりたいと思っておりますので、どうかよろしくご理解賜りたい。あと、各セクションから詳しく説明していただきますので、よろしく願いいたします。

(議長 退席、副議長着席)

○副議長(竹下義章君) 次の答弁。

○総務部次長(門林六男君) お答えいたします。

昨日の議員さんの指摘によりまして、すぐ組合の方に嚴重注意を行いました。それにつきまして、この件については以後、行われていないと思っております。

内容につきましては、京都市の職員が8名、上部団体の指示のもとに和泉市に来られたと聞いております。職場での話の内容につきましては調査困難でございますが、京都市の職員組合等の活動内容を話しておったんじゃないかと判断しております。

以上でございます。

○副議長(竹下義章君) 順番に答えてください。

○教育次長(阪東重信君) 教育次長より教育関係についてお答え申し上げたいと思います。

心身障害児の関係でございますが、昭和45年に心身障害者対策基本法が制定されて以来、障害児対策の現状の実態並びに健康児との共同学習の必要性がきげばれてまいったのですが、こうした情勢の中で、本市といたしましては障害児などを進める行政姿勢といたしまして、重度の身体障害者に対する通学費の措置を昨年9月から講じたわけでございますが、これらの財源措置については、当然、設置者である府が持つべきであるという御見解もそのとおりでございます。ただ、こうしたさう勢の中で、本年度は泉佐野養護学校の子供たちに対してもタクシーの補助をしていく考えでございますが、基本的には、設置者である府が持つべきであるという要求はしておりまして、大阪府教育委員会でも知事査定で削られたそうでございますが、この和泉市の要求も同じように削られておるといことも承っております。このような状況でもございまして、できるだけこうした心身障害児教育を進める中で、積極的に和泉市としても取り組んでまいりたいと考えております。

それから、通学のできない子供に対しては訪問員制度を設け、より保護者の積極的な協力のもとに従来どおり、徹底した教育を続けるように努力したいと思います。

それから、計画的な図書整備と父兄負担軽減策の基本的な考え方でございますが、図書については従来、48年度以前は校用備品の学校に対する配給予算の中で措置してまいったのでござ

いますが、いろいろと学校需用費の増額を図る中で、図書費は別に49年度から学校図書購入費として明確化を図り、去年申し上げましたように、5カ年計画で学校図書を充実してまいりたいという考え方で今後も努力してまいりたいと考えております。

それに伴って父兄負担問題について、お尋ねの一切無償ではないか、父兄負担については、そうした需用費だけでなく、今日の教室の数についての署名も父兄負担の中に入るやないかというのはお説のとおりだと考えます。

この内容については御承知かと存じますが、現行の一般校における教員の学級編成の引き下げを要求するために、父兄の署名を教育委員会に寄せられておるのが現状でございます。御承知のように、義務教育の小学校における学級編成は、現在の法律の中で決められております。したがって、昭和30年には51人の1学級編成が、35年55人、38年50人、43年には45人とだんだん引き下げてまいっておりますが、それをさらに引き下げる署名が出されておりますが、現行制度の中では、和泉市教育委員会ではいかんともしがたい。いかに署名があろうともお断りせざるを得ないと考えております。

義務教育費に対する負担的な問題としては、基本的な教育委員会の考え方はないということですが、いろいろな義務教育無償論をもつての见解の相違はありますが、少なくとも、現在の教育委員会としては、国民は教育の機会均等の立場から義務教育は国家的な要請でもありますから、憲法では義務教育を強制しているのだから、財政を考慮して立法措置を講じながら無償にすることは差し支えないという。この判決を十分に尊重して無償範囲の法定説をもっておりますが、さらに、就学必要費の無償説まで及ぼすべきだという理論的な問題は議員さんと同じ考え方でございますが、現状の中ではやはり国家的要請でなく、人格形成の指導に対する親の責任はあり、保護者の負担も一切避けるべきは当たらないという根拠をとらざるをえない現状でございまして、和泉市としては、ますます需用費の増額を図りながら負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

最後に、市民体育館の問題ですが、50年度の新たな施策として、和泉市立体育館の建設に踏み切りたいということで予算措置をお願い申し上げておりますのは、現在榮原町の病院裏で勤労青少年ホームの隣接地で、鉄骨造り二階建て2100㎡を予定しております。

内容を申し上げますと、多目的室、シャワー室、ホールとか、無論、体育館として近代的な設備の中で完備したいと考えておりますが、予算措置として50年度の当初予算で2億1,539万円を計上、御審議を賜りたいと考えております。大阪府の保健体育課の課長あるいは参事等が文部省と折衝し、その結果を待って設計等にかかりたいと思っておりますので、よろしく御了承を願いたいと思います。

○副議長（竹下義章君） 次。

○市民部長（内田繁君） お答えいたします。

私の方の所管する問題でまず第一点は、50年度で新たに何園保育園を建設するかということと思いますが、実のところ、50年度当初予算をお願いしておりますのは、鶴山第二保育園（仮称）の買い戻し分、それから、49年度から建設に取りかかっております信太第三保育園（仮称）ということで、これも49、50年度にわたって二園を建設してるわけでございます。

50年度で一体、何園建設するかということですが、前から申し上げておりますように、考え方としては、大規模住宅開発地域あるいは人口の急増地域等、いわゆる保育需要の高い地域について新設していくという計画を立ててまいってるわけでございます。しかし、市の財政事情あるいは国の補助財源の確保等非常に困難性がございまして、計画通りまいってない現状かと思えます。今後、財源の確保あるいは市の財政事情も踏まえながら新設計画も進めていきたいという考えを持っておりますので、その点御了承を賜りたいと思えます。

それから、二点目の園保制度の抜本的な再検討について、昨今の医療保険をめぐる事情は非常に厳しいものがございまして、医療費の激増によりまして財政が圧迫されてまいっております。被保険者負担が増加するわけであります。被保険者負担の限界もきておるんじゃないかという考え方もございまして、医療制度そのものを抜本的に改正していただきたいということで、国において相互扶助の精神で進めておる中で、やはり社会保障という点も踏まえながら、国においてその保険制度そのものを変えていただかなければいけないということで、国に対して改正を要望していくということで施政方針の中でうたったわけでございますので、ひとつ御了承を賜りたいと思えます。

それから、献血問題につきましては、私の方の所管いたします課長からお答え申し上げたいと思えます。

○副議長（竹下義章君） 次。

○市民部次長（高橋新平君） お答えいたします。

献血推進事業についてでございますが、昭和39年8月閣議決定されまして、国及び地方公共団体の責任において実施するものでございますけれども、この閣議決定を受けまして、大阪府においては昭和39年12月、大阪府の献血推進協議会を設置し、献血思想の普及及び献血組織の育成等、血液の確保に努めておるものでございますけれども、この間市町村においても、献血事業の推進が着々と行われてるのが現状でございます。現在、すでに大阪府下におきましては28市において実施されております。阪南各都市においてもほとんどの市が実施されておりますので、本市においてもおくれればせながら、その推進を図ってるものでございます。

血液事情につきましては、なかなか必要量を確保するに至っておられないような現状でございます。今後、ますます保存血液の需要増が予想される中で、これに対処するためにも、献血による血液供給体制の確立が早急に望まれております。このため本市においても、大阪府献血協会より一部負担金をもらいまして献血推進協議会を設立し、献血思想の普及を図る広報活動、地域組織及び一般市民による献血実施、献血組織の育成、献血計画に関すること等について協議し、市民の福祉保健の立場から安定した血液事情をつくって市民に対する医療上の万全を期するのが目的でございます。

この献血推進協議会の組織としては、各種組織の代表者、各医療機関代表者、大阪府献血推進員の代表者、学識経験者、関係行政機関の代表者等を予定してございます。

なお、献血推進の実行機関といたしましては、大阪府献血協会より委嘱した献血推進員がおります。これらの方々によりまして地域における住民献血に関する正しい知識の普及向上を図り、献血についての相談及び指導を行うことになっております。

献血推進実施に関する具体案といたしましては、現在検討中でございます。献血推進協議会の結成を待って具体化する方針でございますが、現在、すでに行われている方法としては、採血機関と採血方法については、大阪府赤十字血液センター、それと五カ所の出張所がございまして、それ以外は、移動採血車が5台ございまして定期的に採血を行っております。それから、1カ所で多数の献血者があるって移動採血車で賄えないという場合には、臨時に採血場所を設けて実施するという、いわゆる出張採血方法がございまして、これらとの関連性をもって今後実施していきたいということで御承願したいと思います。

なお、先ほど申されました血液型の登録制度でございますが、これについても、十分加味して検討してみたいと思っておりますので、よろしく御願いいたします。

○病院事務局長（平野誠蔵君） それでは、市立病院の増設計画についての御説明なり、お答えを申し上げます。

市立病院を早期に200床増床いたしまして、規模300床の病院に整備拡充していくという基本方針につきましては、かねがね市長からも申し上げておまして、現在も変更はなく、その線で取り組んでおるわけでございます。200床を増設した場合、面積的には3,000坪強、10,000㎡内外、事業費も20億を下らないと概算しておるわけでございます。目下、取り組んでおりますのは、御承知のように、病院建設の場合の補助金はいたってわずかでございます。起債の額がどの程度までその資金を満了し得るかという辺がわれわれの検討の中心課題でございますし、事業の成否を左右するものでございますので、50年度起債の動向を見きわめたいと思っております。

市長から先ほど申し上げましたように、49年度には4,860万円の設計管理料がすでに決定しております。現在、基本設計計画に取り組んでおるわけでございますが、50年度以降にはこの設計管理料を含めまして、総額15億円を融通するという見通しは得ておりますが、通例、200床程度の規模に対する事業費は、15億では不足を来すという現在の見通しでございます。したがって、昭和50年度の起債要領が5月以降に判明いたしますので、それを見きわめた上で設計案等の整備を急ぎまして、ある程度の骨子を得て、財源見通しとともに病院特別委員会にも御審議をお願いし、また、議会にも御提案申し上げていきたい、かように存じております。

それから、調査費が50万円と半減したのは、49年度の場合には事前に地質調査、現況測量という二つをやりました関係で、これはすでに49年度で終わっておりまして、そういった面の内容差がございますので、50年度はとりあえず調査費を50万円に減らしたわけでございます。特段に50年度を軽んじたわけではございません。

それから、救急問題でございますが、市立病院自体の救急指定を受ける計画も重要でございますが、われわれとしては、休日診療ないし時間外診療の問題も含め、市立病院も含めた医療機関全体の問題として、市の方では近く医療機関の参加協力も得て、救急問題も合わせた審議会が発足する計画のように聞き及んでおります。そういった意味で、市の施策として救急問題なり、時間外、休日診療問題を解決しようというふうに承っておりますので、補足いたします。

○副議長（竹下義章君） 次。

○同和对策部長（佐原行雄君） 先ほどの市長の御説明の中に同和对策関係が抜けてたと思っておりますので、まことに僭越でございますけれども、同和对策事業は各セクションにまたがっておりますので、私の方から総括的にお答えいたします。

同和对策事業の本市の重点施策につきましては、議員さん御指摘のとおりでございます。44年の措置法以降、行っておるわけでございます。従来の方法といたしましては、当然、総合計画でございますので、住宅、道路はもちろん中心でございますが、諸施設の張り付け等で計画を練り、少なくとも、本年までの全体的なパーセンテージは低うございますが、いささか率直に申し上げまして、今後、49年度からはそれらの意を帯しまして、環境の劣悪と申しますか、道路の狭小、不良住宅の密集地等をより積極的に進めるために工事に着手しておる現状でございます。

50年度もその線に沿ってやっていきたいと思っておりますが、あと4年ということは議員さんも御存知だと思います。44年に措置法が出まして、53年度が最終年度になっております。あと確かに4年でございます。この4年の中でいかに事業を進めるかということでございますが、少なくとも、環境改善事業、同和对策事業は、建設を伴うものにしても、少なくとも、総合事業であることには間違いございません。先ほど申し上げましたように、今後は住宅、道路等、生活に密

着したものを行っていきたい。かような考えの中で、たまたま昨年9月4日に大阪府の都計審を通過しております。この点についても、非常に大阪府の都計審では積極的なバックアップというが、いただいたようにわれわれも感じております。これを主にいたしまして今後、市の政策面からより具体的な事業計画あるいは財政計画というのを作り上げる中で本事業を完成すべくやっていきたいと思ひます。

特に本事業の経費につきましては、国、府において高率の補助金制度がございます。特に道路とか住宅につきましては、より以上の財政措置はいただいております。現状和泉市の財政事情を勘案する中では、やはり現行制度の補助制度だけでは十分でないという点は、われわれも率直に認めざるを得ないということでございます。したがって、今後は市の積極的な財源確保もさることながら、各議員さんの格段の御協力をお願いいたしまして、この同和対策事業重点施策を所期の目的を達成すべく、あと4年でございすが努力したいと考えておりますので、よろしく御願ひいたしたいと思ひます。

○副議長（竹下義章君） 次。

○水道部長（田中 稔君） 水道関係につきましてお答え申し上げます。

未給水地域の解消につきましては、昭和52年度末をもって解消したいと考えております。先ほど市長が50年度末と申し上げましたが、全未給水地域の解消は52年度末をもってやりたいと計画しております。

なお、将来を含めての給水人口でございますが、私ども現在、第3画の中では一応、目標年次を昭和55年、給水人口165,000人と定めております。これに要する水資源は59,400トン確保しておりますが、実績では現在、11万余の給水人口でございます。計画にするとあと5万人程度ですが、実績では平均使用水量が25,576トン、ピークでも33,614トンで、まだかなりの給水人口に余裕があると考えておりますが、今後の人口の増加に対しての水資源開発につきましては重大な問題であると認識しております。

○副議長（竹下義章君） 次。

○消防長（和田増義君） 先ほど救急業務充実問題について御質問をいただきましたが、お説のとおり、車だけではいけない、受け入れ体制ができてないということでございますが、病院事務局長からもお答え申し上げましたように、協議会を作って医師関係等のご了解を得てやっていただいております。私の方といたしましては、現在、救急車2台でございますが、特に大きなことがない限り2台で十分だと思っております。

○副議長（竹下義章君） 次の答弁、簡単に。

○商工課長（岩井益一君） 商工関係について二点御質問を賜りましたのでお答えいたします。

まず、第一点の勤労青少年ホームの建設事業につきましては昭和49年度事業でございまして、別に新設の建設計画を打ち出したものではございません。後刻、繰越手続を予定させていただきたいと存じます。

2点目の中小企業退職金共済制度の加入促進助成の対象は、長期給付を目的とした国の制度に基づく中小企業退職金共済制度でございまして、現状につきましては、対象企業数は約3,600、加入状況は非常に悪く49企業、1、35%でございまして、従業員数の点から見ますと23,360人で、加入状況は644人、2、75%ということございまして、これが現状でございまして、

なお、本制度につきましては全般的に加入率は低く、大阪府で2.5%、岸和田市で1.8%前後でございまして、本市としても年次計画を立てて、他市並みに近い加入促進策を打ち出していきたいということで今回の制度と相なったわけでございまして、

なお、この制度の加入率が悪い事情につきましては、多分に就業構造の関係がございまして、本制度につきましては、大体、長期の25年以上の勤続者が対象となっており、そういう産業構造を持つ市町村においては非常に高うございまして、本市の繊維産業では、中でも女子従業員が多く、3年程度でやめてる実情でございまして、こういった低い現状でございまして、

以上のとおりでございまして、

○副議長（竹下義章君） 次。

○財政課長（麻生和義君） 最後に、超過負担の問題についてお答えいたします。

最近、超過負担の解消も常々から上級団体へ陳情しており、除々に解消はされておりますが、なお超過負担は残っております。最近の調査によると、超過負担額は34,889,600円となっております。この超過負担の内容につきましてはすでに議員さん御承知の通り、単価差、数量差、対象差の3つから成っております。一番大きなものは単価差でございまして、295,844,000円を占め、全体の85%に達する見込みでございまして、この解消につきましては、義務教育施設の建設事業、保育所の運営費の問題、国民健康保険事務の問題、国民年金事務等の単価差の問題について重点的に上部団体の方へ今後とも繰り返し働きかけていく所存でございまして、

以上でございまして、

○副議長（竹下義章君） 山田議員さん、大体申し合わせの時間がきておりますので、問題点だけ簡単にひとつ再質問をやってください。

○17番（山田清二君） それぞれ答弁をいただいたわけですが、こちらの聞こうとして、いることと全然外れたところが、大分多いように思います。時間の関係もあるので、さらに詳しくは予算委員会を通じてお聞きしていきたい。ただ市長にお伺いした中で、決意を新たにしたいというものは、予算規模がこうなったということが決意を新たにしたいんだという答弁のように聞かえ

たんですが、これでは答弁にならないと思います。しかもまた、それぞれの答弁を聞き、また、予算等を見たって、決して創意工夫をこらしたとか、新しくしたなんてことは、いかに予算の額を増やしてこのとおりやっていますんだと言ったって、表を飾って中身は全然整わない、どうして市民の目をごまかすかという予算でしかない。したがって、市政方針に書いてあることは、予算と照らし合わせればほとんどそになってしまうんだということを指摘したい。

いろいろあします、こうしますとは言っていますが、ほとんどおさなりのことばかりです。特に病院のことでございますが、病院特別委員会の委員長が質問するのはおかしいかわかりません。病院というか、救急体制の問題ですが、市長の答弁のときには、新しい病院ができるまでどうにもしようがないという答弁だった。ところが病院の事務局長の答弁では、全市の医療機関を総合していま、そういう体制を整えようとしておりますという答弁が出てきた。一体、どっちが本当なのか。だれがこれをやるかどうか、この点だけははっきりしていただきたい。これだけで結構です。あとは予算委員会でもっと詳細に質問していきたいと思います。

- 病院事務局長（平野誠蔵君） 市の方の方針として私は察知しておるのでございまして、そのように申し上げましたが、医師会等も多分にこの件について関心を持っておるわけです。
- 17番（山田清二君） だれが中心でやるのか、市長か、あんたがやるのか。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） これは市の施策でございまして、市長の諮問機関として審議会を置くわけでございます。
- 17番（山田清二君） 何もできんのんやったら、車が増えてもしようがないと言ったら、現状ではどうにもしようがないという答弁だった。
- 市長（藤木秀夫君） 病院は狭い過ぎて、ということを申し上げておるわけでございます。
- 産業衛生部長（宇沢 清君） まことに申しわけございません。先ほど病院の事務局長なり、市長から御答弁させていただいた点について補足させていただきます。

いわゆる市長の答弁した分については、救急医療体制の問題でして、なぜ公的医療機関が救急指定をやらないのかという市民からの御指摘はごもっともでございます。市立病院が拡充した時点においては、少なくとも、救急事業もやっていただきたいという希望はわれわれにもございます。さらに、休日診療の点につきましては、各医師会との協議もいただきまして審議会も早急を作るべく、過日も医師会との協議を整えております。審議会の諮問もいただいた上で、全市の休日診療なりの体制をとりたいということでございますので、この点御了解願いたいと思います。

○17番（山田清二君） 急いでやってほしい。

○産業衛生部長（宇沢 清君） はい。

○副議長（竹下義章君） 次に20番、寺田茂君。

○20番（寺田茂君） 先ほどの山田議員の質問と若干似た点もありますが、質問の観点が違う場合もありますので、これはよろしく願いたいということです。

まず、私も市長の施政方針の中から、2、3質問したいわけなんですけど、この中で「昭和50年度の国の予算の編成にあたって、重点的に社会的公正の確保、国民福祉の向上と国民生活の安定を目指したといわれていますが」、こう述べられ、藤木市長も第一の柱として「社会福祉の充実」、また、「高度経済成長政策のひずみの是正」と述べられ、「社会的公正」という言葉を使われているわけです。もちろん、「国民的課題」と報告する中で、この問題を喫緊する最も重要な施策として、老人、身体障害者等、多くのハンデキャップを持った人々に対する施策の充実を図っていきたくておられるわけでございます。

特に公正とは、私たちはどんな場合でも、1人間としての行政の最高責任者である市長は当然のことも考えております。特に共産党議員団は、現在の市政の中で朝田支部の言いなりになって市政の私物化、市財政を無視した不公正を正すことこそ急務である。またそして、公正で民主的な市政の確立を主張してきたわけでありまして、その観点から福祉について2、3質問したいということです。一つの例を挙げて、市長の公正とはどんなことかについて、保育園を引用してひとつお聞きしたい。

ここにあさひ保育園と緑ヶ丘保育園と二つ並べました。この中で定員は同じく120名収容ということを出したわけなんですけど、あさひ保育園では完全給食、緑ヶ丘では委託、保育さんの数はあさひが45名、緑ヶ丘14名、これはひまわりが完全給食という形なのでそのような比較になるのかもわかりませんが、給食という形の保育さんじゃないと思いますが、給食にかかっている人は45人中何人か。どちらにしても一応、算術計算で割ってみると、あさひ保育園で2.6人に1人の保育さん、緑ヶ丘では8.5人に1人の保育さんという数字が出てくる。

それと、現在保育園が19園あるわけですが、その中で同和保育園と言われるのが5園、さらに3園予定されているんじゃないか、これは私も確証はございません。先の内田部長の話では、大規模住宅開発地域をまず建てていきたいということですが、再度聞きたいのは、大体どの辺になるんか。また、予定されている三園はそれにはまるのかどうかをお聞きしたい。

こういう中で、特に他の保育園で老朽化が激しくなってきたというわけですが、一つの例を挙げると芦部保育園、ここはどうにもならないということで私も一度見に行かせていただいたのですが、こんなところではまともに保育ができないと嘆いておられました。ここは定員112名だそうですが、狭いというか、敷地から見て1人当たり2分の1畳ぐらい、保育園の最低でもまず2分の1坪、畳1枚ぐらいは確保しなければいけないと定められているが、これを即座に改築でき

るようになっているのかどうか。また、それ以外の老朽な保育園の調査等について市はやっているのかどうか、この点をお聞きしたい。こういう問題点について今後、市長は公正にやっていくのか、その立場をお聞きしたい。私たちはこの問題が不公正であるので、公正にやっていくという市長の言葉にうそはないだろうと思うが、この点をお聞きしたい。

大きな2点目として、盲人用テープレコーダーの問題について質問通告に取り上げてございますが、私も49年度60,000円の予算、そして16台購入したということは聞きました。また、50年度予算には144,000円ですか、計上されているんですが、49年度の16台、また、今回計上されてる144,000円、合わせて何台買ってどういうふうに運用するのか。まず、49年度どういうふうに運用されてるのかどうか、その実態と、50年度予算での運用の問題をどうつなげていくのか、この点についてお聞きしたい。

それから、2点目の教育問題についてですが、これも先ほど山田議員から質問がありましたので、できるだけ重複することのないように省いていきたい。

まず、学校教育をめぐる問題、非常に父兄の要求はいろんな面で高まっている。また、大きく問題視されている2・3の点についても、基礎学力の不足とか、小中学校における教育費の父兄負担増大による家計への圧迫、また最近、信太小にもあった解同朝田派の教育への介入など、これに対して共産党は、根本原因は自民党の文教政策と、これに追随する地方自治にあり、これらの解決は重要な国民的課題に迫ってるわけですが、当市としても革新府政の成果を積極的に取り入れ、憲法と基本法に基づく民主教育の実現に努力するよう要望する観点から2・8点質問したい。

まず第一は父兄負担、先ほどとはちよっと観点が違うわけなんですけど、私、一つ例を挙げてお尋ねしたい。

和泉市の山手に槇尾中学がございますが、ここへ通っている父鬼町の学童さんは5・6人あるといわれておるんですが、バスで通ったり、家の人が送ったりということではいろんな問題が出てきております。ここは学校で一括してバス券を買っているが、学生割引でまず4,800円くらい要るんだという。家庭でもし2人おると8,000円近くのバス代が要るんだというが市がこの問題に対して補助してるのかどうか、また、出ているとしたら、どれくらい出ているかについてお聞きしたい。

こういう形で義務教育である学校教育の中で、給食費と合わせて大きなバス代が家計の中で大きく問題化されてきているが、この点について、市の考え方をお聞きしたい。

2点目に学童保育なんですけど、現在、国府、信太、幸ですか。この3カ所で保育してるわけですが、聞くところによると、大体40名ぐらいの学童さんがいつも補導されてるように思うんで

すが、この問題についても、いつも大きく親御さんから要求が出ているんですが、和泉市として、この学童保育の設置、また、保育できるような体制をとっていけるかどうか。また当面、鶴山台とか黒鳥、また、この近辺の過密化しているところでの具体的な考え方があるかどうかということもあわせてお聞きしたいということなんです。

第8点目の中小零細企業対策と職業転換資金、これも一応、中小企業の問題について山田議員から質問され、あまりかわりばえしないと思うわけなんです、その中で一点、最近和泉市の中でもいま政府がやられている一時帰休に対して75%の国が補助して中小企業を助けるという問題が提起されてるのですが、すでに和泉市でもこういう問題が起こってるということを市がどの辺までつかんでるかどうか、現実にある。この75%、これは経営者との関係がありますが、そういう中で今後、中小零細企業対策として市としてどう考えてるのかますます増えるであろうという問題については、基本的な政策が必要ではないかと思うわけで、この点だけお聞かせ願いたい。

また、職業転換資金、これは昨日の産衛委員会でも若干出たわけなんです、これは条例案という大事なことでもありますので、再度一般質問の中でお聞きしたいわけなんです。特に「和泉市職業転換準備資金の償還免除に関する条例について」私は委員会でも質問いたしましたが、いまだにもう少しのところが納得いかない。また、これは条例改正案なので、他の人たちにも知っていただく必要があるだろうということで質問したい。

この案は、自治省がこれを発して大阪府が出し、そして和泉市がこの条例案を出しているんだ、簡単に言えばそういうふうにしたわけですが、この条例案の文章を何も私はここで読もうとは思いません。私の考えるところによると、償還免除に関する条例、全くそのとおりで、金を貸し付けても返さんでもいけるような条例ではないかと思うんです。これは同和対策の一環という話もありました。だから、「これをそのまま市が適用するのか」と聞きますと、「特定の申請書が必要」との返事が来たもので、「特定の申請書とはどういうものか」と聞いたら、「いや、これは特定のものです」というところ辺しか答えがなく、委員会の時間が切れたので、この辺についても再度、特定の申請書というものについてこの場でひとつお聞かせ願いたい。

以上、並べましたけれども、再質問がある場合はよろしくお願ひいたします。

○副議長（竹下義章君） 順を追って答弁してください。

○市民部長（内田 繁君） それでは、私の方から所管いたします中で、いわゆる社会的な不公正は正の問題について、保育園の運営についての例を挙げて申されておられましたので、回答していきたいと思ひます。

いわゆるあさひと緑ヶ丘を例に挙げられましたが、同和地区の保育園は申し上げるまでもなく、

議員さん御承知のとおり、やはり同和対策として同和問題解決に向かって、乳幼児から差別に打ち勝つという同和保育園本来の理念に基づきまして、同和保育の推進ということで、市の責任で積極的に人的、物的に財政上の措置を講じていかなければいけないというように行政としての責務を負わされてることから、率直に申し上げまして、設備そのものもかなり充実したものをしている現状かと思えます。

その中で一般地域、こういう表現は悪いかもしれませんが、一般地域についても、同和施策と並行した公正な施策をやっていくことは当然、おっしゃるとおりでございまして、われわれもその方向に向かって努力して推進していきたいという気持でこれに当たっておるわけなんです、いろいろ財政的な事情もございまして思うようにいかないのが現状かと思うわけでございます。

それから、私の方で大規模住宅地域とはどういうところを指すのかということでございますが、無論、現在鶴山台の大規模開発地域、それから、いま開発を進めている光明池団地等を指しているわけでございます。

それから、3園というのはちょっと私、聞き間違ったのですが、今後、3園を建てるということでございますでしょうか、それとも同和の問題でしょうか。

○20番(寺田 茂君) そうです。

○市民部長(内田 繁君) 3園ではなく、現在、(仮称)信太第3を含めてあと幸保育園、信太第2、これが3園ということですが、幸保育園につきましては、都市計画街路等がこれにかかっており、このため立ち退きも迫られている状況でございまして、これの移転改築ということでございます。

それから、信太第2につきましては老朽化した園でございまして、これから改築していくわけで、新設ではございません。そういうことでございますので、御了承賜りたいと思います。

それから、増築問題で出されておるわけでございますが、何分、現在の市の経営する保育施設はほとんど定員オーバーの状況の中で、施設そのものも老朽化しております。したがって、これら施設の整備拡充を進めなければいけないわけなんです、現在、私の方でその実態等をきめ細かく調査をしてる段階でございまして、これらの調査結果に基づき、年次的に増築等も考えていきたい、こう考えているわけでございます。

なお、年次的に計画を進める中でもやはり財政事情もございまして、それらも十分勘案して推進していきたい、かように考えておるものでございます。

○副議長(竹下義章君) 次。

○広報公聴課長(竹田明郎君) 2点目の盲人広報についてお答えいたします。

まず、49年度で関係予算として吹き込みに必要なテープ代6万円とテープレコーダー購入費

6万円、計12万円を計上していただきましたが、先に寺田議員さんの一般質問にお答えいたしましたとおり、当初、私たち担当者の手で自主製作するよう準備を進めてました。しかし、音楽等を使う必要性もあることから調べて見ますと、著作権問題がかなりからみまして、自主製作を変更せざるを得なくなったわけでございます。

もう1点、今度の対象者となります1・2級の視力障害者のアンケートを求めましたところ、テープレコーダーをお持ちの方が非常に少のうございましたので、どうしても校区に2台ぐらいなければ十分な運営ができないという判断のもとに、49年度ではまず、設備のためのテープレコーダーを買うということで、12万円にもう少し足して現在16台、そして50年度であと16台買って各校区に2台ずつ、これで運用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（竹下義章君） 次。

○学校教育課参事（角谷泰夫君）

3点目の通学費問題についてお答えいたします。

先ほどから出ております義務教育無償に対する問題点につきましては、鋭意努力するものでございます。御質問にもございました父鬼から楨尾中学への通学問題でございますが、現在、通学距離は約6、2kmでございます。バス代は御指摘のとおり、1カ月、学生割引で4,230円必要でございます。通学者は89名、そのうち5名に対して助成しております。助成の方法は、就学困難な児童生徒の助成に関する法律で、俗に申しております準援ですが、これに該当する5名に対してそれぞれ実費を11カ月分、年間所要経費が約273,000円必要でございます。

○副議長（竹下義章君） 次。

○社会教育課長（広岡史郎君） 学童保育についての御質問にお答えしたいと思います。

現在継続しております国府、幸、信太の既設箇所に加えて、昭和50年度の新規開設する意思ありや否やということでございますが、昨年来、鶴山南北、芦部8校区から開設の要望が出ておりますが、御承知のように、通常、学童保育と呼ばれている事業は、府が示しております少年健全育成事業設置補助金要綱に基づいて設置し、実施されてるところでございます。過半1週間ほど前、府のほうへ国府、幸、信太の既設の継続と1カ所新設をお願いしたいということで参っておりますので、新たに内示があるものと思っておりますが、その時点で再度検討して実施に踏み切りたい、かように思っておるわけでございます。

○副議長（竹下義章君） 次。

○商工課長（岩井益一君） それでは、商工関係について2点、御質問がございましたのでお答えいたします。

まず、第1点目の最近の不況により一時帰休制を採っている企業の実態はどうかということですが、この点につきましては遺憾ながら、計数につきましては、私の方は職安を通じてでないで承知できません。ただいま、手元不如意ということで申しわけございませんが、実態を説明することはできません。

次に、何らかの形で一時退職金制度等について考えていないかということですが、この点につきましては、一般的には本市の就業構造から見て、8年程度の短期勤続者を対象とした退職一時金制度は今回の条例でも出てございますが、相互連帯に基づく互助会制度等について検討中でございます。

なお、一時帰休に対する一時退職金制度というところまでは、現在のところ考えてございません。

第2点目の転換資金の免除に関する条例でございますが、この問題に関しましては、私どもとしては、全く返還を要しないということではございません。条例の規定にもございますように、一定要件が整った場合に免除するものであるという制度でございます。

それから、特定の申請書を要するのではないかという御指摘でございますが、この点につきましては、手続的には巡回相談、これは職安の職業指導員ですが、巡回指導の中で職業紹介を行った者に対して、所長が就職決定したときには証明書を市長に出す、その際に推薦状につきましては現在のところ、大阪府下統一をして財団法人同和促進協議会の推薦による者という形をとっております。

以上のとおりでございます。

○20番(寺田 茂君) 最初に市長の施政方針について質問していったのですが、市長が言う社会的公正という問題について聞きたかったのですが、内田部長が答えてくれたんで改めて市長に聞きたい。

内田部長が答えられた中では、私も保育園問題を出したのですが、いまのような同和対策事業の一環としてでも、保母さんの差について、内田部長は子供にも同和の問題を教えていかないかん、そういう指導もしていかないかんというふうに、言葉は違ったかもわかりませんが、そう受け取ったんです。実際、保育園に預けるような子供にそういう教育はしないと思うんですが、そういうことでたくさんの保母さんがいるんかということです。5歳や6歳の子供にそんなことを教えられないし、どんな形で教えるのかしらんが、そういうことを公正にやれるかどうか、それは不正ではないかと尋ねたのです。同和関連であろうが、なかろうが、市民的に見れば子供8人に1人の保母さんと、10人に1人の保母さんはどう見ても公正ではないということが、市民さんにはっきり説明できなければいけないということです。だから、この点について、市長は公

正という言葉を借りてどう答えますかということです。保育所は例に出しただけで、内容については何も必要ないわけです。ただ、こうして数字を並べて見ると、これは公正かどうか。市長は公正にやっています。重要施策だと言われるので、こういう問題の違いをどう見てるんかということです。

○保育課長（明坂文嘉君） 先ほどの緑ヶ丘の14人、あさひ45人の保母とおっしゃいましたが、御訂正願いたいのですが、職員さん全部ではなるほど14対45ですが、保母さんの数は緑ヶ丘10名、あさひ29名でございますので、あとの差はその他の職員でございます。

○20番（寺田 茂君） 率は変わらんとします。同じことでしょう。

○市長（藤木秀夫君） これは預るとる子供の年齢にも関係がございます。これは同和行政としては公正であると思います。零歳から保育しておるところと、5歳からしておるところとの関係上、これだけの差があるわけでございますので、その点見解の相違があるわけです。

○20番（寺田 茂君） あのね、年齢とか保母さんの数字はあくまで例を出しただけであって、市長が言う基本的な公正というのはどういうものかと聞いた。だから、零歳であろうが、5歳から預っているとか、そない変わるもんじゃない。それやったら、公正にやろうとしたら、他のところは零歳からやりますかとなる。やっているところと、やれないところがあるのはどうかとなる。そういう問題ではないだろうと思う。一つの問題として保育所を出しましたが、その次の問題、内田部長が芦部保育園については、財政的な問題もあるので、それはもちろんよくわかりますが、半面、信太の第3を改築しますという答弁があったのですが、これもすでに違うでしょう。僕が聞いているのは芦部ですが、なかなか計画もまだやってないし、財政的にもできないという答えだった。幸については移転します。信太については増改築せないかんということです。だから、その辺について、市長はこれを正してやっていくという、これはあんたの一つの大きな願望だと書いてあったが、その願望はどうかということなんです。聞いたら即、答えが違う。片方はできない。片方はやる、その辺の公正さということを私は言うてる、どないですか。

あんまり聞いたらいけないんだったら、一つお聞きしたいのは、芦部なんか特に悪い。畳2分の1に1人ぐらいの収容だと言われてるが、この点についてできますか。また、やっていく姿勢になりますか。そうでないとおかしいでしょう。同じ子供を預るのに、片方はできて、片方はできない。芦部はやってもらえますか、信太と同じことをね。この一つにしぼりますわ。市長の答弁はややこしくなってかなわん。これだけ市長の責任で片方はできますか。

○市長（藤木秀夫君） 見解の相違のあるところでございます。

○20番（寺田 茂君） いや、見解の違いやとって、市長はやっていく最高責任者でしょう。

同和やったら見解は正しくてやるという意味ですか、そないあります。同和だけ見解は正しい、

そういうふうを受け取ってよろしいか。これはおかしいな。

○副議長（竹下義章君）市民部長に答えさせますわ。

○市民部長（内田 繁君） いま、芦部保育園の改築をするかということですが、これにつきましては、私の方も芦部だけじゃなく、現在の施設はほとんどが老朽化しておりますので、その実態の調査をやってるわけなんです。これらの老朽の一番ひどいところから年次的にやっていかないかんということで現在、その方針で進めております。何分、これは財政事情と私は申し上げてるのですが、これもわれわれの努力で財政事情も好転していくように努力いたしまして、増改築等も進めていきたい考えでございますので、ご了解賜りたいと思います。

○20番（寺田 茂君） これでよろしい。市長の答弁では見解の相違となる。何ほ話しても見解の相違でこっちも困るんです。芦部の定員何ほ、そして収容人員は。

○保育課長（明坂文嘉君） 芦部保育園は定員60人、現在、184人収容しております。

○20番（寺田 茂君） むちやくちやないか。だから、僕が言うてるところなんです。

○保育課長（明坂文嘉君） ただし、小学校の一教室を借った借置でございますので……。

○20番（寺田 茂君） 一応、この問題はおきます。

竹田さん、盲人用テープレコーダーは49年度で16台、いま16台、どこにありますか。

○広報公聴課長（竹田明郎君） 買って、金庫のかぎのかかるところへ入れてあります。

○20番（寺田 茂君） 何するの、そんなところへ置いといて。

○広報公聴課長（竹田明郎君） 先ほど説明しましたように、まず校区で2台なければ十分な運営ができないという形で、2台そろえばすぐにスタートできるように準備はしてるわけなんです。だから、50年度予算を御可決いただきましたら、すぐに購入できるように手はずもある程度整えております。

○20番（寺田 茂君） あと16台買って初めてセットになる、これがわからんな。16台あるのをセットできないのかどうか。

○広報公聴課長（竹田明郎君） 先にも説明しましたように、当初、私の方で自主製作で盲人の方へお送りし、そこで聞いてもらう計画でやっておりましたが、音楽等も入れなければ、練習上声ばかりではいけませんので、レコードを入れるとなると著作権の問題がひっかかってできなくなりました。

それと、現在やっておりますのは、財団法人大阪府盲人福祉協会という団体がございまして、各市はそこを利用してやってるのが現状でございます。私の方も昭和50年からそちらにお願いしてやるべく、いま手配を進めてるわけでございます。

○20番（寺田 茂君） そしたら先の16台、今度16台購入しようということですか。これで

82台ということですが、これが実際、盲人の目の不自由な方のところへいくのは大体いっごろですか。

○広報公聴課長（竹田明郎君） 予算を御可決賜りましたならば、4月中に購入手続を終え、5月にはできると思います。

○20番（寺田 茂君） 校区へ入るわけですか。

○広報公聴課長（竹田明郎君） 校区の盲人の方の代表者へお待ちいたしまして、そこから盲協の方から直接テープを送っていただき、聞いたら、またすぐ返してもらう、すぐこっちから原稿を吹き込んでいただくというシステムになっております。

○20番（寺田 茂君） それでは、学校の問題なんです、角谷氏から報告を受けたところでは、父鬼から榎屋中に89名、うち5名だけがどういふ算定になるんか、全額補助という形なんです。この全額補助してる人をもうちよっと具体的に。

○学校教育課参事（角谷泰夫君） これは準保護の就学が経済的に困難だと認められた方が5名おります。その方に対して助成いたしております。それが5名でございまして、その他につきましては、財政問題等で助成いたしておりません。

○20番（寺田 茂君） これは生活保護の対象になってるわけですか。

○学校教育課参事（角谷泰夫君） 生活保護家庭ではございません。生活保護の適用を受ける寸前というか、準要保護ということで、生活保護世帯は別でございまして。

○20番（寺田 茂君） 準という違いですか。私の言うてるのは、仮に4,230円ですか、2人子供がって、給食費と合わせて15,000円近くも家計の中でやっていかないかん。だから、義務教育の中でそのように家計が圧迫されるようなことでは、非常に市民・国民としてまともに学校へ行かせられないという問題が出てくる。だから、和泉市として何も先取りして悪いという問題ではないので何も全児童、40余人に対しての通学補助制度とかじやなく、バス1台が入りますわな。そういう具体策を考えてもらえるかどうかです。補助となると金の問題だから、バスにしてもそうなるかもしれませんが、そういう前向きな姿勢を市としては考えられないかどうか、こんな交通事故の多いところで8kmあるんですから、とても歩いて行けませんわな。僕らでも一時間ぐらいはかかる。

○教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

お説のとおり、多額な義務教育に対する父兄負担が交通費にかさんでいるという御指摘はごもっともでございます。8kmを上回る場合は、当然、それらの就学奨励制度の中でも通学費の支給が認められてるものでございまして、これらの制度を拡大解釈、法拡張解釈をもって積極的に運用するように善処してまいりたい、かよう考えるのでございます。当面、バス等の運行もいろいろ

る検討せよという御趣旨でございますが、さしあたっては、この制度の広義解釈の選用によって善処するよう措置いたしたいと思っております。

○20番(寺田 茂君) いま、教育長から答弁があったように、6km以上の場合はそれにのるんでしょう。これからやらないとのらないんですか。現在、そういう制度があるのでしょうか。

○教育長(葛城宗一君) 現行制度の中では小学校4km以上、中学校6km以上に対して通学費を要する場合が基準になっておりますので、6kmを超える子供たちに対しては認められておりますが、すべての人に適用できるように運用したいということを申し上げております。

○20番(寺田 茂君) 先ほど角谷氏から聞いた6.2kmはどの辺の山手か知りませんが、あとで参考までに6km以上の子供たちは何人ほどいるのか、資料としてください。

学童保育問題で広岡氏から答弁を願いましたが、確かにたくさんの人たちが、政府の引き締め政策の中で仕事に出なければいけないという大変なところへきてるのですから、今年、大阪府の予算では大幅に組みかえられてるのを御存知ですか。いま、あんたがもし、予算ができたなら何かということですが、現に黒田さんが予算編成で新しく組まれて相当大幅になってる。それからいったら和泉市にも回ると思います。

○社会教育課長(広岡史郎君) 49年度につきましては、一カ所120万円を限度として2分の1補助が原則でございます。50年度は、160万円を限度として2分の1の80万円を補助、新規開設は、備品等を合わせて10万円補助するということでございます。

○20番(寺田 茂君) わかりました。和泉市としては当面、学童保育については基本的なものだけ、最後にちよっと、2カ所ぐらい作れる見通しはありますか。

○社会教育課長(広岡史郎君) 先ほど申し上げましたように、鶴山台南北小学校区と芦部校区から申請が出ておりますが、いずれにしても、現在3児童会はそれぞれ小学校の空き教室一教室を利用して実施している状態で、新規開設の場合、プレハブ等の建設がございしますが、多額の経費を必要とし、空き教室の利用をできるだけ活用していきたいということで、鶴山台南北のいずれか一校に、第二学期が始まる時に十分態勢を整えて実施したいという計画で、いまヒヤリングを取りつけているわけです。

○20番(寺田 茂君) この点についてはたくさん要望も出てるので、積極的に取り組んでください。また、できるだけ早急にやってほしいと要望しておきます。

最後に、中小企業の問題につきましては、あとで一遍資料を調べてもらいたい。一時帰休制の問題も市が知らんということで中小企業の向上を図る云々などということは本当にまくら言葉で、実態もわからんとどないするんやと言いたい。

それと職業転換資金、50万円という予算を計上してあるのですが、これは1人当たり10万

円の貸し付けと聞いたので、50万円だったら5人分、同和対策の一環としてやるということですが、この対象となる人数をちょっと。

○商工課長（岩井益一君） この制度の対象人員は、実は、実態が余りつかめてございませんので、50年度は本制度の当初ということで、さしあたって5人分、50万円を計上させてもらったという経緯がございます。

なお、実態につきましては、まず、職安の資料といたしましては、職安の登録日雇い労働者は38名でございますが、この場合は、国より支度金として5万円、府より奨励金として20万円、計25万円支給されるわけでございますので、これらについては支給対象とするのか、いまのところまだ検討段階でございます。

なお、その他の条件でございますが、日雇い人夫あるいは臨時あるいは生活保護世帯、心身障害者というのは、数的には一応つかんでございます。生活保護世帯200人、日雇い、臨時合わせて258人ございますが、このうち男女あるいは生計主体者であるか、さらに、生活保護者、身体障害者、それらとの重複関係があるかどうか、その辺が不明でございますので、一応、われわれは独立した対象数としてとらえておるだけでございますので、現段階におきましては、いまのところ、はっきりしたものをつかんでおらないのが実態でございます。

○20番（寺田 茂君） いま、日雇いさんとか、生活保護世帯とか聞いたのですが、その中から一応、5人分という計上なんですか。実際、この5人ぐらいで運営していけるという見方なのかどうか。

○商工課長（岩井益一君） 当初の数が不明でございますので、制度発足の必要から、とりあえず5人ということでございます。この制度の運用につきましては、職安の巡回職業相談の指導に基づいて職を決定していくという条件的な制約もあり、それから、対象者の重複からかなり歩どまり率が低くなるという事実もございます。その観点から、われわれのつかんでおる対象者数そのものがかなり低くなるのではないかとということで、とりあえず制度の発足が先決ということで5人分計上させていただいたという経緯がございまして、漸次、補正措置等を考慮していきたいと考えております。

○20番（寺田 茂君） 一つだけ、この転換資金は同和地区の全体、約10,000人の人が対象になるんですね。

○商工課長（岩井益一君） はい。

○20番（寺田 茂君） 全部ですね。

○商工課長（岩井益一君） はい。

○20番（寺田 茂君） そうすると、この前の委員会では推薦状とは聞かなんだと思う。

○商工課長（岩井益一君） 添付書類でございます。証明書を発行するのは職安の所長ですが、それに添付を要する書類ということでございまして、それが推薦状になるのですが、一応、そういった添付を要する書類ということでございます。

○20番（寺田 茂君） これは同和地区全部の方が対象になるんですね、よろしいな、はっきりしてください。

○産業衛生部次長（山本俊兼君）

対象の範囲でございますが、ただいま寺田議員の御質問の趣旨は、御提案申し上げております議案第10号の各号に該当する者ということで、1万人の同和地区の方々の方が全部対象になるかという、必ずしもそうは言えないという見解でございます。

○20番（寺田 茂君） それは違いますわ。それを受けようとする条例の中での対象を言うてる。僕はどんな人であろうが、全同和地区の人たちがこれにはまればいいんかと聞いている。

○産業衛生部次長（山本俊兼君） したがいまして、先ほどから申し上げておりますように、職安所長の証明を要する、その条件にかなった方が対象になると御理解願いたいと思います。

○20番（寺田 茂君） それやったら、同和地区全体が入りますということではよろしいやろ。

○産業衛生部次長（山本俊兼君） そういうことでございます。

○20番（寺田 茂君） えらい回りくどいな。わかりました。これは委員会でもどうせ出ると思います。ただ副議長、市長にも一言言いたいのは、不公正を正すという意味で、今回は抜本的にやると大きく施政方針に言われておりますので、大いに期待しておりますので今後進めていただきたい、こう要望して終わりたいと思います。

○副議長（竹下義章君） この際暫時休憩いたします。

（午後3時15分休憩）

（午後3時40分再開）

○議長（池辺秀夫君） 休憩前に引き続き総括一般質問を続行いたします。

それでは16番、横田憲治郎君。

○16番（横田憲治郎君） 通告とちよっと順が逆になりますが、2番の「50年度予算の執行について」と書いてあります分から先に申し上げます。

昭和50年度の予算が提示されておりますが、施政方針演説を受けましての一般総括質問でございますが、まず、基本的な本予算における問題点を2・3点、お伺いしておきたいと思っております。まず、ぜい弱な財政基盤の中で行政需要の増大に対処していく苦しい現状が伺われるわけで

はありますけれども、環境改善事業を主軸とした予算規模の伸びを見ているわけでありまして。まず、そのような全体的な実態の中から、本市の財政運営の基本となる問題点をお伺いしたいと思います。

まず、地方債の問題でございますけれども、49年度実績見込みで91億、50年度実績を見越して70億がプラスされて約159億の高額に上るわけでありまして、一方、公債費として償還される分は50年度元金償還2億4千万円、利子が約10億になんなんとしておるわけでありまして。また経常収支比率は、48年度実績100数%の実態から、49年度もおそらく110%に乗るのではないかと懸念されるわけでありまして、そのような経常収支の49年度見込み実態から推して本予算における地方債の実態について、今後、将来の財政運営に立ってどのように考えているのか、ひとつ基本的な命題でございますので、具体的にその方途について、財政運営の基盤の問題であろうと思っておりますので、この際明確にお示し願っておきたいと思っております。

さらに、50年度予算内における経常収支比率はどの程度を見越しておるのか、当初予算でございますので、恐らく人勤、その他の給与費を見込んでおらないと思っておりますけれども、必然的に予想されるであろうそれらの経費を見積る中で、50年度経常収支の見込みをお伺いしておきたいと思っております。

さらに、30数%に及ぶであろう本予算における市民税の増額計上でございますけれども、不況あるいは地場産業低迷のダブルパンチの中で市民の所得の著しい低下の中で、これらの見込みを単なる惰性的に昨年実績の上で見積ったのか、それとも、具体的な内容のある実態に基づいて見込まれておるのか、お伺いしておきたいと思っております。

福祉行政についてお伺いをいたします。50年度の保育所の入園措置が先ごろ終わりました、それぞれ申請者に対してその可否の通知がされているやに伺っておりますが、50年度におけるそれぞれの保育園の申し込みあるいはそれに対応する措置の実態はどのようになっているのか、この際御報告を願いたいと思っております。

総体的にお伺いしている範囲では、約700名に及ぶ俗に“保育浪人”と呼称しておりますが、出ていると伺っておりますけれども、これらの入所決定をどのような基準と、どのような実態調査に基づいて行っておられるのか、あわせてお伺いしておきたいと思っております。

さらに、民間保育所の建設費補助金を3千数百万円計上しているわけでありまして、これらの具体的な目標がセットされているのかどうか、この際あわせてお伺いしておきたいと思っております。

さらに、今後の本市の保育行政のあり方を、現状実態のうえから将来にかけてどのように具体的なプログラムを持っているのかどうか、基本的な建設計画があるやに聞いておりますが、財政

事情等々裏付けのある理論的な、ただ単なるペーパープランでなく、実施に即した計画案をお示し願いたいと思うのであります。

さらに、福祉行政の２点目といたしましては、南池田に数年前、児童交通公園が設置されておりますが、これの管理の実態は皆無であります。先ごろの決算委員会等々を通じても指摘申し上げてまいっておりますが、本当初予算にも当該交通公園に対する維持費理の手当は何らなされておらない。本公園についての維持管理の運営をどのようにしていくのか、お伺いしておきたいと思ひます。

次に、老人憩いの家の建設予算でございますけれども、当初予算に計上されておりますが、特に和泉市の中心でもあり、市役所の所在する府中町あるいは肥子町を中心としたこの中心地域には、老人憩いの家がいまだにセットされていないわけでありまして。この老人憩いの家につきましては、地元の用地負担等々の条件が課されているわけでありましてけれども、基本的には行政主体として取り上げるのが当然であろうと思ひます。そのような見地から、府中地区を中心とした肥子、和気地区等々における老人憩いの家の建設計画のプランをどのように持っているのか、お伺いしておきたいと思ひます。

さらに、常々提唱しております福祉総合会館の建設問題でありますけれども、勤労青少年ホームですかに併設をして云々という話を側隣しておったわけでありましてけれども、恵まれない方々あるいは乏しい福祉行政の実態をより充実させていくためにも、そのメッカ、センターとなるべき総合福祉会館の建設が待たれるわけでありましてけれども、今回、予算に計上されております市民体育館等々の建設とも相まって、これらへの具体的なプログラムをご披露願いたいと思ひのであります。

それから、中小企業従業員福祉共済制度として200数10万円の予算が計上されておりますが、私も産業衛生委員会に所属してありまして議案内示的にお伺いはしておるわけでありましてけれども、あくまでも中小企業というよりも零細企業あるいは家内事業に従事する本市の市民の方々に対して、社会保障福祉を中心としたこれらの制度の創設であらねばならないと考えておるものですが、この基本的な指標についてお伺いしておきたいと思ひます。

さらに3点目の「機構整備充実と市民サービスについて」というところで数点、お伺いをしてまいりたいと思ひます。まず、住民サービスはいわゆる末端自治体の不可欠な任務の要諦であろうと思ひます。具体的に、あるいはきめ細かく環境の整備を中心とした、快適な、暮らしやすい本市を築いていくためにも、清潔な環境作りのためにも、清掃あるいは衛生部門の地味な行政の充実が待たれるわけでありましてけれども、現在、衛生課の範ちゆうの中で清掃部門も行政執行がなされておるわけでありましてけれども、とみに清掃関係の行政需要が増大しております。

それらの観点に立ちまして、常々、わが党からも要望してまいっております衛生課と清掃課の分離、そして、充実した環境作りへの前進が待たれているわけでありませうけれども、現在の衛生課の実態、そして行政需要の実態に即して、これら衛生課から分離の清掃課新設の意思はないのかどうか、この際、具体的にお伺いしておきたいと思ひますし、市民の健康を守るためにも、さらに、公害から私たちの郷土を守るためにも、公害課の充実した対処が待たれているわけでありませうけれども、交通公害課の分離による交通課、公害課の設置をお願いしたいと思ひます。これも数年前より要望してまいっておりますけれども、50年度当初予算を迎えるに当たりまして、これらへの具体的な考え方を御披歴願ひたいと思ひます。

さらに、市民が市役所に入って参りまして最もその需要が頻繁なのは市民課であり、国民年金、国民健康保険関係の窓口、さらに、福祉事務所関係あるいは商工、社会等々でありますけれども、これら一連の市民サービスの前線基地ともいふべき課の充実強化がさらに待たれるところであります。特に市民課と保険年金課のスペースが狭いために多大な不便を多くの市民にかけてるのが実態でありますけれども、50年度当初を迎えるに当ってこれらの洗い直し、そして整備充実を期すべきであらうと思ひますけれども、担当部局からの御説明を願ひたいと思ひます。

それから2点ほど続けて、大阪府立の産業指導研究所の誘致を積極的に促進したいと施政方針で述べておられますけれども、これが具体的に本市地場産業あるいは将来にわたるところの本市の産業振興のために、どのように具体的にこの産業指導研究所なるものが位置付けられるのであろうか。この産業指導研究所の内容、そして、本市の産業振興に資する役割を具体的に御教示願ひたいのであります。そしてさらに、この産業指導研究所の設置が具体的に見込まれているのかどうか、その辺もお伺いしたいと思ひます。

それから、最後に市民病院の拡充についてであります。先ほどのわが党の山田質間にもございましたけれども、基本的な姿勢が変わっていないことはよく認識しているわけでありませうけれども、50年度予算を見る限り何ら措置されていないのが現実の実態でありますけれども、これらへの取り組み方、具体的なプログラムをお聞かせ願ひたいのであります。

以上、簡単に趣旨を申し上げましたが、答弁のいかんによっては再質間をやらせていただきますので、誠意のある御答弁を要求いたします。

○議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

（財政課長（麻生和義君） まず第一点の50年度予算の基本的な点の御質間に対しまして財政課からお答え申し上げます。

質間の要旨は2点になると思ひます。まず初めは、財政運営の基本についての地方債の取り扱いといったことであると思ひます。お説の通り、50年度予算を執行いたしました段階では、

159億の借入金の残高になる見込みでございます。この償還金の基本的な方針といたしましては、標準財政規模 すなわち、市税と地方交付税を合わせた額ですが、これの20%以内にとどめるように対処いたしてございます。ちなみに、48年度実績は、公債比率が13.2%、49年度は15.4%になる見込みでございます。50年度の元利償還金を予算に計上した額で試算をいたしますと、15.3%におさまるんじゃないかと思っております。

そこで20%以内の元利償還金におさめたいというわけで、基本方針は、公債比率が20%以上になりますと、地方債の許可について一部が許可されないといった地方債の許可方針の一部基準がございますので、その基準内におさまるように常々、公債比率といったものを念頭に対処いたしてございます。

それから、2点目の経常収支比率でございますが、これにつきましては議員さんのお説のとおりでございます。49年度の経常収支比率の見込みは107%程度でございます。50年度当初につきましては、私どもの試算では93.6%でございます。これにつきましては御指摘がありましたように今後の人働等、人件費の追加要素につきましては当初予算では計上いたしておりませんので、額は若干下がってきておるわけで、今後人働等の額が確定した段階ではこの経常収支比率が若干上がる見込みで、100近くになるであろうという見込みを立ててございます。

何を申し上げましても、経常収支比率が地方財政の原点ともいべき比率でございます。この率を100以内におさめる、要するところ、経常的な収入が経常的な支出を上回り、その上回った分を投資的な建設事業に充てていくことが要請されておるわけでございます。今後とも、この経常収支比率の改善について努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池辺秀夫君） 次。

○総務部理事（西川喜久君） 市税の増額についてどのように見込まれているかについて私からお答え申し上げます。

お説のとおり、非常に前年度当初予算から比較いたしますと、約103,000万円の増となっております。しかしながら、49年度の現計予算から比較いたしますと、62,000万円ぐらいの増となっております。また、48年度の決算額221,000万円から49年度の現計予算約30億ですが、この伸びは34%、金額にして約75,600万円程度の伸びでございます。また、49年度の現計予算から前年度と同率、すなわち34%の伸びを見た場合、約40億円の大きな当初予算額になりますが、先ほどの山田議員さんからの御指摘にもあったように、一昨年来の不況もございまして、これらを十分考慮に入れ、また、各税目ごとのあらゆる資料も十分収集したうえで、確実性のある数字を計上した次第でございます。したがって、昨年度の34%の伸びに比べ、本年度当初予算20%内外見込んで計上しております。

なお、税目ごとの詳細な伸びの数字でございますが、ちょっといま手元に資料が持ち合わせて
ございませんが、特別徴収義務者についての伸びを申し上げますと、前年度の特別徴収義務者は
24,000人でございますが、ただいま市民税課のほうで調査いたしましたのは約28,000人
と伸びております。また、個人所得税についても過日より国税のほうと連絡をとっておるわけな
んですが、これもやはり昨年と比較いたしまして、さほど減という数字は出ておりません。これ
がおもな理由でございますので、ひとつよろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（池辺秀夫君） 次の答弁。

○市民部長（内田 繁君） 私のほうの所管いたします問題提起で保育所の50年度措置児の実態、
これについては担当課長のほうから詳しく申し上げたいと思います。

2番目の民間保育所の内容について問題提起をされましたので、お答えしたいと思います。

民間保育所の導入問題につきましては、49年度から私のほうがその導入方を進めてまいった
わけなんです、何分、この民間経営という形になりますと、非常に経営的な問題もあり、それ
に対する建設等も府あるいは市の補助そのものが貧弱なために現在、導入することが困難化して
いるわけであり、そういうことから、やはり補助体制をもう少し充実したものにしようとい
うことで、50年度予算計上措置をさせていただくようお願いしております。額につきましては
、現在の府の補助基本額と同額の補助をしていきたい。49年度は府の補助基本額の2分の1
であったのですが、今年は府と同額の補助をお願いしておるわけでございます。

民間保育所の導入につきましては、私のほうから市民の皆様方の中で経営をしていこうという
篤志家、と申し上げたいのですが、そういう方々の誘致もしてまいりました。また、大阪府の社
協、そこには民間保育所部会等もございまして、それらにもお願いして何とか民間保育所の導入
等に努力してまいってるわけなんです、50年度の民間保育所の設置等についての現在の計画
といたしましては、いわゆる人口急増地域に誘致をしていきたいと考えておるわけでございます
ので、御了承賜りたいと思います。

それから、保育所の今後の具体的な建設計画を示せということですが、基本的な考え方として
はいまでも申し上げたことございまして、やはり大規模な住宅開発地域あるいは人口の急増
地域を優先的に考え、そして、現在の施設の分布状況等を踏まえながら、また、措置児の実態等
も踏まえ、年次的に計画していくという基本的な考え方を持っております。具体的には、校区に
保育所のないところ、一校区に一園を目標に建設していきたい。和気校区、黒鳥校区、また、人
口急増の富秋地域等についても優先的に建てていくという考え方でおります。

ただ、計画倒れに終わるといいうまでも御指摘があったのですが、何分にも財政的な事情が
あって、思うように計画どおりいかないのが現状かと思っております。われわれとしても、できるだけ

そのような需要におこたえできるような誠意を持って進んでいきたいという気持でおりますので、御了承賜りたいと思います。

それから老人憩いの場、これは老人クラブ常設集会所のことと思いますが、これも48年度から発足というか、この制度を取り入れたわけでございまして、これは大阪府の老人クラブ常設集会所設置補助要綱に基づきまして、老人福祉の施設として設置していくわけでございまして、48年度におきまして、老人クラブ連合会ともいろいろ協議を重ねてというか、取り決めがございまして、一校区一カ所、毎年二校区二カ所ずつ建設していく、主に山手一、下のほう一ということとで建設していくことので取り決めもございまして、50年度に一応二カ所の建設を計画いたしておりますが、いまのところ、どの地域かについてははっきり決まっておきませんので、連合会との話し合いをまとめまして2カ所を建設していきたいと考えているわけでございまして。

それから、総合福祉センターの建設でございますが、現在の社会情勢、その他の状況から見て切り離せない施設と思うわけでございまして。市としても今後、時代の要請に沿った整備も努力しなければいけないと思ってるわけでございまして、この総合施設につきましては、補助制度そのものがないわけでございまして。国、府ともにある補助制度も取り入れられるものは取り入れていくということで、現在、財源確保に向けての研究をいたしております、それらの確保を待って、市としての総合的なセンター等も建設していかなければいけないと考えております。したがって、これらの建設につきましてはいましばらくお時間を貸していただき、いろいろと福祉のニーズと、市民の皆様方の的確な要求、ニーズを踏まえてやっていきたいという基本的な考え方をしておりますので、いましばらく御猶予をいただきたいと考えます。

それから、保険年金課のレイアウトの問題かと思いますが、皆様方に非常に御迷惑をかけ、遺憾に思ってるわけなんです、いわゆるレイアウトそのものよりも、実態そのものが面積的に入り切れないというのが実情でございまして。

そういうことから、ただいま関係者ともいろいろ協議いたしまして、これの改善方あるいは無論、庁舎そのものの増築等も考えていかなければならないということもあるわけなんでございまして。そういうことを踏まえながら現在、これについての検討を加えておりますので、早急にこの改善の方向に向かって取り組んでいきたい、かように考えるわけでございまして。

私のほうからは以上でございまして。

○議長（池辺秀夫君） 次。

○保育課長（明坂文嘉君） 福祉行政の第一点の報告事項について申し上げます。これから申し上げる数字は、申請者数は本年2月10日現在、措置数については昨日までに完了した数字でございまして。

それでは、各園の状況を申し上げます。

	申請者数	措置数	却下
国府第1保育園	204	150	54
国府第2保育園	123	103	20
和泉保育園	221	144	77
芦部保育園	140	112	28
北池田保育園	235	161	74
南池田第1保育園	127	111	16
南池田第2保育園	65	61	4
横山第1保育園	36	35	1
横山第2保育園	70	68	2
南横山保育園	43	43	0
南松尾保育園	102	102	0
緑ヶ丘保育園	154	120	34
北松尾保育園	108	108	0
信太第一保育園	263	191	72
鶴山台保育園	211	138	73

なお、ひまわり、信太第二、あさひのいわゆる同和保育園の関係でございしますが、現在、相当な数が出てるのですが、ただいま四園で調整中で正確な数字は申し上げられないのですが、おおむね460人ほどの申請が参っております。

以上が報告事項でございまして、全体でおおむね500人余が却下したわけですが、却下した方の方策については、まだ全体の中では決められてないのですが、いわゆる鶴山第二、信太第三が完成した段階である程度消化できるんじゃないかということで、方策については未決定でございます。

それから、措置の基準でございしますが、各園ごとに原則として入所基準に照らし合わせて決定するわけですが、和泉保育園や鶴山台保育園のように、どうしても措置せざるを得ないと判断するにもかかわらず入り切れないという、年齢構成の中では、たとえば自宅におばあさん、おじいさんがおられるからということを一つの目安にしたりして調整したわけでございます。

それから、北池田、芦部につきましては、これは児童福祉の理念に反するというご意見もあらうかと思いますが、1年保育、地域柄非常に同列のお方が多ございまして、措置基準に合致しますと、厳密にいきますと、措置する子供の数が非常に減る中で、5歳児の就学前教育という趣

旨で5歳児を優先させていただいた、こういう経過でございます。

○議長（池辺秀夫君） 次。

○交通公害課長（梶木岑雄君） 4点目かと思いますが、交通公園の管理につきましてお答え申し上げます。

先の決算委員会でも御指摘を受けまして、まことに申しわけなく思っておったわけでございます。もちろん、公園内の機械器具につきましては若干の予算措置をしておりますので、早速現場に飛びまして、補修を要する機械器具につきましては年度内に補修をいたしたいと思っております。

しかし、御指摘の趣旨そのものは、全体的な管理体制の強化にあると思っておりますので、この問題につきましては48年当時、私ども、社会児童課から譲渡されたときに、48年度当初予算で管理費について要求をしたわけでございますが、残念ながら削除された。したがって、そのときにはいろいろと関係する、もちろん、決算委員会でも御教示賜りました隣りの公民館の管理人の併用、併用という表現は適切かどうかわかりませんが、みてもらうとかいった方法も論議をしたのですが、残念ながら実現に至っておりません。しかし、決算委員会でも御指摘を受けましたので、われわれは関係課と強く折衝いたしまして今後の検討課題としてやっていきたいと思っておりますので、もちろん早急にいたしたいと思っておりますので、御了解を賜りたいと思っております。

○議長（池辺秀夫君） 次の答弁。

○商工課長（岩井益一君） それでは、商工関係につきまして大きく2点、御質問がございましたのでお答えいたします。

まず第1点の中小企業従業員福祉共済制度、ことに零細企業に働く従業員福祉対策について、制度の手法を教えてほしいということでございますが、福祉といっても民生福祉ではございませぬ、産業労働福祉でございまして、相互扶助の精神に基づいて行っていきたい。したがって、産業主の掛金負担が原則でございます。

対象人員が約2,300名でございますので、これが成立するためにはほぼ10%、2,300名くらいなければ非常に困難だと思います。こういった関係から、保険数理の原則が可能なようにするためには、やはり相当の事業主の掛金協力、それから財政基盤の整備、いわゆる事務費補助、それから偶発的な事故によって赤字が生じた場合の補てんをするということで準備金制度を設けてございます。

第2点目の府立産業指導研究所の誘致に関連して地場産業に対する役割あるいは将来の産業指導研究の具体的な役割は何かということですが、昨日、商工業振興対策審議会の答申書が市長に手渡されてございまして、この中で特に人材養成対策の一環として公的研究施設の整備あるいは製品技術研究機関の質的な高度化を図るということで位置づけされてございます。

この中でわれわれは特に和泉市の場合、繊維産業あるいは人造真珠産業がこれまで孤立化してございますので、これらの相互の連撃を図っていく一つの輪作りとして公的な試験研究機関を誘致していくということでございます。

なお、具体的には昨年6月25日、知事あて要望いたしました。この際には、技術経営面にわたる人造真珠関係を中心とした技術対象で府に要望したわけでございます。なお、本年度は骨格予算ということで見送られたいきさつでございますけれども、これまでの再三にわたる交渉の中では、補正予算という形でも全力を挙げて誘致の運動を展開してまいりたい、その際にひとつご協力方をよろしくお願ひしたいと考えておるわけでございます。

以上のとおりでございます。

○議長（池辺秀夫君） 次。

○企画課長（大塚孝之君） 組織の問題でございますけれども、一つは、衛生課と清掃課の問題でございます。従来、そのような形で分課の問題をいろいろ御提示いただいておりますが、一つは、組織を細分化することによって、やはり人的な面での拡大につながってまいります。そして当然、現在の財政事情も厳しい中では、前回の市議会でも前の助役さんがお答えなさいましたように、組織の整備統合という考え方も出さなければならぬだろうと思っておりますが、そればかりであれば、多角的な行政モードに対処できないだろうという観点も踏まえながら、衛生課なり清掃課の分課につきましては、類似都市の調査を現在、研究検討中でございます。

もう一つは、交通公害課の問題でございますが、これらにつきましては、現状では非常に至難であろうと考えておるものでございます。

以上です。

○議長（池辺秀夫君） 次。

○病院事務局長（平野誠蔵君） それでは、病院の問題についてお答え申し上げます。

いずれは早期に建築構想等について理事者案をまとめまして、病院特別委員会の御審議に供し、また、その上で事業費を予算化して議会で御提案申し上げる予定をしておりますが、現状ではその案をまとめるに先立ちまして、財源確保の見通しに若干欠ける点がございます。それと申しますのは、山田議員さんの御質問にもお答え申し上げましたように、49年度の段階では1.5億円ということであったのですが、昨今の状態では、実は1.5億円で建て得るという見通しには至っておりません。したがって、50年度の国の起債の取り扱い方針がどうなるかも見きわめた上で成案を得たいというのが現状の率直な状況でございます。どうしても建築構想を作り上げる前には財源の見通しを十分に確保しないといけないという考え方から、総額が果たして幾らまで国のほうで認められるかということが一つの大きな焦点でございます。目下のところでは、1.5億

でもって案を作り上げてしまうことは避けまして、できるだけ起債の拡大をねらいながら、もう少し時間をかけまして見通しを立てていきたいと存じておるわけでございます。

○16番（横田憲治郎君） 簡単に再質問させていただきます。

第一点の地方債の問題でございますけれども、課長、いろいろと答えてくれましたけれども、結論的に答えは、努力するという一点にしかかってないと思うんです。これは総務部長にお伺いしたいんですが、結論から言うならば、その日しのぎ、その年しのぎで将来のことは考えられないということで、現今の地方自治体の財政運営はいたし方ないんだ、行き着くところまで行けば、どないか圃政レベルの変化によって考えるだろうという以外に考え方はないのでしょうか。10年たったらお互いに10歳年をとるわけで、市にしても全く同じ、将来、この交付金も起債の枠も取れなくなってくるでしょう。現今の地方自治体運営の中で和泉市は一番先に行き詰るでしょう。和泉市だけじゃなく、連れはたくさんあるでしょうけれども、界たしてこれでいいのかどうか。どのような将来の地方自治の展望が持たれるのか、その辺、やはりその日暮しの現実、現実としながらも、目指す方向がなければならぬんじゃないか。観念論かしりませんが、具体的には政治的な問題になるかと思いますが、一応、これら現今の本市の財政実態の上から市長に政治的な意図を聞きたいが、時間の関係から簡単でよろしい。結論的に所見を聞いておきましょう。

あといろいろありますが、保育所の問題について教育長に、保育行政は関係ありませんが、公立幼稚園のあるところは就学前1年の教育がやられるが、そうでないところは保育所が先走っているという、当然のことですが、幼稚園がおくれているために、芦部にしたってその他のところにしたって、鶴山台しかり、和泉保育園ができましたけれども黒鳥に、幼稚園はない。すでに伯太幼稚園が200数十人になんなんとしておる。そのような幼稚園と措置児の保育行政とのからみが数年来問題になっておりましたけれども、いわゆる幼稚園が昨年開設で何園かできましたが、本年度は見送られておるところからこういうことが出ておるが、一べん御所見を伺っておきたいと思えます。簡単で結構です。

それで市長、500何十人かの保育浪人が出ておる。物価が上がって給料が凍結、減給される、仕事はなくなるという状態の中で、お母さん方も子供を預けて働かないかん。ところがどないもしてもらえん。保育の担当職員だけで一軒一軒全部回って認べるなんて無理、書類の上で選考せないかん。絶対に間違いのない選考なんてできない。実地調査はできない。申し込んだ人たちも100%措置してあげられる方向で努力することが第一なんです。しかしできない。しようがないという役所的な悪い表現ですし、定員以外は切り捨てごめんという形で浪人になってしまうのか。この浪人になった子供さん方の家庭の実態を再調査して別途、何らかの形でその人たちの生計が維持できるような措置を考えていくという方向性を見出そうとするのか。明日建てとい

ったってできませんが、今年からの計画といったところで「建てないかと思っています」という答弁しかできない。金がある、ないの問題ではない。児童福祉法からいったって、現実的な措置をまず聞きましょうやないか。フリーハンドで何にもないにしても、何とかの前向きな考え方を持ってもらいたい。そういう要望を切々と訴えられております。自分だけの力でいかなんだら、知事にも、国政レベルにも行かないきませんやろう。基本的にはいろいろ問題がありましようが、たちまちの課題として、500数十人のお断りした中には「ああ、きょうか」と、何とか子供さんを預けなくて内職だけでしのいでいけるところもありましようが、そうでないところがたくさんあるんです。基本的には全部預けたいんです。ひとつ前向きに検討されるかだけで結構ですから、この件については教育長、答弁してください。

あと交通公害課の管理、2,000万円でしたか、47年に作って、雨ざらしで放ったらかして、管理費を要求したかて削られた。何100万円要るんかしらんが、そんなぞんざいなことをしてもったいないと思う。南池田の管理人さんに何らかの措置をすれば、最低限の管理だってできないことはないですよ。言いたいことはたくさんありますが、これだけ再質問させていただきます。

○教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

幼児教育の必要性についていろいろ保育所との関連問題、御指摘のように、保育行政と学校教育基本法に基づく幼稚園行政、法的な根拠は縦割り行政になっておりますが、不離一体であることは御指摘のとおりでございます。従来の保育所については、とかく幼稚園化されてきた保護者の考え方もございます。私どもは公私立幼稚園の分布状態等を勘案し、具体的には来年度幼稚園設置計画を持つところでございますが、具体的な執行には至っておりません。

他面、御指摘いただきましたような、特に芦部、伯太の現状、信太校区等々も勘案いたしまして、何とか計画を執行できますように今後対処していきたい、かよう考える次第でございます。

○16番（横田憲治郎君） 芦部なんか、教育を保育園に提供すると言うてる。幼稚園併設しなければ。

○総務部長（坂口礼之助君） それでは、地方債の扱い等についての考え方をちょっと申し述べたいと思います。

御指摘のとおり、地方債を財源としての財政運営の比重が年々高まってきておることは事実でございます。昭和50年度における総建設事業費につきましては、約60%を地方債に依存しております。こうした財政運営の基本的なあり方につきましては、申すまでもなく、好ましい状態ではございません。一般財源をフリーハンドで使えるような、市税、交付税等を引き当てることができたらそれに越したことはないのですが、財政課長の説明にもあったように、

一 経常収支比率が49年度で100を上回る、50年度当初で93という現状の中で、いわゆる義

務的經營の節減策を勇断をもって考えていく形が一つ。それから一般財源の確保、一般財源の性格を持ったものの確保に全力を尽くしていきたいという方向、それらを推進するかたわら、やはり地方債に頼らざるを得ないのが現状だと思えます。

御承知のとおり、地方債そのものの性格は、いわゆる建設事業促進もありますけれども、他面、その利益が後年度に及ぶために、後年度において一般財源でそれを負担していくという、負担の均衡というか、負担の繰り延べという性格も持っておりますので、あながち、地方債に頼ることが必ずしも悪いという論議はないと思えます。

ただ、地方債を多額に発行することは、将来に負担を残すことは事実でございますので、これらの問題につきましては今後、やはり慎重に扱っていく必要があるだろうと思えます。

ただ、現在の和泉市の財政状況の中で、地方債の発行を抑制していくという考え方に立ちますと、正直申し上げて、建設事業に対する取り組みはほとんどできないということでございますので、これらの状況等から推察してまいりますと、私の考えでは、やはり現行の体制の中では、積極的に地方債の確保等にも努力し、そして、市民に還元できる諸施設の充実、環境の整備等を図っていくべきであろう、いわゆる公債比率が20%を上回ってまいりますと、地方債制限にひっかかってくるという問題がありますが、公債比率積算の基礎は、やはり標準財政規模そのものが大きなウェートを占めてまいります。御承知のとおり、標準財政規模は市税と地方交付税をプラスしたものでございまして、これはここ数年、飛躍的に和泉市も伸びてまいっておりますので、今後も経済低成長の時代でございますと、果たして従来のような伸び率は疑問がございますが、必ずしも減少するのではなく、やはり伸びていくだろう。そうした面から地方債の制限にひっかかるようなことはここ当分はないんじゃないかと考えておるわけでございまして、少しラフな考え方だという御指摘を受けるかもしれませんが、地方債政策は今後とも続けていかざるを得ないと考えておるわけでございます。

戦前では、非常に地方債の発行の考え方が、政府自身もいままでとはかなり違った考え方を持っておりまして、いわゆる財政的に弱い市町村に対しましては、積極的に地方債の発行を許可していこうという時代があったのです。必ずしも今後、そういう考え方になるかどうか問題がありますけれどもそうした考え方の時代もあったことは事実でございました。本市のようなぜい弱な財政基盤の市にあっては、やはり長期低利の地方債の取り入れは欠かすことのできない財政運営上の一つのポイントと考えております。将来にいろんな負担を残すという点についての扱いは慎重でなければならないと思いますが、慎重きの余り、萎縮した行政を執行する点にも問題があるかと存じます。これは両々相まって、できるだけ将来に過重な負担を残さない考え方のもとに財政運営に当たっていきたいと思っております。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、さよう決定いたします。本日は長時間まことにありがとうございました。
これをもちて散会いたします。

(午後4時51分散会)

それから、保育所の措置没人がたくさん発生していることは事実でございますが、和泉市における保育所の増設拡大方式が、ある面ではかなり飽和状態にきている感じを受けております。そうした幼児をすべて受け入れるとなると、義務教育に匹敵する施設を必要とすることになってまいります。そうした面で、かねてから保育所に収容する措置児を本市の場合、どこに限界を設けるかについて、もっと突っ込んだ、政策的な面で一つの基準を設けるべきだと考えております。

それと同時に、本市における財政規模の面から、各課にわたり行政水準をどこまで持っていくのであるかという、俗に言うシビルミニマムの策定をやらなければならない。当面、保育行政を図るという問題もありますが、先ほどからいろいろ御指摘を受けておりますように、現に非常に老朽化して使用に耐えないというところはかなり出てきております。したがってそうした施設の改善ということを重点的に考えていくべきであろうと、われわれはいま、議論をやってございますので、それらの点につきましては、和泉市の保育行政に対する方針を近くまとめまして厚生文教委員会等にもお諮りし、いろいろ議会の御意見をお聞きして今後の確定的な方向づけをしてまいりたいと存じております。

以上でございます。

○16番(横田憲治郎君) 僕は当面の措置を講ずる、講じないは別として、前向きで何とか検討するという方向でも出してくれと、いま言ったことは十分やっとなかなかんことでしょう。年度当初という点がありますので、一ぺんこのままでいくのか、何とか前向きで最低限度譲歩して検討してもらえる分については言明しててください。

○市長(藤木秀夫君) 横田議員の言うことは十二分にわかっておりますが、和泉市はかなり保育の面に先行してゐるかのよう考えるわけでございます。それが毎日ほど私のほうに向けて葉書が入っております。それが広範囲であちこちと分けておりますので、それをどうするかについて苦慮するわけです。これは1カ所で大ぜいというなら、また前向きに考えて何とか古い校舎でもといけますが……。

○16番(横田憲治郎君) 結論として、残った分については検討するかどうか。

○市長(藤木秀夫君) 検討はやります。

○

○議長(池辺秀夫君) 本日はこれをもちまして終わりたいと思いますが、皆さんにお諮りいたしますが、議会運営委員会において一般総括質問があと15日、17日と決定願っておりますが、質問の終わっていない方で、いままでの質問と同一であるために一名辞退の申し出がありますので、議会運営上、明15日、16日を休会とし、17日に質問を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

第 3 日



昭和50年8月17日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	藤本秀夫	総務部長兼重要施策推進室担当	坂口礼之助
収入役	橋本炳	総務部理事	西川喜久
重要施策推進室副長兼推進担当	小林一三	総務部次長兼人事課長	門林六男
重要施策推進室調査担当	橋本昭夫	秘書課長	杉本弘文
重要施策推進室副長兼推進担当	富田宏之	広報公聴課長	竹田明郎
重要施策推進室調査担当	松林保	企画課長	大塚孝之
重要施策推進室副長兼推進担当	高三一行	財政課長	麻生和義

財政課参事 (管財担当)	北野敦雄	福祉課参事 (老人福祉担当)	香味年寛
資産税課長	中川鉄也	産業衛生部長	宇沢清
市民税課長	吉田種義	産業衛生部次長	山本俊兼
納税課長	吉田日出男	商工課長	岩井益一
同和対策部長	佐原行雄	農林課長	吉田利秀
同和対策部次長	生田稔	農林課参事	佐藤貞夫
総合調整課長	農端小一	農林課参事 (畜産担当)	青木太郎
連絡指導課長	向井洋	交通公害課長	梶木岑雄
隣保部長	萩本啓介	保健衛生課長	松村吉寛
市民部長	内田繁	保健衛生課参事	山本亮夫
市民部次長兼福祉事務局長 兼社会課長事務取扱	高橋新平	保健衛生課参事 (診療所担当)	神藤恒治
保育課長	明坂文嘉	建設部長	中塚白
保育課参事	藤野伸蔵	建設部理事	林徳次
福祉課長	橋本博也	建設部次長兼 兼管管理課長	森保
市民課長兼 住民情報室長	明坂貞士	建設部次長兼 区画整理課長	中西淳富
住民情報室参事	田中二三夫	管理課参事	白川保
保険年金課長	逢野博之	計画課長	山崎琢磨
保険年金課参事	山村昇	土木課長	中尾宏

建築課長 中上好美

区画整理課参事 山本 襄

開発課長 前田守正

下水道課長 大浦行男

地区改良事務所長兼
改良総務課長 逢野一郎

(地区改良事務所)
工事課長 笠木恒忠

会計課長 片桐武雄

選挙管理委員会
委員長 味谷日吉

逆選挙管理委員会
委員長 青木孝之

監査委員 堀田徳治

公平委員会事務局長
兼監査事務局長 西岡正志

農業委員会事務局長 杉本忠彦

教育委員長 堀内由延

教育長 葛城宗一

教育次長 阪東重信

教育次長 乾 武俊

社会教育課長 広岡史郎

総務課長 紀之定 藤与茂

学校教育課長 阪口雄一

学校教育課参事 角谷泰夫

指導課長 吉美 豊

社会教育課参事 北坂 弘

水道部長 田中 檢

水道部次長兼
水工務課長 冨本 喬久

総務課長 中辻 寿夫

営業課長 原 美助

浄水課長 岸本 孝二

病院長代行 岩見 洋

病院事務局長 平野 誠 藤

庶務課長 藤原 光夫

業務課長 大宅 清臣

経理課長 守田 勇

消防長 和田 増 義

消防次長兼消防事務課長
兼消防署長 南口 主 雄

用地担当理事兼
土地開発公社事務局長 西川 武 雄

用地担当参事兼
事務局次長兼用地課長 吉岡 昭 男

総務課長 藤原 永 一

用地二課長 宮本 福 秀

用地二課参事 岸田 秀 仁

○
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 山本武雄
次 長 北野丈夫
議事・調査係長 西垣宏高
調 査 係 浅井義一
議 事 係 山本雅俊

○
昭和50年和泉市議会第1回定例会議事日程

(8月17日)

日程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	議案第7号	青年学級の開設について	P・11
2	議案第8号	和泉市公共用地先行取得事業特別会計 設置条例制定について	P・14
3	議案第9号	和泉市中小企業従業員福祉共済制度準備 基金積立条例制定について	P・17
4	議案第10号	和泉市職業転換準備資金の付還免除に関する 条例制定について	P・20
5	議案第11号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する 条例の一部を改正する 条例制定について	P・25
6	議案第12号	和泉市営葬儀条例の一部を改正する 条例制定について	P・30
7	議案第13号	和泉市水道事業給水条例の一部を改正 する条例制定について	P・35
8	議案第14号	和泉市職員定数条例の一部を改正する 条例制定について	P・44
9	議案第15号	和泉市非常勤消防団員等公務災害補償 条例の一部を改正する 条例制定について	P・47
10	議案第16号	和泉市災害申付金の支給及び災害援 護資金の貸付けに関する 条例の一部を改正する 条例制定について	P・63
11	議案第1号	昭和50年度大阪府和泉市一般会計 予算	別 冊
12	議案第2号	昭和50年度大阪府和泉市国民健康 保険事業特別会計予算	別 冊
13	議案第3号	昭和50年度大阪府和泉市土地区画 整理事業特別会計予算	別 冊
14	議案第4号	昭和50年度大阪府和泉市公共用地 先行取得事業特別会計 予算	別 冊
15	議案第5号	昭和50年度和泉市水道事業会計 予算	別 冊
16	議案第6号	昭和50年度和泉市病院事業会計 予算	別 冊

(午前10時20分開議)

- 議長(池辺秀夫君) 長らくお待ちいたしました。議員の皆様方にはお忙しいところ御出席賜りましてありがとうございます。

それでは、本日の出席議員及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(山本武雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは15名でございます。欠席、遅刻の届け出ある議員さんはございませんので、その他の方につきましてはおっつけお見えになるものと思います。現在、15名でございます。

- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員15名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、14日に引き続き一般並びに総括質問に入ります。7番、田中包治君。

- 7番(田中包治君) 同和行政の基本的方針と、それに関連する市同促協、もう1つは、民主団体と市の行政の在り方の2点について御質問いたしたいと思います。

現存、同和行政については、各種いろんな立場の中で論議はされております。ところが、和泉市政において果たして基本的な考え方がありや否みについて、いささか疑問を感じておるのでございます。

まず第1に、差別をなくそうという考え方につきましては、世界各国あらゆる人民がこれを希望し、努力をしておるところでございますけれども、アメリカにおける黒人の問題、ソ連における白系露人の問題、また日本においてはこの同和行政と同和地区の問題、そして、アイヌの問題が一応、差別の問題として擧げられ、日本の国民各位がこの問題をどういふふうに対処し、どういふふうにして差別をなくそうかということにお互いに努力していることは事実だと思えます。

そこで、同和行政を論ずる前に考えなくてはならないのは、42、3年ごろに出ました同和審議会の答申の評価の問題。もう1つは、このやり方の問題、この2つが、いわゆる同和行政に対する考え方の相違もあると思えます。御存知のとおり、同対審答申が出たときに、これに対して反対しておったのは、共産党を初め正常化連の人々が言っておるのは、同和行政の答申よりも、この根源をなす天皇を頂点とした帝国主義あるいはアメリカを中心とした独占資本の支配下であったならば、こういう答申を出しても差別の解消にならない、いわゆる同対審答申

については批判していたことも事実だと思います。

こういう中で社会党なり解放同盟なり、その他の政党がこの同対審の答申を尊重するという
ことで議会に提案されたのは、いわゆる同和対策事業促進の特別立法だと思ひます。ただ、こ
こで私たちが考えなくてはならないのは、同和特別措置法の政府、自民党の考へてゐることは、
すなわち、この答申を尊重するが、金で制約しようということだつたと思ひます。したがつて、
これは総理府所管になり、そのあとの問題については、一般行政の中で地方自治体の財政能力
において同和行政を行うべきである。こういうことだと思ひます。したがつて、この同和特別
措置法に盛り込まれてゐる事業、いわゆる6割という事業は、単に公園とか、その他少数の事業に
すぎない。あとは地方公共団体の財源の能力においてやりなさいというのが特別措置法の本筋
だと思ひます。

そこで私たちは、この中で黒田府政がどういふ態度をとつたかと言ひますと、この同対審答
申を尊重する中で、これをやるのは府同促協を作つて、その中で通つたものについては8割の
補助をあげましよう、こういうことであつたことも事実だと思ひます。ところが、この同促協
から出てきたものは、黒田府政が8割の補助、府、国を合せて8割の補助をあげますといふ
ことが、金がなかつたのか、やる気がなかつたのかしれませんが、現実に5割前後の同和事業
の補助しか出さなかつた。したがつて、一万余ある和泉市の同和地区行政というものは、大方
は借金と起債、その他の方法でやらざるを得なかつたことは事実だと思ひます。

そこで私が言ひたいのは、この和泉市政が条例、その他によつて決まつてゐる同促協を通じ
て同和事業を行うのは、和泉市政本来の姿でなければならぬが、現在の方向は同促協を作つ
ておらない。その上解放同盟なり、その他の人たちの対市交渉という立場の中でやられておる
といふこと、これが果たして正しいと考へておるのかどうかはしりませんが、やはり市会に提案
され、条例ができた以上、市長たりといへども拘束するものであることは間違ひない。そこら
が同和行政が混乱しておる大きな原因だと思ひます。したがつて、基本的に同対審の考へ方、
やり方について、和泉市政としてどういふ方法を考へておるのか、まず聞きたいと思ひます。

もう1つは、同和教育の問題だと思ひます。御存知のとおり、同和地区の子供がよその学校
に越境入学してゐることは事実だと思ひます。そして、同和地区の中に解放同盟の人々あるいは
正常化連の人々、もう1つは、寝た子を起こすなといふ人々、こういう3つの底流があると承
つております。そこで私たちが考えなくてはならないのは、教育行政の中で、教育長がこの間
適正審議会のときに言つてましたが、いずれは山手中学校はなくなるんだ、もし越境入学をなく
したら学校がオーバーしてしまうんだといふ発言をしておつたと思ひます。そうすると、和泉
市の同和教育の基本方針は、寝てゐる子を起こすなといふ人々については、解放教育、いわゆ

る差別をなくする教育をやらないんだという考え方に立ってるのがどうか、ここらが非常に問題だと思います。それと、和泉市政として、約半数に近い寝てる子を起こすなどという人々に対してはどのような対応をして臨まなければならないか、どうして臨もうとしておるのか、この点について、特に市理事者の見解をお聞きしたいと思います。

次に2点目でございますが、民主団体と市行政の問題、民主団体といってもいろいろあると思いますが、市職とか解放同盟あるいは時には集まって1つの行政に圧力をかける人もあると思います。乞で私が1つ聞きたいのは、まず職員給与の問題につきまして、新聞、その他におきまして、和泉市が38%余国家公務員よりも多い。そして、全国で6位とか7位とか書いておりました。その中で賃金の多い市町村については、それだけの分の交付金を削除するんだということも新聞に書かれております。したがって、私はこういう問題について、市民に対して、議会に対してでもいいが、一体職員の賃金体系、その他はどうなっているか。そして、これが明らかに条例、その他に基づいて支給されたのであるか。ここらが全然わからないわけです。われわれとしては、ただ単に予算に計上され、ああそうですか、職員のことですからよくやってくれるんだろうということでお互いに賛成してきたと思います。しかしながら、賃金が高いから交付金を削除するんだという政府の方針、もちろん、私は賃金が高いからどうだ。こうだということではなくして、超過負担等いろんな問題によって市行政が圧迫されてることは事実だと思います。しかし、市民に対して答える義務はガラス張りの政治の中では必要じやなかるうか。まして、民主社会になってから30年もたってるんだから、賃金はどうだこうだ、初任給はどうしてるんだ、どうして高くなつたんだということを議会なりに報告する義務があるのではないだろうか。

もう1つは、福祉の問題について質問したいと思います。私はいつも言ってるんですが、1、2年前、鶴山台の保育園のお母さん連中が、当時の助役なり、あるいはそういうところに夜中抑しかけ、市職の職員と一緒になって7時に開園し、現在7時45分から和泉市の中ではほいほいとやっておると思います。この時点で4月は切りですから、やはりこれはやめるべきであると思います。したがって、9時から5時までが正しいと思います。もし、やめないとするならば、7時45分から6時というものを法的、規則的にはっきりとした答弁をお願いしたいと思います。そうでないと、もし、条例なり規則に違反するとこれは不当支出であり、これは管理職そのものが払ってるのか。あるいは父母が払ってるのか知りませんが、こういう7時45分から6時まででされておる保育費についてのギャップは父兄が負担しておるのか、おらなのか、ここらについてもお願いしたいと思います。

もう1つは、今次の500人、600人からの保育希望者がけられた。したがって、保育行

政については幼児教育と保育園、幼稚園、小学校の団体生活に慣れる教育の2つがあると思う。幼児教育についてはどうだ、団体教育はどうするんだという、いわゆる和泉市としての基準をはっきりここで明らかにしていただきたいと思います。これについては、具体的にお願いします。

もう1つ、これと裏腹の問題として消防団行政があると思います。消防団行政は、すなわち二重負担の原則において運営されていると思う。そして団地なり、そういうところには消防団を作っておらない。こうして二重負担をさせながらやっておるということです。片方では圧力団体あるいは民主団体の要求によって市に思うままにやらせておる。片方は山間部における消防団、この運営費を町民から徴収して二重負担の原則を打ち立てておる。こういうやり方についてどうしても理解できないので、はっきりとした御答弁をお願いしたいと思います。一応簡単ですが、答弁のいかんによって再質問させていただくとして、終わりたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 同和対策部長（佐原行雄君） まず第1点の問題で同和対策部長からお答えいたします。

これは田中議員の御質問は、前々回からもずっとこのような御指摘で、われわれもこの点については、前向きで検討するという事でお答え申し上げたわけでありまして、第1点の答申の評価あるいは行政のやり方云々でございますが、御質問どおりかと思っております。ただ、同和行政を行う行政姿勢としては、当然、基本方針を持つのが1番正しいわけでございます。それにつきましては、過去われわれは憲法、答申、措置法の趣旨を帯してこれを行うということで一定の方向を見ておりますが、問題は、行政のぎめ細かなやり方にあるかと思っております。

それにつきましては、以前の議会においてもお答え申し上げておりますのは、確かに市同促は現在できていないことは事実でございます。それ以前に、すでに48年10月に地域内で和泉市部落解放総会事業計画推進委員会が設置されておりますが、これらの任務、目的等も十分ではない点も、われわれは市の扱い方がまずかったのか、その点があるかと思っておりますが、今後ともこれをもう少し根本的に運営というか、活用なさしめる、その中で条例で決められておる市同促の発足についても、もっともっと前向きの形で進めていきたい。かように思います。われわれとしては、当然、市の行政の基本方針の確立が先決でございます、その基本となるのは憲法、答申、措置法でございます。それをより細かに一般行政とも十分調和をとりながらやっていくということで御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 教育次長（乾武俊君） ただいまの田中議員さんの2番目の御質問に対しまして、教育次長の乾からお答えいたします。

議員さんの御指摘どおり、本市の同和地区並びにその周辺におきまして、かなりの数に上る越境があり、また、地区内にはさまざまな考え方があることも事実でございます。しかしながら、私たちは同対策答申の中にも書かれておりますように、寝た子を起こすな式の考えで部落差別は解消しない、こういう考え方に立ちまして、同時にまた、答申に書かれておりますように、しかしながら、同和教育を進める具体的見解の過程におきましては、地域の実情に即して特別の配慮に基づいた教育が推進されるという指摘をも踏まえまして、現在、同和教育を押し進めてございます。

一言で言いますと、差別というのはどこから、なぜ起こってくるかという原因を見抜き、同時に地区内の方につきましては差別に打ち勝ち、差別を許さない、同時に一般市民につきましては差別を絶対にしないという観点に立ち、すべての学校で、また、すべての市民を対象に同和教育を展開していきたい。その中で越境の問題も解消していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○ 7番(田中包治君) 適正審議会の席上ではつきり言っるので、そういう基本方針を教育長が持っておるのかを聞いてる。

○ 議長(池辺秀夫君) 教育長答弁。

○ 教育長(葛城宗一君) お答えいたします。

同和教育そのもののねらいということを御指摘だと思うんです。御承知のように、学校の建設につきましては、教育の一定した計画のもとに、その教育の円滑な執行を目的として学校を建設しようとするものでございます。加えて同和教育につきましては、地区の子供たちについては、差別を許さない、すなわち差別に負けない子供を育て、地区外の子供につきましても、差別を許さないことをねらいとした人間を育成することを目的として同和教育を進めるところでございます。御指摘の趣旨を十分踏まえまして、地区内にもいろんな変わった考え方のお人がございますけれども、すべての住民の方々を対象としてこの教育を進めてまいりたい。かように考えるんでございます。

○ 議長(池辺秀夫君) 次。

○ 市民部長(内田繁君) いろいろ保育所の問題を提起されましたので、それについてお答えしたいと思います。

まず、長時間保育をやっておるところの保育所について、何らかの規則等があるのかということでございますが、実は、この問題については御存知のとおり、厚生省会における児童福祉施設最低基準法の第54条に基づきまして、保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則としております。しかし、その地方における乳児または幼児の保護者の労働時間、その他

家庭の状況等を考慮して保育所の長がこれを定めるということで、現在、私の方は原則は8時間ですが、ただし書きにございますように、保護者の労働時間あるいは家庭の状況等によって長時間保育をいたしておるわけでございまして、地域によっては、その状況によって実施しております。

これに対する保育料が同一ではないかということでございますが、なるほど現在、この保育所の保育料負担者、これは御存知のように、保護者と国、府、市の4者が保育料負担を賄っております。こういう長時間保育者に対しましては、正直申し上げて現在、同一の保育料でもって徴収いたしておりますが、やはり長時間保育所には何らかの検討を加え、多少なりとも一般の時間帯である保育料と相違した保育料を取っていかなければならないことは承知いたしております。現在、これについて検討を行って、そういう保育所は長時間保育料を徴収していきたいと考えておりますので、御了承賜りたいと思います。

第2点の幼児保育というか、保育所につきましては、やはり児童福祉法39条に基づく児童福祉施設でございますので、一応、教育的なものにつきましては昨今、教育部門も取り入れて保育所としての性格を持つべきであるということで、現在、教育的な教育保育を取り入れながら実施しているのが現状でございますので、ひとつこの点でも御了解賜りたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 総務部次長（門林六男君） 地方公務員の給与等につきましては、議員さんがおっしゃるとおり、マスコミ等で報道されておることにつきましては、大阪府下各衛星都市につきましては、全国上位にランクされてることは事実でございます。これにつきましては、現行給与条例等の運用によって現在に至っております。今後、50年度以降につきましては内容を検討していきたいと考えております。

○ 議長（池辺秀夫君） 消防長。

○ 消防長（和田増義君） 田中議員の御質問の消防団行政は二重行政ではないかという御質問でございますが、消防団の運営につきましては、私自身、現時点において管内の状況を見て検討する必要があると思っております。ただ、それによって各地元にいろんな御負担をかけることにつきましては、鋭意努力して遂次改善しているところでございまして、まだ、不十分なところもございまして、十分運営面を配慮して、地元に御負担をかけないように努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく御了承をお願いいたします。

○ 7番（田中包治君） それでは、1つずつ再質問いたします。

まず、第1点の同対審の答申については、市としては尊重して、こういうことですか。第2点のやり方については、同促協を作っておらない。これは条例というのは、市長たりといえ

ども犯すことはできない。市長権限を越えて行政を行うことは、議会等を無視してと思う。

もう1つは、解放同盟の皆様方が言ってるように、50年間解放運動をやってきて同対審の答申が出た。しかし、それまでわれわれは非常に高度な運動をもって政府と交渉し、予算を取ったけれども、政府あるいは自治体が、寝てる子を起こすなどという人々に予算を取られて、運動した人に対しては全然予算がこなかった。だから、われわれは自治体との闘争によって、同対審答申、措置法の趣旨に基づいてかち取るんだというのが解放運動の考え方です。いわゆるかち取るという考え方です。それから寝てる子を起こすなどという考え方、そしてもう1つは、正常化連が言うようにわれわれもその中に入れろ、こういう考え方ですね。この3つがからんで現在、同和行政が混乱していると思う。

この中で私たちが言わなければいけないのは、行政権があるということです。行政権に基づいて行うのが地方自治体本来の姿でなければならぬ。ところが、行政権が犯されてはいないかというのがわれわれの考え方です。条例ができながら同促協を作らない。これを通じて同対審の答申に基づき、同和行政を完全なものにしていくという問題がある。

それともう1つは、同和行政の基本的な考え方としては、現在、結婚の差別あるいは就職の差別があるが、この問題を教育において行わなければいけない。ところが、教育長が返事もしてくれなかったが、その越境入学者を全部入れたら学校に入らなくなるとか言ってる。それで同和教育が完全なものになるかどうか。いかに同和事業として、わずかな貸付金、わずかな固定資産税の減免等、いろいろ物質的な享受はあるとしても、根本的原因である結婚の差別あるいは現在行われている大企業の就職の差別の問題をやろうとはしない。ここらが私たちと、教育長の言うところの考え方の相違やと思う。根本的な差別をどうしてなくすかということ、世界人類が国民的課題としており、あらゆる粉粒、あらゆる社会的な問題が起こってくる。

したがって、基本として考えることは、いわゆる人の上に人を作らない。能力があれば何でもできるんだというぐらいの機会的等もすべて同様でなければならぬ。それがために同和教育推進とかの人々がある。そして、そういう人にお金を出してる。非常勤だから毎日やるわけではありませんが、1日1軒回った場合、1年に365軒の家を訪問し、そういう実態を踏まえながらお互いに市民に喜ばれる同和行政もできるが、問題は、そこらがどういうふうにしてるんだということを私は聞きたい。私は一応、第一項についての再質問をいたしたいと思います。

- 教育次長(乾武俊君) いま御質問の点は、地域内の相談員の方々がどういう仕事をしておるかというお尋ねだと思いますが、これは地域内のいろんな研修会あるいは地域内に起こる住民のいろんな相談や悩み事につきまして各戸に対応し、あるいは全体の研修の立場でそれぞれ適切な指導助言、相談等に乗ってもらっております。

○ 7番(田中包治君) 答弁のないのはよろしいが、結局問題は、指導員とかの人々が、同和行政というのは同和地区だけじゃないわけですね。これは和泉市全体の中で論議しなくてはならないのに、それが行われておらないのは事実だと思います。もう4、5年もなっとるんだからね。越境入学は現実問題として、この間の適正審議会の席上においても、いや、山手中学校は増えないでしょう、小学校もそうだという。それなら、寝てる子を起こすなという人々をそのままにしておることは事実です。口ではえらそうなことを言ったって、結局は何もしていない。ただ、言われることをそのまましてるだけだという。教育長ははっきり言った山手中学校はもう増えないだろうし、将来は第2中学校に吸収されるかも…、と言ってる。そうすれば、この問題と全然違うんじゃないですか。

それともう1つ、同促協の問題は、もうできないということですか、しないということですか、これだけははっきり言ってください。できないというのは、行政権がないわけですね。あなた方は行政権を放棄したと認めていいわけですね。それとも、市会というものをほうとくしたと言われてもいいですね。

○ 同和对策部長(佐原行雄君) 市同促の件ですが、しないということではなくて、従来から市の方としては、市同促を作るために努力しております。根本的には市の基本方針が、田中議員から指摘されたように、施策面の基本方針を含めて十分その点を精査し、1日も早く現在、地域内に総合計画委員会がございますが、この活用も推進も含めて設置していきたい、こういうこととございます。

○ 教育長(葛城宗一君) 田中議員さんの御指摘のように、差別の中でも心理的差別は教育によって解決しなければならない。教育に始まって教育に終わるとさえ言われております。御指摘の趣旨を十分踏まえまして、全市民、全校区の住民の方々を対象として、市同和教育推進協議会等を母体として、人権尊重の基本を打ち立てる同和教育あるいは社会同和教育に対処するところでございます。御指摘の趣旨を十分踏まえ、これらの実態、差別の現実を見きわめ、結婚、就職等いろんな差別の現実を踏まえて、あらに、その意識の交革をもって差別を1日も早くなくするように微力ながら対処してまいりたい、かよう考えるんでございます。

○ 7番(田中包治君) この問題については、いつまで論議しておっても平行線だと思います。しかし、同促協といったら市長の諮問機関、市長の任命制なんです。市会の同意を得るわけじゃない。任命もできなくて、同和事業はできるだろうか、この点私は非常に不満である。

それから、教育については、根本的にいろんな圧力が出てやれないんだというよりも、やる気がないんだと思う。しかし、私たちが言いたいのは、やはり百万も2百万も同胞が死んで民主主義社会というものが打ち立てられた。そして、人間差別をなくするというところで民主憲法

が施行された中で、ただ1つのこともわからずして、ただ行政不満的なやり方でやっていると、皆様方が行政権というものを放棄して、この公選制の議会を無視することは事実です。もし、あなた方が議会制というものを否定してないというならば、条例あるいはそういう問題は市長たりとも守らなければならない。その点はもう少し考えていてもらいたいと思います。一応、この問題は終わります。

次に、市民部長が何か法律的にそう るとか言っていますが、条例と規則だけです。規則は市長権限、条例は市と対決する機関が決める。児童福祉法とか、そういう問題があるからやったというが、和泉市の条例とか規則、保育所の規定にどうかを聞いている。

○ 市民部長（内田繁君） 保育時間につきましては、一応、規則等で厚生省省会の最低基準をもって、1日につき8時間を原則としておるということでございます。

○ 7番（田中包治君） あんまり人をなめてはいけませんよ。保育所の時間は8時30分から5時15分とはっきり決まると。何を言っているか、人をばかにするのもいいかげんにしろ。

○ 市民部長（内田繁君） 一応、そういうふうに決めています。しかし、ただし書きで運用上そうやっておる現状でございまして、いろいろと批判はございますけれども、現在の状況からいたしまして、そういうことでやっるのが現実だと思います。

○ 7番（田中包治君） あんたが状況と言うのはひきようだよ。勤務条例、ただし書きで変えて規則を変えればいい。それを市会に提案すればいいわけです。あんた方が条例を守るとするならば、7時45分から8時30分、和泉市の場合は条例に基づいて9時ですよ。この間の時間と、5時から6時間までの間はどこから金を出すんですか、不当支出でしょう、どうなんですか。総務部長、はっきり見解を聞かせてください。

○ 総務部長（坂口礼之助君） この問題につきましては、再三、田中議員さんから御指摘を受けておりますが、現実に条例、規則等における保育所の勤務時間を逸脱しておることについては、確かに御指摘の面があるわけなんです。先ほど来、市民部長が答弁しておりますように、いわゆるその保育所の措置児童の収容の実態に応じまして、前後1時間内外の延長もしくは早期開園をやっている園が2、3あるわけなんです。職員の勤務時間につきましては、一部変更をいたしてございまして、早出、遅出という形で、全体の1日8時間の勤務時間を弾力的に運用しながらそれに対処している。なお、どうしてもそれに対処できないような保育士さん等の配置状況の場合は、臨時な方をパートタイマーと申しますか、そういう方を補充採用して充ておるといふ運用のやり方を行ってございます。したがって、特別にこれらの勤務状況に応じて割り増し賃金等を支払っておるといふようなことは措置いたしてございません。ただ

し、その園の状況に応じて時間外勤務かした場合は、当然、時間外手当を支払う、そのような運用のやり方をしておるわけです。

○ 7番(田中包治君) 短期的なことなら超勤措置でやる。暫定的なね。議会から議会の間の3カ月ぐらい、たとえば百姓が忙しいからとかなると話は別だ。ところが、1年も2年もこういうかっこうで置いとくのは、ちょうど4月の切りだからやめてください。それとも条例改正を提案しなさい。不法支出には間違いはないわけでしょう。要求があるからするとなると、いわゆる行政というものは強いけれども、行政マンは弱い。弱いところへ圧力をかけられたらそのままやってしまい知らん顔をして市の金を出してる。夜遅く助役の家へ押しかけてやらず、こういう問題については、同和地区であろうが、なかろうが、条例なり規則なりは1つのものこれは市民事等の原則だ、すべては同じ方向で処理しなければいけない。ただ、われわれが谷間から出てるんだから黙っておるんだということならまかりならん。どう思いますか。

○ 市民部長(内田繁君) 御指摘よくわかります。私の方もそういう在力団体に属するということじゃなく、あくまでもその地域の事情あるいは家庭の状況等を勘案してやってきたのが現状でございます。

○ 7番(田中包治君) やめるか、やめないのかということですよ。

○ 市民部長(内田繁君) 検討させていただきたいと思います。

○ 7番(田中包治君) 検討とは何事だ、あんた方の権限でできなんでしょう。それを検討とは何事だ。はっきりやめなさい。それに規則にないやつをやっているのをやめると言ってどうして悪い。

それはそれとして、同和の基準とか。各保育所の基準が保育所によって違うが、どういう意味ですか、あるいは地域の父母の会とかの圧力で各保育所が全部違った方向で入所基準を作っているのが、この点はっきりしてください。やはり5百人の人がはねられてるんですからね。

○ 市民部長(内田繁君) 入所基準は、あくまでも統一した市の基準をして入所いたしております。地域によっては入所基準に沿わない、いわゆる保育時間とか、その地域によっては定員に満たないところ、あるいは非常に定員をオーバーした地域等があり、地域ごとの基準が必要な場合も生じてまいりますので、今回の50年度の入所措置については一定の基準はありますが、地域によっては高度な措置基準を設けて入所の措置をいたしたというのが現状でございます。御了承いただきたいと思います。

○ 7番(田中包治君) うそ言うたかてあかんね。あんた方が行政マンの弱さで権限を変えとる。保育所のある場合は丁度申し込んだらええわけでしょう。4月、5月と申し込む必要はないと思う。どこかに毎年同じ条件で申し込まないかんという規則があるんやったら教えてくだ

さい。

- 市民部長（内田繁君） 入所の申し込みはあくまで年1回でございます。実は、この基準によつては、6カ月更新という形をとっております。現実は1年に1回となっております。
- 7番（田中包治君） 市会をぼうとくするような、条例を無視してのような形を市会はそのまま認めますか。保育行政についても、自分らが勝手にええ方法で解釈してきておる。規則も守っておらないのを市会としてどう考えますかと言いたい。われわれは、あなた方に守ってもらうためにここで条例を審議し、いろいろな問題を論議してる。守ってもらえないものをだれが審議するか。議長、どう思う。4月からやめるということではなければまかりならん。市議会のメンツにかけてもはっきりさせないかん。
- 市民部長（内田繁君） 御指摘の中で保育園の保育時間問題が焦点となっております。規則で保育時間は決めてございますが、御承知のように、規則は執行の方で設けていくわけでございまして、それら十分考え、われわれは検討したいと申し上げたのでございます。
- 7番（田中包治君） 職員の勤務条例があるんですよ、それを変えずして、こんなことができまっかいな。職員の勤務条例にはどう書いてあるか、8時30分から5時15分まで、市長が1週48時間を超えない範囲において決める、労働基準法第83条違反はできない。だからただし書きで何とかやらなかったらできない。あんた、規則をどうと言ってるが、あんたが規則を作ってるんか、条例の範囲内でしょう。あなた方は行政マンだから、これは絶対守らなくてはならない。それをあんたがどう思ってるんかと言ってる。同促協の問題にしても、保育所、消防行政にしても2重負担という問題、特定のところだけが特別な扱いをしてもらうて安くしてもらとる。こういう民主主義の基本原則を破るようなことはまかりならんと言ってる。それに対して全然反省すらないとするならば、市会側としても態度を決めないかん。それを議長、どうするんか。
- 議長（池辺秀夫君） 部長、よく考えなさい。
- 7番（田中包治君） 議員総会でも話ってください。条例を無視されて何のためにここでや言ってるんか。同促協も一諸だ。
- 議長（池辺秀夫君） よく考えろと言ってるんです。
- 7番（田中包治君） 考えろということではなく、やめるか、やめないかの問題、条例を守るか、守らないかの話や。市会を無視されたから恐ってるわけだ。はっきりしてもらいたい。
- 議長（池辺秀夫君） やめるか、やめないかを考えろと言ってる。
- 7番（田中包治君） だから、4月1日からやめなさいと言ってる。それまでは仕方ないが…。

- 市民部長（内田繁君） 条例そのものを守っていくのは当然でございます。保母さんのことにつきましては、労働時間等については、条例あるいは規則等で決まっております。それを勘察して時差出勤とか、パートの保母さんを入れるとか、運営上そうやっております。一応、われわれは条例、規則を尊重し、守っていったという解釈でやっており、議員さんの御指摘も十分われわれとしては考え直し、反省する時期等もまいっておりますので、その点を考えて善処したい。かように考えておりますので、御了承賜りたいと思います。
- 7番（田中包治君） 同促協も、この問題も一諾だと思えます。条例というのは、一般の会社の就業規則なんだ。これを無視するのは、市会がないの一諾だ。守ってると言うなら、どこの何条の規定、ただし書きで守ってるのか。ただ、パートがどうだとかいう話は別ですよ。あんた、規則ではっきり8時30分から5時15分と書いてある。できないから規則でそうした、そうでしょう。盲でやりよる。盲というのは暗黒政治ですよ。しかも、時間外の保母の補助金はない。運営費は8割が国から出るが、8割の負担は全部一般財源から出てるわけでしょう。8時間労働であるとなったら8時間以上については市が全部負担してるわけでしょう。結局条例援えることばできない、規則守らない。そうしたらその金は不法支出やないかということです。民間会社のように36条協定は結べない。ここで結べるのは水道事業だけですよ。私は行政権というものは強いものでなければならないと思う。確かに行政マンは弱い。恐らく閥人、部長閥人は弱いと思う。だから、わっと来ればそうなるかもしれない。しかし、越えない盾は条例あるいは規則です。これをあなた方は勝手に破ってるからけしからんと言ってる。
- 議長（池辺秀夫君） それでよろしいか。
- 7番（田中包治君） 市会として態度を決めてもらわんと困るよ。
- 議長（池辺秀夫君） 理事者、はっきり答弁しなさい。
- 7番（田中包治君） やめるか、やめないかの話や。
- 総務部長（坂口礼之助君） 非常に厳しいおしかりで痛み入るわけなんでございますが、保育の実態をもう少し私たちの方でもよく検討してみまさんと、現実に7時45分から開園しておる実態でございますので、それを直ちに通常の8時半に戻すことができるかどうか、そこらを十分市民部と詰めた上でないと、確定的なお返事はできかねるわけです。御指摘のとおり、もし、そういう実態が今後も引き続いて必要であるということならば、条例の一部改正等も議会にお諮りしてやらなければいけないと思います。そうした面も含めて早急に保育の担当者とも協議して善処したいと思っておりますので、ひとつその点お取り計らいをお願いしたいと思います。
- 7番（田中包治君） そんな問題と違う。条例を守っておらないから、やめますと言うのが、あたりまえですよ。

- 議長（池辺秀夫君） それで総務部長が言うておるので…。
- 7番（田中包治君） 議長が議会の代表者としてこの問題を預かってくれると言うのならね。
- 議長（池辺秀夫君） よろしい。

次は18番、直村静二君。

- 18番（直村静二君） 共産党の議員団を代表して、通告してます順序に従って質問します。

最初は、両助役の辞任と予算執行についてという項目では、昭和46年には、4年前ですが、当時の池辺市長のもとで玉置助役がやはり健康上の理由でやめました。このときは和泉市の総予算が約61億円、このうち同和予算が約81億円、50%でした。50年度当初予算は総額193億880万円で97億6000万円、約50、6%の同和予算が組まれておる状況の中で、2人の助役が2月28日付で辞表を出してるということで、非常に今回の助役辞任も大変市民から見て、また、われわれ住民代表の一員として、これは一体どういうことなのかという点、大変危惧を感じるわけでございます。

そこで、このたびの2人の助役さんは、議会で同意案件として出されたとき、和泉市の助役は2人でなくてはやっていけないという特別の理由で2人制度を藤木市長が始めた。私はそのときに、これはとかげのしっぽ切りじゃないか、1人がやめてもあと1人残るなぜか、前者のてつを踏まないようにということでございました。今日、2人ともやめられたという点で大変危惧するわけでございますので、ひとつここでお尋ねいたします。

市長の任期は12月8日までということでございますが、このあとぜひとも助役をこしらえて、そして、市政の運営に支障を来さないようにする用意があるのかどうか、この点お尋ねしたい。

第2点は、2人の助役がおってやっておったのが2人ともやめた。しかも、予算を編成して、議会に上程すると同時にやめたのですが、この責任をどうするのか。つまり、市政に支障を来さないような措置を市長はどのように考えてるのか、この点を明快にお答え願いたい。

第2番目の財政危機の打開、この問題につきましては、市長の施政方針を十分読ませていただきました。今度はいままでと違い、最初から終わりまで財政問題をたくさん触れております。まず1点、財政の健全化のために渾身の力を傾注したという文章、また、地方財政の危機を乗り越えるべく決意を新たにしたということです。先日も公社の借金の利息が50年度で13億円1日に373万円もかかってくる。こういうことにつきまして、どのように財政の危機を乗り越えるべく決意を新たにしたのか、この点も含めております。

次は、市の財政構造も本質的なもろさを持っている、そのとおりです。大阪府下衛星都市約

30市ございますが、最下位から8番目に固有の財源が低いということも御承知だと思います。さらに、75%が依存財源だとも書かれております。

また、今度の予算では重点的に財源の配分をした。また、補助金、負担金の整理、庁費の節約、職員給与の分折。ところが、一方では一般会計の伸びが64.9%、特別会計で58.3%と大幅に増えている。財政問題では以上のように書きながら、この一般会計並びに特別会計は異常に伸びてるが、一体どのように考えてるのか。さらに、冗費の節約に厳しく対処する。財源の効率的な運営をする。また、国、府の多額な超過負担の解消に根本的、積極的にやる。こう書いておりますのでお尋ねしたい。

今度の上程された案件で債務負担行為の中の診療所拡張用地2億円、幸小学校の4億5000万円、この問題につきまして、これは緊急不可欠で、この用地を債務負担行為で買わなくては絶対に診療所が経営できないのか。また、4億5000万円を買わなくては幸小学校の学校運営に支障を来すのか、この点明快にお答え願いたい。

もう1つは、同和事業は国の補助80%、または国、府を含めて80%ということのを再々、いろんなところで市側、運動側も発表していますが、そういう事実がどこにあるのか、あれば、80%の補助を完全にもらいましたということを事項別に挙げてお答え願いたい。

次は、市民要求実現でございますが、この前の一般質問の中では、保育所の入所基準、そういう問題で500人ばかりが今度外されておる。施政方針の中でも社会的不公正の問題が出ておりますが、私は1点だけ、現在取り残された方で、どうしても措置しなくてはならないという事実がありありとあります。さらには、入園措置を受けた方についても、ちよっとは措置を受けなくてもいい方もあるとか、ちまたに聞いておりますので、具体的には保育関係で結構ですが、社会的不公正をなくすという立場で、どうしてもその人の言い分を聞いたということについては、市長はこの前の答弁で検討すると言っていました。担当課において十分話し合いをするんかどうか、その点を明快にお答え願いたい。

次は、3番目の同和行政と同和事業、解放会館のことでございます。先日の3月10日でしたか、会館のレイアウト、つまり会館内の設備の問題がございましたが、私どもは第1にこの規模が大きい。だから、適正な規模にしてください。また、位置は伯太6丁目ではなく、42・38ヘクタールの解放地区内に建て、地区住民が等しく使えるようにしてくださいという位置変更も申し上げておりますが、再度申し上げる必要があると思います。

私は今日の質問については、まず、会館の中にある会館事務所と同時に、部落解放同盟和泉支部の事務所が会館内にあることです。少なくとも、これは市民会館なり、公の会館でございますから、住民が等しく使えなくてはならない性質のものであると思います。その点では、窓口1

本の憲法違反のやり方の中では、どうして共産党の組織並びに民主団体がこの会館を使用できるのかどうか。恐らく、この許可権が解放同盟にあるとなれば、これは絶対に承服できない。だから、この会館については、支部事務所がそこにセットされるようなことでは絶対に承服できないと思います。この点で、この支部事務所を外せと強く要求いたします。明快なお答えを願いたい。

2番目は、2月28日に信太小学校における同和研修会並びに父兄参観の中での事業説明などで、その場所におきまして共産党を誹謗する文書がまかれております。これは厚生文教委員会で確認を取りましたので逃げられないはずでございますが、このような文書をまく、まかすことについて市教委は承認してるのかどうか。今後、これをやらないということを憲法と地方自治法、なにかんずく、教育基本法十条に基づいて明快な答えをし、そういう措置をとるかどうか。また、そういう違反行為があった場合は窓口1本は外す、支部補助金は減額するという態度を明確にしていきたい。

8番目に宮本町の問題。これは正直言って詳しい内容は私も余り知りません。だから、この問題については、特別委員会並びに同和担当所管の厚生文教委員会で全然問題にしないのはなぜか。なぜ議会から選ばれた特別委員会にこのことを報告しないのか。しかも聞くところによると、和泉市と昭和35年に合併した当時からこの問題があり、すでに宮本町という町会名が使われており、今日の時点で15年間も使っておる。それをたった1件の文書、通達、指会規則変更もなく、地方自治法の本旨に基づいて行わずして一方的にやり、市会内の特別委には十分な報告、審議もされない。そういう点で委員会無視、地方自治を外したことでなく、もっともっと地元町会との話し合いの上立った措置ができなかったかどうか、お答え願いたい。

次は、(仮称)和泉中の問題でございますが、校区編成替えについては、いまだに和泉市の市教委自身が答申を出して諮問していない。だから、山手中学校を廃止して(仮称)和泉中のところに同和指定校としていくんだという方向は聞きましたが、これは重大な問題がある。つまり、現存する山手中学校を廃止して富秋の方にいかなくてはならない特別の理由が明快ではありません。また、元池上町尾井を含めて富秋になったのですが、これも2・8年前に小学校保育園の請願書が出ていて、早く小学校を作ってほしいということでした。これについても早急にやりたいと教育長が答弁しておった。ところが、今度は一向に小学校問題が出てこない。にもかかわらず、中学校だけ。しかも、山手中を廃止して出す、校区編成替えの諮問も受けてないままで予算計上してるが、市教委はこの問題について明快にお答え願いたい。なぜ十分意見もまとまり、合意も得てないものを出すのか。そうしなければ山手中学校の授業ができないのか。学校運営ができないのか。できないならできないと、はっきりお答え願いたい。

先ほどの田中議員さんが言うておりましたが、同対審答申の評価で、共産党はこれに反対だとおっしゃってましたが、また、それを受けて同対部長の佐原氏が、そのとおりですと説明しましたが、もっともっと正確に物事を見てもらいたい。共産党は同和対策審議会の答申は、その積極面を支持し、その否定面についてはこれを批判する態度で臨んでおりました。第一にこの答申は、自民党の高度経済成長万々歳の評価で、これが弱点です。もう1つは、同和対策の財政的義務づけを国にやらさず、実施計画を地方自治体に義務づけさせ、地方財政を圧迫するという弱点を持っている。この2つです。この点を共産党は明快にしております。佐原同対部長、十分かみしめて聞いておいてもらいたい。

さらにもう1つは、憲法と地方自治法に基づいて公正で民主的な同和行政を行うという観点から、教育基本法十条についても明快に言います。この13号線の沿線にあさひ保育園がございいますが、昨日通りました。「日共党本一派、この正体見たり、挑発者の論理、2月20日」解放同盟大阪府連機関誌、壁新聞ですが、公共施設に堂々と張って、これでどうして国民的課題、どうして市民の協力を得ることができましようか。先ほど田中議員が言いました市の行政権、地方自治138条の2に基づき、市の事務管理はすべて市の責任で行うんだ、このことを厳正に守ってもらいたい。

以上、質問いたしました、特に第1項については市長だけと出しておりますので、市長から明快にお答え願いたいし、財政問題についても、市長からお答え願いたい。3番目の同和問題につきましては、担当部課でも結構です。

以上、質問の要旨を述べましたが、答弁のいかんによっては再質問させていただきます。終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 時間の都合で理事者の答弁を午後に戻すことにし、お昼のために暫時休憩いたします。

（午前11時53分休憩）

（午後1時5分再開）

○ 議長（池辺秀夫君） 午前に引き続き会議を開きます。

直村議員の質問に対し理事者答弁。

○ 市長（藤木秀夫君） それでは、直村議員さんに対して、両助役のことについての見解をお答え申し上げます。

現在、行財政の危機が強く叫ばれておりますときに、両助役から突然退職願いが出ました。

これは両助役ともに健康上やむを得ない事情によって退職願いだったのでございますので、これを受理することになったわけでございます。その後は収入役、教育長を中心に各部長に奮起を促しまして、当分の間、もろもろの問題について善処していきたい、かように考えておるわけでございます。

それから、財政面についてのお尋ねでございますが、いままで健全財政をされてきたものでありますが、非常に現在の状況はむずかしい事態でございます。しかし、この健全財政を維持する上におきましては、2つの要素がございます。その1つは、特別職給与の一部を返上、また、管理職手当の一部、それから、一般職員の時間外勤務手当の精査検討、管外旅費の精査及び高齢職員の昇給の延期等を含め、経常経費の節減を図っていきたい、これが1つの考え方でございます。

もう1つは、超過負担の解消についてでございますが、これはわが和泉市だけではなくて、全都市にわたって強く叫ばれてる現状でございます。これはわが市だけがいかに努力しても結果が出るものではございませぬ、各市とも市長会においてこれを強調いたしまして全市ともにこぞって政府に要請し、これを解消したい、こういうことでございまして、その他いろいろ御質問がございましたが、他のセクションから答弁していただくようになっておりますので、どうぞよろしく御了承願いたいと存じます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次、答弁。

○ 産業衛生部長（宇沢清君） 診療所の債務負担行為についてお答え申し上げます。

診療所の第1期建設につきましては、御承知の昭和48年11月に完成を見たわけでございますが、昨年4月、医師の人事問題等から阪大医学部との全面的な連携のもとにその運営を進めてまいっております。このときに現下における地方診療所のあり方について検討いたしました。地域全域を対象とした特色あるものにすべきだという結論から、現行診療所は、地域の現状からして医療検査研究の施設が必要であるとして、阪大の全面的応援を得る中で、医療検査研究センターを設置して診療所の運営を図っていかうというものでございます。

しかしながら、この計画に対して現行の国、府の補助制度が確立しておりませんので、その取りつけを現在、大阪府と交渉中であります。その折衝過程からも先に用地を確保する必要が生じたので、今回の措置をとらせていただいたわけでございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 教育次長（阪東重信君） 幸小学校問題についてお答え申し上げます。

教育諸条件の整備充実は、本市の教育行政の重点施策であります。なかんずく、幸小学校における教育施設の現状につきましては、校舎の老朽化に加えて校地面積が最も狭く、幸地区の

環境改善整備事業の中で、その一環として拡張を図るための予算措置と心得るものでございます。よろしく御賛同賜りたいと存じます。

- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 同和対策部長（佐原行雄君） 同和対策関係の総括的な関連の分について、私の方からお答え申し上げます。

まず、第1点の国、府の補助金が80%と言うけれども、実際はどうか、具体的な例を挙げて言えということでございます。この点につきましては、現在の補助金制度は、大阪府並びに国の要綱によってすべて統一されてございます。具体的な一例でございますが、改良住宅につきましては、現在、75%あるわけでございます。ただしその後、起債等の償還時において補助金とかわるものがございます、実質その時点で8割になるという現状でございます。その他、環境改善事業補助金交付要綱が大阪府の施策にございまして、この中にも補助の対象及び補助率につきまして、この補助金の交付の対象となる事業及び補助率は次のとおりという中に十分の8以内、なお、市町村の財政事情が非常に悪いという場合には十分の9以内の補助金を出すという要綱がございます。

それから、3点目に出ました解放会館の関係でございますが、先立っての特別委員会でレイアウトも含め、具体的に内容の提示を申し上げますが、その中に支部事務所の関係がございます。これについても、特別委員会で設置するという御報告をさせていただいております。和泉市といたしましても、他市は他市なりの事情がございますけれども、われわれの調べた範囲では、隣保館、解放会館に限らず、全部支部事務所が設置しておりますので、本市としても支部事務所を設置するというところでございます。

それから、宮本町問題でございますが、過去の厚生文教委員会あるいは同和対策特別委員会では、具体的にこの処理については御報告しておりません。これは事実でございます。

なお、問題提起を受けて、当然和泉市としては、行政施策にいかにあるべきかという対処の仕方がございます。その点につきまして、議員さんの御協力は一部いただいておりますが、今後、具体的な内容につきましては、厚生文教委員会あるいは同和対策特別委員会で行政施策基本方針に基づいて御協議いただきたいと思います。

以上、お答え申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。
- 教育次長（阪東重信君） それでは、あと2点について、私からお答え申し上げます。

2月23日、信太小学校で行われた同和教育研修会におきまして、会場内において配布されたパンフレットについては教育委員会は存知しなかったもので、あとで内容を検討したところ、

教育の中立性保持の点から遺憾な点もあり得るので、今後、教育委員会が主催する研修会においては、かかることのないよう十分配慮してまいりたいと思います。

(仮称)第2中学校の問題ですが、これを新設する理由は大きく3点にしぼって御説明申し上げますと、1つは、阪和沿線にある和泉中学、信太中学の現在校のマンモス化の解消。いま1つは、阪和線以西地域の社会増の解消。第3点は、山手中学校の発展的解消し、この3点にしぼって第2中学校を建設するものでございます。

校区の再編成については、和泉市の適正就学対策審議会で御諮問申し上げておるところでございますが、事務局案は提示する予定でございます。

なお、(仮称)池上小学校の建設についてはその必要を認める中で、現在、用地確保の実現に努めるところでございます。

以上でございます。

- 議長(池辺秀夫君) 市民部長。
- 市民部長(内田繁君) 保育所の入所措置の問題でございますが、市長が検討するというところで、私の方もそれを受けましてその方向に向けて考えていきたい、かように考えますので、よろしく願いいたします。
- 18番(直村静二君) 一通り答弁を聞いたわけでございますが、まず、市長の答弁につきまして再質問したいと思います。

第1点は、市長の答弁では「当分の間」とおっしゃってましたが、あなたの任期は12月までではないか。当分の間というのは12月まで、つまり市長の任期中と了解させていただいてよろしいか。結局12月まではなし、あとは収入役、教育長、その他でやっていくと確認してよろしいですか。

- 市長(藤木秀夫君) 人材があり次第、これを採用したいと思います。
- 18番(直村静二君) 実は、今度の予算編成については担当助役が参画されておった、こう承知しております。正直言って市長、財政の専門家の担当理事の庄司さんは昨年9月やめておられる。その中で予算編成が両助役の参画で行われた。その1つの例として、解放会館につきましては、これは2月19日に、まだ88.2平方メートルは補助金をもろってないので、取ってきますと決意を表明された。そして3月10日、それはないんだということです。そういうことでこの編成を提案されておるが、そのようなことでどうしてこの予算執行ができるんかどうか。つまり、それは目標であって予算ではないという点を私は特に指摘したい。だから、財政担当理事も、1番頼りにしている助役もやめて、しかも、確約した880平方メートルについても、それが取れば1億数千万円の補助が増えるんだと言いながら、実際に増えなかつ

た。しかもやめている。こんな無責任な予算をどうして議会に提案したんかということです。

しかも、あなたは市政執行に対して非常に危惧を抱くという。再度お答え願いたいのは、なぜ、そういう不十分なものを提案したんか。この際、解放会館については、そういう事情で撤回する意思がありや否や、これをひとつ市長からお答え願いたい。

○ 市長（藤木秀夫君） 撤回の意思はございません。

○ 18番（直村静二君） いま市長はないとおっしゃいましたので、私は意見を申し上げておきます。

つまりこの解放会館は、予定でいくと来年10月完成、あなたの任期は10月だから、当然、あなたは途中でやめはるか知りませんが、あなたのあとの市長が完成をするんだということです。共産党議員団としては、ここではっきり申し上げておきます。

市財政の危機の打開から市長の答弁では非常に執行が危ぶまれます。そういう点で、この中に出ております65億3710万5000円の市債の内容、解放センター身障会館、それから義務教育施設の中の新中の36億1980万円、合わせて46億8552万円、これは削除してもらいたいという意見です。そして残り18億5158万4000円にしてもらいたい。

それから、先ほどの債務負担行為の宇沢部長の答弁では、これも緊急不可欠ではなく、市財政の危機の中から債務負担行為15億8930万円組んでるが、この中で同和対策事業としても若干組んでおる。全額ではないが、公共駐車場、診療所の拡張、共同浴場、幸小の用地、この分の10億1460万円を削ってもらい、残り5億7470万円にしてもらいたい。いまの市長の答弁から、この要求を掲げて今後とも予算委員会、その他で追及していきたいと思えます。そうしないと、あなたの施政方針の財政問題がどこへいつてるやらさっぱりわかりません。助役問題についてはそういうふうにしておきます。

2番目の財政危機の打開では、いまの8割補助の問題についても、現実に国の補助があがってない。ただ、解放会館では3821万円、1・4%、新中の問題についても、補助といっても国の補助だけ、全部で5億、41億9000万円のうちのね、あと地方債でポンと36億あげたる。もちろん、あとから市と府と山分けして取るのか知りませんが、ここでは何ら市長の健全財政の意味がない。冗費節約といっても節約されてないと思う。一般会計が大幅に伸び、しかも依存財源が75%ということではとうてい納得できないと言っておきます。

1つ例を挙げれば、佐原部長の答弁に対して昭和48年度の決算案で、市が自治省に届け出た同和対策事業費は合計27億円、そのうち起債が6億、一般財源が4億、合わせて10億余ですが、38%の負担をしている。佐原部長は大体80%と言ったが、1番ええのは改良住宅の75です。あとは補助要綱があつて9.0にいくと言ったが、48年度の決算の自治省への報

告では、これは財政担当か、だれが知りませんが、27億円、特定財源の2億は前の繰り越しでしょう。38.5という数字が出ておるのに、なぜ同対部長が8割という答弁をするのか。国が4億6000万円、府が9億円、起債と市単合わせて38%、共産党議員団の調査では決して27億やない、予算関連やから31億3000万円です。この点ひとつ再答弁を願いたい。

○ 同和对策部長（佐原行雄君） 再度お答えいたします。

先ほど申し上げましたのは、当然、同対部というのは総括的に精査しておりまして、各セクションの具体的な補助金の中身まで完全に掌握というわけにはいきません。しかし少なくとも、先ほど申し上げた改良住宅については、現時点では75%が補助金の対象になっており、あとは起債償還の段階において補助金がかわるということでございます。

その他につきましては、国、府、特に府の補助要綱によると、一般的に同和对策事業は十分の8以内、特に財政事情が非常に悪い市町村の場合には十分の9以内という補助金を出すということでございます。もちろん、現実には非常に格差はございますが、その点については、われわれとしては、常に国、府に対しても補助の要望は申し上げております。今後ともその姿勢で議員さんともどもやっていきたいと申し上げたのです。

○ 18番（直村静二君） いまのような答弁は議会でやっていますが、大体、同対室以外の他の財政、その他のところへそういう宣伝をしてやってるんじゃないか。だから、自治省に報告したのは同対部やなく、財政なりからでしょう。49年度で言うと、あとから補助がつくのか知りませんが、48年度決算で済んだものにあとから補助がつくんか。総務部長、どうですか。決算で38%余の負担が出てるが、同対部長の答弁では80%ものによってある。私は決算で確定したやつを言うてるから、あとから増えてくるのか。そんな答弁を同対部長がやっておってよろしいのか。48年度決算で済んだやつでも、あとからくれるという確約はあるんか。

○ 総務部長（坂口礼之助君） それでは、私からお答えいたします。

直村議員さんお持ちの資料と同じものを私は手元に持ってございませんのでわかりかねますが、いわゆる同和对策事業として位置けられるものの48年度におけるすべての事業を掌握したものと私、思うんでございますが、同対部長から申し上げておりますように、いろいろ一定の基準がございまして、補助率そのものは御承知のとおり、国の場合は3分の2の補助が確定しております。大阪府の補助要綱につきましては十分の8、財政事情によっては十分の9の補助を行うということが、それだれの施設についてその要綱が決められておるわけなんでございますけれども、いわゆる超過負担の問題が出てきているわけなんです。補助基準そのものが、各事業の実勢の単価に合っていないわけなんです。

○ 18番（直村静二君） それはわかっている。同対部長が答弁した中でそういうことを言っ

るから、決算の済んだやっでもあとから来るんかどうか。

- 総務部長（坂口礼之助君） それは来ません。
- 18番（直村静二君） 今度提案されている新中でも校舎1億1460万円でしょう。同地の国の補助金が4億でしょう。この補助だって、現実を買うたのは88400平方メートル（11600坪）、坪単価にして2.2万円で購入する。用地だけで26億円でしよう。それに対して国は何ぼですか、4億1282万円しか持ってきていない。これが8分の1補助やと言うてる。単価の基準は12万円、8分の1の4億ですが、現実には市が買ってるのは26億、起過負担もええとこです。その残りを市が負担せないかん。起過負担の解消やて、どこでどない言うてるのか。だから、僕が撤回せよと言うてる。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 私、先ほど決算の終わった分については「ありません」と簡単に申し上げたのですが、いわゆる近畿圏整備の関係で、その法律に該当する事業につきましては、予算でも御存知のように、過年度収入の中で近畿圏かさ上げ補助金を計上いたしております。したがって、直村議員さんがおっしゃってる27億円の中で、近畿圏整備事業に該当する事業がございましたら、その分については、決算が終わってからも補助金が交付される措置がございますので、その点ちょっと訂正いたします。

- 18番（直村静二君） 全額は1億円以下でしょう。
- 総務部長（坂口礼之助君） 2億ぐらいです。
- 18番（直村静二君） こたえまへんな。確認しておきましょう。ちょっと質問と変わりますが、ここに議員の数が26人、理事者側は60数名、全然答弁のない方もあり、その点で市長が言う冗費の節約、また今日、市民の方がたくさん市役所へ来てるわけで、課長なりの決済が要るとかいうものもあるので、その点考慮してもらいたい。課長以上とか、課長補佐は待機とか、これは一般質問を通じて特に感じているので、その点も言うときます。

市長が起過負担の解消とか、そのほか管理職手当返上、職員の給与の定昇延期とか言いながら、非常に乱脈な予算の使い方をしてい る。予算委員会でやりますが、同和タクシーの借上げ等があります。

そこで、今日の財政危機を打開するために、共産党議員団も先ほど修正案を出し、市民に宣伝もして、即刻、正常な市政に戻すためにも市長は責任を感じて、予算の提案の分の一部を撤回するという、ぜひとも今議会中に決意を表明してもらいたいと思います。細かい点は予算委員会でやります。

同和の解放会館についての同対部長の答えは全然なっていない。こういう解同の支部事務所が解放会館にあっては、私どもは部落問題で学習会をしたいと申し込んでも貸してくれないと言

ってる。他の市は全部持つとる、なんちゅう答弁ですか。同対審の答申には、憲法と地方自治法に基づいてとちゃんと書いてあるんですよ。運動と行政は区別せよと書いてある。だから、私はレイアウトから外せと言ってる。どこともやってるとは通りまへんぜ。それやったら羽曳野ではやってまへんぜ。どこともやってます、何ですか。これからますますそんなことをしない理事者が増えてくる。また、共産党もそのために奮闘する、当然やないですか。公正で民主的な同和行政のどこが悪いんですか。共産党には貸さないという。そして、13号線の保育園の棟であんな壁新聞を張らすんですか。公共施設じゃないか、外しなさいよ。

また、共産党誹謗の文書について教育委員会は関知しなかったというが、あとで抗議したんが、はっきりしなさい。支部に申し入れたんかどうか、はっきりしなさい。そういうことをやったら困る、今後しないとね。解放同盟に補助金を出してるんでしょ、民間団体で、公共団体じゃないでしょう。説明会を通じて共産党誹謗の文書は関知しなかったということですが、即刻、そんなことをしたら困ると申し入れをしたんかどうか。そこまではっきりせんと、今後、何通りでも起ったらどないするんか。共産党議員団だって住民の清き一票で議会に出てる。多数の支持者が誹謗されてるのと同じです。解放会館に支部事務所を置いたら使わすんか、使わさんのか。

○ 同和对策部長（佐原行雄君） 前段の解放会館使用の問題でございますが、田中議員の質問にもお答えしましたように、和泉市としては、憲法、同対審答申、措置法を3大鏡にして同和行政を行っておりますので、その線に沿っていただく方であれば、いかなる方も御使用願うということでございます。

○ 18番（直村静二君） 沿っていただくというが、5月30日に市民会館も貸さなかったやないですか。これは解放会館と違いませ。共産党は同対審の答申、憲法、地方自治法の3つに沿ってますよ。私たちは同対審の答申は尊重する積極面は評価、弱点は批判すると言ってる。同対部長の答弁はなってる。

それではっきりしときましようや、先ほどの阪東次長の答弁。

○ 教育次長（乾武俊君） 先ほど阪東次長からお答えいたしましたように、私たちはあとからそのピラの内容を見ましたところ、教育の中立性を保持していく上で問題になる点を見出したので、今後、こういうことのないように十分配慮していきなさいということでございます。

○ 18番（直村静二君） 配慮していきなさいと聞いたから、具体的に申し入れをしたんかということですか。そうしないと、配慮になれへん。はっきり言って、教育委員会が招集したときには解放同盟に退出願いたい、こういう声もあった。私は最初からやめときなさいと言ってる。しかし、私がこれを取り上げたのは、現に逸脱したことをやって会場内でピラをまいてる。そ

やったら、教育委員会認定の共産党誹謗の集会になる。申し込んだのかどうか。あんた、ここで約束しても、現場で破ったらあきまへんぜ、そのところを聞いてる。もう一遍だけでよろしい。あとまたやりますけど、そういうことをしないように配慮する、それでは申し入れたんか、してないのか。

- 教育次長(乾武俊君) ……。
- 18番(直村静二君) してない、はい、わかりました。
- 教育次長(乾武俊君) 十分事情を調査して対処いたします。
- 18番(直村静二君) 申し入れをするというふうに了解しときます。その結果をまた聞かせていただきます。

宮本問題は、私も詳しく歴史の変遷は知りませんが、委員会無視じゃないか。地元の了解を得てるんかどうか。

- 同和対策部長(佐原行雄君) 先ほど、総括的に宮本問題について申し上げましたが、くどくど言ってる時間はないと思いますが、和泉市の部落差別をなくするという重点施策の中に、本問題が非常に部落差別とかかかっているという問題がございます。本問題につきまして、厚生文教委員会あるいは特別委員会に十分お諮りしなかったことも事実でございます。いま御指摘の住民とどうのこうのということですが、一昨年問題提起のときに、やはり和泉市としては、住民台帳にない町名を使ってること、逆に言うならば、住民が知らない場合、そのことが間違っていることがわからん場合があり、そのことを十分われわれが踏まえずして現在まで放置していた責任があるという中で、町会長さんに御出席願って、皆様方の前で市町以下おわびをした実例がございます。その後再三、私の方に来ていただき、われわれも足を運んで現在の住民の代表である町会長さんとはお話し申し上げております。この点については、一定の方向として、この問題についての認識は深く御理解を得ておると解しておりますが、今後とも十分協議していきたいと思っております。
- 18番(直村静二君) やはりこれは特別委員会なら、厚生文教委員会かり、総務も含めて一遍出してもらいましょうや。そこで私も意見を申し上げます。いまの答弁、どの程度信用してええかわかりませんが、意見としては、まず町名問題は、日本が敗戦してポツダム勅令が出たからは任意の町会です。だから、町会に加入しようと、しょうまいと自由だ。また、認承問題も自由、住民の自治組織です。決して市の下部機関、執行の補助機関でもないという基本的な性格から言って、今後の問題として、十分地元住民の納得を得るようにと申し上げたい。

また、差別かどうかとおっしゃったが、これは一つはっきりしておるのは、未解放部落があるのは差別があるということなんでしょう。それが和泉市内にあることは、和泉市が差別的で

あり、和泉市が大阪府下にあるから大阪府が差別的、大阪府は日本国にあるので日本国が差別的、日本国は地球上にあるから地球は差別的となる。いかに差別をなくするか、これは厳密に民主主義の観点から言って、人権の回復というところに基本があるんじゃないですか、平等ということです。だから、そのやり方は、あくまでも民主主義のルール、言論、出版、表現の自由、自主的な管理、その点から地方自治法の本旨に基づいて前進的に解決していかない限り、いつまでも市や国が糾弾の対象になることはあきらまへんな。そんなこと言うなら身体障害者は皆差別、貧乏人以外の金持は皆差別、どないでも言えます。そんなもんじゃない。少なくとも、国民全体が憲法と地方自治法、民主主義のルールに基づいて団結し、統一して解決するという立場から宮本問題、今後とも共産党議員団は追及していきます。そして、公正で民主的な同和行政の中で解決してください。同和部長の答弁では全然だめです。

保育問題については検討しますという、私が質問した中では、社会的不正を正すという立場から、措置しなくてもいける人も入ってるという具体的事実を指摘された場合、どんなふう措置するか。そういう人の声をいつ、どこで、だれが聞くか、その点の答えがなかった。ただ「検討する」という市長の答え、当てにならんけどな。そんな不まじめなことでは困る。あなたは実際の事務の担当でございまして、当てにならんという答弁は聞けまへんな。

- 市民部長（内田繁君） 入所措置については、やはり地域的な事情もあり、また保育施設の内容あるいは規模等にも関連いたしますので、それらを十分考えながな、入所措置等については、一定の基準を設けながら措置していくわけですので、そういう特殊的な事情も踏まえながら今後も考えていくということでございます。
- 18番（直村静二君） だから、そういう声があったときは、だれが、どこで聞くんや、その答えを聞いている。
- 市民部長（内田繁君） 無論、主管の方で窓口として聞いていくということでございます。
- 18番（直村静二君） 時間も大体54分、あと7分くらい御辛抱願います。

いろいろお答えを聞いたわけでございますが、こういう市長のもとでは非常に行く先が心もとない。財政担当理事はやめ、助役さんはお2人ともやめはった。市長の答弁では収入役、教育長を中心にということですが、収入役は議会では答弁がない、内助の功として横からメモを渡す、まあ、一生懸命やっていたかくにしても、これからの執行がおぼつかない。その点、あなたの任期中に解放会館も新中も完成しない。あなたは自分の施政方針では財政のことばかり言うてるが、こういう問題については何ら考えもない。しかも、助役もやめてどうして執行するんか、あんたは感じてない。予算委員会ではまだ追及しますが、あなたの姿勢を十分反省していただきまして、共産党議員団として意見を発表しましたが、修正案を即刻取り入れても

らいたい。この前、貝淵議員もおっしゃったように、私も心境は一緒です。これから和泉市民はどないするんか。借金を担いで一般財源が非常に弱い犠牲のしわ寄せがいく。しかも、同和予算は人口比率にして非常に高いわけで、このままでいくと非常に問題が起こるんじゃないか。この前も市長にPRするんだと言っていました。そんな中身をPRして市民の共感と理解を得て同和行政万歳という声は決して上がってきませんよ。

しかも、社会的公正ということで、あさひ保育園は45人からの保母さん、あとで訂正して29人、ほかの3倍です。人件費はかさむと言いながらそういう問題もあるので、市長は単に共産党の意見だというふうに聞かないで、11万市民の立場に立って、合意と納得のできる地方財政の危機の打開と公正な市政を望んでおりますので、その点を私が代弁しておるわけです。今日申し上げたことは非常にくだいようですが、修正の内容について十分考えてもらって予算執行に支障のないようにしてほしい。政治的立場が違ふからといってぼろくそに言うんじゃないやなく、11万市民の立場から言っておりますので、特に金を押して市長に申し上げたわけです。予算委員会でも細かい内容について詰めていきますので、十分な答弁ができるように市長も用意しておいてください。

なお、一般質問で通告した特別会計については予算委員会でやりますから、特に土地区画整理、病院、新しくできた公共甲地の問題等について十分答弁できるようにしておいてください。終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 次に25番、藤原要馬君。
- 25番（藤原要馬君） それでは、一般質問をさせていただきます。時間の関係もありますので簡単にいたしますから、どうか明確なる御答弁をお願いしたいと思います。予算の問題につきましては、私は予算委員会に参画しますので、予算委員会でやりたいと思います。

まず、交通規制と福祉の関係について御質問申し上げたいと思います。第1に交通規制について、このたび、府中駅前の3線を時間帯規制しようとしておるわけですが、それにつきまして一言お聞きしたいのは、これは交通公害対策委員会にもお諮りしたのかどうか、まず、第1にそれをお聞きしておかなければならないと思います。そして、私は7日に開いた会合でお聞きしたのでございますが、そのときに皆から「地元の議員である君が知らないのか」という罰責を受けまして、非常に汗顔の至りでありました。だから、地元のわれわれ議員が、地元のことはすべてを1番よく知ってると思うんです。市政の一環として、やはりわれわれにも一応、尋ねてもらってもええんじゃないかということを痛切に感じております。特にその点を申し上げておきます。今後、こういうことのないようにしていただきたいと思います。

そして、3線のうちの2線は午前7時から9時まで、1線は10時から22時までとあるんですが、これはなぜ違うのか、同じ状態だと思うんですが…。これは幼稚園や保育園の通園路ということも申しておりますが、3線ともそれに対する必要性があるわけでございます。ところが、なぜ1線だけそういう違いがあるのかと私も追及を受けたわけでございますが、この起案について、私は何も参画しておりませんので、それにお答えすることができずに非常に恥をかいたわけでございます。

次に、13号線の上の一線を一方通行にするということでございますけれども、府中の三線の中で上に至るところは、ほとんど貫通しているのは粉河線と旧粉河線しかありません。その粉河線、旧粉河線を一方通行にすることになると、住民がどういう不便を感ずるのかということをつぶさに調査してやったのかどうか。私は住民が非常に困るだろう、その会合におった人たちも非常にこれでは今後、困ると言ってますが、それに対してひとつ明確な御答弁をお願いしたいと思います。

そして、駅前現在のタクシーの駐車場について綿密に調査しているのかどうか。これは和泉府中駅前に行く人は皆隠知していることと思います。タクシーの駐車はあのロータリーを一周して派出所の前、それから、自転車を放置している貨物駅の横に置く。だから、西から来ると、突き当たりのところに駐車してわけでございます。それからムツミ電気の前、ほとんどあの広場という広場はタクシーの洪水である。そういう措置をどうするのか。

私は一昨年の8月議会で質問したとき、当時の藤田助役は、府中北通り線ができたときには必ず駐車場も取る、完全にやりますと申しておりましたが、今日、助役はもうおりませんしやむを得ないと思うんですが、それをやる現状はどこにもありません。このタクシーの問題については、市当局はどのような考えを持っているのか。明確にお答え願いたいと思います。

次に、福祉関係行政についてお尋ねしたい。第1には、国府の保育園を見たところ、一昨年からプレハブで園舎を作ってますが、今年の予算を見てもそれを改造しようとしません。これは平等な政策であるのかどうか。これほど不平等なことはないと思うんです。一方は、鉄筋コンクリートの園舎で保育を受け、他方は、プレハブの暑くて寒いところで受けておる。それに対して何らの対策もせず放置しておくのは、われわれ議員として一応、ここで質問せざるを得ないという形です。われわれはしたくないんですが、やらざるを得ない。なぜ、これを解消しようとしませんか。

第2番目は、保育時間なんでございますが、先ほど田中議員からも質問がありましたが、私は角度を変えて質問したいと思います。現在、ほとんどの保育所は幼稚園化しており、一年保育等は、ほとんど条例に基づいた8時30分から5時までの時間をやっておらないということ

です。一年保育は、ほとんど3時に帰しておる。これは十分われわれも研究して質問してるわけです。だから、保育所としてやるならば、なぜ5時までやらないか、ここにも1つの問題があると思う。

そして、保育料については、3時に帰しても所得に応じた保育料を取ってるはずですが、だから、幼稚園並みの保育料は取っておらない。この不公平もはなはだ遺憾であると申し上げなければならぬと思うのでございます。この点について十分御答弁を願わなければ相ならぬと思えます。

それから、これは横田議員からも質問があったのですが、老人の憩の家の建設費を組んでおりますが、これはわからないという答弁があったのです。これについて、われわれも一昨年から土地の関係も申し上げておるにもかかわらず、何らの回答もない。土地の調査研究もしてもらいたいと申し入れてあるにもかかわらず、私だけじゃなく、横田議員にもないだろうと思う。もってのほかだと思えます。土地がなかったら建てないんだと言うから、土地を作っても積極的に調査もやろうとしない。なぜ、やろうとしないのか、十分納得のいく御答弁を願います。

そして、母子寮についてでございますが、これは私も、また、横田議員からもたびたび申し上げておりますが、あの母子寮については用をなさない、老朽化している。また、部屋にしても非常に狭い、使用にたえない、価値はなしということで入り手が無いということです。そういうものをいつまでも置いておって、今年予算においても人件費が400万円余も要ってる。ほとんど使用にたえないものに、なぜ人件費を400何ぼも入れて置かなければならぬのか。だから、人件費をそれだけ投じて十分市民サービスに供しようとするならば、なぜもっとりっぱなものに建てかえをしないのか。そういう構想についても何一つ伺われない。だから、母子寮についてはどういう考えを持ってるのか。やはり不幸な方々に十分なサービスの手を差し伸べてこそ、福祉行政が充実するんじゃないか。そこらが非常に怠っておると思えますので、この点についても、今後のあり方について御説明願いたいと思えます。

私はこれで終わりますが、答弁のいかんによっては再質問いたします。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 交通公害課長（梶木岑雄君） ただいま御質問のございました1番目の問題と2番目の問題について、一応、ひっくるめてお答えいたします。

正直申し上げます、交通公害対策委員会には諮っておりません。御承知のとおり、交通規制問題は公安委員会、いわゆる警察の所管業務でございまして、こういった問題については、市のわれわれ交通安全行政に携わる者は一応相談を受けまして、その内容についていろんなことを検討し、そして、一応の合意を持った上で地元住民に説明し、了解を得ていく形をやり、その

上で交通担当の対策委員会にお諮りしておるといふ経緯がございます。

この駅前周辺地域は、本市としても特に商業、経済的にも重要な位置にあるわけでございまして、今度、実施されようとしておる規制が、地域住民にとって本当に幸せになるものでなければならぬと考えておりますので、先日、関係住民の代表者である町会長さんを初め、商店会の代表、その他密接な関係のある代表者に対しまして、警察より説明会を開いたわけですが、私の配慮の至らなさ、不手際から、ただいまの御指摘、御叱声を受けました地元選出議員を無視したような形と相なったことにつきまして、まことに申しわけなく謹んでおわび申し上げます。近くこの規制問題につきまして、再度、会議を持つ用意をいたしておりますので、その節には議員の皆さん方あるいは対策委員の皆さん方と連繫を密にいたしまして、地元選出議員さんにも御足労を煩わしまして、この問題についても御意見をちょうだいしたいと考えております。自後、こういった規制問題につきましては、前の轍を踏まないように考えておりますので、ひとつよろしく御了解をいただきたいと存じます。

なお、規制内容の問題でございますが、御指摘のとおり、一線、昭栄劇場前の通りですが、10時から22時と私、聞こえたんですが、ちょっとそれを御訂正願いたいんですが、それは由案でして、先日の説明会では、この路線につきましては、午前7時から9時までと、午後15時から18時を規制したいというふうに警察から説明がございました。いずれにしても、他の路線と違いまして、本線のみをこういうふうに時間規制をする理由は、警察の説明では、朝の7時から9時は登校時間、15時から18時は下校の時間に当たるといふことと、加えて商店阪和ストアがございますので、これらの買い物客に対する利便も考えてのことであるというふうに承っております。

それから、一方通行の件でございますが、現在、すでに府中病院前の路線については、南一方通行になっております。加えて新しく今度は府中阪本線、それから古い方の和泉中央線、ちょっと路線名がはっきりしないのですが、いわゆるセントラル劇場の通り、この二線については、新しく南行きと北行き一方通行、ちょっと南、北の表現は悪いかもしれませんが、それを行う、そうなっておりますが、ただいま御指摘いただきました御意見等につきましては、警察当局に申し入れをして再検討を加えるよう、私の方から一応申し入れしたいと考えております。次回会議を持つ節には、もう一度この点につきましてただしていきたいと思います。

最後の駅前タクシーの問題につきましては、別途これについて協議をいたしております。私の立場から申しよりも、道路管理者の方からの方が適切じやないかと思っておりますので、この問題につきましては、ただいま私を含めて警察、それから、管理課の方とで協議を進めております。その点につきましては、恐れ入りますが、管理課長の方からお願いしたいと思います。

以上、簡単ですが、おわびかたがた答弁にかえさせていただきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 市民部長（内田繁君） 福祉行政について4点ほど御質問がございましたので、お答えしたいと思います。

まず、国府のプレハブ問題で非常に御指摘いただき、まことに痛み入るわけでございます。何分、昨年来、プレハブ等を建て応急措置いたしました関係上、そういうプレハブ施設もございます。この和泉市の保育施設そのものが大部分老朽化しております。私の方は、年次的にこれらの増改築をまじえて改築しなければいけないということで現在、調査中でございます。これらの調査が終わり次第、やはり年次的にこれを改造あるいは増築という形もとっていきたい。何分、市の財政事情もございまして思うようにはいかないとは思いますが、財政事情を踏まえながらやっていきたい、かよう考えております。

2番目の、現在の保育園は幼稚園化してるんじゃないか、地域によっては8時で終えておるということで、それに伴う保育料も所得階層によって徴収してるやないか、非常に痛いところで、私も痛み入るわけですが、8時で終えているところはやはり地域的にはございまして、地域、家庭の状況によって保育を終わっているところもございまして、したがって、十分そういう地域の調査なりをして措置しているわけでございますが、それに伴う保育料等も現在、統一的な所得階層で取っておるので、これについては、長時間保育の地域については、それなりの長時間保育料を取るべきであろうということも熟知しており、現在、上級官庁とも十分協議、研究もしておるわけでございまして、これが整い次第、そういう点も是正していきたいと考えておりますので、ひとつ御了承賜りたいと思います。

8番目に、老人憩の家、これは老人クラブ常設集会所の問題だと思っております。前回の議会でも議員さんから御指摘がございましたが、実は、この問題につきましては、国府地域の老人クラブの会長さんにも申し上げましたが、私の方の市の基本方針としては、地域の老人クラブの方から上げてきてもらうということで、議員さんからのいろいろ御指摘のあった点等も申し上げ、現在、私の方としては、その申請の上がるのを持ち、それに基づいてやっていこうという考えもあったわけなんです。何らしてないという御指摘もあり、私も非常に遺憾と思っております。反省もし、今後、そういうことのないようにしたいと思うわけでございますが、一応、基本的な姿勢としてはそういうかっこうでいたしております関係上、今後なお一層、われわれとしても足を運び、調査もいたしましてやっていきたいと思っておりますので、御了解賜りたいと思っております。

それから、母子寮の問題でございまして、御存知のように、非常に当母子寮については老朽

いたしております。前回の議員さんの御質問の中にもありまして、私の方としては、やはり昨年の国府第2保育所と併設した計画で実施しようということでおったのですが、市の財政事情のために保育園のみにとどまったわけでございます。しかし、前段で申し上げましたように、適地に移転して児童福祉の理念にのっとった児童福祉施設として充実すべく鋭意検討したい、そういう考えを持っておりまして、財政事情も踏まえながら前向きでやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 建設部次長（森保君） お答申し上げます。

駅前ロータリー、タクシー乗り場の件でございますが、昨年来、タクシーの値上げ等によりまして、道路にかなりタクシーが客持ちしておる現状でございます。昨年来、特に和泉警察の方から強い規制がございまして、私の方に相互、旗尾、府中タクシーさんの方から何とか暫定的な駐車場の措置をロータリーの付近に専用設置をお願いしたいという御要望が来ております。これにつきましては、交通公害課と十分協議し、もちろん地元役員さんも含めて十分協議した上で決めていきたい。かように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 25番（藤原要馬君） 交通規制の問題ですが、課長の答弁で納得いかないことは、東西南北もわからないのにこれを計画するとは何事だということです。だから、私がこれを発言しなければいけないということは、地元議員が何もかも知ってるんだから、起案のときになぜ説明をしないのかということです。あんたは地形も何もわからない。ただ、警察、公安委員会から言うてきたからという、そんなおかしいことはないと思う。地元住民の意思によって交通規制はやられるべきものである。それに、あの地区がそれほど交通が頻繁で自動車が飽和状態でないことははっきり皆知ってる。なぜそこを規制するかということです。先ほど課長が申しておったように、あの筋においては商売人が多い。自動車なくしては商売がやれない人があるが、市は移転をするのに助成をして移転させるのか。市の財源によってやるのか。移転させて、あそこを交通緩和させるのかどうか、その問題です。やらなければならないとすれば、そうしなければいけないと思う。市長もよく聞いてもらわんと、東西南北もわからない、一方通行するのに市の公害課が承認するしたら住民はどうなるか、そんな行政では困る。私は多くは申し上げません。今後、委員会でやるということでもありますから、交通対策特別委員会の所官として十分この発言に応じてやっていただけたらと思ひますので、多くは質問いたしません。しかし、もう少し部長を教育しなければいけない。そういう地形もわからない状態の中で、警察から言われたからうのみにして規制するんだという行政があるべきか、もっと十分教育しなさい。

それから、タクシー問題でございますけれども、なるほど置き場も狭いし乗り場も少ない。

しかし、大阪へ行っても、東京へ行っても、タクシーの乗り場はどうなってるんですか。流れに応じてやってるわけですよ。そういうところに全部タクシーが駐車してるところがありますか。天王寺へ行ったら、流れに応じて乗り場はつくってある。天王寺駅でも3台か5台しかとまれない形です。そういう問題についても、これは管理課長は建設委員会に所属するわけですが、いままで建設委員会でこんなことを察したことがあるのか。建設委の所管だといわれて、今日、初めてわかった。何ら建設委員会に報告がないのは何事かということです。もう少し行政をまんべんなくやるなれば、所管の委員会にでも諮って対策を構じていく考えを持たなければいけないと思います。やっておらないのはどういうわけですか、お教え願いたい。

- 建設部次長（森保君） その点につきましては、今後、十分留意して勉強していきたいと思っています。
- 25番（藤原要馬君） 部長、どうですか。
- 建設部長（中塚白君） 先ほど来の交通規制問題とからめ合わせて、これは別に私の方、責任の結果を申し上げるわけではありませんが、タクシー乗り場については、確かに道路占用の問題がございます。できることならば、占用問題で処理したいということで、過去何回か話し合っております。結局、乗客の便を考えて何台かの駐車をさせるのがいいのですが、現実の状況は、それ以上のものがございます。おっしゃるように、確かにタクシーがはらんしてる状態は私も、わかっております。道路の駐車そのものについては、当然、道路管理者として再三、過去各営業主にはいろいろその面での指導はやってきたのでございますが、もし、これが守れないなら当然、規制が加えられてしかるべきであろう、みずから自分の首を締める結果になるであろうということは、いままで話し合いをやってきたんです。いま御指摘のように、所管の建設委員会では、この案件についての論議はやらせてもらってございません。その辺は、私の方もいささか含の足りなかった点は、この席をお借りしておわび申し上げたいと思います。今後、交通規制と相まって、その辺のタクシー乗り場の問題も合わせて、いわゆる駅前整備についての御協議は、道路管理者としての協議という形で、規制の問題との関連なくしてこの問題は協議できないということでございますので、ひとつその辺も合わせてお願い申し上げたいと思いますので、御了承願いたいと思います。
- 25番（藤原要馬君） それでわかりました。今後、住民の足の確保については、早急にやらなければならないことはよくわかりますが、ああいう駅前のはらんしている状態は、和泉市政は府中の駅をおりたらわかるということです。だから、一家の家でもげたの脱ぎようによってわかるということと一緒だと思う。もう少し早くこれを実施するようにお願いしたいと思います。

それから、国府保育園についてですが、和泉市の財政が困窮してるのは、あんたが言わなくてもわれわれはよく知ってる。国府の幼稚園にしても、ああいう老朽化したものだが、私は申し上げておりません。しかし、一方はプレハブ、一方は鉄筋だということではいけないと言ってる。それでは平等を欠く。平等の権利はどう考えてるのか、早くやりなさいと言ってる。同じところで環境が違うのはおかしい。それを私が申し上げてるので、これを1日も早くやるように考えてもらわなければいけないと思います。

それから、3時に帰してることは事実です。帰してます、1年保育については、措置児以外の者は全部返してるはずですよ。幼稚園化するならば、するような保育料にしなければ平等を欠くじゃないか。そういう料金を取るならば、なぜ5時まで収容しないか、これも平等を欠く。もう少し市民中心にものを考えてもらいたい。市の行政の姿勢だけを考えてやるのは何事だ。市というものは、住民をもって組織してるものです。だから、市民中心に物事を考えてやっていくべきだと思う。そういう方法でやっていきなさい。直ちにやってもらいたい。私は多くは質問いたしません。こういう問題はわかってるんだから、あんた方、わかりながらやらない。非常にずるい。これから、ずるかったらずるいでどんどん質問していきます。

老人憩の家ですが、あんたの言われることはおかしい。老人会から申し入れがないとかやなくして、国府が申し入れをしなかったから必要がないというんですか。私と横田議員が土地を貸してやろうと聞いたので、あんたに申し入れをした。それなのに、その土地の調査にいつ行くとも何の回答もない。横田議員にもしてないと思う。あったら、私に相談してくれると思う。だから、国府には建てる意思なしとわれわれは考えなければならぬ。それでええんですか。それをひとつ答弁してください。

○ 市民部長（内田繁君） 御指摘痛み入ります。無論、そんな考えはございません。そういうお話もございましたので、やはり地区の老人クラブの会長さんの方へお話を持っていったわけです。会長さんの方も何らかの事情で、現在までまだ私の方へは来ておられません。私の方も御指摘のあったとおり、率先して市が建てるべきであるということの理念にのっとってやっていきたいと思っておりますので、御了承したいと思っております。

○ 25番（藤原要馬君） それでは、また一つ質問しなければならぬ。老人会の方からは何も返事はない。だから、いまだに何もしていないということですが、老人によって市政が行われるのか、審議権はどこにあるのか。だれが審議してるのか。予算はどこから出てるんだということ。そういう安易な答弁をしたら、われわれは黙っておられないということ。だから、審議権を持ったわれわれから、土地も確保し、やっていただきたいと申し入れてあるんだから、老人会に言うとともに、われわれの方にこれの回答を持ってくるのがしかるべきじゃ

ないですか、違うんですか。だれが予算を審議するんですか。すべての市政は老人会によってやられるんですか。そんな答弁ではわれわれは納得いかない。もう少し的確な答弁をせんと、いろいろ今後、各議員からの追及が厳しく出てくるだろうと思うんです。もっと行政について研究をするとともに、もっと親切に取り扱いをしなければいけないということです。これはその上追及しません。それをやりますね。

- 市民部長（内田繁君） やらせていただきます。
- 25番（藤原要馬君） それから、母子寮については、私もそれは知っております。第2保育所の裏側に一応、母子寮を建てようという計画は知っておりますが、いつや知らん間に土地を分譲するような形に開発してるから、おかしいなと聞いたら、財政の問題だということだったのですが、ほかに行く先がないわけでもなし、現在場所においても建てかえできないことはないはずですが、財源がないからできないのなら、すべてができないんですか。この母子寮は重要ではないんですか。重要でないのなら、人件費も まず、取り壊しをやりなさい、つぶしてしまいなさい。使用能力も価値もない。入ってるのは保母さん2、3人です。また、今日の時代において、三疊一間というようなものに使用価値があるんですか。現状に応じて住まいができるようなものになさいよと言うてるんです。使用能力、価値のないものを放置しておいて、400何ぼという金を人件費に投ずるのはおかしいというんです。遊ばしてるんじゃないですか。400何ぼの財源があるんでしょう。それなのに建てる金がないというのはどういうわけや。1年、2年、3年、何ぼになるのか、人件費が。もう少し的確な行政をやらなければいけないということです。市長、総会的にひとつ御答弁願えますか。あなたの指導が悪いからこういう結果があらわれてきているのははっきりしてる。
- 市長（藤木秀夫君） 御指摘の面につきましては、今後、十分検討いたしまして、改善に向かって努力させていただきますので、よろしくお願いたします。
- 25番（藤原要馬君） 議長、皆さんもお聞きのとおりでございますので、市長さんはこれを改善していくことをお誓いくださいましたので、私の質問は終わります。長時間ありがとうございました。

○
○ 議長（池辺秀夫君） ここで皆さんにお諮りいたします。暫時休憩したいと思います、但異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、暫時休憩いたします。

（午後2時45分休憩）

(午後8時再開)

- 議長(池辺秀夫君) 休憩前に引き続いて一般質問も続行いたします。

それでは3番、金沢勝君。

- 3番(金沢勝君) 御通告申し上げますとおり、和泉市職員組合の選挙運動が行われております。最近、市議員の一部ではございますけれども、選挙運動が目に見えるものがあります。市民の声といたしまして、市職員あるいは教職員の公務員があんなに選挙運動をしてもええんかということで、市民からの批判の声が耳に入ってまいっておりますし、電話もかかっております。市長及び市のえらいさんは何をしてるんかと私たちは耳にいたします。私も革新の社会党ということで、この件については、今日まで余り指摘はしなかったのですが、目に見える職員、教職員の選挙運動は、全く無法地帯と言わなければならない感があります。

たとえば組合が流しております庁内の機関紙に、「府中に市職の事務所を設置いたしました」と、その後、同じ場所の同じ建物に黒田選挙事務所を設置したと大々的に報道されております。現在、その事務所には「黒田後援会事務所」と垂れぶだが下がっております。全国のいずれの地方公共団体の職員組合にしても、特定の候補者の選挙事務所を設置して運動をやってきたことがあるでしょうか、私は全く聞いたことが一度もない。非常に残念ながら、わが和泉市のみであります。また、職員1人1人に最低2000円以上のカンパとか、あるいは特定候補者のために職員1人に10票とか、20票の獲得の運動を割り当てるなど許しがたい行為に対して、市長、教育長、人事課長並びに選管局長はこれを御存知で、これを許しているのか。明確なる御答弁をお願い申し上げたいのであります。

これは明らかに地公法第38条第2項に「左に掲げる政治的行為をしてはならない」という規制事項がうたわれております。

1. 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。
2. 署名運動を企図し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。
3. 寄附金その他の金品の募集に関与すること。
4. 文書又は図画を地方公共団体の庁舎、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。
5. 前各号に定めるものを除く外、条例で政治的行為。と規制されております。

また、同条第3項に「政治的行為を行なうよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおってはならず」とあり、同条第5項には、「本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものである」という趣旨において解釈され、及び運用されなければならない」とあ

ります。

平和憲法の言う民主主義は、権利と義務がイコールされなければならないのであります。少なくとも、地方公務員としての権利を主張するならば、当然、地方公務員法を守らなければならないし、法治国家である限り、これを指導監督するのは市長であり、現在、ここにおられる管理職であろうと思います。法を守るべき地方公務員が法を守らず、何が市民の公僕であり、市民に奉仕できると私はかく申し上げたいのであります。各課で市職員の選挙、また、教職員の選挙運動をのさばらせたのは、市長及び各課長、理事者の責任であると私は考えるのであります。今後、どのようにこの通告あるいは勧告し、これを処理するか。参考のために申し上げたいのでありますが、公職選挙法第136条の2「公務員等の地位利用による選挙運動の禁止」の中に「国又は地方公共団体の公務員」と明記され、また137条、「教育者の地位利用の選挙運動の禁止」の事項も明記されておりますがゆえに、地方公務員法及び公職選挙法と照らし合わせの上、ひとつ明確なる御回答をいただきたいと存じます。

次に、管理職の政治姿勢でございますけれども、市長の施政方針のありがたや節というか、その中で、「全職員の力を結集し、市民の信託にこたえるべく心を新たにしてこの難局に対処してまいる所存でございます」と言われておりますが、地方公共団体の行政の公正な運営を確保する意味からも、職員組合の地公法及び公選法に違反する粉らわしい行為すら注意せずに、指導すらできないことで当を得た管理職と言えるでしょうか。また、ある課長はいわく、「超勤をもらった方が得や、管理職手当をもらった方が損や」という。実に情けない課長もいるということを耳にいたしております。文字どおり、管理職手当の支給を受けてるのであるから、市長は、市民が主体の地方自治体である限り、各職場において各部課長に職員を十分把握し、施政方針要旨にこたえるべくさらに勉強し、忠実に責任をもって管理職としての立場を再認識して務めを果たしていただきたいと存じますのであります。

また、現在、議場に出席しております市長及び各部課長は、支給されておる事務服を着てる者あるいは私服を着てる者、非常勤の方は別といたしまして、簡単なことではございますけれども、統一されておらない現実のありさまであります。着ないものであるならば、官費によって支給する必要はないと存じます。また、名札もしばしば忘れております。これは私服と公服との着替えのときに忘れるのだと思いますが、少なくとも、この議場は部課長の職場と考えるならば、私は統一された公服を着てもらいたいと存じますのであります。

こういう小さいことではございますけれども、全職員の力を結集するという意味からも、理事者の統一された姿勢というものが必要だと存じますのであります。

過日12月28日に助役が2人ともに辞任され、去る3月4日であったと思いますが、議員

総会の席上において正式に市長から聞いたわけですが、自治法第165条に、助役が退職しようとする場合は、20日以前に市長、議長に申し出なければならないと明記されております。先ほど、だれかの質問に答えて「ええ人材がございましたら…」ということですが、この20日以前に承認を求めた中で辞職願を出すのが法の精神でございまして、その法の精神を十分に理解せずに退職されておるということをここに指摘申し上げるとともに、この2人制の助役が必要だということで作った中で、1人でもこの20日間の中で選任する努力をされなかったかについて、市長の見解をお聞かせいただきたいと思いますのであります。再質問の権利を留保して、終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 総務部次長（門林六男君） お答えいたします。

議員さんのおっしゃいますように、公務員である者は、すべてのことについて中立でなければならない。このように思っております。地方公務員法第36条においても、政治的な行為の制限が規定されておまして、すべての職員がこの規定に違反することのないように努めなければならないというふうに考えております。

議員さんの指摘の行動等につきましては、労働組合の行動の範囲内であれば違法性がないと解してございますが、組合としての行為を逸脱する恐れがありますので、これに参加している職員については注意を促していきたいと考えております。

なお、公の選挙に入りまして、これらの行為が地公法の36条の規定に違反するに至ったときには、適切な措置が必要であると考えております。

なお、その他の指摘につきましても、今後、服務規律の市長の通達におきまして各職員を正していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 教育次長（阪東重信君） 教育次長より教職員の選挙運動等についてのお答えを申し上げたいと思います。

御指摘いただきますように、公務員としてその職責にかんがみ、選挙運動等の政治的活動の制限がなされているとともに、先生という地位を利用して選挙運動をすることは禁止されていることは御承知のとおりであります。特に教育公務については、教育の政治的中立の原則に基づきまして、選挙運動等の政治的活動に関しては、公職選挙法、教育公務員特例法に特別の定めがなされていることは御指摘のとおりであります。今後、教職員は違法行為に出ることのないよう十分指導を徹底させてまいりたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。具体

的には、間もなく選挙にも入ると思いますので、学校長あてに公文書をもって通達いたしたい
と思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 市長（藤木秀夫君） 金沢議員さん御指摘の2人の助役がおやめになった、助役がやめる場
合には、20日以前に申し出なければいけないという原則はよく存じております。しかし、20
ももっと以前に一応、意思表示があったのでございます。その間、1人だけでもということで
とどまっていたらぐく努力したのでございますけれども、どちらも健康を損なわれておると
いうことで病院で診断を受けたいということで、それも無理からぬことであると認めましたの
で、これを受理したわけでございます。どうぞあしからず御了承賜りたいと思います。

○ 3番（金沢勝君） かつての参院選挙でございすけれども、色々なビラがまかれた。その
ときには市職員、教職員が加わっておったということで非常に批判の声も聞いたわけでありま
すが、これは公務員の悲しさ、私も公務員をやっておったわけですが、一般市民の場合には公
選法だけでくられるが、公務員の場合は地公法という法律があり、それを守ってもらわなけ
ればならない。道交法1つにしても、酒を飲んではいけないという規定はない、飲んだら運転
してはいけないという規定はあります。だから、私の申し上げたいのは、公務員である限りは
地公法を守ってもらわなければならない。いわゆる酔っぱらい運転のような、公務員の肩書き
ある者が粉らわしい行為をするのをそのまま放置するならば、現時点においてもかなり激しい
批判的になっておりますが、今後、このまま放置すると犠牲者が出ると思う。やはりそれを
未然に防止するためにも、先ほどの答弁では警告の通告を出したいということですが、特に組
合事務所において黒田後援会ということに非常に市民から批判的になっておりますので、各
校長あるいは各職員に通達するとともに、庁内のどこかにいつか警告文を流されたのですが、
そういうものを張りつけてほしい。これは私の要望ですが、張っていただかなくても結構です
が、やはりそういうことで、解放センターの前に掲示板がある。これは庁舎の一部です。いか
に組合に貸したとはいえ、青空を取り戻そうとか、黒田候補と同じ標式の入ったビラが張られ
ている。選管の前もです。選管局長はどない思ってるか知らんが、私は過日、秘書課長に警告
を出して、それから張ってあるかどうか見に行っていない。しかし、公けの施設を利用してはな
らないと書いてある。組合事務所の中へ張れば別ですが、市民が出入りする庁舎の一部に掲げ
られておる。この問題について認めた市長初め各管理職の方、これだけおんやから見てない
とは言わさん、どのように考えるか、ひとつ明確にお答えいただきたいと存じます。今後、犠
牲者が出たならば、やはり管理職にも責任があると思う。地公法も公選法もございすので、
ひとつ実のある警告をしてもらいたい。意見と質問にかえたいと思います。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 私からただいまの御指摘、御質問に対してお答えいたしたいと思ひます。

先ほど人事課長が御答弁申し上げましたように、現在行われている実態を十分調査して、必要に応じて警告等も行つてまいりたいと存じておりますが、非常に選挙運動と粉らわしい、あるいは疑わしいという点はわかるわけなのでございますけれども、これが果たして選挙運動であるか、36条の政治的行為の制限規定に抵触するかどうかにつきましては、十分人事当局あるいは選挙管理委員会等とも協議して、調査検討した上でいろいろ対策を考えてまいりたいと思ひます。

御指摘をいただきました総合掲示板に粉らわしいポスターが張られておるといふ御忠告を先刻、秘書課長までいただいたようで、早速現場を確認させまして、総合の方には、そうした粉らわしいものにつきましては掲示しないように忠告をいたしてございます。「撤去いたします」といふ確約もいただいております。いろいろ市民からの批判が厳しいといふ御指摘でございます。実際、市の職員組合が選挙事務所を設置してるといふケースは余り見かけてございませぬ。このような現象につきましては、私たちが非常に関心を注いでる点でございます。今後、その実態を十分調査し適切な措置を講じてまいりたい、このように存じますので、御了承したいと存じます。

○ 3番（金沢勝君） 先ほど申し上げました最抵2000円のカンパ、する方は任意で決めたといふが、一般組合員は強制されておると判断している。先ほど申し上げましたように、金品を募集関与してはならないといふ36条の3号ですか、規定があるわけです。私は法律に抵触してるか、してないかじゃなく、当然、管理職の立場としては、粉らわしい行為が行われるであろうときにはやはり警告しなければならない。起こってから取り締まってもあかん。起こるであろうという危険性があるとき、私のこういう質問が出るまでに警告すべきだ。質問しなかつたら、いつ警告するんだと逆にお尋ねしたい。職員組合の車で土曜日の午後と日曜日、「黒田府政」、こちらは和泉市労働組合でございます。黒田府政を守りましょう」と、市内くまなく回つとる。組織内でやることは別として、市民を相手としてこのものには問題がある。市の労働組合が黒田を推薦してるといふことなれば問題ないと思ひますが、1人5票、十票と割り当てる選挙運動は公務員である限り問題であり、できないと思ふ。普通一般の会社ならいざ知らず、公務員の悲しさ、地公法というものにくくられるわけです。だから、あんた方が考えてるような簡単なものではないわけです。現実に粉らわしい以上に危険性の伴うことをやってなざるので、この間も黒田の電話になつとるんか、和泉市の電話になつとるんか、電話局へ聞いたら、和泉市職労働組合の名前で借りてるのが現実です。だから、組合事務所をどこへ作る

うが自由やと思うが、事務所を作ったんだと庁内の機関紙に発表しながら、数日後には黒田事務所ができましたと、同じ場所の同じ建物になってはっきりと機関紙で流しとる。だから、このようなことではあかんと思う。あかんというて、これからやらなんだからよけい遅くなるが、あんたも管理者としてそのぐらいのことは目にとまらなんだか。こういう一般質問で申し上げなければできないのか。やはり市民が主体の地方自治体ですので、共産党でも、社会党のためでもない、11万市民の市長であり、管理者である、そういうことも考えていただいて早急に手を打ってほしい。私は運動してはならないとは言っていない。そういう市民からの批判を受けるようなことはしてはならない。犠牲者を出してもつまらんと考えておりますので、市長、しかるべくはっきりやってください。お願いいたします。

それから、管理職の政治姿勢なんです、今後の問題として申し上げたいのは、庄司さんの名前も出しましたが、すまんけど1年延ばしてくれと、1人では足らんから2人だと、2人制の助役にした。当分の間ないんやとなれば、私は2人は必要でなかったんかという考え方もある。法の精神からいけば、20日前に市長がやむを得ないという判断をして辞職を許可したならば、あとの20日間は出てきてもらわないかん。あんたが前から言われておった、ポツと辞職願、そして4日に辞職というのは法の精神ではない。20日間あれば後任者ができるだろうということで自治法でうたわれておるわけなので、その点も今後の問題として考えてほしい。

それから、先ほど制服のことを申し上げましたが、ここにおられる方々は制服も私服もある。ここは部課長の最高の職場やと思う。私服を着てる者には公服を支給する必要はないと思う。名札は、公服と私服に着替えるときに忘れましたという答えしかできない。だから、全職員が一致団結してと、市長のありがたや節の施政演説の中で言われておるわけですから、少なくとも、管理職だけでも姿勢を正してもらうように制服の統一をされるべきだと思う。警察官にしる、守衛にしても、消防署員にしても、制服を着ることによって威厳があると私は思う。制服も税金でしてるんだから、市長、あんたの責任や。ひとつ統一した中でやってほしい。非常勤職員さんは支給されておりませんが、一般の常勤の職員さんは統一した制服で臨んでいただきたい。こう申し上げて、終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 次に9番、出原武司君。
- 9番（出原武司君） しんがりを受け持ちまして、時間の都合上簡略に質問いたしますので、答弁もできるだけ具体的かつ簡略にお願い申し上げます。

それでは、通告に従って一般質問2点、総括質問1点、この総括質問については、私は幸い予算委員でありますので、詳しい中身は委員会で尋ねていきますが、歳入の面だけにしぼって

質問いたします。これはすでに公明党の横田議員さんが質問されておりますので、私は市民税の面だけをお尋ねいたしたいと思うわけであります。

まず、1点目の一般質問といたしましては、外環状線の見通しとして、これは農業政策にもつながることですので、お尋ねしたいと思います。長年、懸案になっております外環状線につきましては、いまにも事業が施行されるように叫ばれてまいりましたが、なかなか事業決定がされない。これをそのまま放置すれば、用地買収に当てられている場所あるいは物件等についても将来の計画を立てなければならぬ。たとえば家屋、建造物の代理計画等もその当事者の都合を考えてあげなければならぬ。いよいよとなって早急に移転、引き継ぎ等も一朝一夕にできるものではありませんので、そういう結果となりますれば、かなり余裕ある時間を与えなければならぬと思うわけであります。この辺、住民意識を遷考して何とか親心をもってやっていただきたいと思いますので、1日も早く外環状線の測量と決定を通知してやっていただきたいと思います。

もちろんこれは府道でありますので、府道である以上は農土木の施策であります。先ほど申し上げたとおり、これによって影響を受けるのがわれわれ和泉市民でありますので、市側としても、真剣に考えてやるのが当然かと存じますので、この点誤りのないようお願いしたいと思うわけであります。

次に雇用保険法についてお尋ね申し上げます。私ら民社党は、すでに国会に提出して通過しております雇用保険法の中身について、自治体でどのように適用し、どのようにPRしておるか、お尋ねしたいと思います。でき得れば可能な限り、内容の説明を具体的にさせていただくと同時に、これの担当セクションは商工か、人事課かはっきり存じませんが、それを詳しく今後、どのようにPRしていくか、お尋ね申し上げます。

次に、総括質問ですが、助役がおられなくなった市の行政の上で、本当に膨大な予算を組んでおりますが、この予算に見合う歳入の面で、50年度の市民税の見込み額を19億余、昨年の11億9000万円に比べて約8億2800万円の増収を見込んでおられるようですが、「入るを量りて出ざるを為す」のが予算、決算の原則でございます。この増収を見込んでおられる根拠はどこにあるか、その説明を願いたいと思います。

以上で質問を終わりますが、答弁次第で再質問させていただきます。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 建設部長（中塚白君） それでは、第1点目の外環状線の見通しにつきまして、私から概略の説明を申し上げます。

御承知のように、外環状線のルートは、現在、計画決定してある路線は、何ら変わりはない

いません。あのまま、あのルートに沿って執行するというごさいます。

なお、工事の関係でございすけれども、これにつきまは、現在の泉大津父鬼粉河線、枚方富田林泉佐野線の若樫の交点から、同じ路線の岸和田に至る間をまず第一期工事で計画され、用地買収がなされてございすますが、春木川の一部と、久井の一部が未買収で残っております。この未買収につきまは、50年度に買収していくというごさいます。被買収分についての工事は、近く着工するというごさいます。

なお、それから横山寄りの計画につきまは、現在、北田から横山小学校までの測量は終えてございす。さらに、これの確定測量をやるというごさいます。

なお、北田から河内長野の境界までに至る間は現在、未定でございす。

以上の実態でございすますが、軒並みに総需要抑制の関係で事業の進捗がおくれておるのが現状の姿でございす。

なお、御懸念の物件に対する事前通告等につきまは、少なくとも、着工の場合は事業説明にも入ってございす。当然、立入測量の場合も、事前通告によって了解は求めてございす。

なお、仮に事業の説明が終わっても、用地買収、物件補償等に関しての交渉が何回か持たれるわけでございすので、先ほど御懸念の点はないように思ひます。また、それ以前にキャッチチできれば、できるだけ早い時点で地元に周知徹底せしめるように私の方も配慮したい。かように存じておひす。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 商工課長（岩井益一君） それでは、雇用保険法の実施について、自治体の適用方法とPRについて御質問がございすので、商工課長からお答えいたします。

本制度は、基本的には国の施策でございまして、実務の窓口は、泉大津公共職業安定所ではございすますが、住民生活に直接深いかわりがございすので、今回、目指しておひす失業保険法の給付内容の改定だけではなく、中高年齢者を対象とした雇用構造の改善あるいは能力開発向上というような労働者の福祉増進について、市の方においても当然、何らかのPRをしていきたい。このように考えてございす。

現在のところ、対象者数につきまは、4月1日施行でございすますが、直接の対象者数は職安でもつかんでございせん。しかしながら今回、この適用の対象が1人でも雇用関係のある事業所であればすべて適用対象になるという実態がございすので、この辺はすでに大阪府でも「職業ニュース」とか、そのほか「府政だより」等でPRされてございすますが、和泉市におきましても、これを補完するという観点から、「広報いずみ」あるいは「商工ニュース」等でもPRしていきたい、このように考えてございす。

なお、この侵透を図るために、大阪府当局でも直接の実務は団体を中心にということで、商工会あるいは専業協同組合等々、組織化のあるところにつきましては職安直接の指導もござい
ますので、市においては、未組織の事業所等に対しましてできるだけPRを図っていきたく
かように考えてございます。

- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 市民税課長（吉田種義君） 市民税の8億円の増収の見込みはどうかという御質問でござ
いますが、49年度2月末調定で2.2%の増、予算で1.1・6%の調定見込みを見たわけで、私
ら事務職員はこれに沿って全力を注いでいきたいと思っております。
- 9番（出原武司君） まず、建設部長に再度お尋するわけですが、これは先ほどの質問内容
で申し上げたとおり、府の施策でございまして、当然、鳳土木が来て説明会とか、いろんな
住民に対する連絡等々が行われんだろうと思っておりますけれども、それはわかりきったことであり
ますが、やはりこのままに放置しておくとならば住民の間に混乱が生ずるであろう。たとえば東瀬尾
川の河川の外さくりの測定の跡のくいがたくさん打たれておる、あるいは外環線が尾尾川沿いに
に変更されたのではないかという解釈を試みたり、地元でいろいろ何と何と曲解とか、
疑義が生じておりますので、そういう点を詳しく住民にPRしてやっていただきたいと思
うわけですが、市のサイドでは、その説明まで及ぶ必要はないだろうと思っておりますが、そこは府と連絡
をとって事前によく説明する、建設部長が答弁の中で「予定線どおり、変更は絶対ありません」
とっておりましたけれども、うちの議員さんでも、どこかに変更されるようなことも申され
た人もあるそうですので、そういう想像も交えたようなことが生じてくると地元も混乱いた
しますので、その点よろしくお願ひしておきたいと思っております。

それから、第2点の、雇用保険法、これはいままでの失業保険にかわる制度であると解釈し
てよろしいか。

- 商工課長（岩井益一君） 失業保険制度の改定ということでございます。これに加えて雇用
改善事業、能力開発事業、雇用促進事業が総合的に実施されます。
- 9番（出原武司君） 商工課長の答弁では、大阪府がPRしてるとか言うたように聞きまし
たが、市としては、市の広報とかを通じてPRするとかの計画は持ってませんか。
- 商工課長（岩井益一君） この点につきましては、実はこれまでと違い、1人でも雇用関係
のある事業所となりますと、3,600企業の事業所が対象になりますので、制度の詳細な面
につきましては商工会を通じてお知らせしていただきたい。従業員サイドということになれば、
ごく一般的に市政だよりでかいつまんでPRしていくという形にとどめたいと思
います。
- 建設部長（中塚白君） 先ほど私、ルートの問題については、絶対に現在ルートで変わりは

ございませんと申し上げたのは、御承知のとおり、外環状線は和泉市の都市計画道路でございます。都市計画道路でございます。都市計画道路は簡単に変更できるものじやございません。ただし、軽微な変更は工法上あるいは地形等によって生ずるかもしれませんが、全体的な変更はございません。

なお、東横尾川の改修等からんでいろいろの御懸念もなさっている向きにつきましては、事前に情報をキャッチ次第、できるだけ地元の説明に入れるように大阪府と協議したいと思っております。

なお、念のために申し上げますが、現実に工事をやろうとしている部分についての事前説明には、私の方も入っております。大阪府だけに任してはございませんので、御懸念の点は十分配慮するつもりであります。

- 9番（出原武司君） 再度、お尋ねしますが、測量に入る事前に連絡等という答弁があったように思いますが、それは町会長を通じてか、それとも個別に該当者というか、そういったところへ通知でも出してするのか、一堂に集めてするんですか。
- 建設部長（中塚白君） 説明会は議員さんにも御連絡申し上げておりますし、当然、まず町会長に御連絡申し上げて関係者に寄っていただいております。

なお、この立入調査の問題につきましては、これは府が独目で一応、関係者に事前通知なり、立ち合いを求めているはずでございますので、その辺は、今後とも抜かりのないように大阪府とも協議していきたいと思っております。

- 9番（出原武司君） 終わります。

-
- 議長（池辺秀夫君） 以上をもちまして一般並びに総括質問は全部終了いたしました。この際、お詫りいたします。日程第1「青年学級の開設について」より、日程第16「昭和50年度和泉市病院事業会計予算」までを、予算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、十分御審議を賜りたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。特別委員の選任については、はなはだ僭越でございますが、私から選任させそいただくことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、昭和50年度予算特別委員の氏名を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（山本武雄君） 敬称を略させていただきます。

田中幸一、金沢勝、上代卯之松、直村静二、関戸正一、成田秀益、藤原利一、木下甲子三、
出原武司、山田清二、柳瀬美樹、藤原要馬、坂上国治、

以上、13名でございます。

- 議長（池辺秀夫君） 以上、特別委員の皆さんにはお疲れのところ、また御多忙中まことに御苦勞でございますが、よろしく願い申し上げます。

-
- 議長（池辺秀夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので散会いたしたいと思
いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

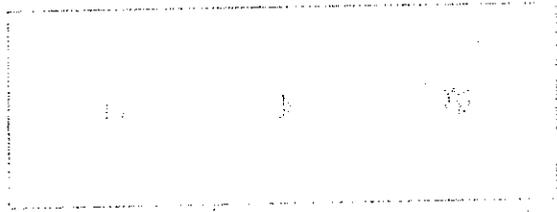
御異議ないものと認め、本日はこれにて散会することに決めます。

なお、明18日は昭和48年度決算認定及び議案の審議を行いますので、定刻御参集賜りま
すようお願い申し上げます。長時間まことにありがとうございました。

（午後4時10分散会）

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DEPARTMENT OF CHEMISTRY
530 SOUTH EAST ASIAN AVENUE
CHICAGO, ILLINOIS 60607
TEL: 773-936-3700
FAX: 773-936-3701
WWW: WWW.CHEM.UCHICAGO.EDU

第 4 日



昭和50年3月18日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	藤木秀夫	総務部長兼重要施策推進室担当	坂口礼之助
収入役	橋本炳	総務部理事	西川喜久
重要施策推進室解放センター推進担当	小林一三	総務部次長兼人事課長	門林六男
重要施策推進室調査担当	橋本昭夫	秘書課長	杉本弘文
重要施策推進室解放センター推進担当	富田宏之	広報公聴課長	竹田明郎
重要施策推進室調査担当	松本保	"企画課長	大塚孝之
重要施策推進室解放センター推進担当	高三一行	"財政課長	麻生和義

職名	氏名	職名	氏名
総務部 財政課参事 (管財担当)	北野 敦雄	産業衛生部長	宇沢 清
" 資産税課長	中川 鉄也	産業衛生部 次長	山本 俊兼
" 市民税課長	吉田 種義	" 商工課長	岩井 益一
" 納税課長	吉田 日出男	" 農林課長	吉田 利秀
同和对策部長	佐原 行雄	" 農林課参事	佐藤 貞夫
同和对策部 次長	生田 稔	" 農林課参事 (畜産担当)	青木 太郎
" 総合調整部長	農端 小一	" 交通公害課長	梶木 岑雄
" 連絡指導課長	向井 洋	" 保健衛生課長	松村 吉堯
" 隣保館長	萩本 啓一	" 保健衛生課 参事	山本 亮夫
市民部長	内田 繁	" 保健衛生課参事 (診療所担当)	神藤 恒治
市民部次長兼 福祉事務所長 兼社会課長事 務取扱	高橋 新平	建設部長	中塚 白
" 保育課長	明坂 文嘉	建設部理事	林 徳次
" 保育課参事	藤野 健蔵	建設部次長兼 管理課長	森 保
" 福祉課長	橋本 博也	建設部次長兼 区画整理課長	中西 淳富
市民課長兼 住民情報室長	明坂 貞士	" 管理課参事	白川 保
" 住民情報室 参事	田中 二三夫	" 計画課長	山崎 琢磨
" 保険年金課長	逢野 博之	" 土木課長	中尾 宏
" 保険年金課 参事	山村 昇	" 建築課長	中上好美
" 福祉課参事 (老人解放セ ンター所長)	香味 年寛	" 区画整理課 参事	山本 義

職 名	氏 名	職 名	氏 名
建設部 開発課長	前田 守正	社会教育課 参	北坂 弘
水道課長	大浦 行男	水道部長	田中 稔
地区改良事務 所長兼改良 総務課長 (地区改良事 務)課長	逢野 一郎	水道部次長 兼工務課長	福本 喬久
會計課長	笠木 恒忠	総務課長	中辻 寿夫
選挙管理委員 会委員長	片桐 武雄	營業課長	原 美助
選挙管理委員 会事務局長	味谷 日吉	浄水課長	岸本 孝二
監査委員	青木 孝之	病院長代行	岩見 洋
公平委員 会事務局長 兼監査委員	堀田 徳治	病院事務局長	平野 誠藏
農業委員 会事務局長	西岡 正志	庶務課長	藤原 光夫
教育委員長	杉本 忠彦	業務課長	大宅 清臣
教 育 長	堀内 由延	経理課長	守田 勇
教 育 次 長	葛城 宗一	消 防 長	和田 増義
教 育 次 長	阪東 重信	消防次長、消防 課長兼消防署 長	南口 主雄
社会教育課長	乾 武俊	用地担当理事 兼土地事務局長	西川 武雄
総務課長	広岡 史郎	用地担当参事 兼用地一課長	吉岡 昭男
学校教育課長	紀之定 藤与茂	総務課長	藤原 永一
学校教育課 参	阪口 雄一	用地二課長	宮本 福秀
指導課長	角谷 泰夫	用地二課参事	岸田 秀仁
	吉美 豊		

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 山本武雄
 次長 北野丈夫
 議事・調査係長 西垣宏高
 調査係 浅井義一
 議事係 山本雅俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和50年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月18日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	(49年) 認定第3号	昭和48年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について(決算特別委員長報告)	
2	(49年) 議案第80号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について(厚生文教委員長報告)	
3	監査報告第1号	例月出納検査(収入役扱 昭和49年9月分)	P. 1
4	監査報告第2号	" (水道部企業出納員扱 昭和49年10月分)	P. 6
5	監査報告第3号	" (市立病院企業出納員扱 昭和49年10月分)	P. 12
6	監査報告第4号	" (収入役扱 昭和49年10月分)	P. 17
7	監査報告第5号	" (収入役扱 昭和49年11月分)	P. 22
8	監査報告第6号	" (水道部企業出納員扱 昭和49年11月分)	P. 27
9	監査報告第7号	" (市立病院企業出納員扱 昭和49年11月分)	P. 33
10	監査報告第8号	" (収入役扱 昭和49年12月分)	P. 38
11	監査報告第9号	" (水道部企業出納員扱 昭和49年12月分)	P. 43
12	監査報告第10号	" (市立病院企業出納員扱 昭和49年12月分)	P. 49
13	監査報告第11号	" (収入役扱 昭和50年1月分)	P. 54
14	監査報告第12号	" (水道部企業出納員扱 昭和50年1月分)	P. 59

日程	種別及び番号	件名	摘要
15	監査報告第13号	例月出納検査(市立病院企業出納員扱 昭和50年1月分)	P. 65
16	報告第2号	専決処分の承認を求めることについて(和泉市 税条例の一部改正)	本冊 P. 3
17	報告第3号	専決処分の報告について(損害賠償の額の決定 及び和解について)	本冊 P. 7
18	報告第4号	専決処分の報告について(損害賠償の額の決定 及び和解について)	追加 P. 1
19	議案第23号	昭和49年度大阪府和泉市一般会計補正予算 (第4号)	追加 P. 5
20	議案第24号	昭和49年度大阪府和泉市国民健康保険事業特 別会計補正予算(第3号)	追加 P. 68
21	議案第25号	昭和49年度和泉市水道事業会計補正予算(第 2号)	追加 P. 72
22	議案第26号	昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算(第 2号)	追加 P. 90
23	議案第17号	財産の取得について(市立鶴山台南小学校校舎)	本冊 P. 72
24	議案第18号	財産の取得について(市立信太中学校校舎)	本冊 P. 74
25	議案第19号	工事請負契約締結について(市立信太小学校校 舎増改築工事)	本冊 P. 76
26	議案第20号	工事請負契約変更について(仮称)和泉第一 団地第2期建設工事)	本冊 P. 79

(午前10時46分開議)

- 議長(池辺秀夫君) おはようございます。議員の皆さん方には公私何かと御多忙の中、多数御出席賜りましてまことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(山本武雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは15名でございます。欠席、遅刻の届け出の議員さんはございませんので、その他の方につきましては追っつけお見えになるものと思います。現在、15名でございます。

- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告とおり、15名出席をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(池辺秀夫君) 本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりでありますので、御了承を賜りたいと存じます。

それでは、これより議案審議に入ります。日程第1「昭和48年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本決算については、昨年12月第4回定例会において決算特別委員会の付託となっておりますので、審査の結果報告を藤原利一委員長にお願いいたします。

(決算特別委員長報告)

- 決算特別委員長(藤原利一君) 昭和49年12月開会の第4回定例会におきまして、昭和48年度一般会計並に特別会計決算が上程され、その審査を決算特別委員会に付託となり、熱心かつ慎重に審議いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御報告いたします。

去る2月7日に委員会を招集し全委員出席のもとに、市長初め助役、収入役、教育長及び関係部課長の出席を求め、一般会計決算の歳出より款を追って審査に入ったのであります。

まず、議会費については別になく、総務費よりその内容を申し上げます。

第1点として、「狭山の黒い雨」上映委員会参加負担金24万円というのはどのようなものか、どこに所属するのか。

公害対策審議会委員報酬のほとんどが不用額となっているのはなぜか。また、活動内容はどのようなものか。

同和対策事業費の図書代が出ているがどのような図書なのか、との質問があり、「狭山の黒い雨」上映については、御存知のように狭山の問題を取り上げ、「狭山の黒い雨」の映画を各校区あるいは事業所を回り上映し、市行政は広報の一貫として必要なPR、ビラ、新聞折り込みをするなど、それらの費用を負担金として支出したもので、事務局は隣保館の中に置かれ、市行政、教育委員会、運動側の三者で構成したもので、同和問題の原点から市民に差別裁判についてのPRするために行ったものである。

公害対策審議会報酬の不用については、当初、審議会開催を4回予定しておいたが、1回に終わり、専門委員会は1回も開いていないために参加報酬の不用が生じたものである。

同和対策費の図書代については、職員の研修及び教材を兼ね購入したもので、部落解放という雑誌も入っており、管理職に配布したものである旨の回答がありました。

第2点は、決算書の説明欄を見ると流用が目立ち、監査委員の指摘にもあるが、流用処置が余りにも多い。この点について見解をお聞きしたい。

また総務費の伸び率のほとんどが給与費であるが、現在、総需要抑制あるいは金融引き締め、不況という社会情勢の中でとりわけ公務員に対する住民世論がいろんな形で出ておりますが、本年の春闘あるいは人勤等が見込まれてくるわけであるが、本市の財政事情という基盤に立ち、どのような位置づけを考えているのか、見解をお聞きしたい。

食糧費の問題については、いろいろ購入先が違ふと思うが、種別によって格差があるということをとまどき聞くが、これらを洗い直し見直す必要があると思うが、これらについてどのように対処されているのか、との質問があり、これに対しまして、決算費目の流用の多い点については、監査委員さんから指摘をいただいて極力、予算科目の中で消化していくように努めているのであるが、款、項を越えた流用は当然予算組み替えをやらなければならず、補正予算等によって更正はしているが、目、特に節等の流用については件数は重なっており、財政担当者の立場としては、予算編成の趣旨にのっとり使用すべきであることを強く指導し、極力抑えているが、本決算で196件に及んでいる。決して好ましい財政運営ではないと存じておりますが、節間の流用はある程度やむを得ない。細目予算の目の流用については、今後、極力抑制していくように指導してまいりたい。

次の職員の給与関係については、本年の地方交付税、特別交付税の査定をめぐって、自治省では地方公務員に対する給与は、国家公務員に比較して非常に高いということを強くアピールしてまいっており、御承知のとおり、新聞紙上に何回か取り上げておりますが、本市は、国の発表しております給与比較の基準として、ラスパイレス方式というものに基づいて比較した場合、本市の給与の実態というものが非常に高い。昭和49年4月の給与実態では、国家公務員

と比較いたしまして3.8%ほど高くなっていると御指摘を受けており、人事の方にも精査検討するよりいたしているが、国が指摘しているような事実が現実にあるということであれば、当然今後、市の職員給与のあり方について方策を考えていかなければならないと思っている。給与費が占める全予算の割合が非常に大きなウエートを占めていることは事実であり、やはり抜本的に人件費対策ということを考えていかなければならないと存じている。

食糧費につきましては、庁内で使用する食糧費はほとんど弁当かお茶の程度であるが、学校、保育所の給食については、かなり多額の食料品を購入しているが、現在、一括購入という方式を採っており、各学校等において購入先等選別し業者を選定して購入しており総括的なものについては、学校関係では学校教育課に栄養士等も設置して指導を行い、会計課の方でも食品に対する単価、規格について指導しているが、同一品種を同一の所から購入するということについては、市内の業者などの関係もあり、困難な点もあるが、購入先、購入価格等なお改善の余地があるようであれば、担当部課を通じて指導してまいりたい旨の回答がありました。

次に職員の共済費3,100万円の中の互助会、共済組合、健康保険の算出基礎を説明願いたい。

また、法務局の敷地、賃借負担金5,200,000円余出ており、金額はわずかであるが、これを建てる時に三市によって一部負担するんだということは聞いておるが、国の事業であり、10億以上も証紙の登録税を上げている法務局の負担をせなければならぬのか見解をお聞きしたい、との質問に対し、職員の共済費については、市の負担分として共済組合には本俸の1,000分の61、健康保険については1,000分の62、互助会は1,000分の56という率が定められており、負担分として支出したものである。

法務局の敷地の負担については、直ちにやめますということの即答はできかねるが、あの場所に持ってきたときのいきさつもあり、南池田に和泉市の一部の法務省の出張所があり、泉大津にもあったというようなことから、統合してもらって便宜を図るということの市側から要請したというようないきさつがあって、そのときに泉大津市、忠岡町と協議の上で一部賃借料を負担してあの場所ということになったと記憶しており、御趣旨はよくわかり全く賛成であるが、こういうことを解消するための努力はしていくが、直ちに取消せということの確答はできない旨の回答があり、総務費を終わりました。

次に、民生費につきましては、昭和48年度の各保育園の保母及び補助保母の総数並びに同和保育の中の、ひまわり、あさひ、幸の3園の総保母数と、一般保育として国府保育園の保母数の説明を願いたい。

また、老人解放センター建設費が計上されているが、老人解放センター利用のお年寄りの対

象人員等お聞きしたい。

なお、生活保護入院患者の夏期見舞金、その他結核患者の見舞い金、同和地区生活保護家庭見舞い金等で318万余円出ているが、この見舞い金は市独自の制度なのか、また、入院患者1人当たり幾らなのか、との質問があり、保育園の保母数については、48年度16園で正保母127名、補助保母は34名、計161名で、そのうち幸保育園の保母10名、補助保母3名、計13名、ひまわり保育園で保母34名、補助保母6名、計40名、信太第2保育園で保母8名、補助保母1名、計9名、国府第1保育園で保母14名、補助保母6名の計20名である旨の回答がありました。

老人解放センター利用の対象者については、地域に60歳以上の方が約600名おりますが、現在利用している方は580名で、残り20名は何らかの理由で利用されていないというのが現状であるとの回答がありました。

生活保護の中の同和地域生活保護家庭の見舞い金については、夏の見舞い金は1世帯当たり5,000円を170世帯で、冬については8,000円を170世帯と、個人割りとして1人3,000円を324人に支出しており、市独自のものであり一般地域については1世帯2,000円と、個人割りは3,500円の頭打ちで、1人増すごとに500円を積み重ね支給している旨の回答があり、民生費を終わりました。

次に衛生費の備品購入費の清掃用ダンプ車が出ているが、どういう形で、どこで使用しているのか。

公衆便所の管理費が出ているが、何か所で、どの位置を指すのか。黒鳥山公園、児童公園についても、管理の実態について聞きたい旨の質問がありました。

これに対し、清掃用ダンプカーについては、御承知の市直営のごみ収集している不燃焼物の回収車の買いかえである。

公衆便所管理については、衛生課で管理しているのは、和泉府中バス停の所1カ所で、公園等については、それぞれの管理する課で管理しているのが実態である旨の回答があり、衛生費を終わりました。

次に、労働費、農林水産費については別に質問がなく、商工費については、小規模事業対策指導員補助金というのはどのようなものか。

また、消費者保護について、商工審のからみの中で現在の陣容で十分なのかどうか。

自動車技術取得生活保障費と自動車技術取得委託料とあるが、これはどう違うのかとの質問があり、小規模事業対策指導員補助金というのは商工会の運営助成金で、国は3分の1、府は3分の1、市は国、府それぞれの2分の1ということで6分の1の助成をしている。

消費者保護については、消費者行政の取り組みいかんによっては十分でないということも考えられるが、商業と消費サイドとは表裏一体のものであり、小売商業と消費者利益の調和を図っていくという観点で行政を進めているわけで、そういった観点から、単に人員が多数あるから消費者保護が達成されるような筋合いのものではないと思われるが、なお人員については検討していきたい。

自動車技術取得委託料は、自動車教習所の受講料で、生活保護費については、自動車技術取得を行う際に、世帯主が受講の場合は、1日1,000円の割合で生活保障をするもので、対象者は同地域に居住し、近代産業への就職または所得の増大を図ろうとするものである旨の回答があり、商工費を終わりました。

次に、土木費につきましては、府中北排水路整備費が出ているが、一部用地買収等未完だと思いが、集中的な雨期になると排水が全くとまった状態になるわけですが、これらの対策は打たれているのか。

次に、唐国団地の市営住宅でも、都市ガスにかわるプロパンガスの集中管理方式を採られていると思うが、爆発事故等の問題が多い中で、定期的に適正な検査が行われているのかお伺いしたい。

また、和泉第1団地建設費の中に監督委託料1,233万1,000円出ているが、監督者が何人いて、どこから雇っているか、監督者の資格はどうなっているのか。この団地に伴う電波障害工事代2,050万円出ているが、これについて説明願いたいとの質問があり、第1点の府中北排水路の件については、府中駅の北1番踏切から泉大津の方に下がる泉大津市の境界まで102メートル施行したもので、上流については、道路交通安全の関係からいろいろ調整をとり、上流の追加をしてみたい。

唐国住宅のプロパンガスの集中管理については、プロパン業者を現在1名配置しており、ある程度の専門知識はプロパン業者も持っており、定期検査を含めてお願いしているというのが現状ですが、これも十分検討していきたい旨の回答がありました。

和泉第1団地の監督委託料については、設計委託料も含んでおり、その内訳は、監督委託料として550万円、地質調査については76万5,000円、設計委託料については606万6,000円で、合計1,233万1,000円となり、この委託監督料については、規模の大きい団地であるので、技術指導ということで、設計事務所に1カ月1人25万円で委託し22カ月分である。資格については、管理事務所の資格事務所のエイワ設計を管理者として委託したものである。

電波障害の件については、10階の建物であり、周辺に影響を及ぼしますので、一応NHKのご協力を得て周辺の対象範囲を十分調査のうえ協調アンテナを設置し、そこから各戸に配線

している。対象者は約600戸で、火災報知器株式会社に依頼し、市の責任において行ったものである旨の回答があり、土木費を終わりました。

次に、消防費につきましても、消火栓維持補修負担金は水道部に委託ということになっていると思うが、維持管理のうえで消防署との連携体制はどのようになっているのか。負担金として全額水道部へ渡さず、破損修理した都度負担すべきであって、消火栓の維持管理はやはり消防行政であるから、こういう予算措置はこれでよいのか、との質問があり、これに対して、消火栓の維持管理は非常に大事なもので、消防署において毎年1回、全部総当たりで点検し、故障発見の都度水道部に文書を持って委託し、修理完了後文書で確認をすることで運用しており、また、新設等の必要な問題あるいは環境の変化に応じた調査をし、水道に要望し結果を確認している。予算措置については、従来からの消火栓の破損箇所等の調査点検をし、補修を要するものはすべて水道部にも願っている。御承知のとおり、一般道路とか、建築物の補修等を建設部に委託するというようなものと内容が異なり、水道管そのものをいならなければならぬことと、工事については、水道の公認業者以外は取り扱うことはできないし、取水栓の関係、水道の日常業務の中と切り離すことができないので、水道の責任において補修をしていく体制を採っており、それらの工事に要する費用の一部として負担金を水道会計の方に渡し、一般の建設部に工事を委託するという形式とは全然違った形で、あくまでも水道部の中の工事として扱ってもらっているわけで、これに対する経費の負担という方法が最適であるという考えで、従来からこのようにしている旨の回答があり、消防費を終わりました。

次に、教育費につきましても、小中学校、幼稚園の警備員の問題がマスコミ等に一部取り上げられたが、これら云々ということになし、現実これら警備員の処遇に対する教育委員会の対処のあり方をお聞きしたい。

また、池上遺跡等については、全面的な保存ということで取り組んでいるが、48年度は多額の減額をしている。文化財指定について、これまで教育委員会としてとられてきた処置についての質問がありました。

第1点の小中学校、幼稚園の警備については、現在、和泉興業警備株式会社と契約し、28名の警備員をもって警備しておりますが、昨年末例の問題もあり、今年度において最低賃金の改正問題並びに大幅賃上げ問題あるいは本年度から再度特別な社会情勢等に基づき配慮し契約を行っている。なお、平均年齢については、警備会社と協議し十分指導しており、今後、かかる不慮のないよう十分配慮していきたい。

次の池上遺跡については、御承知の泉大津との関係もあり、史跡、遺跡公園の実現という問題で最大の努力を払っているが、国の史跡指定を待たなければ補助金が結びつかないというの

が実態で、特別措置法の適用もやはり指定があってからというような段階の中で苦慮しており、泉大津市ともども池上遺跡を公園の実現に、両市の調整に努力している旨の回答があり、教育費を終わりました。

次に、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費を一括して諮りましたが別になく、歳出を終わり、引き続き歳入を一括して審議いたしました。

まず、市税の不納欠損額について、これはどのように認定欠損したのか。

また、地方交付税で特別交付税の概要内訳を説明願いたい。

また、国有提供助成交付金で、本決算では前年度より若干の上積みされているが、信太山周辺で鶴山台の一番端でどのぐらいの評価が出ているのか、との質問に対し、市税の不納欠損については、市民税の特別徴収から普通徴収に切りかえた分であって、転居先不明あるいは会社の倒産等による取り立て不能の分で、固定資産税についても、倒産で居所不明で追跡調査を行っているが、どうしても居所のつかめないもので、昭和44年の税金で、市長決裁を受けて行ったものである。

地方交付税は、国税三税の100分の32が交付され、その内の100分の6が特別交付税として配分されることになっており、配分基準については、当該年度における財政事情及び特別事情が考慮されて交付されるもので、積算の基礎については示されてなく、どうしてもつかめない、その点をご理解願いたい。

基地交付金の鶴山台団地との固定資産税の比較ですが、昭和49年度の資料で、鶴山台団地で法人所有の非住宅用地という分類の一番高いところで坪当たり512円になっている旨の回答がありました。

次に、不納欠損で落としているのは、44年度以前のものか聞いたが、件数は何件ぐらいになるのか。

軽自動車税で現年度の方で落としている理由はなにか。

また、超過負担の問題で本決算書でどの位の超過負担額となるのか。総額と、その内建設の超過負担と保育所の運営費、その他運営費関係の超過負担についてお聞きしたい。

なお、地方債で48年度14億5,116万円出ているが、この内同和関係分は幾らで、48年度までの合計が幾らになるのか、との質問に対し、第1点の不納欠損で落としている件数については、市民税で1,079件、固定資産税で206件、償却で6件、軽自動車税で391件、法人市民税6件、特徴34件で、これは44年度分で地方税法の時効の中断及び停止処分の効力が生じている税金については除いている。軽自動車の現年度については、すでに廃車されて現に持っていないもので、特にナンバープレートの紛失とか、スクラップになってないという

ようなものについては誓約書によって調査して、不納欠損を行ったものである。

次に、48年度の超過負担の実態については、3億4,889万6,000円が各種事業あるいは運営経費の中の総額的な超過負担額となっており、その主な内訳は、義務教育施設の建設事業費で1億6,137万7,000円、教材費関係で4,674万4,000円、保育所運営経費で1億4,011万1,000円と、その他となっており、これらの超過負担の最も大きな原因には3つの要素が考えられ、実際の決算額と国庫補助の対象となっており、基本額との相異が超過負担と呼んでいるわけで、俗に言う単価差であり、それから補助基準となっております単価差の差、補助対象の数量差、面積差であるとかそういう数量差、補助対象の対象差という、この3つに大きく分類して超過負担が生じているわけで、総括して単価差では2億9,534万4,000円、数量差では1,958万6,000円、対象差では3,384万9,000円とこのような実状で、一番大きなウエートを占めておりますのは単価差で、学校建築につきましては、実際15万円かかる補助対象では12万円よりみてくれないのが実情である。

また、地方債の残高等については、同和对策事業債の48年度中の発行額は、4億9,070万円、それにより48年度末の事業債の残高が9億6,735万7,000円となる旨の回答がありました。

そのほか、歳入歳出にわたり数多くの質疑がありましたが、それぞれ回答がなされ、また意見などもあり、一般会計決算の審議が終わりましたが、最後に次のような反対意見がありました。

特に3割自治特有の国の地方政治が非常に圧迫されてきたということが痛切に感じられ、当然、地方自治体が住民生活の先頭に立たなければならないのに、国の下部機関という形が非常に困難な地方財政のあり方、行き詰まりということになっている。決算内容で同和予算の図書購入の掌握ができていないのと、公害対策審議会の問題で新国際空港のいろんな問題があるのに1回より開いていない。福祉問題で老人福祉センター利用の問題は、地区老人等しく利用できるような措置を早くとってもらうとともに、生活保護家庭の見舞い金についても、同和地区と一般との差が大きく出ている。市当局の考え方を明らかにしていただくとともに、11万市民の生活と健康を守る上で非常にお粗末であるし、財政面から見て今年は新職員も入れないという、住民要求とは逆な方向で自治体が進んでいるといういろんな角度から見て、48年度決算は反対である旨の意見があり、採決の結果賛成多数で認定することに決した次第であります。

引き続き、国民健康保険事業特別会計の歳入歳出をとりまとめ申し上げます。

まず最初に、国庫支出金の財政調整交付金について、本来国の責務において運営されるべき中で、交付金3,814万円が最大限の努力結果であると評価できかねるので、その内容につい

て質問があり、これに対し、財政調整交付金は費用額の100分の5が国の負担として認められ、算定の根拠として、基準調整収入と基準保険者負担需用額の差について交付されるものであり、市民税を基礎として算定される関係から、市民税の無申告世帯に対しましては独自の立場で簡易申告調査をし、できるだけ多く交付できるよう努力しており、また交付金は、保険料費用額の約3%が交付されている実情であるとの答弁がありました。

第2点として、現状の国保運営の中で、諸問題とあわせ、保険料限度額8万円から12万円に引き上げることのすべてを被保険者負担としていくのかどうか。理事者として、基本的に今後どのように対処していく考える持っているのか、という問いに対し、国民健康保険会計は、医療費等の高騰で財政は破綻の状態が訪れることを認識しており、その中で、49年度及び50年度予算編成等について協議しておりますが、現行制度の中で療養給付費の不足を保険料及び一般会計からの繰入金で賄うことはとうていできるものでなく、単年度収支を償うことで保険料を引き上げるならば、現行の倍額以上にならざるを得ず、その場合に被保険者の負担する能力に及びられるかどうか疑問を持つものであり、したがって、基本的には保険会計は赤字運営もやむを得ないと考え、この事実をもって現行制度の改組を唱えていきたいという一定の協議段階の決意をもってしている中で、今後の保険会計運営については、基本的な考え方の上に立って予算編成等取り組む中で、厚生文教委員会に付託されております限度額の上昇問題、また、今後の問題として保険料率等の改定を含め、国庫負担率とか、御指摘の調整交付金算定法が現行制度にいかなる策を講じて、健全な保険会計は確立できないと思わざるを得ないと思うので、今後はそういう基本的な考え方の上に立って、いかにして健全化を図るべきかということを煮詰めるべく協議をしているような状態で、あくまでも、国民健康保険は相互扶助の精神であるが、これは社会保障の一端であるし、当然、国が最高の責任を持つべき姿勢を強くあらゆる機会を通じ唱えていかなければならないとの答弁がありました。これに対して、再度、基本的な考え方としては結構かと思いますが、国民健康保険法の改正等を施行しつつ保険料の限度額、料率等の引き上げ、これらは委員会で審議されている段階ですので余り触れませんが、それら現行のままでいく方向を目指すほうがよいのではないかという問いに対しまして、現行制度のままでいくことはかなりの問題がある。というのは、そのまま収支いたしますと、日常の運営すらできなくなる実態にあり、したがって、考え方として市民負担をしていただく、即、収支のバランスが完全に償えるということは無理だと、収支のバランスを中心にして被保険者の方々に負担をお願いするという感覚でなしに、被保険者世帯の負担能力を前提とした改善、または料率の改正等を考えていくという基本姿勢で取り組んでまいりたいと思っており、御指摘のように現行のままで押し切れということについては、気持のうえではよく理解で

き得るが、今後の保険業務を国が改正を受け入れてくれるということは、かなりの努力と日時を要することであり、たちまち日常の運営ができなくなると大変なことです。これらの点を弾力的に取り扱っていく考えであり、その都度、議会の皆様方に理事者の意向を協議申し上げ、適正な方向を見出していきたい旨の回答がありました。

その他に、不納欠損額、同和減免に対する一般会計からの補助金について等の質問がありましたが、それぞれ回答を得て国民健康保険事業特別会計の審議を終わり、本決算を認定すべくお諮りいたしましたところ、反対の声もあり、採決の結果賛成多数により認定することに決した次第であります。

次に、土地区画整理事業特別会計決算の審査について申し上げます。

まず、この事業については本来国の責任でやるべきだし、また、区画整理方式でやろうというところに問題があるので、市としてはっきり進まない限り、事業の進展がないと思う。地主さんの納得のいく買収なりで進むべきであり、区画整理方式でやるということについて反対であるという意見がありましたので、土地区画整理事業特別会計決算の認定について採決いたしました結果、賛成多数で本決算を認定することに決した次第であります。

以上が本決算特別委員会で審査した結果の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願いいたしまして、私の報告を終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） ただいま委員長より詳細なる報告が終わりました。

お諮りいたします。委員長報告に対する質疑を省略し、討論に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは討論に入ります。反対の方からお願いいたします。

○ 18番（直村静二君） 本48年度の歳入歳出決算認定の委員長報告を聞きましたが、この件につきましては、第一に、48年度予算の執行の中で、市が重要施策だと言っている同和行政、同和事業につきまして、第一に市同促が成立していない。3年続いて不執行だということ、すなわち住民全体の合意を得て行うという基本姿勢に欠けている。

同和行政がやられているが、これが第1点。

第2点は、報告の中で同和对策部が部落解放同盟の出張所のごとき内容である。共産党をひぼうする雑誌購入の公費賄い、その他解放新聞などの購入、この中には社会党の選挙の応援、その他も書かれておるということで、市の行政が一党一派に偏しており、こういうことで同対部が解同の出張所になってる、こういう点は絶対に承服できない。

第3点は、同和事業の予算額でございますが、私どもの調査によりますと、その比率は歳入

歳出それぞれ99億、98億の中の3分の1、約30%組まれておりますが、この負担率は知ってのとおり、約38%が超債、一般経費合わせこの負担である。ということは、いままで言われておった同和事業についての負担が国、府合わせて8.0、和泉市が2.0ということが全部ろそであるということが決算認定で十分言えるのではないか。

それから、その他の問題につきまして、たとえば交通公害対策についても1回しか聞いておられない。和泉市が大気汚染の中で問題も起こっているにもかかわらず、非常に公害対策の姿勢が弱いと言わざるを得ない。

それから、基地交付金についても、坪単価が非常に低い。この点は、今後とも市財政の危機打開並びに基地については、迷惑債であるという点で明快な位置づけをして和泉市の財政に寄与するという立場、さらには、基本的には基地撤去をし、住民全体のために使えるようにすべきだという基本姿勢が抜けているという点からも、この決算認定には賛成しがたい。

以上、理由を申し上げまして、この決算認定について、共産党議員団は反対の立場で意見を申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、賛成の方の討論をお願いいたします。
- 1番（田中幸一君） 先ほど委員長の報告がありましたが、それに対して、私は賛成する立場から意見を申し上げたいと思います。

昭和30年代よりの高度経済成長政策は順調な進展をいたしました。しかしながら、昭和48年度においては、かつて経験したことのない異常な物価の高騰、石油危機等に見舞われた結果、従来の成長路線から低成長時代への対処というか、政策転換が余儀なくされて、年度半ばにおいて総需要抑制という厳しい国家の政策が決定された中で、地方公共団体における依存財源としての国庫補助金、府補助金、地方債等の特定財源には大きな影響を及ぼしたものと思われます。

しかしながら、行政需要の増大する中で一方、総需要抑制という相反する政策が並行して進行する中で、3,900万円余の一般会計の黒字決算をなし得たことは、まことに喜びにたえない次第でございます。

まず、歳出について申し上げますと、総額98億4,000万円のうち、投資的事業に実に48億2,000万円を投入し全体の49%を占めるもので、住民サービスの一層の強化と行政水準の向上に資したことは、この数字ではっきりとするものであります。その他消費的な経費については極力削減を図ったものと思われるが、異常な物価高騰の中で若干の増加を見たことはやむを得ないことと思えます。

一方、歳入について見ますと、総額99億8,000万余であります。このうち国、府等か

ら導入した資金及び起債を含めて45億9000万円余となり、全体収入の46%を占めるものであります。現行制度上やむを得ないと思われる中で、やはり自主財源の確立が最も急がれるものであると思います。今後とも理事者各位においては、一段の努力を期待するものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計について見ると、老人医療制度の改正及び医療費の増高する中で、単年度1000万円余の赤字決算となったことについては非常に憂慮するものでありますけれども、保険料負担という基本的問題に抜本的な対策を要請するものであります。

最後に、土地区画整理事業特別会計でございますが、1100万円余の赤字となっておりますが、これは前年度以前の赤字分であろうと思います。事業の早期完成を要望するものであります。

以上、各会計について意見を述べましたが、今後とも健全均衡財政の維持のため一層の努力と成果を期待して、本件に関しまして、私は賛成の意見を申し述べるものであります。

終わり。

○ 議長（池辺秀夫君） 以上で討論を終わります。

ただいまのとおり、反対、賛成の御意見がありましたので採決を行います。それでは採決に入ります。昭和48年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について、委員長報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、昭和48年度大阪府和泉市歳入歳出決算は認定されました。委員の皆さんには御審議まことに御苦労さんでございました。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第2「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

本件についても厚生文教委員会に付託となっておりますので、審査の結果報告を坂上国治委員長にお願いいたします。

（厚生文教委員長報告）

○ 厚生文教委員長（坂上国治君）

昨年12月24日開会の昭和49年第4回定例会におきまして上程された議案第80号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の審議を当厚生文教委員会に付託され、去る1月30日、委員会を開催し審議いたしました経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

当日は委員1名欠席で、市長初め両助役、関係部課長の出席を求めまして、理事者の説明を

受け質疑に入りました。その内容を申し上げます。

まず、高額医療の創設というのは、1カ月3万円以上支払った場合には、これを市が負担することになっているが、国・府からの補助金はどれだけもらえるのか。

また、擬制世帯について、いままで所得割り、均等割りについて減免しているが、今度は資産割りも減免するということであるが、擬制世帯数と減額金額はどのくらいになるか、との質問があり、これについては、高額医療の創設については、たとえば、いままで100万円の医療費がかかった場合、本人が3割の30万円負担しておるものが、高額医療を実施することにより、3万円を差し引いた27万円を保険者が負担し、その財源については、27万円の2分の1の国庫補助が入ることになる。

擬制世帯については、近年固定資産税の増大に伴って、資産税の占める保険料の割合も高くなっておりまして、この際、資産割りについても軽減を図っていくことになり、世帯数は約300世帯で、軽減される保険料は約50万円くらいになるとの回答がありました。

次に、保険料賦課額8万円から12万円に上がることになると、仮に盲腸で入院し10万円かかった場合、3割負担で3万円払い、今度は保険料12万円支払うと15万円支払うことになり、自弁で行ったとしても10万円の医療費で済むことになるとのわけで、これは何のための保険であるのか、国民医療保険であるのか、意味がわからない。

また、阪南八市の内四市が12万ということであるが、残りの谷市の状況はどのようになっているのか、との質問に対し、一般的に国民健康保険事業は、社会保障といわれる相互扶助という精神から成り立っており、実際、自分が1年間の保険料に見合うだけの医療費の給付を受けていない方も多くありますが、相互扶助という精神からこの点御理解いただきたい。

阪南の残りの四市の状況については、はっきりつかんでいないが、地方選挙の関係もあり、伏せておりますが、12万円の限度額まで持って行く構えはしており、事務段階では全部上げなければ国保会計は成り立たないということになっているが、公表はしていない段階である旨の回答がありました。

次に、国保は社会保障でなしに、相互、助け合いということがよくわかるが、社会保障として国の助成40%ではいまの実態から見てやっていけない。大幅に上げてもらえるように国に強く要望しなければいけない。単なる赤字をなくすために上げるんだということではいけない。地方自治体として、社会保障という点を明らかにしてほしい。

また、一般会計からの繰り入れは1千万円ほどと思っているが、もっと責任と努力を重ね、一般会計からぜひ繰り入れしたいとか、また、国に対して努力されてこそ、やむを得ないということであれば納得もいくが、所得が低いのに努力もしないで、取る方だけ他市に肩を並べ、

先に行くということではいけない。その点理事者はどのように考えているのか、との質問があり、これに対しまして、国民健康保険は、社会保障と相互扶助という大きな柱から成り立っておりますが、現実には、各自治体ともこの事業の財政というものは重大な危機に直面しており、大阪、近畿、全国の市長会を通じて国庫負担の増額について強く要望しておりますが、引き続き、この問題について取り組んでまいりたい。

なお、現時点の和泉市の財政では繰り入れすることは不可能であり、また、限度額一杯取っても赤字が出る状態の中で修正ということも考えていないことをご賢察願いたい旨の回答がありました。

次に、限度額12万円の人がどれぐらいで、どれだけアップになるのか。また、所得税、事業税等は算定基礎には入らないのか。限度額が上がっていくと、かなり滞納の問題が出てくるのではないかと。所得の格差、失業、倒産もあり、その点減免規定の枠を広げる意思があるのかどうか、との質問に対し、限度額超過世帯は1,100世帯で、12万円の限度額に引き上げて試算すると7,000万円の調定が伸びることになり、保険料にして4億3,000万円となる。限度額だけの部分をとらえますと、1,100世帯で4万円のアップということになれば4,400万円で、残りは自然増ということになる。事業税とか所得税を基礎に入れるべきかどうかという問題については、いろいろ議論があるろうかと思いますが、保険料の賦課根拠は条例で定めており、応能割りの公正という点から考えると、市民税はそれぞれ所得に応じた申告がなされておるということで、府下都市ではほとんど市民税で行っている。

所得税については、算定の基礎にしていらないのが実情で、事業税の関係については、社会保障という関係で、事業そのものの雇用人が5人以上であれば強制的に加入せなければならぬし、5人以下は任意加入できるという内容からいって、それを入れましても、この面には大きなプラスにならないという考え方である。

減免については、現行制度ではこのような国保会計の悪化を伴うようなものとして見込んでいないが、赤字の伴う国保会計になってきた現況から考え、滞納の問題も影響してくることも承知しているが、基本的な考えとしては、現行の減免制度を適用していき、状況を見はからいまして十分検討していきたい旨の回答がありました。

そのほか種々質問もあり、また、高額医療の問題と、擬制世帯に対する改正については賛成であるが、限度額の引き上げについては、抜本的な解決策も見受けられない市政に対して反対である旨の意見もあり、審議を終わりました。

最後に、理事者より議案の附則の関係で一部訂正をする旨申し出がありました。その内容は、附則第2号の高額医療の関係について、当初1月1日より実施する予定であったが、委員会付

託ということになったので「昭和50年1月1日」を「昭和50年4月1日」と訂正をお願いしたい旨の申し出があり、これを了とし、本件について一部反対の意見もありましたので採決を行った結果、賛成多数により議案第80号を原案どおり可決することに決した次第であります。何とぞ速やかに可決決定せられますようお願い申し上げます、報告を終わります。

- 議長（池辺秀夫君） ただいま委員長より詳細な報告が終わりました。

お諮りいたします。本件につきましては委員長報告に対する質疑討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」、「異議なし」の声錯綜）

御異議がありますので、本件につきまして討論に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、討論に入ります。反対の方からお願いいたします。

- 20番（寺田茂君） いまの委員長報告、特に国保料金の8万円から12万円の値上げ、この件については、あくまでも反対であることをまず申し上げます。

第1に、いまの和泉市民は不況の中で、特に織屋さんとか、みかん農家などの倒産が相次いでおるわけです。この中で市民全体の所得は、当然落ちていることも事実であります。この値上げによる負担増は、一層各家庭に大きな問題となって出てきております。この中で市は修正すら考えていない。これは非常に残念であるし、また、市の国保会計に向けての補助が本当に少ない。先ほどの報告の中にもございましたように雀の涙ほどであり、これはどうしても承服できないということが第1点であります。

第2点目に、この問題が委員会付託されたということで、先ほどの委員長報告で高額療養費制度を4月1日に変更ということをご了解してくれという話がございましたが、このことによつて、高額療養費制度の実施が3カ月もおくれている、こういう実態が出ておるわけです。これはまさしく、市当局の勝手から生じたものであり、そう断定せざるを得ないと思います。しかし、療養世帯の負担軽減については賛成であり、こういうことも付け加えておきたいということです。

以上の点で、共産党は委員長報告に反対の表明を申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 次に賛成の方をお願いいたします。
- 1番（田中幸一君） 議案第80号、「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の委員長報告がありましたが、私は賛成する立場から意見を申し上げます。

今回の国民健康保険条例の改正では、保険料限度額引き上げと、高額療養費制度の創設に伴

う給付内容の改善が二つの大きな柱と理解しております。第1の限度額の引き上げであります
が、昨年2回にわたって医療費の改定により国保財政も急速に悪化してある、このような状況
の中では、高額所得者を対象にした限度額を地方税法に定める12万円に引き上げることはや
むを得ない措置と考えるものであります。

また、高額療養費制度の実施については問題ないのですが、給付内容の改善であり、現行の
一部負担金3割も、最近の医療費から見て被保険者において高額を負担が行われてある現状か
ら判断して、被保険者の期待の大きい高額療養費制度の創設を図ることはまことに当を得た措
置であると考えます。

地域住民の医療保健推進に大きな使命を持つ国保制度の健全な運営を確保するためにも、当
面する財政問題についても、被保険者の負担の限度を十分踏まえながら財政の健全性を維持す
るためにも、国に対して制度全般にわたる問題点についても強く要望されることを付け加えて
本条例に賛成の意を表します。終わり。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に反対の方。

○ 16番（横田憲治郎君） 反対の立場から簡単に意見を申し上げます。

国保会計については、抜本的、基本的に洗い直さなければならない時期にきていることは、
理事者、議会人を通じて痛切に感じております。問題は、現実的な実態からその方向をどのよ
うに目指すかにあると思う。現実を少し言うと、いわゆる医療費の相次ぐ改定に伴う支払い
負担が増大し、被保険者の負担の基準がはっきりと増大の一途をたどりつつあるわけですが、
これは国家的医療行政の視野から洗い直され、そのバランス、基準というものが設定されるべ
き時点にきているんじゃないかと考える点、あるいはまた、国民健康保険が社会保障という大
きな見地から、これは衛星都市あるいは都道府県でそれぞれ料率が違うことにも問題点がある
かと思えます。社会保障という手法を根幹として、そして、国保会計の健全な運営を国策的
レベルで洗い直される時点が、全く現実課題として上っていると思うんです。

そのような立場から、貧弱な地方財政の中で、本市における国保会計も冷淡な国庫支出金
の中で、ただ単に高額保険料の値上げにのみ奔走するような形で、その日暮しの会計運営をして
いく実態の中で、国家的レベルで改善させる方途にはならないと思う。現実には現実として踏ま
えながらも、あくまでも社会保障、社会福祉という理念に立った相互扶助という現実的運営を
するならば、やはり国保料負担の実態を再度洗い直して考えるべき時点がきていると思えます。

そのような立場から、あるいは不況、物価高の現今、市政運営の行政配慮という立場からも、
今回の8万円から12万円の改定につきましても、単純に賛意を表しかねるのであります。

簡単ですが、以上反対の意見を申し上げます。終わり。

- 議長（池辺秀夫君） 次に賛成の方。
- 8番（吉川伊与一君） 本案に対しまして、ただいま委員長が報告されましたとおり賛成いたします。
- 議長（池辺秀夫君） 以上で討論を終わります。ただいまのとおり反対、賛成の御意見がありましたので、採決を行います。
- それでは、採決に入ります。「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を委員長報告どおり可決するに賛成の方挙手願います。
- （挙手多数）
- 賛成多数でありますので、「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」は原案どおり可決されました。

-
- 議長（池辺秀夫君）
- 時間の都合上、暫時休憩いたしたいと思えます。
- （午後12時休憩）
- （午後1時20分再開）
- 議長（池辺秀夫君） それでは午前に引き続き会議を開きます。
- それでは、日程第3より日程第15まではいずれも監査報告でありますので、これを一括議題といたします。
- 報告が多数でありますので、表題のみ朗読させます。
- （市会事務局長朗読）

例 月 出 納 検 査 結 果 報 告 書

監査報告第 1 号	例月出納検査	収 入 役 扱	昭和49年 9 月分	P. 1
" 第 2 号	"	水道部企業出納員扱	" 10月分	P. 6
" 第 3 号	"	市立病院企業出納員扱	" "	P. 12
" 第 4 号	"	収 入 役 扱	" "	P. 17
" 第 5 号	"	"	" 11月分	P. 22
" 第 6 号	"	水道部企業出納員扱	" "	P. 27
" 第 7 号	"	市立病院企業出納員扱	" "	P. 33
" 第 8 号	"	収 入 役 扱	" 12月分	P. 38
" 第 9 号	"	水道部企業出納員扱	" "	P. 43

監査報告第10号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	昭和49年12月分	P.49
" 第11号	"	収入役扱	昭和50年1月分	P.54
" 第12号	"	水道部企業出納員扱	" "	P.59
" 第13号	"	市立病院企業出納員扱	" "	P.65

監査報告第1号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年9月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年12月4日

監査委員 堀田 徳治

同 竹内 修一

記

1. 検査実施日 昭和49年12月3日
2. 検査の対象 昭和49年9月分の出納状況
3. 検査の結果

9月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計

区 分	收 入 支				
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計	2,791,247,246	△ 3,646,389 1,009,499,099	3,797,099,956	3,750,278,228	△ 3,076,867 489,125,119
歳入歳出外現金	155,802,601	26,370,052	182,172,653	112,101,653	27,496,685
特別歳入歳出外現金	1,101,629,488	268,211,607	1,364,941,095	1,073,540,150	233,258,221
府 税	244,440,388	38,272,660	282,713,048	183,500,190	60,616,022
特 別 会 計	国民健康保険	424,070,275	△ 136,162 25,446,954	449,381,047	307,425,930 △ 590,541 110,720,815
	土地区画 整理事業	50	0	50	11,538,298 0
合 計	4,717,190,048	△ 03,782,551 1,362,900,352	6,076,307,840	5,438,384,449	△ 3,667,408 921,216,862
基 金	用品調整	16,415,434	509,960	16,925,394	12,945,438 1,829,025
	同資 更貸 生付	43,329,481	0	43,329,481	4,002,037 0
	財政調整				
	土地開発	66,670,204	0	66,670,204	0 0
合 計	126,415,119	509,960	126,925,079	16,947,475	1,829,025

算 書

昭和49年9月30日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
4,236,326,480	△439,226,524	1,100,000,000 △50,000,000	△11,538,298	599,235,178	
139,598,338	42,574,315			42,574,315	
1,306,798,371	58,142,724			58,142,724	
244,116,212	38,596,836			38,596,836	
417,556,204	31,824,843			31,824,843	
11,538,298	△11,538,248		11,538,298	50	
6,355,983,909	△279,626,054	1,050,000,000	0	770,373,946	
14,774,463	2,150,931			2,150,931	
4,002,037	39,327,444			39,327,444	
0	66,670,204			66,670,204	
18,776,500	108,148,579			108,148,579	

現金の保

区 分	現在高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	599,235,178	388,375,178		200,000,000
特 別 会 計	国 保 事 業	31,824,848	31,824,848	
	土 地 区 画 整 理 事 業	50	50	
基 金	用 品 調 達	2,150,931	2,000,000	150,931
	同 資 和 金 更 貸 生 付	39,327,444	39,327,444	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	66,670,204	6,670,204	60,000,000
特別歳入歳出外現金	95,270,923	58,142,724		
歳入歳出外現金	42,574,315	42,574,315		
府 税	38,596,836	38,596,836		
住 宅 資 金	5,534,385	1,153,755		4,400,630
合 計	921,205,109	558,665,349	150,931	264,400,630

管 方 法

昭和49年9月30日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追加信託	釣 銭	
		ナショナル証券		
	50,000,000	9,850,000	1,010,000	
36,872,619	255,580			大阪公 137 254,686 円 大阪 24,223 894 円
36,872,619	50,255,580	9,850,000	1,010,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	2,562,928,000	1,306,735,353	△ 1,696,547 158,492,822
国有提供施設等 所在市町村助成交付金	14,571,000		
地方交付税	1,654,459,000	791,459,000	343,583,000
分担金及負担金	294,558,000	15,369,820	△ 1,6200 390,440,70
使用料及手数料	70,773,000	28,278,619	△ 1,863,640 5,390,400
国庫支出金	2,044,388,000	256,183,076	89,243,000
府支出金	2,563,655,000	290,434,99	312,963,419
財産収入	7,662,000	28,641,554	△ 70,000 496,650
寄附金	460,200,000	111,394,684	864,993
繰入金	100,000		
繰越金	101,915,000	39,799,551	
諸収入	664,202,000	184,342,090	△ 2 18,506,745
市債	2,828,483,000		33,490,000
自動車取得税交付金	70,950,000		
交通安全対策金 特別交付金	12,000,000		
地方譲与税	25,500,000		7,424,000
合 計	12,962,159,000	2,791,247,246	△ 3,646,389 1,009,499,099

調 書

昭和49年9月30日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
1,463,531,628		1,099,396,372	57.10
		14,571,000	
1,135,042,000		519,417,000	68.60
54,397,690		24,016,031	18.46
31,805,379		38,907,621	44.93
345,426,076		1,698,956,924	16.89
34,200,691		2,221,648,082	13.34
29,068,204	21,406,204		379.38
112,259,677	66,239,677		243.93
		100,000	
39,799,551		62,115,449	39.05
202,848,333		461,353,167	30.54
33,490,000		2,794,993,000	1.18
		70,950,000	
		12,000,000	
74,240,000		18,076,000	29.11
3,797,099,956		9,165,059,044	29.29

歳 出

科 目	予 算 額	支 出
		前 月 末 累 計
議 会 費	111,722,000	48,116,608
総 務 費	1,689,649,000	501,345,803
民 生 費	2,578,816,000	908,991,696
衛 生 費	594,214,000	306,461,911
勞 働 費	56,195,000	20,834,112
農 林 水 産 業 費	133,008,000	21,667,717
商 工 費	132,829,000	56,917,364
土 木 費	4,496,690,000	976,358,054
消 防 費	267,502,000	93,024,330
教 育 費	1,947,694,000	483,254,605
公 債 費	790,968,000	266,629,350
諸 支 出 金	90,900,000	66,675,814
予 備 費	20,000,000	
災 害 復 旧 費	1,972,000	864
合 計	12,962,159,000	3,750,278,228

調 書

昭和49年9月30日現在

済 額		予 算 残 額	予 算 対 する 支 出 割 合
本 月 分	計		
△72,288 7,237,548	55,281,868	56,440,132	49.48
△403,537 86,984,615	587,926,881	1,101,722,119	34.79
△1,006,938 163,140,547	1,071,125,305	1,507,690,695	41.53
△109,737 46,886,983	353,239,157	240,974,843	59.44
△79,641 3,016,947	23,771,418	32,423,582	42.30
△15,525 2,622,128	24,274,320	1,037,336,80	18.25
△16,235 6,952,926	63,854,005	118,974,995	34.92
△187,692 24,722,745	1,000,893,107	3,495,796,893	22.25
△302,110 13,816,229	1,065,384,449	1,609,635,551	39.82
△383,114 64,708,485	547,079,976	1,400,614,024	28.08
69,035,966	335,665,316	455,302,684	42.43
	66,675,814	24,224,186	73.35
		20,000,000	
	864	1,971,136	0.04
△3,076,867 489,125,119	4,236,326,480	8,725,332,520	32.68

監査報告第2号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年10月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年12月4日

監査委員 堀田 徳 治

同 竹 内 修 一

記

1. 検査実施日 昭和49年12月3日
2. 検査の対象 昭和49年10月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

10 月分月次合計残高試算表

10月分月次合計残高試算表

昭和49年10月31日現在

借高		方		勘定科目		貸		方
		合	計			本	計	
				資産の部				
119,570,953		119,570,953		土地				
111,692,469		111,692,469		建物				
1,795,944,520		1,795,944,520		構築物				
192,920,574		192,920,574		機械装置				
58,983,980		58,983,980	748,340	量器				
9,432,753		11,103,753		車輛及運搬器具			1,671,000	
19,624,707		19,624,707		工具器具及備品				
533,010,540		659,398,547	20,955,232	建設仮勘定			126,388,007	
510,000		510,000		水利				
41,200		41,200		電話加入権				
210,000		210,000		現金				
21,456,243		666,842,366	78,998,894	普通預金		64,468,131	645,386,123	
		610,583,708	64,468,131	当座預金		64,468,131	610,583,708	
102,242,412		397,682,355	50,184,098	未収金		53,718,782	295,439,943	
72,872,600		112,769,907	990,600	貯蔵品		5,292,700	39,897,307	
				仮払金				
25,000		25,000		投資有価証券				
				前払費用				
240,000		240,000		借地権				
1,200,000		1,300,000		保管有価証券			100,000	
				負債の部				
		71,616,167	4,379,333	未払金		990,600	78,873,567	7,257,400
				未払費用				
		30,000,000		一時借入金		20,000,000	225,000,000	195,000,000
		13,251,580	2,371,580	前受金		1,296,000	41,401,230	28,149,650

	25,809,558	3,405,095	預り	金	3,378,795	27,626,458	1,816,900
	100,000		預り担保有価証券	券		1,300,000	1,200,000
	1,027,284		減価償却引当金	金		262,820,993	261,793,709
			退職給与引当金	金		4,701,960	4,701,960
			資本の部				
			自己資本	部			
	22,656,588		借入資本	金		118,703,235	118,703,235
			資本剰余金	金		1,594,634,357	1,571,977,774
			利益剰余金	金	315,000	790,533,583	790,533,583
			費用の部	金		20,744,067	20,744,067
147,752,003	147,752,003	24,713,225	原水及浄水	費			
41,383,952	41,383,952	4,686,966	配水及給水	費			
548,145	548,145		受託工事	費			
42,776,201	42,776,201	5,729,729	業務	費			
25,964,431	26,039,990	3,062,396	総務	費		75,559	
			減価償却	費			
643,716	643,716		資産減耗	費			
54,650,947	54,650,947		支払利息及企業債取扱諸費	費			
			雑支	出			
24,785,015	24,785,015	3,555,800	その他の営業費用	費			
85,730	85,730	3,710	過年度損益修正	正			
			収益の部				
	180,412	128,240	給水	収	50,126,178	338,891,099	338,710,687
			補償	金			
			受託工事	収		1,240,145	1,240,145
	247,000		その他の営業収	益	3,567,640	33,871,080	33,624,080
			受取	利	196,302	1,362,076	1,362,076
			雑収	益	562,610	1,702,775	1,702,775
			固定資産売却	益			
			過年度損益修正	正			
3,378,518,041	5,262,948,272	268,380,869	合	計	268,380,869	5,262,948,272	3,378,518,041

10月分予算執行報告書甲

昭和49年10月31日現在（収入）

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		10月	累 計	
① 水道事業収益	759,207,000	54,324,490	376,639,763	382,567,237
1. 営業収益	753,207,000	53,565,578	373,574,912	379,632,088
1. 給水収益	629,507,000	49,997,938	338,710,687	290,796,313
2. 受託工事収益	200,000,000	0	1,240,145	18759,855
3. その他の営業収益	103,700,000	3,567,640	33,624,080	70,075,920
2. 営業外収益	600,000,000	75,8912	3,064,851	2,935,149
1. 受取利息	3,000,000	196,302	1,362,076	1,637,924
2. 雑収益	3,000,000	562,610	1,702,775	1,297,225

① 基本的收入	594,500,000	315,000	1,167,900	582,821,000
1. 企業債	390,000,000	0	0	390,000,000
1. 企業債	390,000,000	0	0	390,000,000
2. 負擔金	450,000	0	0	450,000
1. 他會計負擔金	450,000	0	0	450,000
3. 工事負擔金	200,000,000	315,000	1,167,900	188,321,000
1. 工事負擔金	200,000,000	315,000	1,167,900	188,321,000
收入合計	1,353,707,000	546,394,900	388,318,763	965,388,237

10月分予算執行報告書Z

昭和49年10月31日現在（支出）

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		10月	累 計	
① 水道事業費用	762,063,000	41,747,616	338,504,410	423,558,590
1. 営業費用	644,738,000	41,747,616	283,853,463	360,934,537
1. 原水及浄水費	260,116,000	24,713,225	14,775,203	112,363,997
2. 配水及給水費	72,995,000	4,686,966	41,383,952	31,611,048
3. 受託工事費	20,000,000	0	548,145	19,451,855
4. 業務費	79,874,000	5,729,729	42,776,201	37,097,799
5. 総係費	52,315,000	3,062,396	25,964,431	26,350,569
6. 減価償却費	59,428,000	0	0	59,428,000
7. 資産減耗費	60,000	0	643,716	△ 583,716
8. その他の営業費用	100,000,000	3,555,300	24,785,015	75,214,985
2. 営業外費用	117,175,000	0	54,650,947	62,524,053

1.	支 弘 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	1 1 7,1 6 5,0 0 0	0	5 4,6 5 0,9 4 7	6 2,5 1 4,0 5 3
2.	雜 支 出	1 0,0 0 0	0	0	1 0,0 0 0
3.	予 備 費	1 0 0,0 0 0	0	0	1 0 0,0 0 0
1.	予 備 費	1 0 0,0 0 0	0	0	1 0 0,0 0 0
①	資 本 的 支 出	6 4 8,3 8 2,2 4 0	2 1,7 0 3,5 7 2	1 9 8,9 7 6,1 3 1	4 4 9,4 0 6,1 0 9
1.	建 設 改 良 費	6 0 2,6 5 7,2 4 0	2 1,7 0 3,5 7 2	1 7 6,3 1 9,5 4 8	4 2 6,3 3 7,6 9 2
1.	事 務 費	1 0,7 2 3,6 8 8	6 3 0,6 7 0	5,1 6 0,4 1 9	5,5 6 3,2 6 9
2.	擴 張 工 事 費	3 8 4,3 8 7,5 5 2	1 3,6 6 8,0 0 0	1 1 0,9 7 5,1 7 0	2 7 3,4 1 2,3 8 2
3.	改 良 工 事 費	1 7 9,2 0 0,0 0 0	6,6 5 3,5 6 2	4 4,6 5 9,1 1 9	1 3 4,5 4 0,8 8 1
4.	配 水 管 整 備 事 業 費	1 3,2 0 0,0 0 0	0	2,3 6 2,0 0 0	1 0,8 3 8,0 0 0
5.	營 業 設 備 費	1 5,1 4 6,0 0 0	7 4 8,3 4 0	1 3,1 6 2,8 4 0	1,9 8 3,1 6 0
2.	企 業 債 償 還 金	4 5,7 2 5,0 0 0	0	2 2,6 5 6,5 8 3	2 3,0 6 8,4 1 7
1.	企 業 債 償 還 金	4 5,7 2 5,0 0 0	0	2 2,6 5 6,5 8 3	2 3,0 6 8,4 1 7
	支 出 合 計	1,4 1 0,4 4 5,2 4 0	6 3,4 5 1,1 8 8	5 3 7,4 8 0,5 4 1	6 7 2,9 6 4,6 9 9

和泉市水道事業損益計算書（10月分）

（昭和49年10月1日より昭和49年10月31日まで）

1. 営業収益		
(1) 給水収益	49,997,938円	
(2) その他の営業収益	3,567,640円	53,565,578円
2. 営業費用		
(1) 原水及浄水費	24,718,225円	
(2) 配水及給水費	4,686,966円	
(3) 業務費	5,729,729円	
(4) 総係費	3,062,396円	
(5) その他の営業費用	3,555,300円	41,747,616円
営業利益		11,817,962円
3. 営業外収益		
(1) 受取利息	196,302円	
(2) 雑収益	562,610円	758,912円
当月分総利益		12,576,874円
当月分純利益		12,576,874円

實 金 予 算 表

資 金 予 算 表

昭和49年11月10日

科目	月次		10月執行済額	11月予定額	12月予定額	1月予定額
	円	千円				
前月繰越金	7,135,480	21,666	千円	10,776	千円	19,540
営業収益	5,968,622	64,000			65,000	59,000
営業外収益	758,912	200		200		200
前年度未収金	25,870	10,729		10,729	7,746	0
企業債	0	0		0	0	0
工事負担金	315,000	0		0	0	0
一時借入金	20,000,000	0		0	100,000	0
預り金	511,250	500		500	500	500
前年度繰越金	0	0		0	0	0
前受金	1,296,000	500		500	500	500
計	7,887,065.4	75,929		75,929	173,946	60,200

支 出	營業費用	37,203,256	55,000	95,000	58,000
	營業外費用	0	0	0	0
	前年度未私 費用及未私	0	0	0	0
	建設改良費	20,955,232	22,000	46,000	4,000
	貯藏品	4,379,333	8,819	23,182	2,180
	企業債償還金	0	0	0	0
	一時借入金返還	0	0	0	0
	預り金返還	537,550	500	500	500
	前受金	1,260,810	500	500	500
	過年度損益修正	3,710	0	0	0
	計	64,339,891	86,819	165,182	65,180
	收支差引額	21,666,243	10,776	19,540	14,560

監査報告第 3 号

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 49 年 10 月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 49 年 12 月 4 日

監査委員 堀 田 徳 治

竹 内 修 一

記

1. 検査実施日 昭和 49 年 12 月 3 日
2. 検査の対象 昭和 49 年 10 月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 10 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

10 月分月次合計残高試算表

1 1 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和49年10月31日現在

和泉市立病院事業会計

借		方		勘 定 科 目	貸		方
		合 計	計		合 計	計	
残 高	果	当 月	当 月		当 月	累 計	残 高
				資 産 の 部			
90,316,210	90,316,210			地			
240,415,659	240,415,659			地			
2,848,487	2,848,487			構 築 物			
1,240,000	1,240,000			車			
31,967,325	31,967,325		255,200	機 械 及 備 品			
138,124	138,124			有 価 証 券			
1,299,235	1,299,235			投 資			
				減 価 償 却 引 当 金		28,412,261	28,412,261
50,124,692	1,137,509,347	70,570,855		普 通 預 金	83,992,287	1,087,384,655	
77,726,388	266,217,882	41,754,891		未 収 金	39,446,868	188,441,494	
8,063,006	123,494,817	17,481,600		貯 蔵 品	17,700,195	115,481,811	
989,694	4,294,694			前 払 金		3,355,000	
8,100,000	8,100,000			定 期 預 金			
22,462,984	112,744,494			過 年 度 未 収 金		90,281,510	
				負 債 の 部			
	645,000,000		25,000,000	一 時 借 入 金		1,120,000,000	475,000,000
	50,819,140	16,671,680		未 払 金	17,481,600	115,472,140	64,653,000
				仮 受 金			
	34,050,026		5,245,888	預 り 金	4,544,354	36,786,319	2,730,293
	1,570,000		318,000	予 約 金	170,000	2,321,000	751,000
	616,063			固 定 負 債		21,562,379	20,946,311

	68,307,085		過年度未払金			68,999,125	1,612,040
			預り共済基金			3,100,000	3,100,000
			資本の部				
			自己資本		20,000,000	156,383,371	156,383,371
	6,559,895		入資本			198,646,488	192,086,593
381,785,953	381,785,953		繰越欠損金				
			収益の部				
			入院収益	24,132,441	157,197,373	157,197,373	
			外来収益	22,758,678	141,311,635	141,311,635	
			その他医療収益	1,225,850	9,260,446	9,260,446	
			受取利息配当金		367,527	367,527	
			他会計補助金		50,000,000	50,000,000	
			患者外給食収益	360,200	2,152,750	2,152,750	
			その他医療外収益	49,512	504,132	504,132	
			費用の部				
			給与	25,534,137			
209,404,269	209,404,269		料	19,177,720			
123,404,461	123,404,461		経費	3,578,282			
27,671,113	27,671,113		減価償却費				
			資産減耗費				
			研究修費	152,650			
1,735,894	1,735,894		支払利息及び企業債取扱諸費	5,671,232			
19,645,921	19,645,921		患者外給食材料費	449,850			
3,090,817	3,090,817		建設仮勘定				
4,118,500	4,118,500		合計	231,861,985	3,598,371,416	1,306,498,732	
1,306,498,732	3,598,371,416						

10月分予算執行報告書

昭和49年10月31日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		10月	累 計	
病院事業収益	572,575,000	48,526,681	360,793,863	211,781,137
1. 医療業収益	513,170,000	48,116,969	307,769,454	205,400,546
イ 入院収益	256,955,000	24,132,441	157,197,373	99,757,627
ロ 外来収益	240,400,000	22,758,678	141,311,635	99,088,305
ハ その他医療収益	158,150,000	1,225,850	9,260,446	65,545,554
2. 医療外収益	59,405,000	4,097,12	53,024,409	6,380,591
イ 受取利息配当金	791,000		367,527	428,473
ロ 他会計補助金	52,739,000		50,000,000	2,739,000
ハ 患者外給貸収益	481,100	360,200	2,152,750	2,658,250
ニ その他医療外収益	1,064,000	4,9512	5,04132	559,868
病院事業費用	719,842,000	54,563,871	384,952,475	334,889,525
1. 医療業費用	651,066,000	48,442,789	362,215,737	288,850,268
イ 給与費用	363,774,000	25,584,137	209,404,269	154,369,781
ロ 材料費	205,161,000	19,177,720	123,404,461	81,756,539

ハ	經 費	59,608,000	3,578,282	27,671,113	31,986,887
ニ	減 價 償 却 費	17,892,000			17,892,000
ホ	資 産 減 耗 費	1,000			1,000
ヘ	研 究 研 修 費	4,630,000	152,650	1,735,894	2,894,106
2.	医 業 外 費 用	67,976,000	6,121,082	22,736,738	45,239,262
1	支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	62,628,000	5,671,232	19,645,921	42,982,079
ロ	患 者 外 給 食 材 料 費	5,348,000	449,850	3,090,817	2,257,183
3.	予 備 費	300,000			300,000
	資 本 の 取 入	386,821,000	20,000,000	20,000,000	366,821,000
1.	他 會 計 出 資 金	22,421,000	20,000,000	20,000,000	2,421,000
2.	企 業 債	364,400,000			364,400,000
	資 本 の 支 出	22,421,000	255,200	11,898,693	10,522,307
	建 設 改 良 費				
	建 設 費				
1.	機 械 備 品 購 入 費	7,000,000	255,200	4,306,450	2,693,550
2.	企 業 債 償 還 金	13,188,000		6,559,395	6,628,105
3.	看 護 婦 宿 舎 割 賦 金	1,233,000		616,068	616,932
4.	病 院 建 設 調 査 費	1,000,000		416,280	583,720

10月度月次損益計算書

昭和49年10月31日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計	計 算 額
1. 医 業 収 益			
入 院 収 益	24,132,441	157,197,878	
外 来 収 益	2,275,867.8	141,311,635	
そ の 他 医 業 収 益	1,225,850	9,260,446	
計	48,116,969	307,769,454	
2. 医 業 費 用			
給 与 費	25,534,137	209,404,269	
材 料 費	19,177,720	123,404,461	
経 費	3,578,282	27,671,113	
減 価 償 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 研 修 費	152,650	1,735,894	
計	48,442,789	86,221,573.7	

3.	医業利益		△325,820		△54,446,283
	医業外収益				
	受取利息配当金			367,527	
	他会計補助金			50,000,000	
	患者外給食収益	360,200		2,152,750	
	その他医業外収益	49,512		504,132	
	計		409,712		53,024,409
4.	医業外費用				
	支払利息及び 企業債取扱諸費	5,671,232		19,645,921	
	患者外給食材料費	449,850		3,090,817	
	雑損				
	失				
	計		6,121,082		22,736,738
	当月分純利益		△6,037,190		
	当月迄の純利益				△24,158,612
	上記当月分収益中	健保未収金	41,754,891円		
	上記当月分費用中	未払金	1,481,600円		

資 金 予 算 表

昭和49年10月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	10月の執行済額	11月予定	12月予定
収	事業収益	45,856,501 円	42,000,000 円	45,000,000 円
	固定資産売却代金			
	企業債			364,400,000
	過年度未収金			
	一時借入金			
入	預り金	4,544,354	4,000,000	6,000,000
	他会計繰入金	20,000,000		
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	170,000	200,000	200,000
	仮受金			
	合 計	70,570,855	46,200,000	415,600,000

区分	科 目	1 0 月 の 執 行 済 額		1 1 月 予 定		1 2 月 予 定	
		円	円	円	円	円	円
支	事 業 費 用	3 6,5 0 1,5 1 9		6 2,0 0 0,0 0 0		1 2 0,0 0 0,0 0 0	
	建 設 改 良 費	2 5 5,2 0 0		2,0 0 0,0 0 0		3 4,0 0 0,0 0 0	
	企 業 債 償 還 金					4 8 0,0 0 0	
	貯 蔵 品 購 入 費	1 6,6 7 1,6 8 0		1 8,0 0 0,0 0 0		1 8,0 0 0,0 0 0	
	過 年 渡 未 払 金						
	一 時 借 入 金 返 還	2 5,0 0 0,0 0 0				2 0 0,0 0 0,0 0 0	
	預 り 金 還 付	5,2 4 5,8 8 8		4,0 0 0,0 0 0		4,0 0 0,0 0 0	
	前 払 金						
	期 間 外 費 用						
	予 納 金 還 付		3 1 8,0 0 0		2 0 0,0 0 0		2 0 0,0 0 0
出	仮 受 金 還 付						
	合 計	8 3,9 9 2,2 8 7		8 6,2 0 0,0 0 0		3 8 1,0 0 0,0 0 0	
	収 支 差 引	△ 1 3,4 2 1,4 3 2		△ 4 0,0 0 0,0 0 0		3 4,6 0 0,0 0 0	
	前年度又は前月より繰越	6 3,5 4 6,1 2 4		5 0,1 2 4,6 9 2		1 0,1 2 4,6 9 2	
差 引	翌年度又は翌月へ繰越	5 0,1 2 4,6 9 2		1 0,1 2 4,6 9 2		4 4,7 2 4,6 9 2	

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年10月分収入役
扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年12月26日

監査委員 堀 田 徳 治
同 竹 内 修 一

記

1. 検査実施日 昭和49年12月26日
2. 検査の対象 昭和49年10月分の出納状況
3. 検査の結果

10月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証
拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

取 支 計 算 書

収 支

昭和49年10月31日現在

区 分		収 入			支	
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計		3,797,099,956	△ 2,906,615 559,782,586	4,353,975,927	4,236,326,480	△ 759,587 890,281,710
歳入歳出外現金		182,172,653	30,551,112	212,723,765	139,598,338	28,317,347
特別歳入歳出外現金		1,364,941,095	273,900,351	1,638,841,446	1,306,798,371	286,843,223
府 税		282,713,048	75,534,870	358,247,918	244,116,212	38,195,052
特別 会計	国民健康保険	449,381,047	△ 260,848 173,872,130	622,992,329	417,556,204	△ 790,076 102,234,201
	土地区画業 士整	50	305	355	11,538,298	0
合 計		6,076,307,849	△ 3,167,463 1,113,641,354	7,186,781,740	6,355,933,903	△ 1,549,663 1,345,921,533
基 金	用品調達	16,925,394	1,990,988	18,916,382	14,774,463	882,268
	同資 和更 金貸 正付	43,329,481	0	43,329,481	4,002,037	0
	財 政 調 整					
	土 地 開 発	66,670,204	0	66,670,204	0	0
合 計		126,925,079	1,990,988	128,916,067	18,776,500	882,268

計 算 書

(単位 円)

出	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
計					
5,125,848,693	△771,872,676	1,280,000,000 △100,000,000	△ 11,538,298	396,589,026	
167,915,685	44,808,080			44,808,080	
1,593,641,594	45,199,852			45,199,852	
282,311,264	75,936,654			75,936,654	
519,050,329	103,942,000			103,942,000	
11,538,298	△ 11,537,943		11,538,298	355	
7,700,305,773	△ 513,524,033	1,180,000,000	0	666,475,967	
15,656,731	3,259,651			3,259,651	
4,002,037	39,327,444			39,327,444	
0	66,670,204			66,670,204	
19,658,768	109,257,299			109,257,299	

現金の

昭和49年10月31日現在

区 分		現在高	内		
			普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計		396,589,026	135,729,026		200,000,000
特 別 会 計	国 保 事 業	103,942,000	103,942,000		
	土 地 区 画 事 業	355	355		
基 金	用 品 調 達	3,259,651	2,000,000	1,259,651	
	同 資 和 更 生 付 金	39,327,444	39,327,444		
	財 政 調 整				
	土 地 開 発	66,670,204	6,670,204		60,000,000
特別歳入歳出外現金		86,411,223	45,199,852		
歳入歳出外現金		44,808,080	44,808,080		
府 税		75,936,654	75,936,654		
住 宅 敷 金		5,557,085	1,156,455		4,400,630
合 計		822,501,722	454,770,070	1,259,651	264,400,630

保 管 方 法

(単位 円)

訳			約 銭	備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託 ナショナル証券		
	50,000,000	9,850,000	1,010,000	
40,284,252	927,119			大阪公 137 926,620 大阪 24,223 499
40,284,252	50,927,119	9,850,000	1,010,000	

歳 入

昭和49年10月31日現在

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	2,562,928,000	1,463,531,628	△1,522,936 207,283,909
国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,457,100		
地方交付税	1,654,459,000	1,135,042,000	
分担金及負担金	3,142,480,000	543,976,900	△3,600 1,053,964
使用料及手数料	76,599,000	3,130,537	△6,570 6,502,830
国庫支出金	2,103,624,000	345,426,076	92,448,048
府支出金	2,651,319,000	342,006,918	438,3968
財産収入	766,200	29,068,204	13,440
寄付金	46,020,000	112,259,677	
繰入金	100,000		
繰越金	136,829,000	39,799,551	
諸収入	691,347,000	202,848,833	△1,373,509 225,913,751
市債	3,087,483,000	33,490,000	
自動車取得税交付金	70,950,000		
交通安全対策特別交付金	12,000,000		12,697,000
地方譲与税	25,500,000	7,424,000	
合 計	13,455,339,000	3,797,099,956	△2,906,615 559,782,586

調 査 書

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不 足	
計			
1,669,292,601		89,363,5399	65.13
		14,571,000	
1,135,042,000		51,941,7000	68.60
649,337,30		24,931,4270	20.66
38,301,639		3,829,7361	50.00
437,874,124		1,665,749,876	20.81
346,390,886		2,304,928,114	13.06
29,081,644	21,419,644		37.955
112,259,677	66,239,677		24.393
		100,000	
39,799,551		9,702,9449	29.98
427,389,075		26,395,7925	61.81
33,490,000		3,053,993,000	1.08
		70,950,000	
12,697,000	697,000		105.80
7,424,000		18,076,000	29.11
4,353,975,927		9,101,663,073	32.35

歳 出

昭和49年10月31日現在

科 目	予 算 額	支 出
		前 月 末 累 計
議 会 費	1 1 1,7 2 2,0 0 0	5 5,2 8 1,8 6 8
総 務 費	1,6 8 9,6 4 9,0 0 0	5 8 7,9 2 6,8 8 1
民 生 費	2,6 2 4,4 8 6,0 0 0	1,0 7 1,1 2 5,3 0 5
衛 生 費	6 4 3,1 8 6,0 0 0	3 5 3,2 3 9,1 5 7
勞 働 費	5 6,1 9 5,0 0 0	2 3,7 7 1,4 1 8
農 林 水 産 業 費	1 6 4,8 1 3,0 0 0	2 4,2 7 4,3 2 0
商 工 費	2 4 2,4 2 7,0 0 0	6 3,8 5 4,0 0 5
土 木 費	4,6 5 3,6 5 9,0 0 0	1,0 0 0,8 9 3,1 0 7
消 防 費	2 6 9,8 2 6,0 0 0	1 0 6,5 3 8,4 4 9
教 育 費	2,0 9 3,0 8 8,0 0 0	5 4 7,0 7 9,9 7 6
公 債 費	7 9 0,9 6 8,0 0 0	3 3 5,6 6 5,3 1 6
諸 支 出 金	9 1,4 0 0,0 0 0	6 6,6 7 5,8 1 4
予 備 費	2 0,0 0 0,0 0 0	
災 害 復 旧 費	4 2 2 0,0 0 0	8 6 4
合 計	13,4 5 5,6 3 9,0 0 0	4,2 3 6,3 2 6,4 8 0

調 査 書

資 額		予 算 残 額	予算に対する支出割合
本 月 分	計		
7,766,881	63,048,549	48,673,451	56.43
△32,457 94,780,879	68,267,530	1,006,973,697	40.40
△393,303 264,678,709	1,335,410,711	1,289,075,289	50.88
△1,8695 78,488,077	431,708,539	211,477,461	67.12
△198,459 2,855,794	26,428,753	29,786,247	47.03
△11,723 3,389,742	27,652,389	137,160,661	16.77
5,222,107	69,076,112	173,350,888	28.49
△6,160 213,039,776	1,213,926,723	3,439,732,277	26.08
16,580,283	1,231,187,32	146,707,268	45.62
△98,790 176,311,879	723,293,065	1,369,794,935	34.55
27,167,783	362,833,099	428,134,901	45.87
	66,675,814	24,724,186	72.94
		20,000,000	
	864	4,219,136	0.02
△759,587 890,281,710	5,125,848,603	8,329,790,397	38.09

監査報告第5号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年11月分収入役
扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年12月26日

監査委員 堀田 徳 治

同 竹内 修 一

記

1. 検査実施日 昭和49年12月26日
2. 検査の対象 昭和49年11月分の出納状況
3. 検査の結果

11月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証
拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 書

收 支

昭和49年11月30日現在

区 分		收 入			支	
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計		4,353,975,927	△1,471,981 645,255,459	4,997,759,405	5,125,848,603	△ 660,048 512,038,126
歳入歳出外現金		212,723,765	14,653,711	227,377,476	167,915,685	28,761,799
特別歳入歳出外現金		1,638,841,446	226,173,271	1,865,014,717	1,593,641,594	196,974,582
府 税		358,247,918	34,470,244	392,718,162	282,311,264	75,860,713
特別会計	国民健康保険	622,992,329	△ 264,017 53,600,306	676,328,618	519,050,329	△ 286,472 95,750,994
	土地区画整理	355	0	355	11,538,298	0
合 計		7,186,781,740	△1,735,998 974,152,991	8,159,198,733	7,700,305,773	△ 948,520 909,386,214
基 金	用品調達	18,916,382	283,695	19,200,077	15,656,731	779,392
	同資 金更貸 生付	43,329,481	0	43,329,481	4,002,037	0
	財政調整					
	土地開発	66,670,204	0	66,670,204	0	0
合 計		128,916,067	283,695	129,199,762	19,658,768	779,392

計 算 書

(単位 円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
5,637,226,681	△639,467,276	1,120,000,000 △100,000,000	△11,538,298	368,994,426	
196,677,484	30,699,992			30,699,992	
1,790,616,176	74,398,541			74,398,541	
358,171,977	34,546,185			34,546,185	
614,512,851	61,815,767			61,815,767	
11,538,298	△11,537,943		11,538,298	355	
8,608,743,467	△449,544,734	1,020,000,000	0	570,455,266	
16,436,123	2,763,954			2,763,954	
4,002,037	39,327,444			39,327,444	
0	66,670,204			66,670,204	
20,438,160	108,761,602			108,761,602	

現 金 の

昭和49年11月30日現在

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	368,994,426	28,134,426		240,000,000
特 別 会 計	國 保 事 業	61,815,767	61,815,767	
	土 地 区 画 事 業	355	355	
基 金	用 品 調 達	2,763,954	2,196,890	567,064
	同 資 和 更 生 貸 付 金	39,327,444	39,327,444	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	66,670,204	6,670,204	60,000,000
特別歳入歳出外現金	207,859,904	74,398,541		
歳入歳出外現金	30,699,992	30,699,992		
府 税	34,546,185	34,546,185		
住 宅 敷 金	6,205,891	1,731,255		4,474,636
合 計	818,884,122	279,521,059	567,064	304,474,636

保 管 方 法

(単位 円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託 ナショナル証券	公 社 ・ 尼 崎 釣 銭	
	50,000,000	9,850,000	40,000,000 1,010,000	
131,144,943	2,316,420			大阪公 137 2,316,226 大阪 24,223 194
131,144,943	52,316,420	9,850,000	41,010,000	

歳 入

昭和49年11月30日現在

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	2,562,928,000	1,669,292,601	△1,106,239 1,25,878,014
国有提供施設等所在市 町村助成交付金	1,457,100		
地 方 交 付 税	1,654,459,000	1,135,042,000	311,951,000
分担金及負担金	314,248,000	64,933,730	記107,350 △8,450 25,695,894
使用料及手数料	76,599,000	38,301,639	記△107,350 △344,290 6,156,711
国 庫 支 出 金	2,103,624,000	437,874,124	72,938,000
府 支 出 金	2,651,319,000	346,390,886	48,807,620
財 産 収 入	766,200	29,081,644	
寄 付 金	46,020,000	11,225,967	
繰 入 金	100,000		
繰 越 金	136,829,000	39,799,551	
諸 収 入	691,347,000	427,389,075	△13,002 53,828,220
市 債	3,087,483,000	33,490,000	
自動車取得税交付金	70,950,000		
交通安全対策特別交付金	12,000,000	12,697,000	
地 方 譲 与 税	25,500,000	7,424,000	
合 計	13,455,639,000	4,353,975,927	△1,471,981 645,255,459

調 査

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不 足	
1,794,064,376		7,688,863,624	70.00
		14,571,000	
1,440,993,000		207,466,000	87.46
90,728,524		223,519,476	28.87
44,006,710		32,592,290	57.45
51,081,212		1,592,811,876	24.28
395,198,506		2,256,120,494	14.90
29,081,644	21,419,644		379.55
112,259,677	66,239,677		243.93
		100,000	
39,799,551		97,029,449	29.08
481,204,293		210,142,707	69.60
33,490,000		3,053,993,000	1.08
		70,950,000	
12,697,000	697,000		105.80
7,424,000		1,807,600	29.11
4,997,759,405		8,457,879,595	37.14

歳 出

昭和49年11月30日現在

科 目	予 算 額	支 出
		前 月 末 累 計
議 会 費	1 1 1,7 2 2,0 0 0	6 3,0 4 8,5 4 9
総 務 費	1,6 8 9,6 4 9,0 0 0	6 8 2,6 7 5,3 0 3
民 生 費	2,6 2 4,4 8 6,0 0 0	1,3 3 5,4 1 0,7 1 1
衛 生 費	6 4 3,1 8 8,0 0 0	4 3 1,7 0 8,5 3 9
労 働 費	5 6,1 9 5,0 0 0	2 6,4 2 8,7 5 3
農 林 水 産 業 費	1 6 4,8 1 3,0 0 0	3 7,6 5 2,3 3 9
商 工 費	2 4 2,4 2 7,0 0 0	6 9,0 7 6,1 1 2
土 木 費	4,6 5 3,6 5 9,0 0 0	1,2 1 3,9 2 6,7 2 3
消 防 費	2 6 9,8 2 6,0 0 0	1 2 3,1 1 8,7 3 2
教 育 費	2,0 9 3,0 8 8,0 0 0	7 2 3,2 9 3,0 6 5
公 債 費	7 9 0,9 6 8,0 0 0	3 6 2,8 3 3,0 9 9
諸 支 出 金	9 1,4 0 0,0 0 0	6 6,6 7 5,8 1 4
予 備 費	2 0,0 0 0,0 0 0	
災 害 復 旧 費	4 2 2,0 0 0	8 6 4
合 計	13,4 5 5,8 3 9,0 0 0	5,1 2 5,8 4 8,6 0 3

調 書

濟 額		予 算 残 額	予算に対する支出割合
本 月 分	計		
9,148,230	72,196,779	39,525,221	64.62
△99,284 69,736,045	75,231,2064	937,336,936	44.52
△96,270 16,454,0291	1,499,854,732	1,124,631,268	57.14
△59,100 31,501,219	463,150,658	180,035,342	72.00
△67,965 3,778,964	30,139,752	26,055,248	53.63
△1,080 3,756,952	31,408,211	133,404,789	19.05
3,042,273	72,118,385	170,308,615	29.74
6,190,3909	1,275,830,632	3,377,828,368	27.41
18,787,075	14,190,5807	127,920,193	52.59
△336,349 81,031,382	80,398,8098	1,289,099,902	38.41
6,480,6411	427,639,510	363,328,490	54.06
	66,675,814	24,724,186	72.94
		20,000,000	
5,375	6,239	4,213,761	0.14
△66,0048 51,203,8126	5,637,226,681	7,818,412,319	41.89

監査報告第6号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年11月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年12月26日

監査委員 堀田 徳治

同 竹内 修一

記

1. 検査実施日 昭和49年12月26日
2. 検査の対象 昭和49年11月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

1 1 月分月次合計残高試算表

1 1 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和49年11月30日現在

借		方		物 定 科 目		貸		
残 高	合 計	本 月 計	計	資 産 の 部	地 物	本 月 計	合 計	方 残 高
				資 産 の 部	地 物			
119,570,953	119,570,953			土 建 構 築 機 械 及 装 置 器 具				
111,692,469	111,692,469			車 輛 及 運 搬 器 具				
1,795,944,520	1,795,944,520			工 具 器 具 及 備 品				
192,920,574	192,920,574			建 設 仮 勘 定 権				
59,484,830	59,484,830			水 電 話 加 入 権				
9,432,753	11,103,753			現 金				
19,822,707	19,822,707			普 通 預 金		59,172,704	704,558,827	
545,075,973	671,463,980			当 座 預 金		59,172,704	669,756,412	
510,000	510,000			未 收 蔵 品		61,958,660	357,398,603	
41,200	41,200			貯 蓄 債 券		4,836,792	444,734,099	
210,000	210,000			仮 払 債 券				
52,677,967	757,236,794	90,394,428		投 資 有 価 証 券				
669,756,412	669,756,412	59,172,704		前 払 費 用				
84,062,562	441,461,165	43,778,810		保 管 有 価 証 券			100,000	
72,509,848	117,243,947	4,474,040		借 地 権				
25,000	25,000			負 債 の 部				
				未 払 金 用 金		4,474,040	83,347,607	7,353,160
1,200,000	1,300,000			未 払 費 用 金				
240,000	240,000			一 時 借 入 金			225,000,000	195,000,000
	75,994,447	4,378,280		前 借 受 金		1,868,100	43,269,330	27,761,300
	30,000,000							
	15,508,030	2,256,450						

	28,868,482	3,056,874	預り	金	30,713,332	1,844,900
	100,000		預り担保有価証券	債券	1,300,000	1,200,000
	1,027,284		減価償却引当金	当金	262,820,993	261,793,709
			退取給与引当金	当金	4,701,960	4,701,960
			資本の部			
			自己資本	金	118,703,235	118,703,235
	28,472,958	816,375	借入資本	金	1,594,634,357	1,571,161,399
			資本剰余金	金	792,026,583	792,026,583
			利益剰余金	金	20,744,067	20,744,067
			費用の部			
169,758,937	109,758,937	22,006,934	原水及浄水費	費		
48,870,460	48,870,460	7,465,508	配水及給水費	費		
2,199,695	2,199,695	1,651,550	受託工事費	費		
48,880,988	48,880,988	6,104,732	業務費	費	79,891	
29,124,191	29,294,082	3,164,092	総減価償却費	費		
648,716	648,716		資産減耗費	費		
54,677,479	54,677,479	28,532	支払利息及び企業債取扱諸費	費		
			雑支出	出		
23,400,880	23,615,815		その他の営業費用	用		
83,730	83,730		前年度損益修正	正		
			収益の部			
	189,412		給水収益	益	882,602,644	882,422,232
			補償金	金		
			受託工事収益	益	21,281,145	21,281,145
	247,405	405	その他の営業収益	益	39,130,749	38,888,344
			受取利息	息	1,414,608	1,414,608
			雑収	益	1,780,685	1,780,685
			固定資産売却益	益		
			前年度損益修正	正		
3,448,072,327	5,528,153,134	265,209,862	合計	計	5,528,158,134	3,448,072,327

11月分予算執行報告書甲

昭和49年11月30日現在（収入）

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		11月	累 計	
① 水道事業収益	759,207,000	69,142,251	445,782,014	313,424,986
1. 営業収益	753,207,000	69,011,809	442,586,721	310,620,279
1. 給水収益	629,507,000	43,711,545	332,422,232	247,084,768
2. 受託工事収益	20,000,000	20,041,000	21,281,145	△1,281,145
3. その他の営業収益	103,700,000	5,259,264	3,888,334	64,816,656
2. 営業外収益	6,000,000	130,442	3195,293	2,804,707
1. 受取利息	3,000,000	5,253.2	1,414,608	1,585,392
2. 雑収入	3,000,000	7,791.0	1,780,685	1,219,815

① 資本的收入	594,500,000	1,493,000	13,172,000	581,328,000
1. 企業債	390,000,000	0	0	390,000,000
1. 企業債	390,000,000	0	0	390,000,000
2. 負擔金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 他會計負擔金	4,500,000	0	0	4,500,000
3. 工事負擔金	200,000,000	1,493,000	13,172,000	186,828,000
1. 工事負擔金	200,000,000	1,493,000	13,172,000	186,828,000
收入合計	1,353,707,000	706,352,511	458,954,014	894,752,986

11月分子算執行報告書乙

昭和49年11月30日現在（支出）

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 現 額
		11月	累 計	
① 水道事業費用	762,063,000	44,060,831	382,565,241	379,497,759
1. 営業費用	644,788,000	44,034,299	327,887,762	316,900,238
1. 原水及浄水費	256,356,000	22,006,934	169,758,937	86,597,063
2. 配水及給水費	76,755,000	7,495,508	48,879,460	27,875,540
3. 受託経費	20,000,000	1,651,550	2,199,695	17,800,305
4. 業務費	79,374,000	6,104,732	48,880,933	30,993,067
5. 総務費	52,315,000	3,159,760	29,124,191	23,190,809
6. 減価償却費	59,428,000	0	0	59,428,000
7. 資産減耗費	60,000	0	643,716	△583,716
8. その他の営業費用	100,000,000	3,615,815	28,400,830	71,599,170
2. 営業外費用	117,175,000	26,532	54,677,479	62,497,521

1.	支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	117,165,000	26,532	54,677,479	62,487,521
2.	雑 支 出	10,000	0	0	10,000
3.	予 備 費	100,000	0	0	100,000
1.	予 備 費	100,000	0	0	100,000
①	資 本 的 支 出	648,382,240	1,363,078	212,606,839	435,775,401
1.	建 設 改 良 費	602,657,240	12,814,333	189,133,881	413,523,359
1.	事 務 費	10,723,688	744,809	5,905,228	4818,460
2.	拡 張 工 事 費	384,387,552	3,149,000	114,124,170	270,263,382
3.	改 良 工 事 費	179,200,000	2,971,624	47,630,743	131,569,257
4.	配 水 管 整 備 事 業 費	13,200,000	5,200,000	7,562,000	5,638,000
5.	營 業 設 備 費	15,146,000	748,900	13,911,740	1,234,260
2.	企 業 債 償 還 金	45,725,000	816,375	23,472,958	22,252,042
1.	企 業 債 償 還 金	45,725,000	816,375	23,472,958	22,252,042
	支 出 合 計	1,410,445,240	57,691,539	595,172,080	815,273,160

和泉市水道事業損益計算書（11月分）

（昭和49年11月1日より昭和49年11月30日まで）

	円	円	円
1. 営業収益			
(1) 給水収益	4,371,545		
(2) 受託工事収益	2,004,100		
(3) その他の営業収益	5,259,264	69,011,809	
2. 営業費用			
(1) 原水及浄水費	2,200,693		
(2) 配水及給水費	7,495,508		
(3) 受託工事費	1,651,550		
(4) 業務費	6,104,732		
(5) 総係費	3,159,760		
(6) その他の営業費用	3,615,815	44,034,299	
営業利益			24,977,510
3. 営業外収益			
(1) 受取利息	52,532		
(2) 雑収益	77,910	130,442	
当月分総利益			25,107,952
4. 営業外費用			
(1) 支払利息及 企業債取扱諸費	26,532	26,532	
当月分純利益			25,081,420

資 金 予 算 表

資 金 予 算 表

昭和49年12月10日

科目	月次	11月執行済額				12月予定額		1月予定額		2月予定額	
		円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
前月繰越金		21,666,248	52,888	35,214	19,014						
営業収益		8,570,364	6,500	6,800	6,800						
営業外収益		130,442	200	200	200						
前年度未収金		131,785	6,492	3,000	0						
企業債		0	0	0	0						
工事負担金		1,493,000	0	0	0						
一時借入金		0	200,000	0	0						
預り金		196,000	500	500	500						
前年度繰越金		0	0	0	0						
前受金		1,868,100	500	500	500						
計		90,389,691	272,692	67,200	64,200						

支	營業費用	39,748,407	165,000	47,000	49,000
	營業外費用	26,532	4,136	400	10,113
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	12,263,433	45,000	10,600	5,300
	貯藏品	4,378,280	25,230	4,400	2,000
	企業債償還金	816,375	0	0	5,757
	一時借入金返還	0	50,000	20,000	0
	預り金返還	108,000	500	500	500
	前受金	1,766,940	500	500	500
	計	59,167,967	290,366	83,400	73,170
収支差引額		52,887,967	35,214	19,014	10,044
出					

監査報告第7号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年11月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年12月26日

監査委員 堀田 徳 治

同 竹内 修 一

記

1. 検査実施日 昭和49年12月26日
2. 検査の対象 昭和49年11月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

11月分月次合計残高試算表

1. 1 月分月次合計残高試算表

昭和49年1.1.1月30日現在

和泉市立病院事業会計

借		方		勘定科目		貸		方	
		高	計			計	高		
残	果	当	月	当	月	当	月	計	高
				資産の部					
90,313,210	90,316,210			土地					
240,415,659	240,415,659			建物					
2,848,487	2,848,487			構築物					
1,240,000	1,240,000			車両					
33,698,625	33,698,625		1,731,300	機械及備品					
138,124	138,124			有価証券					
1,299,235	1,299,235			投資					
				減価償却引当金			28,412,261		28,412,261
54,060,079	1,188,125,673		45,616,326	普通預金		41,680,939	1,129,065,594		
83,065,097	306,082,256		39,864,374	未収金		34,525,665	223,017,159		
8,010,375	140,973,667		17,478,850	貯蔵品		17,531,481	192,963,292		
939,694	4,294,694			前払金			3,355,000		
8,100,000	8,100,000			定期預金					
22,462,984	112,744,494			過年度未収金			90,281,510		
				負債の部					
	645,000,000			一時借入金			1,120,000,000		475,000,000
	53,990,940		3,171,800	未払金		17,478,850	132,950,990		78,960,050
				仮受金					
	38,486,488		4,430,412	預り金		4,680,879	41,467,198		2,980,760
	1,754,000		184,000	予納金		182,000	2,508,000		749,000
	616,068			固定負債			21,562,379		20,946,311

	68,307,085		過年度未払金			69,999,125	1,692,040
			預り共済基金			3,100,000	3,100,000
			資本の部				
			自己資本			156,333,371	156,333,371
	6,559,895		借入資本			198,646,483	192,086,583
381,785,953	381,785,953		繰越欠損金				
			収益の部				
			入院収益	25,075,583		182,272,956	182,272,956
			外来収益	19,863,498		161,175,133	161,175,133
			その他医業収益	1,111,794		10,372,240	10,372,240
			受取利息配当金			367,527	367,527
			他会計補助金			50,000,000	50,000,000
			患者外給食収益	402,410		2,555,160	2,555,160
			その他医業外収益	47,614		551,746	551,746
			費用の部				
235,703,909	235,703,909	26,304,640	給与費				
142,525,356	142,525,356	19,120,895	材料費				
31,332,093	31,332,093	3,660,980	経費				
			減価償却費				
			貸差減耗費				
2,114,854	2,114,854	378,960	研究修費				
19,645,921	19,645,921		支払利息及び企業債取扱諸費				
3,523,993	3,523,993	438,176	患者外給食材料費				
4,318,500	4,318,500	200,000	建設仮勘定				
1,367,555,148	3,760,952,129	162,580,713	合計	162,580,713	3,760,952,129		1,367,555,148

11月分予算執行報告書

昭和49年11月30日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		11月	累 計	
病院事業収益	57,257,500.00	46,500,899	407,294,762	165,280,238
1. 医 業 収 益	51,317,000.00	46,050,875	353,820,329	159,349,671
イ 入 院 収 益	25,695,500.00	25,075,583	182,272,956	74,682,044
ロ 外 来 収 益	24,040,000.00	19,863,498	161,175,133	79,224,867
ハ その他の医業収益	15,815,000.00	1,111,794	10,872,240	5,442,760
2. 医 業 外 収 益	59,405,000.00	45,002.4	53,474,433	5,930,567
イ 受取利息配当金	791,000.00		367,527	423,473
ロ 他会計補助金	52,739,000.00		50,000.00	2,739,000
ハ 患者外給食収益	4,811,000.00	40,241.0	2,555,160	2,255,840
ニ その他の医業外収益	1,064,000.00	47,614	551,746	512,254
病院事業費用	719,342,000.00	499,036,511	434,856,126	284,485,874
1. 医 業 費 用	651,066,000.00	494,654,475	411,681,212	239,384,788
イ 給 与 費	363,744,000.00	26,304,640	235,708,909	128,065,091
ロ 材 料 費	205,161,000.00	19,120,895	142,525,356	62,635,644

八	經 費	59,608,000	3,660,980	31,332,093	28,275,907
二	減 價 償 却 費	17,892,000			17,892,000
ホ	資 產 減 耗 費	1,000			1,000
シ	研 究 研 修 費	4,630,000	378,960	2,114,854	2,515,146
2.	醫 業 外 費 用	67,976,000	488,176	23,174,914	44,801,086
1	支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	62,628,000		19,645,921	42,982,079
ロ	患 者 外 給 食 材 料 費	5,348,000	438,176	3,528,993	1,819,007
3.	予 備 費	300,000			300,000
	資 本 的 收 入	386,821,000		20,000,000	366,821,000
1.	他 會 計 出 資 金	22,421,000		20,000,000	2,421,000
2.	企 業 債	364,400,000			364,400,000
	資 本 的 支 出	22,421,000	1,931,300	13,829,993	8,591,007
	建 設 改 良 費				
	建 設 費				
1.	機 械 備 品 購 入 費	7,000,000	1,731,300	6,037,750	962,250
2.	企 業 債 償 還 金	13,188,000		6,559,895	6,628,105
3.	看 護 婦 宿 舍 割 賦 金	1,233,000		616,068	616,932
4.	病 院 建 設 調 查 費	1,000,000	20,000	616,250	383,720

11月度月次損益計算書

昭和49年11月30日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計
1. 医 業 収 益		
入 院 収 益	25,075,583	182,272,056
外 来 収 益	19,863,498	161,175,133
その他医業収益	1,111,794	1,087,2240
計	46,050,875	353,820,329
2. 医 業 費 用		
給 与 費	26,304,640	235,708,009
材 料 費	19,120,895	142,525,356
経 費	3,660,980	31,332,098
減 価 償 却 費		
資 産 減 耗 費		
研 究 研 修 費	378,960	2,114,854
計	49,465,475	411,681,212

3.	医業利益				△57,860,883
	医業外収益				
	受取利息配当金			367,527	
	他会計補助金			50,000,000	
	患者外給食収益	402,410		2,555,160	
	その他医業外収益	47,614		551,746	
	計		450,024		53,474,433
4.	医業外費用				
	支払利息及び 企業債取扱諸費			19,645,921	
	患者外給食材料費	438,176		3,528,993	
	雑損失				
	計		438,176		23,174,914
	当月分純利益				
	当月迄の純利益				△27,561,364
	上記当月分収益中	健保未収金	39,864,374円		
	上記当月分費用中	未払金	17,478,850円		

資 金 予 算 表

昭和49年11月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	11月の執行済額	12月予定	1月予定
収	事業収益	4,075,344円	47,000,000円	44,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度未収金			
	一時借入金			
	預り金	4,680,879	6,000,000	4,600,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	182,000	180,000	1,800,000
入	仮受金			
	公立病院特例債		364,400,000	
	合 計	4,561,632	417,580,000	48,780,000

区分	科目	11月の執行済額	12月予定	1月予定
支	事業費用	3,196,342.7円	1,440,000.00円	39,000,000.00円
	建設改良費	1,931,300	15,000,000.0	2,000,000.0
	企業債償還金		4,793,000.0	1,388,800.0
	貯蔵品購入費	3,171,800	78,960,000.0	18,000,000.0
	過年度未払金			
	一時借入金返還		125,000,000.0	
	預り金還付	4,430,412	5,500,000.0	5,100,000.0
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付	184,000	180,000	180,000
出	仮受金還付			
	合計	41,680,939	373,433,000	65,668,000
	収支差引	3,935,387	44,147,000	△16,888,000
差引	前年度又は前月より繰越	50,124,692	54,060,079	98,207,079
	翌年度又は翌月へ繰越	54,060,079	98,207,079	81,319,079

監査報告第8号

例月出納検査の結果について

地方自治法第28-5条の2第1項の規定により、昭和49年12月分収入役
扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第8項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和50年1月28日

監査委員 堀田 徳 治

同 竹 内 修 一

記

1. 検査実施日 昭和50年1月28日
2. 検査の対象 昭和49年12月分の出納状況
3. 検査の結果

12月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証
拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 書

收 支

昭和49年12月31日現在

区 分		収 入			支	
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計		4,997,759,405	△ 1,005,725 1,115,197,289	6,111,950,969	5,637,226,681	△ 3,812,682 2,070,653,950
歳入歳出外現金		227,377,476	137,150,168	364,527,644	196,677,484	67,312,505
特別歳入歳出外現金		1,865,014,717	266,018,381	2,131,033,098	1,790,616,176	254,473,853
府 税		392,718,162	53,839,530	446,557,692	358,171,977	34,555,963
特別会計	国民健康保険	676,328,618	△ 395,333 47,247,062	723,180,347	614,512,851	△ 75,482 129,293,882
	土地区画整理事業	355	0	355	11,538,298	0
合 計		8,159,198,733	△ 1,401,058 1,619,452,430	9,777,250,105	8,608,743,467	△ 3,888,164 2,556,290,153
基 金	用品調達	19,200,077	588,650	19,788,727	16,436,123	740,022
	同資和更生貸付	43,329,481		43,329,481	4,002,037	1,500,000
	財政調達					
	土地開発	66,670,204	2,032,330	68,702,534	0	0
合 計		129,199,762	2,620,980	131,820,742	20,438,160	2,240,022

計 算 書

単位 円

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
7,704,067,949	△ 1,592,116,980	△180,000,000	△ 11,538,298	636,344,722	
263,989,989	100,537,655			100,537,655	
2,045,090,029	85,943,069			85,943,069	
392,727,940	53,829,752			53,829,752	
743,731,251	△20,550,904	100,000,000		79,449,096	
11,538,298	△11,537,943		11,538,298	355	
11,161,145,456	△ 1,383,895,351	2,340,000,000	0	956,104,649	
17,175,145	2,612,582			2,612,582	
5,502,037	37,827,444			37,827,444	
0	68,702,534			68,702,534	
22,678,182	109,142,560			109,142,560	

現 金 〇

昭和49年12月31日現在

区 分		現 在 高	内		
			普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計		636,344,722	80,708,722		380,000,000
特 別 会 計	国 保 事 業	79,449,096	79,449,096		
	土 地 区 画 事 業 整 理 事 業	355	355		
基 金	用 品 調 達	2,612,582	2,561,410	51,172	
	同 資 金 更 替 生 付	37,827,444	37,827,444		
	財 政 調 整				
	土 地 開 発	68,702,534	8,702,534		60,000,000
特別歳入歳出外現金		196,631,948	85,943,069		
歳入歳出外現金		100,537,655	100,537,655		
府 税		53,829,752	53,829,752		
住 宅 敷 金		6,594,894	2,017,455		4,577,439
合 計		1,182,530,982	451,578,492	51,172	444,577,439

保 管 方 法

単位 円

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託	公 社 ・ 尼 崎	
		ナショナル証券	釣 銭	
	15,000,000	19,625,000	140,000,000 1,010,000	
104,247,755	6,441,124			大阪公 137 6,440,626 大阪 24,223 498
104,247,755	21,441,124	19,625,000	141,010,090	

歳 入

昭和49年12月31日現在

科 目	予 算 額	収 入	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	2,972,415,000	1,794,064,376	記△1,003,010 △953,562 1,982,674.28
国有提供施設等所在市 町村助成交付金	1,953,400		1,953,400
地 方 交 付 税	1,913,785,000	1,446,993,000	2,220,000,000
分担金及負担金	402,633,000	90,728,524	△16,450 2,172,040
使用料及手数料	88,897,000	44,006,710	△35,710 7,438,596
国 庫 支 出 金	2,271,171,000	510,812,124	3,320,820,56
府 支 出 金	2,754,890,000	395,198,596	5,979,000
財 産 収 入	35,019,000	29,081,644	記93,580 211,700
寄 付 金	141,884,000	112,259,677	500,000
繰 入 金	144,658,000		
繰 越 金	141,714,000	39,799,551	
諸 収 入	921,656,000	481,204,293	記909,430 △8 46,753,109
市 債	3,439,774,000	33,490,000	206,900,000
自動車取得税交付金	70,950,000		0
交通安全対策特別交付金	12,697,000	12,697,000	0
地 方 譲 与 税	25,500,000	7,424,000	0
合 計	15,357,177,000	4,997,759,405	△1,005,725 1,115,197,289

説 書

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不 足	
1,990,375,232		982,039,768	66.96
19,534,000		0	100.00
1,668,993,000		244,792,000	87.20
1,124,324,74		290,200,526	27.92
51,409,596		37,487,404	57.83
842,894,180		1,428,276,820	37.11
454,988,506		2,299,901,494	16.51
293,869,24		5,632,076	83.91
1,127,596,77		29,124,323	79.47
		144,658,000	
39,799,551		101,914,449	28.08
528,866,829		392,789,171	57.38
240,390,000		3,199,384,000	6.98
0		7,095,000	
1,269,700		0	100.00
7,424,000		1,807,600	29.11
6,111,950,969		9,245,226,031	39.79

歳 出

昭和49年12月31日現在

科 目	予 算 額	支 出
		前月末累計
議 会 費	144,680,000	72,196,779
総 務 費	1,949,505,000	752,312,064
民 生 費	3,182,064,000	1,499,854,732
衛 生 費	731,167,000	463,150,658
勞 働 費	62,919,000	30,139,752
農 林 水 産 業 費	200,678,000	31,408,211
商 工 費	253,791,000	72,118,385
土 木 費	495,134,500	1,275,830,632
消 防 費	322,632,000	141,905,807
教 育 費	2,651,808,000	803,988,098
公 債 費	790,968,000	427,639,510
諸 支 出 金	91,400,000	66,675,814
予 備 費	20,000,000	
災 害 復 旧 費	422,000	6,239
合 計	15,357,177,000	5,637,226,681

調 書

濟 額		予 算 残 額	予算に対する支出割合
本 月 分	計		
3 6,4 7 6,9 7 9	1 0 8,6 7 3,7 5 8	3 6,0 0 6,2 4 2	7 5.1 1
△3 2 2,0 2 6 2 6 7,3 0 2,9 7 4	1,0 1 9,2 9 3,0 1 2	9 3 0,2 1 1,9 8 8	5 2.2 8
△2 7 9,5 7 2 4 4 3,1 5 1,7 4 9	1,9 4 2,7 2 6,9 0 9	1,2 3 9,3 3 7,0 9 1	6 1.0 5
△7 9,0 0 0 1 0 4,6 4 6,3 1 6	5 6 7,7 1 7,9 7 4	1 6 3,4 4 9,0 2 6	7 7.6 4
△9 2 6 1 7,2 0 5,5 4 9	4 7,3 4 4,3 7 5	1 5,5 7 4,6 2 5	7 5.2 4
4 5,1 2 2,5 2 0	7 6,5 3 0,7 3 1	1 2 4,1 4 7,2 6 9	3 8.1 3
△6 0 0 1 4,7 7 0,5 7 7	8 6,8 8 8,3 6 2	1 6 6,9 0 2,6 3 8	3 4.2 3
△5,5 0 0 4 6 6,5 5 9,1 8 5	1,7 4 2,3 8 4,3 1 7	3,2 0 8,9 6 0,6 8 3	3 5.1 9
△8,6 4 0 9 2,1 5 9,9 8 7	2 3 4,0 5 7,1 5 4	8 8,5 7 4,8 4 6	7 2.5 4
△7,8 5 8 4 6 2,7 0 9,7 5 6	1,2 6 6,6 8 9,9 9 6	1,3 8 5,1 1 8,0 0 4	4 7.7 6
△3,1 0 8,5 6 0 1 0 7,6 1 8,3 5 8	5 3 2,1 4 9,3 0 8	2 5 8,8 1 8,6 9 2	6 7.2 7
1 2,9 3 0,0 0 0	7 9,6 0 5,8 1 4	1 1,7 9 4,1 8 6	8 7.0 9
		2 0,0 0 0,0 0 0	
	6,2 3 9	4,2 1 3,7 6 1	0.1 4
△3,8 1 2,6 8 2 2,0 7 0,6 5 3,9 5 0	7,7 0 4,0 6 7,9 4 9	7,6 5 3,1 0 9,0 5 1	5 0.1 6

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年12月分本市水道部企業出納員抜
の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和50年1月28日

監査委員 堀田 徳 治

同 竹内 修 一

記

1. 検査実施日 昭和50年1月28日
2. 検査の対象 昭和49年12月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸
帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

1 2月分月次合計残高試算表

1 2 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 4 9 年 1 2 月 3 1 日 現在

残高	借方		勘定科目	貸方		方
	合計	本月計		本月計	合計	
119,570,953	119,570,953		資産の部			残高
111,692,469	111,692,469		土地			
1,785,944,520	1,785,944,520		建物			
192,920,574	192,920,574		構築物			
60,560,730	60,560,730	1,075,900	機械及装置			
9,492,753	11,103,753		運搬器具		1,671,000	
19,822,707	19,822,707		車輜			
575,973,235	702,361,242	30,897,232	工具器具及備品			
510,000	510,000		建設仮勘定		128,388,007	
41,200	41,200		水利			
210,000	210,000		電話加入権			
36,638,681	1,064,555,752	307,318,958	現金			
93,142,462	934,114,656	264,358,244	普通預金	264,358,244	968,917,071	
71,333,508	484,741,443	43,280,278	当座預金	264,358,244	934,114,656	
	131,553,137	14,309,190	未収金	34,200,378	391,598,991	
			貯蔵品	15,485,530	60,219,629	
25,000	25,000		仮払金			
			投資有価証券			
240,000	240,000		前払費用			
1,200,000	1,300,000		借地権			
			保管有価証券		100,000	
			負債の部			
	91,299,547	15,305,100	未払金	14,309,190	97,656,797	6,357,250
			未払費用			
	80,000,000	50,000,000	一時借入金	200,000,000	425,000,000	345,000,000
	17,172,680	1,664,650	前受金	1,129,530	44,338,550	27,226,170
	41,912,651	13,044,219	預り金	12,816,469	48,532,801	1,617,150

	100,000			預り担保有価証券				
	1,027,284			減価引当金			1,300,000	1,200,000
				退職給与引当金			248,820,993、	261,798,709
				資本の部			4,701,960	4,701,960
				自己資本				
	23,472,958			借入金			118,703,235	118,703,235
				資本剰余金			1,594,634,357	1,571,161,399
				利益剰余金		3,091,000	795,117,583	795,117,583
				費用の部			20,744,067	20,744,067
212,955,023	212,955,023	43,196,086		原水及浄水費				
68,905,668	68,905,668	20,026,208		配水及給水費				
12,941,695	12,941,695	10,742,000		受託工事費				
72,761,720	72,761,720	23,880,787		業務費				
42,976,690	43,055,581	13,852,499		総務費		79,891		
				減価償却費				
643,716	643,716			資産減耗費				
58,813,231	58,813,231	4,135,752		支払利息及企業債取致諸費				
				雑支出				
41,358,750	41,358,750	12,957,920		その他の営業費用				
85,730	85,730			過年度損益修正				
				収益の部				
	270,502	90,090		給水収益		43,236,983	425,839,627	425,569,125
				補償				
				受託工事収益		167,550	21,448,695	21,448,695
	247,405			その他の営業収益		16,639,135	55,769,884	55,522,479
				受取利息		342,900	1,414,608	1,414,608
				雑収益			2,123,585	2,123,585
				固定資産売却益				
				過年度損益修正				
3,659,701,015	6,398,293,277	870,135,143		合計		870,135,143	6,398,293,277	3,659,701,015

12月分子算執行報告書

昭和49年12月31日現在

(収入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		12月	累 計	
① 水道事業収益	687,700,000	60,296,478	506,078,492	181,621,508
(1) 営業収益	681,700,000	59,953,578	502,540,299	179,169,701
1 給水収益	558,000,000	43,146,893	425,569,125	132,430,875
2 受託工事収益	20,000,000	16,750	21,448,695	△1,448,695
3 その他の営業収益	103,700,000	16,633,135	55,522,479	48,177,521
(2) 営業外収益	600,000	342,900	3,538,193	2,461,807
1 受取利息	300,000	0	1,414,608	1,585,392
2 雑収益	300,000	342,900	2,123,585	876,415

① 資本的収入	518,500,000	3,091,000	16,263,000	502,237,000
(1) 企業債	314,000,000	0	0	314,000,000
1 企業債	314,000,000	0	0	314,000,000
(2) 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
(3) 工事負担金	200,000,000	3,091,000	16,263,000	183,737,000
1 工事負担金	200,000,000	3,091,000	16,263,000	183,737,000
収入合計	1,206,200,000	63,387,478	522,341,492	683,858,508

12月分予算執行報告書

昭和49年12月31日現在

(支出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		12月	累 計	
① 水道事業費用	832,891,000	128,791,252	511,356,493	321,034,507
(1) 営業費用	710,748,000	124,655,500	452,543,262	258,204,738
1 原水及浄水費	288,811,000	43,196,086	212,955,023	75,855,977
2 配水及給水費	90,708,000	20,026,208	68,905,668	21,802,332
3 受託工事費	20,000,000	10,742,000	12,941,695	7,058,305
4 業務費	94,115,000	23,880,787	72,761,720	21,353,280
5 総係費	57,502,000	13,852,499	42,976,690	14,525,310
6 減価償却費	59,458,000	0	0	59,458,000
7 資産減耗費	654,000	0	643,716	10,284
8 その他の営業費用	100,000,000	12,957,920	41,358,750	58,641,250
(2) 営業外費用	121,543,000	4,135,752	58,813,231	62,729,769
1 支払利息及 企業債取扱諸費	121,533,000	4,135,752	58,813,231	62,719,769
2 雑支出	10,000	0	0	10,000

(3) 予備費	100,000	0	0	0	100,000
1 予備費	100,000	0	0	0	100,000
① 資本的支出					
(1) 建設改良費	580,242,240	31,973,162	244,580,001	335,662,239	
1 事務費	534,517,240	31,973,162	221,107,043	313,410,197	
2 擴張工事費	10,723,688	3,120,392	9,025,620	1,698,068	
3 改良工事費	309,387,552	9,364,000	123,488,170	185,899,382	
4 配水管整備事業費	183,960,000	18,412,870	66,043,613	117,916,387	
5 營業設備費	13,200,000	0	7,562,000	5,638,000	
(2) 企業償還金	17,246,000	1,075,900	14,987,640	2,258,360	
1 企業償還金	45,725,000	0	23,472,958	22,252,042	
支出合計	1,412,633,240	160,764,414	755,936,494	656,696,746	

和泉市水道事業損益計算書（12月分）

（昭和49年12月1日より昭和49年12月31日まで）

1. 営業収益

(1) 給水収益	43,146,893円		
(2) 受託工事収益	1,675,500円		
(3) その他の営業収益	<u>16,639,135円</u>	59,953,578円	

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	43,196,086円		
(2) 配水及給水費	20,026,208円		
(3) 受託工事費	10,742,000円		
(4) 業務費	23,880,787円		
(5) 総係費	13,852,499円		
(6) その他の営業費用	<u>12,957,920円</u>	<u>124,655,500円</u>	

営業損失 64,701,922円

3. 営業外収益

(1) 雑収益	<u>3,429,000円</u>	<u>3,429,000円</u>	
---------	-------------------	-------------------	--

当月分総損失 64,359,022円

4. 営業外費用

(1) 支払利息及企業 債取扱諸費	<u>4,135,752円</u>	<u>4,135,752円</u>	
----------------------	-------------------	-------------------	--

当月分純損失 68,494,774円

資 金 予 算 表

資 金 予 算 表

昭和50年1月10日

科 目	月 次	12月執行済額円	1月予定額円	2月予定額円	3月予定額円
前	繰越金	52,887,967	95,849	39,565	18,895
	営業収益	50,289,758	68,000	63,000	64,000
	営業外収益	342,900	200	200	200
	前年度未収金	15,690	5,476	4,000	0
収	企 業 債	0	0	0	189,000
	工事負担金	3,091,000	0	0	0
	一時借入金	200,000,000	0	0	200,000
	預り金	360,000	500	500	500
入	前年度繰越金	0	0	0	0
	前受金	1,129,520	500	500	500
	計	255,228,868	69,676	68,200	454,200

支 出	營業費用	110,245,870	49,000	48,000	92,000
	營業外費用	4,135,752	400	10,113	4,7713
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	30,897,262	38,440	14,500	170,000
	貯蔵品	15,305,100	19,120	9,500	35,854
	企業債償還金	0	0	5,757	16,495
	一時借入金返金	50,000,000	20,000	0	100,000
	預り金返還	587,750	500	500	500
	前受金	1,096,420	500	500	500
	計	212,268,154	125,960	88,870	463,062
收支差引額	95,848,681	39,565	18,895	10,038	

監査報告第10号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年12月分和泉市立病院企業出納員
扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和50年1月28日

監査委員 堀田 徳 治

同 竹内 修 一

記

1. 検査実施日 昭和50年1月28日
2. 検査の対象 昭和49年12月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸
帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

1 2月分月次合計残高試算表

1 2 月分月次合計残高試算表

昭和49年12月28日現在

和泉市立病院事業会計

残高	借方		勘定科目	貸方		高
	果	計		当	計	
			資産の部			
90,316,210	90,316,210		土地			
240,415,659	240,415,659		建物			
2,848,487	2,848,487		構築物			
1,240,000	1,240,000		車両			
34,446,325	34,446,325	747,700	機械及備品			
188,124	188,124		有価証券			
7,399,235	7,399,235	6,100,000	投資			
			減価償却引当金	28,412,261		28,412,261
232,827,226	1,664,296,133	481,170,460	普通預金	302,403,313	1,431,468,907	
84,656,738	350,289,571	44,207,315	未収金	42,615,674	265,632,833	
8,076,861	160,790,947	19,817,280	貯蔵品	19,750,794	152,714,086	
750,000	4,294,694		前払金	189,694	3,544,694	
8,100,000	8,100,000		定期預金			
22,462,984	112,744,494		過年度未収金		90,281,510	
			負債の部			
	720,000,000	75,000,000	一時借入金	50,000,000	1,170,000,000	450,000,000
	104,039,340	50,043,400	未払金	19,817,280	152,768,270	48,728,930
			仮受金			
	43,419,649	4,933,205	預り金	16,861,049	58,328,247	14,908,604
	2,038,000	279,000	予納金	172,000	2,675,000	642,000

	924,102	308,034	固 定 負 債	364,400,000	385,962,379	385,038,277
	68,307,085		過 年 度 未 払 金		69,999,125	1,682,040
			預 り 共 済 基 金		8,100,000	8,100,000
			資 本 の 部			
			自 己 資 本 金		156,333,371	156,333,371
	11,044,895	4,485,000	借 入 資 本 金		198,643,488	137,601,593
381,785,953	881,185,953		繰 越 欠 損 金			
			収 益 の 部			
			人 院 収 益	27,604,275	209,877,231	209,877,231
			外 来 収 益	22,297,775	183,472,908	183,472,908
			そ の 他 医 業 収 益	1,359,485	11,731,725	11,731,725
			受 取 利 息 配 当 金		367,527	367,527
			他 会 計 補 助 金		50,000,000	50,000,000
			患 者 外 給 食 収 益	360,100	2,924,260	2,924,260
			そ の 他 医 業 外 収 益	73,749	625,495	625,495
			費 用 の 部			
			給 与 費			
369,907,206	369,907,206	134,198,297	材 料 費			
163,680,416	163,680,416	21,165,060	経 費			
39,763,710	39,763,710	8,431,617	減 価 償 却 費			
			資 産 減 耗 費			
			研 究 研 修 費			
2,140,224	2,140,224	25,370	支 社 利 益 及 進 捗 取 扱 諸 費			
31,165,002	31,165,002	11,519,081	患 者 外 給 食 材 料 費			
4,007,362	4,007,362	478,369	建 設 仮 勘 定			
9,318,500	9,318,500	5,000,000	合 計	867,914,188	4,628,866,317	1,735,466,222
1,735,466,222	4,628,866,317	867,914,188				

1 2 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和49年12月28日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 2 月	果 計	
病院事業収益	611,972,000	517,043,884	458,999,146	152,972,854
1 医業収益	552,567,000	512,615,355	405,081,864	147,485,136
イ 入院収益	296,352,000	276,042,75	209,877,231	86,474,769
ロ 外来収益	240,400,000	222,977,75	183,472,908	56,927,092
ハ その他医業収益	15,815,000	1,359,485	11,731,725	4,083,275
2 医業外収益	59,405,000	442,849	53,917,282	5,487,718
イ 受取利息配当金	791,000		367,527	423,473
ロ 他会計補助金	52,739,000		50,000,000	2,739,000
ハ 患者外給食収益	4,811,000	369,100	2,924,260	1,886,740
ニ その他医業外収益	1,064,000	73,749	625,495	438,505
病院事業費用	846,998,000	175,817,794	610,673,920	236,324,080
1 医業費用	778,722,000	168,820,344	575,501,556	203,220,444
イ 給与費	491,298,000	134,198,297	369,907,206	121,390,794
ロ 材料費	206,415,000	211,650,60	163,690,416	42,724,584
ハ 経費	58,486,000	8,431,617	39,763,710	18,722,290

減價卸費	17,892,000				17,892,000
資產減耗費	1,000				1,000
研究修費	4,630,000	25,370	2,140,224		2,489,776
2 醫藥外費用	6,797,600	11,997,450	35,172,364		32,803,636
1 支私利息及 企業債取費	6,262,800	11,519,081	31,165,002		31,462,998
患者外給食材料費	5,348,000	478,369	4,007,362		1,340,638
3 予備費	300,000				300,000
資本的收入	478,421,000	364,400,000	384,400,000		94,021,000
1 出資金	22,421,000		20,000,000		2,421,000
2 公立病院特例債	364,400,000	364,400,000	364,400,000		0
3 企業債	91,600,000				91,600,000
資本的支出	123,871,000	16,640,734	30,470,727		93,400,273
1 建設改良費	102,483,000	6,055,734	13,325,832		89,157,168
1 看護婦宿舍割賦金	1,233,000	308,034	924,102		308,898
器械備品購入費	7,000,000	747,700	6,785,450		214,550
病院建設調查費	1,150,000		616,280		533,720
2 病院增設事業費	93,100,000	5,000,000	5,000,000		88,100,000
2 企業債償還金	13,188,000	4,485,000	11,044,895		2,143,105
3 投資	8,200,000	6,100,000	6,100,000		2,100,000

12月慶月次損益計算書

昭和49年12月28日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計
1. 医 業 收 益		
入 院 收 益	27,604,275	209,877,231
外 来 收 益	22,297,775	188,472,908
そ の 他 医 業 收 益	1,359,485	11,731,725
計	51,261,535	405,081,864
2. 医 業 費 用		
給 与 費	134,198,297	369,907,206
材 料 費	21,165,060	168,990,416
経 費	8,431,617	33,768,710
減 価 却 費		
資 産 減 耗 費		
研 究 研 修 費	25,370	214,0224
計	163,820,344	575,501,556
医 業 利 益	△112,558,809	△1,704,19692

3. 医業外収益					
受取利息配当金				367,527	
他会計補助金				50,000,000	
患者外給食収益	369,100			2924,260	
その他医業外収益	73,749			625,495	
計		442,849			53,917,282
4. 医業外費用					
支払利息及び				31,165,002	
企業債取扱諸費	11,519,081				
患者外給食材料費	478,369			4,007,362	
雑損失					
計			11,997,450		35,172,364
当月分純利益			△124,113,410		
当月迄の純利益					△151,674,774
上記当月分収益中		44,207,315円			
上記当月分費用中			19,817,280円		

資 金 予 算 表

昭和49年12月末

和泉市立病院事業会計

区 分	科 目	12月の執行済額	1 月 予 定	2 月 予 定
収	事 業 収 益	49,787,411円	44,000,000円	48,000,000円
	固 定 資 産 売 却 代 金			
	企 業 債			
	適 年 度 未 収 金			
	一 時 借 入 金	50,000,000		
	預 り 金	18,861,049	4,600,000	4,800,000
	他 会 計 繰 入 金			
	前 払 金 戻 入			
	期 間 外 収 益			
	予 納 金	172,000	180,000	180,000
入	仮 受 金			
	公 立 病 院 特 例 債	364,400,000		
	合 計	481,170,460	48,780,000	52,980,000

区分	科 目	12月の執行済額	1月予定	2月予定
支	事業費用	155,501,974円	370,000,000円	370,000,000円
	建設改良費	6,055,734		1,000,000
	企業債償還金	4,485,000	1,388,000	754,000
	貯蔵品購入費	50,048,400	18,000,000	18,000,000
	過年度未払金			
	一時借入金返還	75,000,000	150,000,000	
	預り金還付	4,933,205	14,000,000	4,600,000
	前払金			
	期間外費用			
	子納金還付	279,000	180,000	180,000
出	仮受金還付			
	投資	6,100,000		
	合 計	302,403,313	220,568,000	61,534,000
差 引	収支差引	178,767,147	△171,788,000	△8,554,000
	前年度又は前月より繰越	54,060,079	232,827,226	61,039,226
	翌年度又は翌月へ繰越	232,827,226	61,039,226	52,485,226

監査報告第11号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年1月分収入役抜の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和50年2月26日

監査委員 堀田 徳 治

同 竹 内 修 一

記

- 1 検査実施日 昭和50年2月26日
- 2 検査の対象 昭和50年1月分の出納状況
- 3 検査の結果

1月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 書

収 支 計

区 分	収		入		支	
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	6,111,950,969	△1,251,161 511,987,026	6,622,686,834	7,704,067,949	△10,690,278 567,517,507	
歳入歳出外現金	364,527,644	27,481,767	392,009,411	263,989,989	87,911,141	
特別歳入歳出外現金	2,131,033,098	368,358,088	2,499,391,186	2,045,090,029	426,947,051	
府 税	446,557,692	52,039,524	498,597,216	392,727,940	53,985,520	
特 別 会 計	国民健康保険	723,180,347	△204,466 63,068,784	786,044,665	743,731,251	△115,885 105,633,536
	土地区画 整理事業	355	0	355	11,538,298	0
合 計	9,777,250,105	△1,455,627 1,022,935,189	10,798,729,667	11,161,145,456	△10,806,163 1,241,994,755	
基 金	用品調達	19,788,727	772,347	20,561,074	17,176,145	23,100
	同 和 更 生 資 金 貸 付	43,329,481	0	43,329,481	5,502,037	0
	財政調整					
	土地開発	63,702,534	3,160,000	71,862,534	0	4,258,780
合 計	131,820,742	3,932,347	135,753,089	22,678,182	4,281,880	

算 書

昭和50年1月31日現在(単位円)

出 計	収支差引(残高)	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
8,260,895,178	△ 1,638,208,344	1,320,000,000 △300,000,000	△11,538,298	370,253,358	
351,901,130	40,108,281			40,108,281	
2,472,037,080	27,354,106			27,354,106	
446,713,460	51,883,756			51,883,756	
849,248,902	△63,204,237	100,000,000		36,795,763	
11,538,298	△11,537,943		11,538,298	355	
12,392,334,048	1,593,604,381	2,120,000,000		526,395,619	
17,199,245	3,361,829			3,361,829	
5,502,037	37,827,444			37,827,444	
4,258,780	67,603,754			67,603,754	
26,960,062	108,793,027			108,793,027	

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	370,253,358	234,618,358		80,000,000
特 別 会 計	国 保 事 業	36,795,763	36,795,763	
	土 地 区 画 事 業	355	355	
基 金	用 品 調 達	3,361,829	2,561,410	800,419
	同 資 和 金 更 貸 生 付	37,827,444	37,827,444	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	67,603,754	7,603,754	60,000,000
特別歳入歳出外現金	64,607,109	27,354,106		
歳入歳出外現金	40,108,281	40,108,281		
府 税	51,883,756	51,883,756		
住 宅 敷 金	6,620,994	2,048,555		4,577,439
合 計	679,062,643	440,796,782	800,419	144,577,439

管 方 法

昭和50年1月31日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追加信託 ナショナル証券	尼 崎 釣 銭	
	15,000,000	19,625,000	20,000,000 1,010,000	
34,984,434	2,268,569			大阪公 137 2,268,316 大阪 24,223 253
34,984,434	17,268,569	19,625,000	21,010,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	2,972,415,000	1,990,375,232	△1,118,200 2,696,942,70
国有提供施設等所在市町村助成交付金	19,534,000	19,534,000	
地方交付税	1,913,785,000	1,668,993,000	
分担金及負担金	402,633,000	112,432,474	40,096,220
使用料及手数料	88,897,000	51,409,596	△132,850 6,442,708
国庫支出金	2,271,171,000	842,894,180	48,399,117
府支出金	2,754,890,000	454,988,506	5,568,000
財産収入	35,019,000	29,386,924	記 105,430 72,430
寄附金	141,884,000	112,759,677	
繰入金	144,658,000		
繰越金	141,714,000	39,799,551	101,915,000
諸収入	921,656,000	528,866,829	記 △105,430 △111 19,261,281
市債	3,439,774,000	240,390,000	8,000,000
自動車取得税交付金	70,950,000	0	0
交通安全対策金 特別交付金	12,697,000	12,697,000	
地方譲与税	25,500,000	7,424,000	12,538,000
合 計	15,357,177,000	6,111,950,969	△1,251,161 511,987,026

請

書

昭和50年1月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
2,258,951,302		713,463,698	75.99
19,534,000		0	100.00
1,668,993,000		244,792,000	87.20
1,525,28,694		250,104,306	87.88
57,719,454		31,177,546	64.92
891,293,297		1,379,877,703	39.24
460,556,506		2,294,333,494	16.71
29,564,784		5,454,216	84.42
112,759,677		29,124,323	79.47
		144,658,000	
141,714,551	551		100.00
548,022,569		373,633,431	59.46
248,390,000		3,191,384,000	7.22
0		70,950,000	
1,269,7000		0	100.00
19,962,000		5,538,000	78.28
6,622,686,834		8,734,490,166	43.12

歳 出

科 目	予 算 額	支
		前 月 末 累 計
議 会 費	144,680,000	108,673,758
総 務 費	1,949,505,000	1,019,293,012
民 生 費	3,182,064,000	1,942,726,909
衛 生 費	731,167,000	567,717,974
勞 働 費	62,919,000	47,344,375
農 林 水 産 業 費	200,673,000	76,530,731
商 工 費	253,791,000	86,888,362
土 木 費	4,951,345,000	1,742,384,317
消 防 費	322,632,000	234,057,154
教 育 費	2,651,808,000	1,266,689,996
公 債 費	790,968,000	532,149,308
諸 支 出 金	91,400,000	79,605,814
予 備 費	20,000,000	
災 害 復 旧 費	4,220,000	6,239
合 計	15,357,177,000	7,704,067,949

調 書

昭和50年1月31日現在

出 済 額		予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
本 月 分	計		
11.107.406	119.781.164	24.898.836	82.79
△7.180.053 67.923.760	1.080.036.719	869.468.281	55.40
△ 225.998 134.693.439	2.077.194.350	1.104.869.650	65.27
△ 4900 14.761.733	582.474.807	148.692.193	79.66
△49.732 3.154.706	50.449.349	12.469.651	80.18
△ 4100 6.860.142	83.386.773	117.291.227	41.55
5.210.969	92.099.331	161.691.669	36.28
△10080 217.481.651	1.959.855.888	2.991.489.112	39.58
22.521.155	256.578.309	66.053.691	79.52
△222.098 78.541.883	1.345.009.781	1.306.798.219	50.72
△2.993.317 5.260.663	534.416.654	256.551.346	67.56
	79.605.814	11.794.186	87.09
		20.000.000	
	6.239	4.213.761	0.14
△10.690.278 567.517.507	8.260.895.178	7.096.281.822	53.79

監査報告第12号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年1月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和50年2月26日

監査委員 堀田徳治

同 竹内修一

記

1. 検査実施日 昭和50年2月26日
2. 検査の対象 昭和50年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

1 月分月次合計残高試算表

1月分月次合計残高試算表

昭和50年1月31日現在

借 残 高	合 計	方 本 月 計		勘 定 科 目	貸 本 月 計		方 残 高
		借	貸		借	貸	
119,570,953	119,570,953			資産の部			
111,692,469	111,692,469			土地			
1,795,944,520	1,795,944,520			建物			
192,920,574	192,920,574			構築物			
60,897,180	60,897,180		336,450	機械及器具			
9,432,753	11,103,753			量水		1,671,000	
19,822,707	19,822,707			車輛及運搬器具			
585,880,682	712,268,689		9,907,447	工具器具及備品			
510,000	510,000			建設仮勘定		126,388,007	
41,200	41,200			水利			
210,000	210,000			電話加入権			
82,161,139	1,162,973,133	105,417,381		現金			
84,871,503	1,003,009,579	68,894,923		普通預金	118,894,923	1,087,811,994	
73,741,051	523,348,382	44,026,939		当座預金	68,894,923	1,003,009,579	
25,000	141,739,237	10,186,100		未収	52,877,898	444,476,879	
				貯蔵品	1,778,557	61,998,186	
				仮払金			
	25,000			投資有価証券			
				前払費用			
	240,000			借地権			
	1,300,000			保管有価証券		100,000	
				負債の部			
	94,117,317		2,317,770	未払金	10,186,100	107,842,897	13,725,580
				未払費用			
	100,000,000	20,000,000		一時借入金		425,000,000	325,000,000
	19,759,600	2,588,920		前受	1,428,740	45,827,590	26,067,990
	45,535,242	3,622,591		預り	3,850,091	47,379,892	1,844,650

	100,000			預り担保有価証券		1,300,000	1,200,000
	1,027,284			減価償却引当金		262,820,993	261,793,709
				退職給与引当金		4,701,960	4,701,960
				資本の部			
	23,472,958			自己資本	118,703,235		118,703,235
				借入資本	1,594,634,357		1,571,161,399
				資本剰余金	75,000	795,192,583	795,192,583
				利益剰余金	20,744,067	20,744,067	20,744,067
				費用の部			
232,453,307	232,453,307	19,498,284		原水及浄水費			
74,285,721	74,285,721	5,380,063		配水及給水費			
13,051,895	13,051,895	110,200		受託工事費			
79,112,797	79,112,797	6,351,077		業務費			
46,240,855	46,320,746	3,204,165		総係費	79,891		
643,716	643,716			減価償却費			
59,212,135	59,212,135	393,904		資産減耗費			
				支利息及企業債取扱諸費			
				雑支出			
41,672,050	41,672,050	313,300		その他の営業費用			
85,730	85,730			過年度損益修正			
	418,062	147,560		収益の部	44,568,939	470,408,566	469,990,504
				給水収入			
				種債			
				受託工事収益	110,200	21,558,895	21,558,895
	247,405			その他の営業収益	94,590	55,864,474	55,617,069
				受取利息	761,603	2,176,211	2,176,211
				雑収入	318,500	2,442,085	2,442,085
				固定資産売却益			
				過年度損益修正			
3,691,919,937	6,702,133,341	303,840,064		合計	303,840,064	6,702,133,341	3,691,919,937

1 月分子算執行報告書

昭和50年1月31日現在

(収 入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 月	果 計	
① 水道事業収益	687,700,000	45,706,272	551,784,764	135,915,236
(1) 営業収益	681,700,000	44,626,169	547,166,468	134,533,532
1 給水収益	558,000,000	44,421,379	469,990,504	88,009,496
2 受託工事収益	200,000,000	110,200	21,558,896	△1,558,896
3 その他の営業収益	103,700,000	94,590	55,617,069	48,082,931
(2) 営業外収益	6,000,000	1,080,103	4,618,296	1,381,704
1 受取利息	3,000,000	761,603	2,176,211	823,789
2 雑収益	3,000,000	318,500	2,442,085	557,915

① 資本的収入	518,500,000	75,000	16,338,000	502,162,000
(1) 企業債	314,000,000	0	0	314,000,000
1 企業債	314,000,000	0	0	314,000,000
(2) 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
(3) 工事負担金	200,000,000	75,000	16,338,000	183,662,000
1 工事負担金	200,000,000	75,000	16,338,000	183,662,000
収入合計	1,206,200,000	45,781,272	568,122,764	638,077,236

1 月分予算執行報告書

昭和50年1月31日現在

(支 出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 月	累 計	
① 水道事業費用	832,391,000	35,315,983	546,672,476	285,718,524
(1) 営業費用	710,748,000	34,917,079	487,460,341	223,287,659
1 原水及浄水費	288,311,000	19,498,284	232,453,307	55,857,693
2 配水及給水費	90,708,000	5,380,058	74,285,721	16,422,279
3 受託工事費	20,000,000	1,102,000	13,051,895	6,948,105
4 業務費	94,115,000	6,351,077	79,112,797	15,002,203
5 総係費	57,502,000	3,264,165	46,240,855	11,261,145
6 減価償却費	59,458,000	0	0	59,458,000
7 資産減耗費	654,000	0	643,716	10,284
8 その他の営業費用	100,000,000	313,300	41,672,050	58,327,950
(2) 営業外費用	121,543,000	398,904	59,212,135	62,330,865
1 支払利息及 企業債取扱諸費	121,533,000	398,904	59,212,135	62,320,865
2 雑支出	10,000	0	0	10,000

(3) 予備費	100,000	0	0	100,000
1 予備費	100,000	0	0	100,000
① 資本的支出	580,242,240	10,243,897	254,823,898	325,418,342
(1) 建設改良費	534,517,240	10,243,897	231,350,940	303,166,300
1 事務費	10,723,688	712,646	9,738,266	985,422
2 擴張工事費	309,387,552	7,889,000	131,377,170	178,010,382
3 改良工事費	183,960,000	1,305,801	67,349,414	116,610,586
4 配水管整備事業費	13,200,000	0	7,562,000	5,638,000
5 營業設備費	17,246,000	336,450	15,324,090	1,921,910
(2) 企業償還金	45,725,000	0	23,472,958	22,252,042
1 企業償還金	45,725,000	0	23,472,958	22,252,042
支出合計	1,412,633,240	45,559,880	801,496,374	611,136,866

和泉市水道事業損益計算書(1月分)

(昭和50年1月1日より昭和50年1月31日まで)

1. 営業収益		
(1) 給水収益	44,421,379円	
(2) 受託工事収益	110,200円	
(3) その他の営業収益	94,590円	44,626,169円
2. 営業費用		
(1) 原水及浄水費	19,498,284円	
(2) 配水及給水費	5,380,053円	
(3) 受託工事費	110,200円	
(4) 業務費	6,351,077円	
(5) 総係費	3,264,165円	
(6) その他の営業費用	313,300円	34,917,079円
営業利益		9,709,090円
3. 営業外収益		
(1) 受取利息	761,603円	
(2) 雑収益	318,500円	1,080,103円
当月分総利益		10,789,193円
4. 営業外費用		
(1) 支払利息及企業 債取扱諸費	398,904円	398,904円
当月分純利益		10,390,289円

資 金 予 算 表

資 金 予 算 表

昭和50年2月10日

科 目	月 次	1月執行済額円	2月予定額円	3月予定額円	4月予定額円
前月繰越金		95,848,681	82,371	8,006	0
営業収益		52,236,548	48,000	51,000	4,500
営業外収益		1,080,108	200	200	200
前年度未収金		14,430	4,080	2,000	2,200
企業債		0	0	123,000	0
工事負担金		75,000	0	0	65,000
一時借入金		0	0	200,000	300,000
預り金		435,000	4150	500	500
前年度繰越金		0	0	0	10,530
前受金		1,428,740	500	500	500
入					
計		55,269,821	56,930	377,200	403,230

支	營業費用	33,682,472	40,000	51,000	41,000
	營業外費用	398,904	10,113	44,913	2,500
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	9,907,447	49,600	108,612	26,000
	貯藏品	2,817,770	24,826	49,156	15,000
	企業債償還金	0	5,756	16,495	0
	一時借入金返還	20,000,000	0	100,000	300,000
	預り金返還	0	500	4,000	500
	前受金	1,940,770	500	500	500
	計	68,747,368	131,295	374,676	385,500
出	收支差引額	82,371,139	8,006	10,530	17,730

監査報告第13号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年1月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和50年2月26日

監査委員 堀田 徳 治

同 竹内 修 一

記

1. 検査実施日 昭和50年2月26日
2. 検査の対象 昭和50年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

1 月分月次合計残高試算表

1 月分月次合計残高試算表

昭和50年1月31日現在

和泉市立病院事業会計

借		方		勘定科目	貸		方
		合計	当月		合計	当月	
残高							残高
	90,316,210			資産の部			
	240,415,659			土地			
	2,848,487			建物			
	1,240,000			構築物			
	34,588,925		137,600	車輜			
	138,124			機械及備品			
	7,399,235			有価証券			
				投資			
	59,620,749	1,714,945,825		減価償却引当金		28,412,261	28,412,261
	82,057,552	386,810,330	50,646,692	普通預金	223,856,169	1,655,325,076	
	7,979,646	174,237,707	36,520,759	未収金	39,119,945	304,732,778	
	750,000	4,294,694	13,446,760	貯蔵品	13,543,975	166,258,061	
	8,100,000	8,100,000		前払金		3,544,694	
	22,462,984	112,744,494		定期預金			
				過年度未収金		90,381,510	
				負債の部			
				一時借入金			
		870,000,000	150,000,000	未払金	13,446,760	1,170,000,000	300,000,000
		121,676,790	17,637,450	仮受金			
				預り金	5,470,024	63,798,271	4,444,719
		59,363,552	15,933,909	予納金	285,000	2,960,000	800,000
		2,160,000	127,000				

	924,102		固 定 負 債		385,962,379	385,038,277
	68,307,085		過年度未払金		69,999,125	1,692,040
			預り共済基金		3,100,000	3,100,000
			資本の部			
			自己資本		156,333,371	156,333,371
	12,433,319	1,388,424	借入資本		193,646,488	186,213,169
381,785,953	381,785,953		繰越欠損金			
			収益の部			
			入院収益	22,785,122	232,662,353	232,662,353
			外来収益	18,180,485	201,653,393	201,653,393
			その他医業収益	1,124,504	12,856,229	12,856,229
			受取利息配当金		367,527	367,527
			他会計補助金		50,000,000	50,000,000
			患者外給食収益	387,450	3,311,710	3,311,710
			その他医業外収益	49,182	674,677	674,677
			費用の部			
			給与			
401,184,992	401,184,992	31,277,786	与費			
178,517,014	178,517,014	14,826,598	材料費			
48,618,079	48,618,079	3,854,369	経費			
			減価償却費			
			資産減耗費			
2,203,064	2,203,064	62,840	研究修費			
33,041,929	33,041,929	1,876,927	支払利息及び企業価値減損費			
4,432,084	4,432,084	424,722	患者外給食材料費			
9,402,280	9,402,280	88,780	建設仮勘定			
1,612,097,966	4,967,114,933	338,248,616	合 計	338,248,616	4,967,114,933	1,612,097,966

1月分予算執行報告書

昭和50年1月31日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 月	果 計	
病院事業収益	611,972,000	42,526,743	501,525,889	110,446,111
1. 医療収益	552,567,000	42,090,111	447,171,975	105,395,025
イ 入院収益	296,352,000	22,785,122	232,662,353	63,689,647
ロ 外来収益	240,400,000	18,180,485	201,653,393	38,746,607
ハ その他医療収益	15,815,000	1,124,504	12,856,229	2,958,771
2. 医療外収益	59,405,000	436,632	54,353,914	5,051,086
イ 受取利息配当金	791,000		367,527	423,473
ロ 他会計補助金	52,739,000		50,000,000	2,739,000
ハ 患者外給食収益	4,811,000	387,450	3,311,710	1,499,290
ニ その他医療外収益	1,064,000	491,82	674,677	389,323
病院事業費用	846,998,000	52,323,242	662,997,162	184,000,838
1. 医療費用	778,722,000	50,021,593	625,523,149	153,198,851
イ 給与費用	491,298,000	31,277,786	401,184,993	90,113,008
ロ 材料費用	206,415,000	14,826,598	178,517,014	27,897,986
ハ 経費	58,488,000	3,854,369	43,618,079	14,867,921

減價償却費	17,892,000				17,892,000
資產減耗費	1,000				
研究修費	4,630,000	62,840	2,203,064		2,426,936
2. 醫藥外費用	67,976,000	2,301,649	37,474,013		30,501,987
1. 私利及 企業債取扱諸費	62,628,000	1,876,927	33,041,929		29,586,071
患者外給食材料費	5,348,000	424,722	4,432,084		915,916
予備費	300,000				300,000
資本的收入	478,421,000		384,400,000		94,021,000
1. 出資金	22,421,000		20,000,000		2,421,000
2. 公立病院特例債	364,400,000		364,400,000		0
3. 企業債	91,600,000				91,600,000
資本の支出	123,871,000	1,609,804	32,080,531		91,790,469
1. 建設改良費	102,483,000	221,380	13,547,212		88,935,788
1. 看護婦宿舍割賦金	1,233,000		924,102		308,898
器械備品購入費	700,000	137,600	6,923,050		76,950
病院建設調査費	1,150,000	83,780	700,060		449,940
病院増設事業費	93,100,000		5,000,000		88,100,000
2. 企業債償還金	13,188,000	1,388,424	12,433,319		754,681
3. 投資	8,200,000		6,100,000		2,100,000

1 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和50年11月31日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計
1. 医 業 收 益		
入 院 收 益	22,785,122	232,662,353
外 来 收 益	18,180,485	201,653,393
その他医業収益	1,124,504	12,856,229
計	42,090,111	447,171,975
2. 医 業 費 用		
給 与 費	31,277,786	401,184,992
材 料 費	14,826,598	178,517,014
経 費	3,854,369	43,618,079
減 価 償 却 費		
資 産 減 耗 費		
研 究 研 修 費	62,840	2,203,064
計	50,021,593	625,523,149
医 業 利 益	△7,931,482	△178,351,174

3. 医業外収益					
受取利息配当金	387,450		367,527		
他会計補助金			50,000,000		
患者外給食収益			3,311,710		
その他医業外収益	49,182		674,677		
計		436,632		54,353,914	
4. 医業外費用					
支払利息及び	1,876,927		330,419,299		
企業債取投諸費					
患者外給食材料費	424,722		4,432,084		
雑損					
失					
計		2,301,649		37,474,013	
当月分純利益		△9,796,499			
当月迄の純利益				△161,471,273	
上記当月分収益中	健保未収金	36,520,759円			
上記当月分費用中	未払金	13,446,760円			

資 金 予 算 表

昭和50年1月末

和泉市立病院事業会計

区 分	科 目	1月の執行済額	2 月 予 定	3 月 予 定
収	事業収益	44,894,668円	48,000,000円	45,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業債			10,000,000
	過年度未収金			
	一時借入金			400,000,000
	預り金	5,470,024	5,000,000	5,000,000
	他会計繰入金			5,160,000
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	285,000	180,000	180,000
入	仮受金			
	合 計	50,649,692	58,180,000	46,534,000

区分	科目	目	1月の執行済額	2月予定	3月予定
	事業	費用	38,548,006円	38,000,000円	52,000,000円
	建設	改良費	221,380	1,000,000	17,000,000
支	企業債	償還金	1,388,424	754,000	
	貯蔵品	購入費	17,637,450	18,000,000	18,000,000
	過年度	未払金			1,692,000
	一時借入	金返還	150,000,000		400,000,000
	預り	金返還付	15,933,909	5,000,000	5,000,000
	前	払			
	期間	外費用			
	予納	金返還付	127,000	180,000	180,000
出	仮受	金返還付			
	合	計	228,856,169	62,934,000	498,872,000
差	収支	差引	△173,206,477	△9,754,000	△28,532,000
引	前年度又は	前月より繰越	232,827,226	59,620,749	49,866,749
	翌年度又は	翌月へ繰越	59,620,749	49,866,749	21,334,749

○ 議長（池辺秀夫君） 本報告について御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に御意見ないものと認め、監査報告第1号より第13号までの報告を終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第16「専決処分の承認を求めることについて」（和泉市税条例の一部改正）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和50年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

専決第6号

和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、和泉市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

昭和49年12月28日専決

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第39号

和泉市税条例の一部を改正する条例

和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項中「100分の6」を「100分の5」に改め、同条第2項中「100分の5」を「100分の4」に改める。

附 則

- 1 この条例は、昭和50年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市税条例第40条第1項及び第2項の規定は、昭和50年1月

1日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気税及びガス税（特別徴収に係る電気税又はガス税にあっては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対して課する電気税又はガス税（特別徴収に係る電気税又はガス税にあっては、同日前に収納した又は収納すべきであった料金に係るもの）については、なお従前の例による。

報告第2号参考資料

和泉市税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(電気税等の税率)	(電気税等の税率)
第40条 電気税の税率は、 <u>100分の5</u> とする。	第40条 電気税の税率は、 <u>100分の6</u> とする。
2 ガス税の税率は、 <u>100分の4</u> とする。	2 ガス税の税率は、 <u>100分の5</u> とする。

- 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではお許しを得まして、ただいま御上程をいただきました報告第2号、専決第6号「和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について」、専決の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

昨年末に地方税法の一部を改正する法律が制定せられて、昭和49年12月27日に公布されました。これに伴いまして、和泉市税条例の一部を改正しようとするものでございます。

電気税及びガス税の負担の軽減合理化を図るため、年度途中における減免は異例のこととございますが、特例として行われたものでございまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいた次第でございます。

それでは、改正いたしました事項の内容を御説明申し上げます。

市税条例第40条第1項中、電気税の税率は「100分の6」とございますのを「100分の5」に改め、同条第2項中、ガス税の税率について「100分の5」とございますのを「100分の4」にそれぞれ改めようとするものでございます。なお、この条例は公布の日から施行いたしまして、昭和50年1月1日より適用することといたしてございます。

以上、簡単でございますが専決の理由並びにその内容の説明を終わります。よろしく御審議

の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 3番（金沢勝君） 昨年の公共料金の値上げによりまして、電気代、ガス代が大体30%から50%引き上げられたわけですが、そういう中で引き上げの理由としては、経費の負担からして電気、ガス代が安いだろうということで値上げが行われたと思う。こういうことを含めまして、あえて税率を下げる、法律の改正で下げられたので、うちだけががんばってもしようがないが、100分の5から100分の4に下がることによって何ぼ違うんか、改正されることによって幾らの減収か。それを含めまして、去年の電気、ガス代が上がるまでの税込、こういうことがわかっておりましたら御説明願いたい。
- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 納税課長（吉田日出男君） ただいま金沢議員さんの御質問にお答えいたします。電気、ガス料金の大幅な値上げによって税収入がどうなっているかという質問でございますが、1月分と2月分を見ますと、収入にはさして影響はございません。以上でございます。
- 3番（金沢勝君） 上がった分だけ率が下がったということ。
- 納税課長（吉田日出男君） そうでございます。
- 3番（金沢勝君） すると、30%から50%、大口の電気代などは50%も上がっている。
- 納税課長（吉田日出男君） 56%でございます。一般家庭は11.4%です。
- 3番（金沢勝君） それにしても、税率が100分の1下がってイコールということとはちょっと納得がいかん。入るやつは前と同じことで右へならへということですが、はっきり言って自民党が減税措置をやってる中で、こういうしわ寄せを資本家にしておる。入ってくる金は同じ、率だけ下がったということですか。わかりました。
- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。お諮りいたします。本件を原案通り承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認め、報告第2号を承認することに決定いたします。

-
- 議長（池辺秀夫君） 日程第17、第18は、いずれも「専決処分報告について」「損害賠償の額の決定及び和解について」でありますので、これを一括議題といたします。報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

昭和50年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

専決第1号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する
専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分手続に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について次のとおり専決処分する。

昭和50年2月13日専決

和泉市長 藤木秀夫

市は、交通事故による損害賠償につき、次のとおりその額を決定し、和解する。

- 1 損害賠償及び和解の相手方 岸和田市田治米町250
坂口清美（保護者・利光）
- 2 損害賠償の額 56,200円
- 3 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

報告第3号参考資料

〔1〕 損害賠償等の原因である交通事故の概要

- 1 日 時 昭和49年11月5日午前11時2分
- 2 場 所 和泉市唐国町市立北松尾小学校正門附近 市道
- 3 事故の概要

本市消防署松尾出張所分隊が、消防自動車（軽四輪）で管内防火対象物査察後、市立北松尾小学校裏防火水そうの維持管理状況を調査すべく同校正門前道路を徐行進行中、道路左側公園

より子どもが急に飛び出てきたため、これを避けるべくハンドルを右に切るとともに急ブレーキをかけたが及ばず、消防車左側フェンダー付近に接触し軽倒、負傷させたものである。

〔Ⅱ〕 損害賠償額の内訳

総額 56,200円

治療費 26,200円

慰謝料 30,000円

自動車損害賠償責任保険及び全国市有物件災害共済によるてん補 56,200円

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

昭和50年3月18日提出

和泉市長 藤木秀夫

専決第2号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について次のとおり専決処分する。

昭和50年3月5日専決

和泉市長 藤木秀夫

市は、交通事故による損害賠償につき、次のとおりその額を決定し、和解する。

- 1 損害賠償及び和解の相手方 和泉市唐園町1161 鹿島賢昌
- 2 損害賠償の額 62,700円
- 3 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

報告第4号参考資料

[I] 損害賠償等の原因である交通事故の概要

- 1 日 時 昭和49年8月20日午後5時20分頃
- 2 場 所 和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市役所内
- 3 事故の概要

本市建設部建築課職員が、工場現場監理用自動車(軽四輪)で市立国府第二保育園新築工事現場より帰庁し、新館車庫に入庫しようとして車庫内に駐車中の自動車に留意しながら進行していたところ、相手方の乗用車が前方より進行してくるのを発見し、これを避けようとしてハンドルを左に切ったが及ばず、相手方乗用車の右側に接触、損傷させたものである。

[II] 損害賠償の内訳

総 額 62,700円

自動車修理代 62,700円

自動車損害賠償責任保険及び全国市有物件災害共済によるてん補 62,700円

- 総長(池辺秀夫君) 報告の説明を願います。
- 消防長(和田増義君) それではお許しを得まして、最初に提出させていただいております報告第三号、「交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について」の報告を申し上げます。

本件は昨年11月5日、本市消防署松尾出張所分隊が、消防自動車(軽四輪)で管内防火対象物査察後、市立北松尾小学校裏防火水そう維持管理状況を調査するため同校正門前道路が坂道ですので徐行運転中、道路左側公園より4歳の子供が急に飛び出して参り、これを避けようと急停車いたしました。接触、負傷させたものでございます。

その後、相手側のお父さんといろいろ示談いたしました結果、損害賠償額として総額5万6,200円、そのうち治療費として2万6,200円、慰謝料として3万円を支払うことで示談解決を見たものでございます。

なお、本件につきましては、自動車損害賠償責任保険及び全国市有物件災害共済によって支払い、専決させていただいたものでございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- 建設部長(中塚白君) それでは、報告第4号の同じく交通事故の問題でございますけれども、御報告申し上げます。

本件は、損害賠償及び和解の相手方が鹿島賢昌でございまして、損害賠償額は6万2,700

円をもって協議が整ったものでございます。

事故の内容を申し上げますと、昨年8月20日午後5時20分ごろ、建設部の建築課職員が市立国府第二保育園新築現場より帰庁し、軽四輪を新館車庫に入庫の際に起こした事故でございます。職員の退庁時であったために車がかなり混雑し、車庫内に車がほぼ納められた状況の中で本人の注意が少し足りなかった関係上、相手方の車と接触事故を起こしたわけでございます。これについての物損のみの損害賠償額が成立しております。

以上、簡単でございますが、報告にかえさせていただきます。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本報告を原案どおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第3号、第4号をいずれも承認することに決定いたします。

○

- 議長（池辺秀夫君） 日程第19「昭和49年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第23号

昭和49年度 大阪府和泉市一般会計補正予算（第4号）

昭和49年度、和泉市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ939,147千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15,549,135千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費の補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債の補正」による。

昭和50年3月18日提出

和泉市長 藤木 秀夫

第1表 歳入歳出予算の補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		25,500	4,869	30,369
	1. 自動車重量税	25,500	4,869	30,369
3. 自動車取得税交付金		70,950	6,900	77,850
	1. 自動車取得税交付金	70,950	6,900	77,850
5. 地方交付税		1,913,785	179,102	2,092,887
	1. 地方交付税	1,913,785	179,102	2,092,887
7. 分担金及負担金		400,608	△329	400,274
	1. 分担金	7022	6,671	13,693
8. 使用料及手数料		893,581	△7,000	886,581
	2. 負担金	88,897	405	89,302
9. 国庫支出金		2,2936	405	2,3341
	1. 国庫負担金	1,949,250	186,420	2,135,670
	1. 国庫負担金	874,032	△11,063	862,969

10. 府支出金	2. 国庫補助金	1,057,485	197,483	1,254,968
		2,552,667	123,398	2,676,065
	1. 府負担金	68,201	△1,588	66,613
	2. 府補助金	2,437,374	124,036	2,561,410
	3. 府委託金	46,422	950	47,372
12. 寄附金		141,884	8,000	149,884
	1. 寄附金	141,884	8,000	149,884
14. 諸収入		921,656	65,714	987,370
	5. 雑収入	542,104	65,714	707,818
15. 市債		3,320,674	364,668	3,685,342
	1. 市債	3,320,674	364,668	3,685,342
歳入合計		14,609,988	939,147	15,549,135

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 諸支出金	2. 小学校費	1,696,952	324,126	2,021,078
	3. 中学校費	375,375	878	376,248
	4. 幼稚園費	189,941	3,309	193,250
	5. 社会教育費	120,200	△3,343	116,857
		91,400	45,590	136,990
13. 災害復旧費	2. 建設協会出資金	2,000	△2,000	
	4. 諸支出金		47,590	47,590
		4,220	370	4,590
	1. 農林水産施設 災害復旧費	4,220	370	4,590
費出	合計	14,609,988	939,147	15,549,135

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
總 務 費	同 和 対 策 費	(仮称)解放センター整備事業	679,234 千円
民 生 費	児 童 福 祉 費	(仮称)信太第三保育園建設事業	409,961
商 工 費	商 工 費	勤労青少年ホーム建設事業	106,808
土 木 費	道 路 橋 梁 費	市道光明池和田線新設事業	70,000
	都 市 計 画 費	光明池春本線街路整備事業	30,075
教 育 費	小 学 校 費	信太小学校増改築事業	323,210
合 計			1,619,288

第3表 債務負担行為の補正

事 項	補 正		補 正		後 限 度 額
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
公共下水道甲斐田川幹線築造事業	昭和49年度 昭和52年度	255,000	昭和49年度 昭和52年度	263,200	
信太中学校 水泳プール建設事業			昭和50年度 昭和61年度	38,982	
鶴山台北小学校 水泳プール建設事業			昭和50年度 昭和61年度	32,040	
身体障害者福祉会植用地取得事業	昭和49年度 昭和53年度	192,420	昭和50年度 昭和51年度	32,549	
小田池公園用地取得事業			昭和50年度 昭和54年度	292,930	
学校用地取得事業	昭和49年度 昭和53年度	1,500,000	昭和49年度 昭和53年度	2,510,402	

旭公園用地取得事業	昭和49年度 昭和53年度	460,000	昭和50年度 昭和53年度	37,881
池上遺跡取得事業	昭和49年度 昭和52年度	660,000		0
都市計画街路 泉大津・阪本線用地取得事業	昭和49年度 昭和53年度	340,000	昭和49年度 昭和53年度	239,205
環境改善地区内道路用地取得事業	昭和49年度 昭和53年度	262,000	昭和49年度 昭和53年度	505,193
和泉市土地開発公社に委託し 取得する上記用地の債務保証	昭和49年度 昭和54年度	元金 3,414,420 及びその利子	昭和49年度 昭和54年度	元金 3,618,160 及びその利子
和泉市学校建設協会の建設事業資 金の元金及びその利子 (損失補償)	昭和49年度 昭和68年度	元金 1,000,000 及びその利子		0

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
④ 地方譲与税	25,500	4,869	30,369			
(1) 自動車重量税	25,500	4,869	30,369			
1. 自動車重量税	25,500	4,869	30,369	1. 自動車重量税	4,869	自動車重量税追加
③ 自動車取得税	70,950	6,900	77,850			
(1) 自動車取得税	70,950	6,900	77,850			
1. 自動車取得税	70,950	6,900	77,850	1. 自動車取得税	6,900	自動車取得税交付金追加
⑤ 地方交付税	1,913,785	179,102	2,092,887			
(1) 地方交付税	1,913,785	179,102	2,092,887			
1. 地方交付税	1,913,785	179,102	2,092,887	1. 地方交付税	179,102	地方交付税追加
⑦ 分担金及負担金	400,603	△ 329	400,274			
(1) 分担金	7022	6,671	13,693			
1. 農林水産業	6,314	6,633	12,947	1. 農 業 分 担 金	6,633	農道工事分担金追加
分						水路工事 "
						183,000
						6,450,000

科 目	補正前の額	補 正 額	計 額	節 分 額		明 細
				区 分	金 額	
2. 災害復旧事業負担金	708	38	746	1. 災害復旧費負担金	38	災害復旧事業分負担金追加
(2) 負担金	398,581	△ 7,000	386,581			
3. 土木費負担金	212,747	△ 7,000	205,747	1. 都市計画費負担金	7,000	光明池春木線街路整備事業負担金更正減
⑧ 使用料及手数料	88,897	405	89,302			
(2) 手数料	22,936	405	23,341			
3. 農林水産業手数料	740	405	1,145	1. 農業手数料	35	農地諸証明手数料更正減
				2. 家畜診療料	440	家畜診療料追加
⑨ 国庫支出金	194,925	186,420	213,567			
(1) 国庫負担金	87,403	△ 11,063	862,969			
1. 民生費負担	863,887	△ 11,063	852,824	1. 社会福祉費負担金	3,067	身体障害者収容措置費負担金更正減 △ 5,942,400 精神障害者収容措置費負担金追加 480,000 老人健康診査費負担金更正減 △ 158,000 老人福祉施設収容措置費負担金更正減 △ 446,600
				2. 児童福祉費負担金	8,096	児童手当負担金更正減
				3. 生活保護費負担金	3,100	生活保護費負担金追加

(2) 國庫補助金	1,057,485	197,483	1,254,968						
4. 土木補助金	780,851	176,130	956,981						光明池春木線街路整備事業補助金追加 10,000 改良住宅建設事業補助金追加 162,102 上代伏屋線新設事業補助金 40,288
6. 教育費補助	213,602	21,353	234,955						信太小学校室内運動場増築事業補助金 9,682,000 信太小学校増築事業補助金 1,617,800 信太小学校給食設備整備補助金 870,000 鶴山台南小学校増築事業補助金更正減 △ 6,278,000 要保護標準要保護就学援助費補助金追加 226,000 標準保護児童給食費補助金追加 437,000
(9) 府支出金	2,552,667	123,398	2,676,065						要保護標準要保護就学援助費補助金追加 233
(1) 府負担金	68,201	△1,588	66,613						
1. 民生費府負担金	67,826	△1,588	66,238						老人健康診査費負担金更正減 △ 158,000 老人性白内障開眼手術費負担金更正減 △ 149,000 老人日常生活用具給付費負担金更正減 △ 174,000
									児童手当費負担金更正減 △1,107

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 算 千円	部 分		説 明
				区 分	金 額 千円	
(2) 府 補 助 金	2,437,374	124,036	2,561,410			円
2. 民生費府補助金	323,502	△3,193	320,309	1. 社会福祉費補助金	109	老人介護人派遣事業補助金更正減 △427,000 身体障害者介護人派遣事業補助金更正減 △10,000 共同浴場整備事業補助金追加 546,000
				3. 生活保護費補助金		生活保護家庭見舞金補助金追加
				5. 身体障害者医療費補助金	△3,458	身体障害者医療費府補助金更正減 △3,427,000 身体障害者医療審査事務費補助金更正減 △67,000 身体障害者医療事務費補助金 36,000
3. 衛生費府補助金	13,896	2,880	16,776	1. 保健衛生費補助金	2,880	
4. 農林水産業府補助金	789,422	5,137	794,559	1. 農薬法務費補助金	627	農業委員会設置費補助金追加
				2. 農業費補助金	610	農道工事費補助金追加
				3. 農業振興費補助金	890	園芸団地整備事業補助金追加
5. 商工費府補助金	21,910	△2,474	19,436	1. 商工費補助金	△2,474	技能取得補助金更正減 △875,000 就職支度金補助金更正減 △1,599,000
6. 土木費府補助金	1,858,571	114,374	1,972,945	3. 都市計画費補助金	500	榎尾山公園整備補助金追加

				4. 改良住宅建設補助金	113,874	改良住宅建設事業補助金追加
8. 教育費補助金	48,095	1,560	49,655	3. 社会教育費補助金	1,560	婚姻特別対策事業補助金 600,000 向和地区子供会活動補助金 960,000
9. 災害復旧費補助金	2,847	304	3,151	1. 災害復旧費補助金	304	農林施設災害復旧事業補助金追加
12. 市町村振興費補助金	690,000	5,448	749,448	1. 市町村振興費補助金	5,448	市町村振興補助金追加 2,880,000 病院特別低利子補給金 2,568,000
(3) 府委託金	46,422	950	47,372			
1. 総務費府委託金	44,159	950	45,109	1. 総務管理費委託金	260	国土利用計画法による調査事務委託金
				3. 統計調査費委託金	690	中間農業センサス委託金等追加
(2) 寄附金	141,884	8,000	149,884			
(1) 寄附金	141,884	8,000	149,884			
1. 一般寄附金	141,884	8,000	149,884	1. 一般寄附金	8,000	一般寄附金追加
(4) 諸収入	921,656	65,714	987,370			
(5) 雑収入	642,104	65,714	707,818			
1. 雑収入	642,104	65,714	707,818	4. 雑収入	65,714	開発事業収入 55,000,000 自動車事故保険金 119,000 地下埋設者負担金 3,719,000 鶴山台南小学校、校舎、体育館管理業務受託料 2,869,000 鶴山台北小学校体育館管理業務受託料 1,812,000 信太中学校増築管理業務受託料 1,435,000 鶴山台南小学校設計業務受託料 1,260,000

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
⑤ 市 債	3,320,674 千円	364,668 千円	3,685,342 千円			円
(1) 市 債	3,320,674	364,668	3,685,342			
6. 土 木 債	747,850	86,051	833,901	7. 改良住宅債	86,051	改良住宅建設事業費追加
8. 教 育 債	1,169,300	278,617	1,447,917	1. 小学校債	278,617	信太小学校 校舎、屋内運動場、増改築事業債
歳入合計	1,460,998	939,147	1,554,913			

2. 支出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分 金 額		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	府 地 方 債	そ の 他				
① 議会 会 費	144,680	1,468	146,148	千円	千円	千円	千円	千円	円	
(1) 議会 会 費	144,680	1,468	146,148			1,468				
(1) 議会 会 費	144,680	1,468	146,148			1,468				
(1) 議会 会 運 費	101,378	1,890	103,268			1,890		3. 職員手当	1,890	職員手当追加
(2) 事務局 費	42,802	△422	42,380					2. 給 料	△230	更正減
						△422		3. 職員手当	△122	"
								4. 共 済 費	△70	"
② 総 務 費	1,949,505	62,203	2,011,708		950		61,253			
(1) 総務管理費	678,356	60,513	739,369		260		60,253			
1. 一般管理費	561,731	65,113	626,844				65,113			
(1) 給 与 費	487,864	57,697	555,561				57,697	2. 給 料	13,187	給料追加
								3. 職員手当	44,510	職員手当
(4) 人 事 管 理 費	3,807	7,416	11,223				7,416	7. 賞 金	7,416	臨時職員賞金
5. 財 産 管 理 費	21,504	△1,600	19,904				△1,600			

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分 額	説 明
				特 定 財 源	一般財源				
					国 支 出 金	府 地 方 債	そ の 他		
[1] 財産管理費	21,137	△1,600	19,537			千円 △1,600	千円 14. 使用料及 貸借料 △1,600	更正減	
6. 企画費	10,734	△3,000	7,734	260		千円 △3,260			
[1] 総合計費	9,491	△3,000	6,491	260		千円 △3,260	19. 負担金補 助及交付 金 △3,000	適正化協議会負担金更正減	
(2) 徴税費	240,060	1,000	241,060			千円 1,000			
2. 賦課費	31,553	△1,500	30,053			千円 △1,500			
[1] 市民税賦課費	19,487	△1,500	17,987			千円 △1,500	12. 役務費 △1,500	更正減	
3. 徴収費	41,094	2,500	43,594			千円 2,500			
[1] 徴収費	41,094	2,500	43,594			千円 2,500	19. 負担金補 助及交付 金 2,500	納税組合補助金追加	
(5) 統計調査費	9,681	690	10,371	690					
1. 統計業務費	9,681	690	10,371	690					
[7] 中間農林業センサス統計調査費	1,119	690	1,809	690				調査員報償費	
③ 民生費	3,126,799	△80,346	3,046,453	△15,844		千円 △64,502	8. 報償費 690		
(1) 社会福祉費	768,764	△11,752	747,012	△9,897		千円 △1,855			

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 額		明 説
				国 支	府 出 金	特 定 財 源	一 般 財 源	区 分	金 額	
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	
8.身体障害者 医療助成費	17,826	△6,404	11,422	△3,468			△2,936	8.報 告 費	197	医師報費追加 108,000 看護報費追加 40,000 訓練士報費 49,000
[1]身体障害者 医療助成費	17,826	△6,404	11,422	△3,468			△2,936	13.委 託 料	△66	医療審査支払事務委託料更正減
								20.扶 助 費	△6,388	身体障害者医療扶助費更正減
10共同浴場費	18,909	4,095	23,004	546			3,549			
[1]共同浴場運 営費	15,564	7,440	23,004	546			6,894	13.委 託 料	7,440	浴場管理運営委託料追加
[2]共同浴場建 設費	3,345	△3,345	0				△3,345	13.委 託 料	△3,345	朝旭温泉建設設計委託料更正減
(2)児童福祉費	1,702,083	△72,470	1,629,613	△9,203			△63,267			
2.児童措置費	143,610	△10,310	133,300	△9,203			△1,107			
[1]児童措置費	126,010	△10,310	115,700	△9,203			△1,107	20.扶 助 費	△0,310	児童手当扶助費更正減
.3.保育所費	1,460,444	△62,160	1,398,284				△62,160			
[1]給 与 費	694,510	△53,832	640,678				△53,832	1.報 酬	△21,273	補助保母報酬更正減
								2.給 料	△1,115	更正減

[2] 保育所 管理費	147,624	△ 8,559	139,065							3. 職員手当 △ 28,900	"	
										4. 共済費 △ 2,544	"	
										18. 備品購入費 3,000	園用備品購入費追加	
										19. 負担金補助及交付金 △ 1,559	民間保育所建設補助金更正減	
[5] (仮) 国府 第二保育園 建設事業費	182,519	231	182,750							13. 委託料 81	設計委託料追加	
										15. 工事費 160	工事費追加	
[3] 生活保護費	663,378	3,876	667,254	3,256								
2. 扶助費	611,425	3,876	615,301	3,256								
[1] 扶助費	611,425	3,876	615,301	3,256						20. 扶助費 3,876	生活保護扶助費追加	
[4] 衛生費	731,167	164,925	886,092	8,328								
(1) 保健衛生費	272,144	5,340	277,484	8,328								
1. 保健衛生費	180,334	1,932	182,266	8,328								
[1] 給与費	93,039	△ 13,283	79,756							2. 給料 △ 6,084	更正減	
										3. 職員手当 △ 7,021	"	
										4. 共済費 △ 178	"	
[3] 保健衛生費 総計	80,508	15,215	95,723	8,328						19. 負担金補助及交付金 15,215	病院事業補助金追加 11,615,000 同和地区保健増進事業補助金 3,600,000	

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分 額	説 明
				特 定 財 源					
				国 文 支 出 金	府 金	地 方 債	そ の 他		
3.伝 染 病 予 防 対 策 費	203	3,408	3,611			3,408			
[2] 伝 染 病 対 策 費	91	3,408	3,499			3,408	13.委 託 料	3,408	伝 染 病 患 者 収 容 事 務 基 本 委 託 料
(2) 清 掃 費	408,719	132,604	541,323			132,604			
1. 清 掃 総 務 費	201,733	133,564	340,297			133,564			
[1] 給 与 費	77,245	△ 3,736	73,479			△ 3,766	2. 給 料	△ 2,729	更 正 減
							3. 職 員 手 当	△ 876	"
							4. 共 済 費	△ 161	"
[2] 清 掃 総 務 費	124,488	142,330	266,818			142,330	19. 負 担 金 補 助 及 交 付 金	142,330	泉 北 環 境 整 備 施 設 組 合 分 担 金 追 加
2. 塵 芥 処 理 費	206,986	△ 5,960	201,026			△ 5,960			
[1] 塵 芥 処 理 費	131,963	△ 1,550	130,413			△ 1,550	13. 委 託 料	△ 1,550	塵 芥 処 理 業 者 委 託 料 更 正 減
[2] 尿 処 理 費	75,023	△ 4,410	70,613			△ 4,410	13. 委 託 料	△ 1,080	し 尿 汲 取 委 託 料 更 正 減
							19. 負 担 金 補 助 及 交 付 金	△ 3,330	し 尿 汲 取 補 助 金 更 正 減
(3) 墓 地 管 理 費	41,140	△ 7,239	33,901			△ 7,239			
1. 墓 地 火 葬 場 費	41,140	△ 7,239	33,901			△ 7,239			

[1]給与費	26,904	△ 7,239	19,665					△ 7,239	2.給料 3.職員手当 4.共済費	△ 1,039 " "	更正減
(4)上水道費	9,164	24,220	33,384				24,220	24,220			
1.上水道費	9,164	24,220	33,384				24,220	24,220			
[1]上水道費	9,164	24,220	33,384				24,220	24,220	19.負担金補助及交付金 24,220	24,220	泉北水道企業団負担金追加 14,220,000 水道事業補助金 10,000,000
⑤労働費	62,919	1,139	64,058				1,139	1,139			
(1)失業対策費	62,919	1,139	64,058				1,139	1,139			
1.失業対策総務費	22,851	1,139	23,990				1,139	1,139			
[1]給与費	22,851	1,139	23,990				1,139	1,139	3.職員手当	1,139	職員手当追加
⑥農林水産費	200,678	18,508	219,186				7,038	6,333			
(1)農業費	174,358	18,508	192,866				7,038	6,333			
2.農業総務費	43,132	1,358	44,490				1,358	1,358			
[1]給与費	42,634	1,358	43,992				1,358	1,358	2.給料 3.職員手当	624 734	給料追加 職員手当追加
3.農業振興費	39,727	6,050	45,777				2,150	2,150			
[1]農業振興費	36,580	4,550	41,130				660	660	19.負担金補助及交付金 4,550	4,550	団表団地整備事業補助金追加

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 分 額	明 細
				補 正 額 の 財 源					
				国 支 出 金	特 定 財 源	一 般 財 源	節 分 額		
(4) 登録農地 保全対策費	152	1,500	1,652	国支 1,500	地方債 0	その他 1,500	1,500	市街化区域内登録農地補助 金	
4 畜産業費	5,859	330	6,189			440			
(1) 家畜衛生費	831	330	1,161			440		医薬材料費 330,000 医療用薬品費追加	
5 農地費	69,884	10,770	80,654	610		6,633	3,527		
(1) 農道事業費	11,144	1,220	12,364	610		183	427	才之前農道工事費追加 1,520,000 菜生農道工事費更正減 △300,000	
(2) 水路事業費	7,119	9,550	16,669			6,450	3,100	ハネキワダ水路設計委託料 1,000,000 伯太北水路設計委託料更正 減 △50,000	
⑦ 商工費	253,791	△2,929	250,862	△2,474			△455		
(1) 商工費	253,791	△2,929	250,862	△2,474			△455		
1. 商工総務費	39,796	△929	38,867	△875			△54	ハネキワダ水路工事費 15. 工事費	
(1) 給与費	33,333	596	33,934				596	職員手当追加	

[3]技能取得費	4,556	△1,525	3,031	△875			△650	8.報償費	△755	自動車技能取得生活保障費 更正減
								13.委託料	△770	自動車技能取得委託料更正 減 △620,000 各種技能取得委託料更正減 △150,000
2.雇用対策費	152,834	△2,000	150,834	△1,599			△401			
[1]雇用対策費	6,065	△2,000	4,065	△1,599			△401	19.負担金補助及交付金	△2,000	就職支度金負担金更正減
⑥土木費	4,259,421	387,181	4,646,602	290,504	86,051	△7,000	17,626			
(1)土木管理費	197,214	4,064	201,278				4,064			
1.土木総務費	197,214	4,064	201,278				4,064			
[1]給与費	188,925	3,725	192,650				3,725	2.給料	1,582	給料追加
								3.職員手当	2,143	職員手当追加
[3]建築総務費	913	839	1,252				339	11.需用費	80	修繕料 自動車修理費追加
								18.備品購入費	252	電気チェックメーター等購 入費 235,000 クランプ式交流電圧抵抗器 購入費 24,000
(2)道路橋梁費	824,471	5,036	829,507	4,028			1,008			
5.防衛施設 整備事業費		5,036	5,036	4,028			1,008			
[1]上代伏屋線 新設事業費		5,036	5,036	4,028			1,008	2.給料	105	一般職給 1人

〔1〕榎尾山公園整備事業費	3,128	1,000	4,128	500	500	500	500	18委託料	150	榎尾山公園基礎調査委託料
								15.工費請負	860	駐車場整備工事費追加
9.都市下水道整備事業費	7,510	4,400	11,910				4,400			
〔1〕府中北都市下水道整備事業費	7,510	4,400	11,910				4,400	13委託料	4,400	都市下水道府中北幹線全体設計委託料
(5)住宅費	2,506,901	369,681	2,876,582	275,976	86,051		7,654			
2.住宅建設費	2,488,585	369,681	2,853,266	275,976	86,051		7,654			
〔1〕(仮称)清泉第1団地建設費	647,135	107,681	754,816	77,554	27,655		2,472	13委託料	386	設計委託料追加
〔2〕(仮称)清泉第2団地建設費	579,343	262,000	841,343	198,422	58,396		5,182	15.工費請負	107,295	改良住宅建設工事費追加
⑨消防費	322,632	14,738	337,370				14,738	22.補償補填及賠償金	262,000	物件補償費追加
〔1〕消防費	322,632	14,738	337,370				14,738			
1.常備消防費	251,857	14,738	266,595				14,738			
〔1〕給与費	235,446	14,738	250,184				14,738	2.給料	3,629	給料追加
⑩教育費	2,651,808	336,300	2,988,108	22,913	278,617		84,770	3.職員手当	11,109	職員手当追加
〔1〕教育経務費	258,302	11,355	269,657				11,335			

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国支	府地方債その他	一般財源	区分	金額	
2.事務局費	146,057	9,757	155,814			9,757			千円
[1]給与費	142,383	9,690	152,073			9,690	2.給料	6,856	給料追加
[2]一般管理費	3,674	67	3,741			67	11.需用費	67	職員手当追加 燃料費 自動車用燃料費追加
3.教育指導費	31,089	1,578	32,667			1,578			
[1]老育指導費	18,323	300	18,623			300	19.負担金補助及交付金	300	理科振興会補助金
[2]研修費	12,766	1,278	14,044			1,278	14.使用料及賃借料	1,278	明養護学校通学自動車借上料追加
(2)小学校費	1,696,952	324,126	2,021,078	21,120	278,617	24,389			
1.学校管理費	343,149	240	343,389			240			
[3]維持補修費	79,006	240	79,246			240	18.委託料	240	学校整備員委託料追加
2.学校保健費	65,743	1,525	67,268	437		1,088			
[1]保健費	26,362	650	27,012			650	1.報酬	650	学校医報酬追加 285,000 歯科医報酬追加 285,000 薬剤師報酬追加 80,000
[2]給食費	39,381	875	40,256	437		438	20.扶助費	875	準要保護児童給食費扶助追加

3. 教育振興費	21,477	458	21,930	226			227						
[2] 就学奨励費	3,581	463	4,034	226			227	20 扶助費	463				要保認準要保認援助費追加
4. 学校建設費	1,266,588	321,908	1,588,491	20,457	278,617		22,834						
[6] 信太小学校増改築事業費	2,902	329,951	332,853	26,730	278,617		24,604	13 委託料	3,141				設計委託料追加
								15. 工事請負費	328,200				校舍及び屋体建設工事費
								18. 備品購入費	3,610				給食用備品購入費
[8] 鶴山台南小学校増築事業費	69,522	△ 8,043	61,479	△ 6,273			△ 1,770	13. 委託料	630				設計委託料追加
								17. 公有財産購入費	△ 8,673				更正減
[3] 中学校費	375,375	873	376,248	233			640						
1. 学校管理費	170,280	105	170,385				105						
[3] 細等補修費	49,794	105	49,899				105	13. 委託料	105				学校警備員委託料追加
2. 学校保健費	29,792	305	30,097				305						
[1] 保健費	9,621	305	9,926				305	1. 報酬	305				校医報酬追加 135,000 歯科医報酬追加 135,000 薬剤師報酬追加 35,000
3. 教育振興費	16,587	463	17,050	233			230						
[2] 就学奨励費	6,009	463	6,472	233			230	20. 扶助費	463				要保認準要保認援助費追加
(4) 幼稚園費	189,941	3,309	193,250				3,309						
1. 幼稚園管理費	188,548	2,924	191,472				2,924						

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分	額	明 説	
				国 支	府 出	地 方	特 定				区
(1)給与費	121,225	2,924	124,149					2,924	2.給料	1,800	給料追加
2.幼保雑健費	1,393	385	1,778						3.職員手当	1,564	職員手当追加
(1)保健費	1,393	385	1,778					385	1.報酬	385	園医報酬追加 歯科医報酬追加 薬剤師報酬追加
(5)社会教育費	120,200	△3,343	116,857	1,560				△4,903			
3.青少年会館費	5,523	△4,673	850					△4,673			
(1)青少年会館費	5,523	△4,673	850					△4,673	1.報酬	△4,523	更正減
4.公民館費	1,155	178	1,333						4.共済費	△151	更正減
(1)公民館費	1,155	178	1,333					178	15.工賃	178	南横山公民館補修工事費
8.同和教育費	12,221	1,152	13,373	1,560				△408	8.報賃	△1,100	更正減
(1)同和教育費	12,221	1,152	13,373	1,560				△408	18.備品	1,502	青年会館用備品費

給 与 賞 明 細 書

款	項	職 員 數		給 与 費				共 済 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
1. 議 会 費		人	人	円	円	円	円	円	円
	1. 議 会 費				△ 230	△ 122	△ 352	△ 70	△ 422
2. 總 務 費									
	1. 總 務 管 理 費				13,187	4,4510	57,697	70	57,697
3. 民 生 費			4		△ 1,115	△ 28,900	△ 30,015	△ 2,544	△ 32,559
	2. 兒 童 福 祉 費		4		△ 1,115	△ 28,900	△ 30,015	△ 2,544	△ 32,559
4. 衛 生 費					△ 9,852	△ 14,059	△ 23,911	△ 377	△ 24,288
	1. 保 健 衛 生 費				△ 6,084	△ 7,021	△ 13,105	△ 178	△ 13,283
	2. 清 掃 費				△ 2,729	△ 876	△ 3,605	△ 161	△ 3,766
5. 勞 働 費	3. 墓 地 火 葬 場 費				△ 1,039	△ 6,162	△ 7,201	△ 38	△ 7,239
						1,139	1,139		1,139

6.農林水產業費	1.失業対策費				1,139	1,139		1,139
			624		734	1,358		1,358
7.商工費	1.農業費		624		734	1,358		1,358
					596	596		596
8.土木費	1.商工費				596	596		596
			1,687		2,175	3,862	20	3,882
	1.土木管理費		1,582		2,148	3,725		3,725
	2.道路橋梁費		105		32	137	20	157
9.消防費			3,629		11,109	14,738		14,738
	1.消防費		3,629		11,109	14,738		14,738
10.教育費			8,216		4,398	12,614		12,614
	1.教育総務費		6,856		2,834	9,690		9,690
	4.幼稚園費		1,360		1,564	2,924		2,924

	職員数		給与				与費		合計	
	特別職	一般職	報酬	給料	職員手当	計	共済費	計		
補正予算額計	人	合	円	円	円	円	円	円	円	
補正前額	5	1,087		1,517,606	1,349,574	2,867,180	278,295	3,145,475		
合計	5	1,092		1,533,752	1,371,154	2,904,906	275,324	3,180,230		
職員手当の内訳	扶養手当		1,973千円		住居手当		291千円			
	調整手当		1,538千円		通勤手当		2,219千円			
	管理職手当		1,220千円		期末勤勉手当		6,259千円			
	時間外勤務手当		4,322千円		特殊勤勉手当		1千円			
									退職手当	3,757千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
公共下水道甲斐田川幹 線築造事業	千円 268,200		千円 268,200	昭和49年度 ～ 昭和52年度	千円 268,200	千円 268,200			千円
信太中学校 水泳プール建設事業	38,982		38,982	昭和50年度 ～ 昭和61年度	5,850	24,800			8,332
鶴山台北小学校 水泳プール建設事業	32,040		32,040	昭和50年度 ～ 昭和61年度	6,210	19,800			6,530
身体障害者福祉会館用 地取得事業	32,549		32,549	昭和50年度 ～ 昭和51年度		32,500			49
小田池公園 用地取得事業	292,930		292,930	昭和50年度 ～ 昭和54年度	97,600	146,400			48,930

事 項	限 度 額	前年度末までの 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 支	府 出 金	地 方 債		そ の 他
学校用地取得事業	千円 2,510,402		千円 2,510,402	昭和49年度 ～ 昭和53年度	千円 2,510,402	千円 412,322	千円 2,097,500	千円 580		千円 580
旭公園用地取得事業	37,881		37,881	昭和50年度 ～ 昭和53年度		30,300	7,500	81		
都市計画街路泉大津阪 本線用地取得事業	239,205		239,205	昭和49年度 ～ 昭和53年度		159,000	60,000			20,205
環状改善地区内 道路用地取得事業	505,193		505,193	昭和49年度 ～ 昭和53年度		404,000	101,000			193
和泉市土地開発公社に 委託し取得する上記用 地の債務補償	3,618,160		3,618,160	昭和49年度 ～ 昭和54年度		1,103,222	2,444,900			70,038

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調

区 分	前々年度末 現在高		前年度末現在高見込額		当該年度中増減見込み				当該年度 中現在高 見込額
	借入済額	事業費繰越 による延申分	計	当該年度中起債見込額		当該年度中 元金償還 見込額	補正額	補正後の額	
				補正前の額	補正額				
1.普通債	4,100,862	119,100	5,790,956	3,250,674	364,668	3,615,342	188,547	9,317,751	
(2)公営住宅	721,131	10,000	988,276	417,492	86,051	503,543	9,898	1,481,921	
(1)教 育	1,597,580		2,147,870	1,169,300	278,617	1,447,917	56,231	3,539,556	
合 計	4,322,099	119,100	6,012,717	3,820,674	364,668	3,685,342	206,671	9,491,388	

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第23号「昭和49年度一般会計補正予算（第4号）」について、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

昭和49年度も押し詰まっておりますが、これに基づきます国、府支出金の確定または見直し等を勘案いたしまして、今回、補正予算を御提案申し上げた次第でございます。

まず初めに内容の説明でございますが、議案書の5ページでございますように、予算書の第1条に、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億3,914万7,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ15億5,913万5,000円といたすもので、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費を定めるもので、第2表に計上いたしましたように、（仮称）解放センター整備事業6億7,923万4,000円、（仮称）信太第3保育園建設事業4億9,961,000円、勤労青少年ホーム建設事業1億6,801万8,000円、市道光明池和田線新設事業7,000万円、光明池春木線街路整備事業3,007万5,000円及び信太小学校増改築事業3億2,321万円を工事の進捗状況等を勘案いたしまして、翌年度で執行できるように定めるものでございます。

第3条につきましては、債務負担行為でございますが、義務教育施設整備、公園用地取得及び公共下水道甲斐田川幹線築造事業等でございますが、限度額及び期間は第3表のとおりでございます。

第4条は、地方債の補正でございますが、義務教育施設整備事業債及び改良住宅建設事業債を補正するもので、借入条件及び償還の方法は第4表のとおりでございます。

それでは、引き続きまして事項別明細書により、歳入歳出予算の個々の内容について、まず歳出から御説明を申し上げます。29ページをお開き願います。

議会費につきましては、議員各位の職員手当の追加でございますが、189万円を計上いたしました。

次に、総務費でございますが、総務管理費につきましては、職員の給与費、臨時職員賃金の追加及び一部事務経費の更正減でございますが、差し引きして、総務管理費として6,051万3,000円を追加いたしてございます。

徴税費につきましては、一部事務経費の更正減と、納税組合補助金として1,000万円計上いたしました。

次に、統計調査費でございますが、中間農林業センサス統計調査費につきましては、調査員

の報償費として69万円計上いたしました。

以上が総務費でございまして、総額6,220万3,000円を計上いたしました。

次に、民生費にまいりたいと存じます。まず社会福祉費でございますが、身体障害者福祉費につきましては、一部事務経費の減額と、厚生医療給付、身体障害者福祉施設収容措置及び介護人派遣等扶助費の減額として、802万円を減額計上いたしました。

精神薄弱者福祉費につきましては、施設収容措置費として60万円を追加計上いたしました。

老人福祉費につきましては、一部事務経費並びに扶助費の不用額226万5,000円を減額いたしました。

老人解放センター費につきましては、運営委員の報酬4万5,000円、医師、看護婦及び訓練士の報償費の追加19万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

身体障害者医療助成費につきましては、一部事務経費及び扶助費640万4,000円を減額計上いたしました。

共同浴場費につきましては、浴場管理運営委託料として744万円を追加し、(仮称)旭温泉建設設計委託料334万5,000円を減額計上し、差し引きいたしまして、409万5,000円を計上いたしました。

次に、児童福祉費でございますが、児童措置費につきましては、児童手当扶助費1,031万円を減額、保育所費につきましては、職員の給与費、民間保育所建設補助金等の減額、(仮称)園府第2保育園の建設事業費の追加等で、差し引きしますと、6,216万円の減額と相なる次第でございます。

生活保護費につきましては、生活保護扶助費の追加でございまして、387万6,000円を計上いたしました。

以上が民生費でございまして、8,034万6,000円の減額と相なる次第でございます。

次に、衛生費でございますが、保健衛生費につきましては、職員の給与費の減額として1,328万3,000円、和泉市立病院への補助金の追加として1,161万5,000円、同和地区保健増進事業補助金として360万円、伝染病患者の収容事務委託料として340万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

清掃費につきましては、職員の給与費の減額と、泉北環境整備施設組合への分担金の追加、塵芥処理、し尿処理業者への委託料の減額等でございまして、差し引きいたしまして1億3,060万4,000円を計上いたしました。

墓地管理費につきましては、職員の給与費723万9,000円を、減額計上いたしました。

上水道費につきましては、泉北水道企業団への負担金の追加1,422万円、和泉市水道部へ

の補助金1,000万円、合わせまして2,422万円を計上いたしました。

以上が衛生費でございます、追加と更正減額とを差し引きいたしまして、1億5,492万5,000円の追加と相なる次第でございます。

労働費につきましては、職員手当として113万9,000円を追加計上いたしました。

次に、農林水産業費でございますが、農業費につきましては、職員の給与費の追加135万8,000円、園芸団地整備事業並びに市街化区域内登録農地補助金として605万円、才之前農道工事の追加及び薬生農道工事の更正減として122万円、ハネキワダ水路工事費として960万円、伯太北排水路の設計委託料の減額として5万円、それぞれ計上いたしました。

以上が農林水産業費でございます、1,850万8,000円の追加計上と相なる次第でございます。

商工費につきましては、職員手当の追加59万6,000円、技能取得関係費の更正減額152万5,000円及び就職支度金200万円の減額でございます、合計いたしまして、商工費として2,92万9,000円を減額いたしました。

次に、土木費でございますが、土木総務費につきましては、職員の給与費及び建築関係経費の追加として406万4,000円を計上いたしました。

道路橋梁費につきましては、上代伏屋線新設事業費といたしまして、503万6,000円を計上いたしました。

都市計画費につきましては、光明池春木線街路整備事業費の追加300万円、檜尾山公園整備事業費の追加100万円及び府中北都市下水路整備事業費の追加440万円をそれぞれ追加計上いたしました。

住宅費につきましては(仮称)和泉第1団地建設費として1億768万1,000円、(仮称)和泉第2団地建設費として、物件補償費の追加2億6,200万円をそれぞれ追加計上いたしました。

以上が土木費でございます、3億8,718万1,000円の追加計上と相なる次第でございます。

次に、消防費につきましては、職員の給与費の追加でございます、1,473万8,000円を計上いたしました。

次に、教育費でございますが、教育総務費の事務局費につきましては、職員の給与費の追加と、一部事務経費の追加でございます、975万7,000円を計上いたしました。

教育振興費につきましては、理科振興会の補助金30万円、堺養護学校通学タクシーの借り上げ料127万8,000円を追加計上いたしました。

小学校費の学校管理費につきましては、学校警備員委託料24万円を追加計上いたしました。
学校保健費につきましては、学校医、学校歯科医及び薬剤師等の報酬の追加65万円、準要
保護児童給食費扶助の追加87万5,000円等でございます。

教育振興費につきましては、要保護、準要保護援助費の追加45万3,000円を計上いたし
ました。

学校建設費につきましては、信太小学校増築事業費の所要額を追加並びに更正減額いたし、
差し引きいたしまして、3億2,190万8,000円を追加いたしてございます。

次に、中学校費につきましては、学校警備員委託料の追加10万5,000円、校医、歯科医
及び薬剤師等の報酬の追加30万5,000円並びに要保護、準要保護援助費の追加46万3,0
00円等でございます。

幼稚園費につきましては、職員の給与費の追加292万4,000円、園医、歯科医及び薬剤
師等の追加38万5,000円等でございます。

次に、社会教育費につきましては、青少年会館費467万3,000円の減額、南横山公民館
の補修工事17万8,000円。

同和教育費といたしまして、青少年会館用備品費150万2,000円及び結婚祝金75万円
等とございまして、差し引きして334万3,000円の更正増でございます。

諸支出金につきましては、建設協会出資金の更正減200万円及び泉北環境整備施設組合施
行に係る清掃施設事業に対し、事業費補正として交付される地方交付税は、本市の普通交付税
の中に含まれて算定され、本市に一括交付されておりますので、組合を構成いたしております
高石市及び泉大津市へ配分するものでございまして、組合規約に基づく分担金の負担率に基づ
き算定いたしました利子に対する配分金4,759万円を計上いたしております。

災害復旧費につきましては、山地崩壊防止小川工事費37万円を計上いたしました。

以上が歳出予算の事項別内容とございまして、総額9億3,914万7,000円と相なる次第
でございます。

それでは、今回のこれら歳出に充当いたします歳入予算についてご説明申し上げます。議案
書の16ページでございます。

まず初めに、地方譲与税につきましては、自動車重量譲与税の追加486万9,000円、自
動車取得税及び地方交付税につきましては、自動車取得税交付金690万円、地方交付税1億
7,910万2,000円をそれぞれ追加計上いたしております。

次に、分担金及負担金でございますが、分担金につきましては、農道工事及び水路工事分担
金として6,63万3,000円、災害復旧事業分担金として3万8,000円を追加いたしました。

負担金につきましては、光明池春木線街路整備事業の負担金を700万円更正減額いたしました。

次に、使用料及手数料でございますが、手数料につきましては、家畜診療手数料の追加並びに農地諸証明手数料の更正減額でございます。合わせまして40万5,000円を追加計上いたしました。

国庫支出金でございますが、国庫負担金につきましては、精神薄弱者収容措置費48万円の追加及び生活保護費負担金310万円の追加のほかは減額でございます。

国庫補助金につきましては、光明池春木線街路整備事業補助金1,000万円、改良住宅建設事業補助金1億6,210万2,000円、上代伏屋線新設事業補助金402万8,000円、小学校費補助金2,112万円、中学校費補助金23万3,000円を計上し、国庫支出金の総額といたしまして、1億8,642万円を計上いたしました。

次に、府支出金でございますが、府負担金の民生費負担金につきましては、社会福祉費負担金並びに児童福祉費負担金の更正減額でございます。158万8,000円を減額計上いたしました。

府補助金につきましては、主として身体障害者医療費補助金及び商工費補助金の更正減額と、改良住宅建設費補助金及び大阪府市町村振興補助金の追加等でございます。1億2,403万6,000円を計上いたしました。

府委託金につきましては、総務管理費委託金及び統計調査費委託金の追加といたしまして95万円を計上いたしました。

次に、寄附金につきましては、一般寄附金の追加として800万円を計上いたしました。

諸収入につきましては、開発事業収入5,500万円、地下埋設者負担金371万9,000円等を、雑入といたしまして6,571万4,000円を計上いたしました。

最後に市債でございますが、改良住宅建設事業債の追加8,605万1,000円のほか、信太小学校校舎、屋内運動場増改築事業債2億7,861万7,000円を計上いたしました。

以上が今回の補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 18番（直村静二君） 2、3質問いたします。

39ページの保健増進事業費の内訳を説明願いたい。

それから51ページ、（仮称）和泉第2団地の物件補償費、これは家屋とか土地を買う、それから営業の場合はその補償、この3つに分かれておりますが、この項目別の件数について説

明願いたい。

53ページの学校警備員委託料、小学校、中学校もござりますが、具体的な人数、どのような団体と契約をして運営されてるか。前に一度新聞に載ったことがありますので、それらも含めて御説明願いたい。

それから55ページ、信太小学校の3億2,995万円の増改築、校舎及び屋体、これは請負契約に出ると思いますが、これについては前に問題がございましたので、確認しておきたい。これは同和事業の一環として行うということなので、具体的に補助、起債の内訳、単に地方債になってますが、どのぐらいの負担でいけるか説明願いたいし、これが解放運動の成果と確認するなら、解放運動の成果と確認するという回答を願いたい。

以上です。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 保健衛生課参事（神藤恒治君）

保健増進事業費についてお答えいたします。同和地区保健増進事業補助金といえますのは、現在、和泉診療所で取り扱っている医療行政の補助金でございまして、その内容は、同和地域の診療に対しての減額分に対する補助金でございまして、交付対象は、診療所で行っております同和関係地区に対する補助金でございまして。

○ 18番（直村静二君） 医療に対する補助金とはどういう場合、具体的には。

○ 保健衛生課長（松村吉晃君） 実は、大阪府の同和対策事業の一環として、同和医療を開設しております。診療所で診療を受ける方々に対する診療費の減額措置がございまして、その減額分の10分の8という府の補助制度がございまして、先ほどの歳入の中にも出ておりますが360万円に対する10分の8の府の補助金で見ましたものを、ここに歳出で組ませていただいたわけでございまして。診療所の患者に対する診療費の減額措置に対する補助金でございまして。

○ 18番（直村静二君） 患者さんは国民健康保険を使うわけでしよう。3割負担について、それを0にする、それについての補助金ですか。

○ 保健衛生課参事（神藤恒治君） 負担額の何割かの減額、つまり国保について家族は3割負担ですが、それに対して5.0%の減額、それに対して府からの補助金がある、こういうことでございまして。

○ 18番（直村静二君） 本人がかかろうと、家族がかかろうと、全部0になるわけじゃなくて半額ですか。その半額について補助を出す。補助を受ける人は団体がいますか。

○ 保健衛生課参事（神藤恒治君） 全員を対象にしております。

○ 18番（直村静二君） しあわせ会は。

- 保健衛生課参事（神藤恒治君） ございません。
- 18番（直村静二君） これについては、窓口1本と違うんやね。
- 保健衛生課参事（神藤恒治君） 違います。
- 18番（直村静二君） 診療所の減額は窓口1本と違う、市長、確認できますか。いまの答弁で窓口1本と違うのは大賛成なんです。しかし、市長はいままででも隣保館でも何でも建てて窓口1本は遵守すると言うてきましたな。これは1本が外れますな。
- 同和対策部長（佐原行雄君） 市長に対する質問ですが、私からお答え申し上げます。
実は、先ほど衛生課の参事がお答えしました件につきまして、減額制度というのは同和対策事業で行っております。ただいま窓口1本云々と申し上げましたのは、診療所に診療に来られる方々のすべてが利用できるという意味で申し上げております。
- 18番（直村静二君） そこで確認しておきたいのは、この診療所を利用される方は、なにも地区住民だけじゃないと思う。幸であろうが、王子であろうが、伯太であろうが、和泉診療所へは行けるわけでしょう。そこで健康保険を提出して減額してもらい、その辺どうなるのですか。
- 同和対策部長（佐原行雄君） 具体的な中身は、診療所に派遣されてる職員がおりますのでお答え願うとして、現実に関わわれが聞いている範囲では、同和地域以外からも当然、診療に来ていることは聞いております。
- 18番（直村静二君） 私が健康保険を持って診療所へ行って、そこへ出せば医療費について減額してくれますんやな。市長、間違いおまへんな。
- 同和対策部長（佐原行雄君） 私が先ほどから申し上げておりますように、事業の制度が同和対策事業でございますので、窓口1本の原則は他の制度と同じでございます。診療所で診療していただくことと、減額制度は違うものでございますので、その点御了解願いたいと思います。
- 18番（直村静二君） 非常にむずかしい問題を含んでる。保険料の減免、妊産婦の問題なども和泉市は窓口1本ですから支部へ出すと、その場合抄本が要る。戸籍はだれでも持ってますから、そのときに抄本を支部へ提出するという条件もあるかのように聞いてます。いま、私が言ったように、私が健康保険証を持って診療所へ行けば当然、カルテができますからね。それに基づいて同和地区扱いだということで申請すれば府から金が出てくる、そうですね。その場合窓口1本だから、これは解放同盟に入っていないけれども、地区住民である、いや地区住民でないというような区別をしない限り、補助金を出すときにどういふ算定の仕方をするんか。
私は地区住民の方からも若干聞いておる。その場合抄本が要るんか。その場合何らかの印を

するんかという問題があって、診療所についてはそうきっちりできない。いまのところ、診療所に行く人は勝手や、診療所の方で申請するとき、補助をもらうために何人来て、どの家族やと書かないかん。そうでないと監査がずさんでっせ。その点もう少し具体的に、どういう算定の仕方をするんか、詳細にお答え願いたい。いまここで結着はつきませんが……。

○ 保健衛生課参事(神藤恒治君) 現在、具体的な資料は持ち合わせておりませんので、早急に資料を整備いたしまして……。

○ 18番(直村静二君) 議長、この点について、三つの条件を言います。

一つは、地区住民の上に立っての減額という場合と、同盟員で何かの会員であるということと減額する場合、また、私が行って診療してもらったときに、あく、あかんという判定はどないするか。この三点について、明確に答えられるようにしてもらいたい。そうせんと、勢いよく窓口1本と違う、しかも、同和施策やという点についてはっきりさせないと疑問があるので、地区住民の方からも聞いてくれということがございましたので、きっちりとしてください。

○ 産業衛生部次長(山本俊兼君) 御説明申し上げたいのですが、窓口1本ということで、われわれもどういう意味かとちゅうちよいたしました、和泉診療所で診療を受けられるのはどなたでも受け付けする。ただし、保健増進事業の2分の1の減免対象につきましては、当然解放運動、すなわち住環境の劣悪な状態にある方を対象とした適用であるという意味のことを申し上げましたので、その点御了解願いたいと思います。

○ 18番(直村静二君) 劣悪な環境の人々の条件をよくするために、解放同盟に入っていない人の減免はないということですか。

○ 産業衛生部次長(山本俊兼君) 再度申し上げますが、この制度は大阪府が作ったもので、特に大阪府同和促進協会との連繋の中で定められたということとございまして、診療の受け付けそのものはどなたでも受け付ける。減免の対象につきましては先ほど申し上げたとおりでございますので、その辺御理解願いたいと思います。

○ 18番(直村静二君) 最初は窓口1本と違う、今度はまた違う答弁、これはひとつきっかりと答えを出してほしい。

○ 議長(池辺秀夫君) 次。

○ 地区改良事務所長(逢野一郎君) 2点目の物件補償の件数、面積の御質問がありましたので、私の方からお答えいたします。

ただいま御質問の件につきましては、あくまでも上物の物件のみでございます。面積は3.814平方メートル、68件でございます。

○ 議長(池辺秀夫君) 次。

○ 学校教育課参事(角谷泰夫君) 現在、契約しておりますのは、和泉警備興業株式会社と、49年4月1日現在、代表者中塚善夫と委託契約を結びました。当時、一応各小中学校、国7万5,000円で契約しておりましたが、その後、昨年来の物価高騰と、なおまた、昨年11月27日に最賃法の改正と相まって、本年に至りまして1月1日から8万円に契約更新を行い、今回の補正に計上した次第でございます。

現在、この会社で雇用されております者が28名、本市の小中圏合わせて48校を委託しております。平均年齢は65歳、最高齢者は70歳、最低年齢者が36歳といった人員構成になっております。

なお、昨年末新聞等に出た問題につきましては、その後会社側と十分協議し、かかることのないよう指導しておりますので、御了承賜りたいと思います。

○ 課長(池辺秀夫君) 次。

○ 教育次長(阪東重信君) 信太小学校の予算につきまして御説明申し上げたいと思います。

一般校における学校整備につきましては、学級数に見合ふ補助基準の中で、不足面積を補助対象として事業化しております。同和推進校につきましては、基準面積の1.3ないし1.5倍の範囲が上積みされて、これが補助対象になるということでございます。

信太小学校の場合には、全体の事業からいわゆる補助金を引き、残りの75%が起債対象とし、一般財源分が出てきますが、その80%が大阪府の特別予算措置をしている同和対策予算の中からの財源を入れてるということでございます。したがって、信太小学校の校舎の場合府の貸付金が60%、屋内体育館は、貸付金が全体の35.8%という状況でございます。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

運動の成果云々と申し上げますのは、ここで申し上げた特定財源としての府の貸付金そのものを適用してるということだけが配慮された点でございます。すなわち補助裏の80%を年3分、5年無利子据え置き、10年償還ということと、府の同和分に対する特別配慮の貸付金制度ということとでございます。

○ 18番(直村静二君) 運動の成果とも受け取れるし、言いたくないようなところもある。もし、運動の成果という認定に教育委員会が立っておるとするならば、そういう運動の成果やからと、運動団体からこの際研修をやれと言われた場合、なかなか断れない。そういう点で研修会をやったらピラをまかれた、関知しない。抗議の申し入れをしたか、ようせんとなつて、解放運動の成果ということとは困る。成果は成果として認めたいとしても、実際、ことは同和推進校といつても、同和の子供ばかりやない。その点ははっきりしておかんといかん。

もう少し聞くなれば、屋内体育館を初め、すべての建物は一般校と同じ規模で、そして、同

じょうな扱い方で建設するのかどうか。そうでなくて、デラックス版にするのかどうか。デラックス版になった場合、それこそ、よけいにこれは解放運動の成果となってきて、一般住民の子弟がそういうふうに運動側から言われたら、頭を下げてしゃちゅう礼を言わないかん。そうなってはいかんという気持ちがありますので、そのところを明快に教育委員会のお答えを聞きたいわけです。

○ 教育次長（阪東重信君） デラックスな考え方は持ってありません。しかし、先ほど申し上げましたように、いわゆる府の同和対策として、特別予算措置として貸付金制度がありますが、これが一般校における基準面積を上回る分に対して80%の貸付金がございます。この分は健全校舎であっても、全体計画の中で信太小学校を全面的に改築しようという考え方であります。たとえば屋内体育館は現在、老朽ながらありますし、その隣りには健全校舎もありますが、これらも今回の事業の中に総括して入れ、現在の校舎の敷地は全部運動場として拡張したい。かような考え方を持っておりますので、一般校でできないものについてデラックスなものは考えておりませんが、この際、改築の中に同和対策予算を使いながら完全に改築したいということでございます。

○ 1.8番（直村静二君） デラックス版でないことは了承します。普通校やからええかげんにせよということはいかん、当然です。問題は、これは国の補助、府の補助があるのと、威張ってどうのこうのということじゃなく、その点は教育長、はっきりしてください。そうせんと、同和地区の子弟以外の子供は小さくなって、しゃちゅう解放同盟のおかげさんでと、歌を歌わないかん。そうなっては困るから申し上げてる。だから、そういう間違いのないように教育の中立性並びに行政と運動の区分について、ひとつ教育長は決意を表明していただかんと、これからどんどん建っていったときに、信太地区の父兄の方々からも私の方に、そうならないように議会できっちりしといてくれ、ときている。感謝する気持ちがあっても、相手から言われてどないせよとなると何のことやらわかりません。親切の押し売りはまかりならん。教育の基本からいって、教育長、明快な決意を表明してください。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

執行機関の義務、責任というものは、地方自治法第138条の2にもありますように「自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」と書かれております。したがって、先般田中議員からも御指摘いただきましたように、すなわち的確な判断と責任において事務事業を執行する。議会における条例、規則、法令に従って、自己の責任において主体的に行うことが当然でございますので、決して民間団体との結果において左右されるものではございませんので、その点御賢察いただきたい。かよう考えるものでございます。

○ 18番(直村静二君) 意見だけ。決意を表明されましたが、いままで一遍、破られていますので。倍の力を入れて、勇気をふるってやってもらわないかん。地方自治法138条の2を守っていくのがぐらゐ悪いという場合には、私に一報していただきましたら、守るようにやります。他市の例もありますので、その点を特に申し上げて終わります。

○ 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第23号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長(池辺秀夫君) 日程第20「昭和49年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第24号

昭和49年度 大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

昭和49年度、和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,305千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,377,952千円とする。

2. 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

昭和50年3月18日提出

和泉市長 藤木秀夫

第1表 歳入歳入歳出予算の修正

(単位 千円)

1. 歳入

款	項	修正前の額	修正額	計
4. 国庫支出金		799,098	4,305	803,403
	2. 国庫補助金	44,752	4,305	49,057
歳入	合計	1,373,647	4,305	1,377,952

2. 歳出

款	項	修正前の額	修正額	計
1. 総務費		74,898	4,305	79,203
	2. 徴収費	51,976	4,305	56,281
歳出	合計	1,373,647	4,305	1,377,952

国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額 円	補正額 円	計 円	節 額		説 明
				区 分	金 額 円	
① 国庫支出金	799,098	4,305	803,403			
(2) 国庫補助金	44,752	4,305	49,057			
3. 特別療養給付費補助金		4,305	4,305	1. 特別療養給付費補助金	4,305	国保特別給付費補助金
歳入合計	1,378,647	4,305	1,377,952			

2. 歳 出

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 区 分 金 額	明 記
				特 定 財 源		一 般 財 源	其 他		
				国 支 出 金	府 支 出 金				
① 総 務 費	74,898 円	4,305 円	79,203 円	4,305 円					円
(2) 徴 収 費	51,976 円	4,305 円	56,281 円	4,305 円					
2. 賦 課 徴 収 費	11,583 円	2,815 円	14,398 円	2,815 円			13. 委 託 料	2,815 円	保 険 料 賦 課 計 算 委 託 料 追 加
3. 給 与 人 員 励 励 費	9,480 円	1,490 円	10,970 円	1,490 円			19. 負 担 金 給 助 及 交 付 金	1,490 円	国 保 料 給 付 組 合 補 助 金 追 加
歳 出 合 計	1,373,647 円	4,305 円	1,377,952 円	4,305 円					

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 総務部長（坂口礼之助君）

議案第24号「昭和49年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、その内容を簡単に御説明申し上げます。追加議案書の68ページでございます。

まず、予算書の第1条でございますように、今回の補正は、歳入歳出ともそれぞれ430万5,000円を追加計上いたしまして、補正後の予算額を13億7,795万2,000円と定めるものでございます。

今回の歳出予算の補正は、事項別明細書でございますように総務費のみでございます。賦課計算事務委託料281万5,000円及び納付組合育成強化による補助金149万円、合わせて430万5,000円を追加計上いたしましたものでございます。

次に、これら歳出に充当たす歳入につきましては、本年度医療費の改定に伴う財源措置といたしまして、特別療養給付費補助金が支給される旨確定いたしましたので、これを計上いたしましたものでございます。

以上が今回の国保会計の補正の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第24号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第21「昭和49年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第25号

昭和49年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 昭和49年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	687,700千円	7,000千円	694,700千円
第1項 営業収益	681,700千円	△2,700千円	679,000千円
第2項 営業外収益	6,000千円	9,700千円	15,700千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	832,391千円	△4,405千円	827,986千円
第1項 営業費用	710,743千円	△4,405千円	706,343千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「58,631千円」を「114,031千円」に「借入金25,407千円」を「借入金80,807千円」に改め資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	518,500千円	△161,000千円	357,500千円
第3項 工事負担金	200,000千円	△161,000千円	39,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	577,131千円	△105,600千円	471,531千円
第1項 建設改良費	531,406千円	△105,600千円	425,806千円

第4条 予算第8条中職員給与費「309,572千円」を「315,931千円」に改める。

第5条 予算第9条中「142,008千円」を「133,008千円」に改める。

第6条 予算第10条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

変 更 前			変 更 後		
変 額	年 度	年 割 額	変 額	年 度	年 割 額
1,573,000.000 円	昭和41年度	470,000.000 円	2,763,000.000 円	昭和41年度	470,000.000 円
	昭和42年度	113,000.000		昭和42年度	113,000.000
	昭和43年度	266,000.000		昭和43年度	266,000.000
	昭和44年度	110,000.000		昭和44年度	110,000.000
	昭和45年度	156,600.000		昭和45年度	156,600.000
	昭和46年度	143,800.000		昭和46年度	143,800.000
	昭和47年度	223,000.000		昭和47年度	223,000.000
	昭和48年度	190,000.000		昭和48年度	190,000.000
	昭和49年度	317,000.000		昭和49年度	317,000.000
	昭和50年度	246,000.000		昭和50年度	511,000.000
			昭和51年度	566,000.000	
			昭和52年度	359,000.000	

昭和50年3月18日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和49年度水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1. 水道事業収益	1. 営業収益		694,700	
		1. 給水収益	550,000	水道料金及び量水器使用料
		2. 受託工事収益	22,000	給水装置の新設、増設及び修繕等の受託工事収益
		3. その他の営業収益	107,000	材料売却収益並びに消火栓維持管理補償金及び設計審査、竣工、材料検査手数料
	2. 営業外収益		15,700	
		1. 受取利息	2,700	預金利息及び有価証券利息
		2. 雑収益	3,000	不用品売却その他雑収益
		3. 他会計補助金	10,000	一般会計からの営業補助金

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1. 水道事業費用	1. 営業費用		827,986	
			706,343	
		1. 原水・浄水費	293,957	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用
		2. 配水・給水費	87,671	配水、給水に要する費用
		3. 受託工事費	18,000	受託工事に要する費用
		4. 業務費	95,498	検針、調定、集金その他業務の運営に要する費用
		5. 総務費	60,105	事業活動全般に関連する費用
		6. 減価償却費	59,458	固定資産の減価償却費
2. 営業外費用		7. 資産減耗費	654	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗損
		8. その他の営業費用	91,000	材料売却原価
			121,543	
3. 予備費		1. 支払利息及び企業債返済	121,533	企業債の利息及び一時借入金利息
		2. 雑支出	100	雑支出
		1. 予備費	100	

2. 資本的収入及び支出

収入

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 資本的収入	1. 企業債		357,500		
			314,000		
	2. 負担金	1. 企業債	314,000	和泉上水道第3回拡張事業及び配水管整備事業債	
			4,500		
	3. 工事負担金	1. 他会計負担金	4,500	消火栓新設に伴う一般会計負担金	
			39,000		
		1. 工事負担金	39,000	配水管布設工事負担金	

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1. 資本的支出	1. 建設改良費		471,531	
		1. 學 務 費	10,305	第3回拡張事業に要する事務費
		2. 拡張工事費	306,695	第3回拡張事業に要する工事費
		3. 改良工事費	78,360	改良工事に要する工事費
		4. 配水管整備 事業費	13,200	配水管整備事業に要する工事費
2. 企業債償還金		5. 営業設備費	172,460	営業に係る諸資産購入費
			45,725	
		1. 企業債償還金	45,725	企業債の元金償還金

昭和49年度水道事業会計資金計画

区 分	当年度予定額
受 入 資 金	1,304,459 千円
1 事 業 収 益	619,200
2 前 年 度 未 収 金	58,311
3 企 業 債	314,000
4 負 担 金	4,500
5 工 事 負 担 金	39,000
6 一 時 借 入 金	200,000
7 前 受 金	10,000
8 預 り 金	7,000
9 繰 越 金	52,448
支 払 資 金	1,298,234
1 事 業 費 用	767,874
2 前 年 度 未 払 金	13,729
3 建 設 改 良 費	425,806
4 企 業 債 償 還 金	45,725
5 一 時 借 入 金 返 済	24,000
6 前 受 金 払 出	10,000
7 預 り 金 返 済	7,000
8 退 職 給 与 引 当 金 取 引	4,100
差 引	6,225

給 料 費 明 細 書

区 分	職 員 数		給				与			退 職 給 与 金	法 定 福 利 費	合 計
	特 別 職 員	一 般 職 員	報 酬	給 料	手 当 等	計	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	計			
損益勘定支弁職員	人	93	2,327	134,203	116,930	253,460	4,000	27,066	284,526			
資本勘定支弁職員		9	0	15,061	13,549	28,610	0	2,795	31,405			
合 計		102	2,327	149,264	130,479	282,070	4,000	29,861	315,931			
前 年 度		88	6,048	95,085	72,378	173,511	2,000	18,396	193,907			
比 較		14	△3,721	54,179	58,101	108,559	2,000	11,465	122,024			
手 当 内 容												
調 整 手 当			12,452千円	扶 養 手 当		4,278千円	通 勤 手 当		4,795千円			
期 末 手 当			61,799千円	勤 勉 手 当		18,859千円	隔 間 外 勤 務 手 当		16,425千円			
管 理 職 手 当			2,529千円	夜 間 勤 務 手 当		1,850千円	特 殊 勤 務 手 当		4,896千円			
住 居 手 当			2,386千円	児 童 手 当		210千円						

繼 統 費 に 関 する 説 書

款 項	事業名	全 体 計 画						前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生(見込)額	当該年度末までの支払義務発生(見込)額	当該年度末までの支払義務発生(見込)額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率	備 考
		年 度	年 割 額	同 左 財 源 内 訳			その他							
				企業位出資金	損益内留債	勘部保金								
		41	47,000	48,000	4,000		4,000	46,933	46,933			1.7	通次繰越 67円	
		42	113,000	107,000	6,000		6,000	42,142	42,142			1.5	" 70,925円	
		43	23,600	26,000			600	76,720	76,720			2.8	" 20,805円	
資本的 建設	和 泉 上水道 第3回 出張 業	44	110,000	109,000			1,000	129,780	129,780			4.7	" 1,025円	
支出改良費	張 業	45	156,600	146,000			11,600	154,956	154,956			5.6	" 2,669円	
		46	143,800	127,000			16,800	145,675	145,675			5.3	" 79円	
		47	223,000	210,000			9,890	119,723	119,723			4.3	" 104,071円	
		48	190,000	175,000			15,000	290,960	290,960			10.5	" 3,111	
		49	317,000	302,000			15,000	320,111	320,111			11.6		

昭和49年度和泉市水道事業予定貸借対照表

(昭和50年3月31日)

資産の部 (単位千円)

1. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
イ 土地		119,571
ロ 建物	111,692	
ハ 構築物	10,094	101,598
ニ 構築物減価償却引当金	1,795,944	
ホ 構築物減価償却引当金	213,823	1,582,121
ヘ 機械及び装置	192,921	
ヘ 機械及び装置減価償却引当金	66,239	126,682
ホ 水量水器	65,254	
ホ 水量水器減価償却引当金	20,164	45,090
ヘ 車輛及び遊戯具	10,233	
ヘ 車輛及び遊戯具減価償却引当金	4,044	6,189
ト 工具器具及び備品	1,9625	
ト 工具器具及び備品減価償却引当金	6,970	12,655

予 建 設 仮 勘 定	775,552	
有 計 固 定 資 産 合 計		2,769,458
(2) 無 形 固 定 資 産		
1 水 利 權	460	
口 借 地 權	180	
ハ 電 話 加 入 權	41	
無 形 固 定 資 産 合 計		681
(3) 投 資		
1 投 資 有 価 証 券	25	
投 資 合 計		25
固 定 資 産 合 計		2,770,164
2. 流 動 資 産		
(1) 現 金 預 金	6,225	
(2) 未 収 金	75,500	
(3) 保 管 有 価 証 券	1,200	
(4) 貯 蔵 品	47,547	
流 動 資 産 合 計		130,472
資 産 合 計		2,900,636

負債の部

3. 固定負債		
(1) 引当金	602	
固定負債合計		602
4. 流動負債		
(1) 一時借入金	176,000	
(2) 前受金	30,292	
(3) 預り金	1,200	
(4) 預り担保有価証券	1,200	
流動負債合計		208,692
負債合計		209,294
5. 資本金		
(1) 自己資本金	118,703	
(2) 借入資本金		
1 企業債	1,862,909	
資本金合計		1,981,612

6. 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

1 国庫補助金	3,948
口 府 補 助 金	6,778
ハ 工 事 負 担 金	777,212
ニ 受 贈 財 産 評 価 額	34,416

資本剰余金合計 822,354

(2) 欠 損 金

1 当年度未処理欠損金

繰越利益剰余金高	20,662
当年度純損失	133,286

欠 損 金 合 計 112,624

剰 余 金 合 計

709,730

資 本 合 計

2,691,342

負 債 資 本 合 計

2,900,636

昭和49年度水道事業会計予算実施計画明細説明書

1 収益的収入及び支出

収入 (単位千円)

款	項	目	前回の 累計額	補正予定額	計	各 目 名 細		
						部	金額	備 考
1	水道事業収益		687,700	7,000	694,700			
1	営業収益		681,700	△2,700	679,000			
		1.給水収益	558,000	△8,000	550,000	給水収益	△8,000	給水収益更正減
		2.受託工事収益	20,000	2,000	22,000	受託工事収益	2,000	受託工事収益追加
		3.その他の営業 収益	103,700	3,300	107,000	手数料	△300	手数料更正減
						材料売却収益	3,600	材料売却収益追加
2	営業外収益		6,000	9,700	15,700			
		1.受取利息	3,000	△300	2,700	預金利息	△271	預金利息更正減
						有価証券利息	△29	有価証券利息更正減
		3.他会計補助金	0	10,000	10,000	他会計補助金	10,000	他会計補助金追加

支 出

款 項	目	前回の 累計額	補正予算額	計	各 目 明 細	
					節	金額
1水道事業費用		832,391	△4,405	827,986		
1営業費用		710,748	△4,405	706,343		
	1 原水及び 浄水費	292,071	1,886	293,957	手 当 等	1,592 手当等追加
	2 配水及び 給水費	86,948	723	87,671	法定福利費	294 法定福利費追加
	3 受託工事費	20,000	△2,000	18,000	手 当 等	723 手当等追加
	4 業 務 費	94,115	1,383	95,498	路面復旧費	△2,000 路面復旧費更正減
					報 酬	200 報酬追加
					手 当 等	482 手当等追加
					法定福利費	701 法定福利費追加
	5 総 係 費	57,502	2,603	60,105	手 当 等	367 手当等追加
					賃 金	2,000 退職給与金追加
	7 其 他 の 8 管 業 費 用	100,000	△9,000	91,000	材料売却原価	△9,000 材料売却原価更正減

2. 資本的收入及び支出

収入

款	項	目	前回の 累計額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1	資本的收入		518,500	△161,000	357,500			
3	工事負担金		200,000	△161,000	39,000			
		1 工事負担金	200,000	△161,000	39,000	工事負担金	△161,000	工事負担金更正減

支出

款	項	目	前回の 累計額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1	資本的支出		577,131	△105,600	471,531			
1	建設改良費		531,406	△105,600	425,806			
		3 改良工事費	183,960	△105,600	78,360	請負工事費	△66,000	請負工事費更正減
						路面復旧費	△39,600	路面復旧費更正減

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 水道部長（田中稔君） お許しを得まして、ただいま上程されました議案第25号「昭和49年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回、補正いたします主な理由は、決算見込みに基づいての給水収益更正減と、一般会計よりの補助金収入並びにその他資本収支についても補正の必要が生じたので、それぞれについて補正せんといたすものでございます。

その内容について申し上げますと、第2条は、予算第3条に定めております営業収益について追加、更正減するものであります。

まず、追加するものとしては、営業収益中受託工率収益200万円と材料売却収益360万円であり、更正減するものとしては、給水収益800万円及び手数料30万円でございます。

なお、給水収益の更正減につきましては、年末に続いてのものであります。もろもろの原因により、やむなく再度更正減するものでございます。

次に、営業外収益であります。高料金対策としての一般会計からの補助金1000万円追加し、更正減するものとして、受取利息30万円減額補正するものでございます。

以上の結果、営業収益で270万円の更正減と、営業外収益で970万円追加となり、これらを差し引きいたしますと水道事業収益で700万円の追加となり、補正後の水道事業収益は6億9,470万円と相なるものでございます。

一方、支出につきましては、職員退職に伴う退職給与金の不足分200万円と、報酬及び手当並びに法定福利費等459万5,000円、計659万円追加するものでございます。

次に、更正減するものとしては、受託工事費200万円と、材料売却原価900万円を差し引きすると、水道事業費用で440万5,000円更正減し、補正後の水道事業費用を8億2,798万6,000円とするものでございます。

次に、第3条でございますが、予算第4条に定めております資本的収入及び支出について、収入におきましては、総需要抑制による民間土地開発の減少並びに住宅公園光明池団地造成のおくれによる工事負担金1億6,100万円を更正減し、資本的収入を3億5,750万円とするものでございます。

一方、支出につきましては、工事負担金更正減に伴う工事費の更正減で、資本的支出を1億560万円更正減し、補正後の資本的支出を4億7,153万1,000円とするものでございます。したがって、収支差引き1億1,403万1,000円の資金不足を生じますが、これら

を過年度損益勘定留保資金の残額3,322万4,000円と、借入金8,080万7,000円で補てんするものでございます。

第4条は、予算第8条に定めております流用禁止項目であります。職員給与費を退職給与金並びに手当等の補正により3億1,593万1,000円に改めるものでございます。

次に、第5条は、第9条に定めておりますたな卸資産購入限度額の補正でございますが、今回の補正で材料売却原価を900万減額いたしましたので、これの限度額を1億3,300万0,000円に改めるものでございます。

次に、第6条は、予算第10条に定めております第3回拡張事業の継続費の総額及び年度並びに年割額を改めるものでございます。理由としては、一昨年来の品不足に始まった建設費の上昇と、新しく建設する排水処理施設並びに父鬼浄水場拡張計画変更に伴うもの、その他水路増強対策等でありまして、完成年次を2カ年延長し、継続費の総額を15億7,300万円から27億6,300万円に改めるものでございます。

以上が、今回上程させていただきました水道事業会計の補正予算の概要でございます。これら詳細につきましては75ページ以下に記載しておりますので、何とぞよろしく御審議くださりまして、原案どおり御可決いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第25号は原案通り可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第22「和泉市病院事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第26号

昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条 昭和49年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という）第2条第2号中「入院45,946人 外来90,912人」を「入院44,257人 外来82,264人」に、同条第

4号中「調査費1,150千円」を「調査費1,150千円 老人病棟改修整備費1,118千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	611,972千円	△ 1,692千円	610,280千円
第1項 医業収益	552,567千円	△ 1,465千円	551,102千円
第2項 医業外収益	59,405千円	12,964千円	72,369千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	846,998千円	△ 8,177千円	838,821千円
第1項 医業費用	778,722千円	△ 2,177千円	776,545千円
第2項 医業外費用	67,976千円	△ 6,000千円	61,976千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	478,421千円	1,118千円	479,539千円
第4項 老人病棟改修整備政府補助金	0千円	1,118千円	1,118千円
	支	出	
第1款 資本的支出	123,871千円	1,118千円	124,989千円
第1項 建設改良費	102,483千円	1,118千円	103,601千円

第5条 予算第8条中職員給与費「491,298千円」を「484,771千円」に改める。

第6条 予算第9条中他会計補助金「52,739千円」を「64,354千円」に改める。

第7条 予算第10条中たな卸資産購入限度額「220,522千円」を「226,052千円」に改める。

昭和50年8月18日提出

和泉市長 藤木秀夫

昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出
収入

款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計	備考
1. 病院事業収益	1. 医業収益		611,972	△ 1,692	610,280	
			552,567	△ 14,656	537,911	
	2. 医業外収益	1. 入院収益	296,352	△ 14,656	281,696	
			59,405	12,964	72,369	
		1. 受取利息配当金	791	1,009	1,800	
	2. 他会計補助金	52,739	11,615	64,354		
	3. 患者外給食収益	4,811	△ 420	4,391		
	4. その他 医業外収益	1,064	△ 120	944		
	5. 国庫補助金	0	880	880	特別償 利子助成金	

支 出

款	項	目	既決予定額 千円	修正予定額 千円	計	備	考
1. 病院事業費用	1. 医療費用		846,998	△ 8,177	838,821		
			778,722	△ 2,177	776,545		
		1. 給与費	491,298	△ 6,527	484,771		
		2. 材料費	206,415	6,100	212,515		
		3. 経費	58,486	△ 570	57,916		
2. 医療外費用		4. 研究研修費	4,680	△ 1,180	3,450		
			67,976	△ 6,000	61,976		
		1. 支払利息及び 企業債取扱費	62,628	△ 6,000	56,628		

資本的収入及び支出
収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的収入			478,421	1,118	479,539	
	4. 老人病棟改修整備費府補助金		0	1,118	1,118	
		1. 老人病棟改修整備費府補助金	0	1,118	1,118	老人病棟改修整備費府補助金

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的支出			123,871	1,118	124,989	
	1. 建設改良費		102,483	1,118	103,601	
		2. 器械備品購入費	7,000	1,118	8,118	医療器械備品購入費追加

昭和49年度和泉市病院事業会計資金計画

区	分	当年度予定額	区	分	当年度予定額
受入資金		1,497,186	支払資金		1,436,216
1. 医療収益		456,911	1. 医療費用		709,652
2. 医療外収益		7,135	2. 医療外費用		61,576
3. 出資金		22,421	3. 建設改良費		1,023,668
4. 他会計補助金		52,739	4. 企業債償還金		131,888
5. 企業債		91,600	5. 看護婦宿舍割賦金		1,233
6. 特例債		364,400	6. 長期貸付金		8,200
7. 老人病棟改修整備費府補助金		1,118	7. 一時借入金		420,000
8. 一時借入金		350,000	8. 繰越未払金		69,999
9. 繰越未収金		90,282	9. 預り金		50,000
10. 預り金		50,000			
11. 前期繰越金		10,580			
			差引		60,970

給 与 費 明 細 書

区 分	職 員 数	給						与		合 計
		給 料	手 当	報 酬	賃 金	計	法定福利費			
損益勘定 支弁	130人	209,292	207,543	27,013	230	444,078	40,693	484,771		
前 年 度	130	124,082	102,936	31,256	225	258,499	22,669	281,168		
比	0	85,210	104,607	△ 4,243	5	185,579	18,024	203,603		
手 当 の 内		調整手当	17,689	時間外勤務手当	10,960	児童手当	94			
		扶養手当	2,909	宿日直手当	2,007					
		管理敷手当	8,756	夜間看護手当	4,506					
		通勤手当	5,338	特殊勤務手当	27,735					
		期末手当	99,242	住居手当	3,327			計		
		勤勉手当	22,460	退職給与金	2,460			207,543		

昭和49年度和京市病院事業会計予定貸借対照表

(昭和50年8月31日現在)

資 産 の 部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

1. 土地		1,348,160
2. 建物	2,104,115	
建物減価償却引当金	2,698,200	2,133,433
3. 構築物	2,849	
構築物減価償却引当金	1,018	1,831
4. 車両	1,240	
車輛減価償却引当金	556	684
5. 器械及備品	3,577,780	
器械備品減価償却引当金	1,774,800	1,803,000
6. 建設仮勘定		53,452

有形固定資産合計

42,224,460

(2) 投資

- 1. 投資有価証券
- 2. 長期貸付金

投資合計

固定資産合計

2. 流動資産

- (1) 現金預金
- (2) 未収金
- (3) 貯蔵品
- (4) 前払金

流動資産合計

資産合計

負債の部

3. 固定負債

- (1) 特例債
- (2) その他固定負債

固定負債合計

138

9,499

9,637

431,883

60,970

115,957

8,023

750

185,700

617,583

364,±00

20,329

384,729

4. 流動負債

(1) 一時借入金 350,000
 (2) 未払金 49,700

(3) その他流動負債

1. 予納金 820
 2. 預り金 2,630
 3. 預り金 (共済基金) 3,100

その他流動負債合計

6,550

流動負債合計

406,250

負債合計

790,979

資本の部

5. 資本金

(1) 自己資本金 158,754

(2) 借入資本金

1. 企業債 277,059

資本金合計

435,813

6. 剩 余 金

(1) 資本剩余金

1. 府補助金

1,118

(2) 利益剩余金

1. 繰越欠損金

381,786

2. 当年度欠損金

228,541

利益剩余金合計

△610,327

剩余金合計

△609,209

資本合計

△173,396

負債資本合計

617,583

昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画明細説明書

収益的収入及び支出
収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1. 病院事業収益			611,972	△ 1,692	610,280			
			552,567	△ 14,656	537,911			
		1. 入院収益	296,352	△ 14,656	281,696			
					入院収益	△ 14,656		
								初診料更正減 82
								投薬料 " 45
								注射料 " 3,626
								処置料 " 566
								検査料 " 581
								X線料追加 111
								入院料更正減 6,404
								手術料 " 198
								看護料 " 1,279
								接産料 " 224
								給食料 " 2,126
								その他追加 864
								計 14,656

2. 医業外収益	59,405	12,964	72,369				
1. 受取利息 配当金	791	1,009	1,800				
				予金利息	1,009	預金利息追加	1,009
2. 他会助 計金	52,739	11,615	64,354				
				他会計 補助金	11,615	一般会計補助金追加	11,615
3. 患者外 給食収益	4,811	△ 420	4,391				
				患者外 給食収益	△ 420	患者外給食収益更正減	△ 420
4. その他 医業外収益	1,064	△ 120	944				
				その他 医業外収益	△ 120	滝気ガス使用料等更正減	△ 120
5. 国庫補助金	0	880	880				
				国庫補助金	880	公立病院特例貸付子助成金	880

支

出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
					節	金 額	備 考
1.病院事業費用		846,998	△ 81,777	838,821			
	1.医療費用	778,722	△ 21,777	776,545			
	1.給与・費	491,298	△ 6,527	484,771			
					(給料)	△ 1,884	
					醫師給	△ 841	醫師給更正減 841
					看護婦給	△ 146	看護婦給追加 146
					准看護婦給	△ 8	准看護婦給更正減 8
					医療技術員給	△ 310	医療技術員給 " 310
					事務員給	△ 145	事務員給 " 145
					労務員給	△ 726	労務員給 " 726
					(手当)		
					醫師手当	△ 8,630	調整手当更正減 163
					看護婦手当	△ 232	扶養手当 " 47
					准看護婦手当	△ 574	管理職手当 " 197
					医療技術員手当	△ 435	時間外勤務手当更正減 518
					事務員手当	△ 392	住居手当追加 358
					労務員手当	△ 1,921	通勤手当更正減 488
							児童手当追加 94
							期末手当更正減 2,716
							勤勉手当 " 556
							特殊勤務手当追加 521
							計 3,680

				賃金更正減	△ 130	△ 130
			(報酬) 嘱託医師	嘱託醫師追加 醫師当直料更正減 嘱託看護婦等	△ 2,890 △ 295 △ 2,595	1,462 △ 1,757 △ 2,595 △ 2,890
			法定福利費	健保負担金更正減 互助会福給金 共済負担金追加 団体定期保険料更正減 公務災害補償負担金	2,547	868 △ 7 3,442 △ 16 △ 4 2,547
			退職給与金	退職給与金更正減	△ 540	△ 540
2.材料費	206,415	6,100	212,515			
				藥品費	7,000	7,000
				給食材料費	△ 900	患者給食材料費更正減 △ 900
3.経費	58,486	△ 570	57,916			
				燃料費	△ 570	燃料費更正減 △ 570
6.研究研修費	4,630	△ 1,180	3,450			
				研究材料費	△ 200	研究材料費更正減 △ 200

款 項	目 目	既決予定額	補正予定額	計	名 目 明 細		
					節	金 額	備 考
2. 医療外費用		67,976	△ 6,000	61,976	旅 費	△ 980	医師、医療技術員等旅費更正減 △ 980
	支払利息及 1. 〇企業債取 扱諸費	62,628	△ 6,000	56,628			
					企業債利息	4,389	公立病院特例債利息追加 4,389
					一時借入金 利息	△10,889	一時借入金利息更正減 △10,889

資本的収入及び支出

収入

款、項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
					節	金額	備 考
1 資本的収入		478,421 千円	1,118 千円	479,539 千円			
	老人病棟改修整備補助金 4 府	0	1,118	1,118			
		老人病棟改修整備補助金 1 府	0	1,118	1,118		
					老人病棟改修整備補助金	1,118	老人病棟改修整備補助金 1,118 千円

支

出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
					節	金 額	備 考
1. 資本的支出		123,871 千円	1,118 千円	124,989 千円			
	1. 建設改良費	102,488	1,118	103,601			
	2. 機械備品購入	7,000	1,118	8,118			
					器械備品購入	1,118	老人用医療器具備品購入費
							1,118 千円

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） お許しを得まして、議案第26号「昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算（第3号）」につきまして御説明申し上げます。

本予算案は、会計年度末を控えまして、企業会計の収入支出の各項目にわたり実績を勘案いたしました上補正したところ、最終的に予算の追加更正が必要になりましたので、補正予算案を御提出いたしました次第でございます。

補正の内容につきまして御説明申し上げます。補正予算第2条は、業務の予定量でございますが、年間患者数は、当初予定に比べ入院で延べ1,689人、1日平均4.6人、外来で延べ8,648人、1日平均29.1人減少となる見込みでございます。このような患者予定数の減少は、本年度2回に及びます医療費の引き上げが影響したものではないかと推定されます。また、入院患者数につきましては、年末年始以来、1月から2月にかけてかなり顕著な減少となっております。

次に、主要建設改良事業につきましては、このたび、大阪府において新しく公的病院老人病棟改修整備事業費府補助制度が創設され、老人に適した療養環境の整備を図ることとされました。その補助を受けまして、病棟設備の整備事業を行いたく追加いたしました。

第3条、収益的収支の補正は、収入で医業収益1,465万6,000円の減額、医業外収益1,296万4,000円の追加、差し引き1,69万2,000円の減額。支出では、医業費用217万7,000円、医業外費用600万円、合計817万7,000円の減額となり、補正後の病院事業収益は6億1,028万円、病院事業費用8億3,882万1,000円、収支差し引き2億2,854万1,000円の当年度欠損となる見込みでございます。

各項目の補正内容につきましては、医業収益の減額ですが、患者予定数の減少に伴う減収、医業外収益の追加は、過般発行いたしました病院特例債の償還利子助成として、一般会計並びに国庫からの補助金の追加等でございます。

また、支出では、医業費用で職員給与費、経費、研究研修費をそれぞれ更正減額、材料費で薬品購入費不足額を追加いたしました。医業外費用は、特例債の発行により支払利息及び企業債取扱諸費が軽減されたため、一時借入金利息を減額し、特例債利息を追加いたしました。

第4条の資本的収支の予算額の補正は、収入支出とも各111万8,000円の追加でございまして、府の補助を受けまして病棟用のベッド、寝具等を購入し、老人向け医療備品の整備を行うものでございます。

第5条は、流用につきまして、議会の議決を必要とする給与費の額を予算額の減額に伴って補正。

第8条は、一般会計補助金の受け入れによる補助金増額の補正。

また、第7条は、予算の追加に伴うたな卸資産購入限度額の補正でございます。

以上のほか、詳細につきましては、92ページ以下に説明書、参考資料を添付しておりますので、御参照、御審議の上、本案を御議決賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 17番（山田清二君） 病院事業が赤字だから云々というわけではございませんが、毎年、赤字を重ねているわけです。市の事業としてやってるわけですが、この赤字をどう解消しようと考えているのか。赤字累積のままですとっていくつもりであるのか。この点抜本的な対策を考えたことがあるのか、市長、ひとつ答弁をお願いします。
- 議長（池辺秀夫君） 市長答弁。
- 市長（藤木秀夫君） これにつきましては、公的病院はどこも一つももうかってる病院はございません。市長会においても、国に願って何とか補助で運営していくということで、各公立病院一丸となってやっておるのが現状でございます。しかし、自治省に対して、一床に年間50万円の補助を出せというのが、現在で7万4,000円の補助しか出てないということでございまして、こちらの願いにほど遠く、それに近づけていく意気込みで公立病院はやっておりますので、御理解賜りたいと思います。
- 17番（山田清二君） どこの病院も赤字、国にも言うてます、それはわかります。どこの病院もどんどん赤字が累積してあるかといえは、ところによっては、この赤字を一般会計からの補ってやるところもあるわけです。その市の財政状況に言うてあるうけれども、いずれにしても、6億余の累積赤字ができ、当然、借金として残ってくる。この予算書を見ると、一年間の医業収益と赤字がほとんど同額になってる。確かに赤字はどこでも出てます。しかし、収支に対する比率というものを一週、比べて見たことがあるかどうか。適正規模とか、無論、医療費、保険の問題等いろいろあるでしょうけれども、保険事業については、赤字だから料金の値上げという形で解決しようとしている。また、その他の公営企業というか、市がやっている特別会計の赤字は、それぞれ市民負担という直接の形で解決を図ろうとしておる中で、病院の場合は当然、医療法によって料金等も規定されてるから上げることはできないであろうけれども、上げることはできんから国に何とかしてくれという、どうにもしてくれんからしようまへんねやという。このまま進んでいけば、今年は2億何ぼ、また、昭和50年度においては3億余の赤字が出てくることは必定です。そうなると、全収入が借入金の利息を払うだけという時期がそう遠くない。利息を払うために病院を経営してるという形が出てくる。そうする

と、薬品の購入とか、医者の給料なんてのは全部赤字として残っていかなければならない。毎年、ふやしていかないかんという形が出てくるんじゃないか。そういう面についてももう少し考えを改めて、この赤字をどうすれば解消できるか、解消よりもまず、赤字をふやさない方法を考えるべきである。

余りにも病院事業に対して、何か冷淡というか、病院は病院だけやっていきなはれという考え方をしてるんじゃないかと思うわけです。無論、一般会計からある程度の繰り出しはやるように予算には出てます。けれども、赤字補てんのためとかじゃなく、当然、法的にというか、通例的に出さなければならぬものしか出してないと思う。病院の赤字解消、病院経営のためにこれだけ繰り出してんだということはやってない。先ほどの水道でも一般会計からの繰り入れというのがあったが、これだって、水道事業が赤字だからそれを補てんするために出したというんじゃない、これは出すべく規定されて出したんだと僕は理解してる。公営企業というのは企業に経営の責任があるんじゃない、当然、責任は市長にある。市が経営してるんだから、市に責任があるはずなんです。そういう面をもう少し考えてもらわなければ、病院の存続すら危ぶまれるようになる。その点もう少し考えを改めていただきたい。

○ 市長（藤木秀夫君） 山田議員さんの御指摘はごもっともでございます。実は、病院の診断というものを行ってもらったわけでございますが、その結果120床では■番まずい規模というところでございます。医師、看護婦あるいは一般職員等の比較も問題にならんということでございます。それがためにもう少し増床して、バランスのとれた運営をやっていきたいということから、現在、その計画に向かって進んでおるわけでございますので、その点御了承を賜りたいと思います。

○ 17番（山田清二君） 了承するとか、せんとかの問題やない。この間の一般、総括質問のときに言うたように、病院増設事業については、今年度50万円しか予算を組んでない。それで適正規模に持っていくと言っても、そんなものはただ言うてるだけ、どこまで本気になるかということ。少なくとも、もう少し増床するなら増床するように、予算の上からそういう形が出てくれば別ですが、むしろ去年より退歩している。そして、適正規模に持っていくと言ったって、そんなもん通るもんとは違います。もう少し考え方を改めてもらわなければいけない。病院ではこれ以上の予算は組めないかもしれない。まして、49年度はあと10日内外で終わることになりましようけれども、ここまで踏まえて50年度の予算を考えたのかと言わざるを得ない。最終の補正予算がもう1回出るかもわかりませんが、一応、これで今年度3月までの見通しはついたわけなんです。年間2億何千万円の赤字、合計6億何億の赤字になりますと、努力はしたけれども結果はこうなった、御了解くださいと言いますが、もう少しま

だこれからこういう努力をしていく、こういう方向へ持って行って、少しでも赤字を解消する方向へ持っていくという指向性というものが少しでも示されて、そして了解してくれと言いのならええが、やってきたけれどもあきまへん、ひとつ了解願いますという形では無責任な話やないかと思う。もっと病院経営に積極的に取り組んでいただきたい。

当然、和泉市全体の指標的な病院としての性格を持つならば、これだけの赤字が出ても仕方がないと言えるが、そうじゃない。救急病院の指定すらやろうとしない状況の中で、ただ、営利を目的としたような病院の形態をそのまま持続しながら、しかも、赤字が出るのは当然だという考え方はどうかと思う。これが市民の要望にとたえられるように、少なくとも、経理を無視しても市民の健康を守り、市民の災害に即刻対処できるという体制にあるならば、たとえ年間1.0億の赤字が出たとしても市民は何も言わないでしょう。だけれども、医者に診てもらいに行くのに、市立病院は一番診てもらいにくい状態にある。もう昼からする診断はなかなかしてくれない。夜間は当然のこと、日曜もやってくれません。1週7日間のうち、午前中に限って6日間診てもらえるが、それ以外はだめ、これが市立病院であり、市民12万の健康を守る指標的な性格を持つてると言えるかどうか。そういう市民に最も不便をかける病院を経営しながら、しかも年間2億数千円もの赤字を出している。1日何ぼになりますか。赤字が出るのはいたし方ないとするならば、もう少し性格を変え、もっと市民の要望にとたえられるようにすべきだ。病床が足らなければ、入院はできなくても、診断はできるはず。これは何年間も言い続けてきたことです。夜間、休日の診察、しかし、医者が足らん、看護婦が足らんとすったもんだしてやらん。しかも、依然として赤字は年々ふえてくる。努力はしましたけれども、どういふ努力をしたんか。この点もう少しはっきりとした答弁を一遍ここでお願いしたい。でなければ、今度は病院の50年度の予算の審議はできなくなる。

○ 23番(貝淵博治君) 事務局長、和泉市特別委員会の最高の人数を擁する委員長みずからの質問なんです。いかに横の連絡のまずさがあるかを、まざまざと本会議の席上で見せられた感じがいたします。各議員さん、各管理者にその感を与えたであろうと思いますが、ここで関連して一言、過日、設計委託料4,860万円は消化したんか。そして、岩崎院長がやめたあと、竹林という院長が決まってる中で、その給料はどうなってるか。その2点にシッポって関連してお答え願いたい。

○ 病院事務局長(平野誠蔵君) まず、山田議員さんの御質問に対して簡単に御説明させていただきます。

多額の赤字を毎年計上いたしましたことにつきましては、経営責任者として大変心苦しく思っております。最終的には市長が申し上げましたように、増床という一つの機会をとらえ、人

件費が過重である経営の体質を改め、まことに至難なわざでございますが、全力を發揮し、経営の体質の改善、経営の安定化に渾身の努力をしたいと考えております。もちろん、診療なりの面において御不満、御注文が山積してすることもよく承知しております。質的な医業内容の充実についても、できるだけ機会をとらえて努力し、むずかしい問題ではございますけれども、唯一のチャンスとして取り組みたいと存じております。

それから、貝淵議員さんの御質問でございますが、設計管理料につきましては、基本設計いわゆる基本計画がまだ煮詰めていない段階でございますので、年末にその基本設計分の内払いとして500万円を支出した以外は、全然未払いになっております。

それから、岩崎院長が年末に退職いたしました。後任者の大阪市大の竹林先生ですが、まだ大学の事情がございまして、正式の院長就任はまだ日が明らかになってございません。1月より当分の間、院長就任までの間、顧問として病院の方と連絡を保つということで、月に数回お見えになってる現状でございます。

- 23番(貝淵博治君) 顧問料の支払いの額はわかりませんが。
- 病院事務局長(平野誠蔵君) 顧問料といたしましては、1回2万円をお支払いすることになっております。
- 23番(貝淵博治君) こっちへ来られたときに2万円払い、月額やない。
- 病院事務局長(平野誠蔵君) はい。
- 23番(貝淵博治君) そしたらもとへ戻るが、設計料4,860万円から500万円払ったというが、市長が盛んに言う増築は予算計上したんか。
- 病院事務局長(平野誠蔵君) 増設事業関係予算は、まだ設計すら上がっていない、委員会、議会の御審議も経ておられない段階でございますので……。
- 23番(貝淵博治君) 300床にすると口ぐせのように市長さんが言われてる中で、50万円しか予算にのってないということは、口で唱えながらやってないということでしょう。それとも市長さん、50万円だけ組んどいて、後で補正でやり遂げるというんですか。
- 病院事務局長(平野誠蔵君) お説のとおりでございまして、50年度起債の見通しを得次第、補正をする予定でございます。
- 23番(貝淵博治君) 私も病院の委員ですが、5カ月の間に1回しか委員会をやってない。そういうやり方でどうして市長、執念を燃やして300床と言われる中で、顔合わせを1回やっただけでできるんか。市長、余り300床ということを言いなさんな。ふえたらもうかると言うが、公立病院ははやっても赤字、暇でも赤字、どうしても赤字が出る中で、しかし、基本的には、どうしても市民要望にこたえるべく300床という上に立ってやるなれば、当然、当

初予算に出すべきですよ。これだけ膨大な予算計上の中で病院もひっくるめてね。設計料500万円払うた中で、当初予算に出さない点に委員長の不満があると思う。もっと事務局長、正副委員長と横の連繫をよくとってしなければ、こういう場所で委員長とあんたと言ひ合ひして割り切れない。その点300床をどうしてもやるとなれば、公式の本会議で質問し合うということではうまくいかん。もってのほかや。

- 17番(山田清二君) まことにもってのほかの委員長でございまして、委員長が仕事をやるわけではございません。一応、梁が出され、これを委員会で審議していき、そして、一つの軌道の上に乗せて仕事を進めていくわけですが、まだ、ルールも敷かれておりません。どこから出発してどこへ行くのか、それもわからない中で列車を走らせるわけです。したがって、この前も50万円の予算というのは一体どうなんだと質問したんですが、去年はこうやったが、今年はどうやということ、今年はやめるんかなと思っておった。いま、赤字をどうせるんだということになれば、また、300床というのが出てくる。もう少し委員会でも、本会議でもええが、こういう計画で、こうやっていくんだということを皆に発表し、それを認めてもらうならええと思う。委員会がないから何もできませんという形やない。委員会は理事者に応じて審議していくのが委員会でございます。特に特別委員会はそういう形のものですから、こっちから委員会開こうやないかと言うていく性格のものじゃないと思う。だから、市長の方から、委員会でこういう案件を審議していただきたいという要請があれば、いつでもやっています。しかし、それができない。たまたま1回、何かちぐはぐな答えが出てきて、そこで話がちょっとおかしいやないかということで委員会がストップするということでした。この委員会は去年10月にできてから1回やっただけ、しかも、そこでは何の結論も出ずにすんだ。そのままの状態です。300床にふやす、赤字を解消しようと言ったって、どれだけ努力し、どれだけ走り回ったと言ったって通るものではないということだけははっきり申し上げておきます。
- 以上です。

- 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第26号は原案どおり可決されました。

- 議長(池辺秀夫君) 日程第23「財産の取得について」(市立鶴山台南小学校校舎)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第17号

財産の取得について

市立鶴山台南小学校校舎として次の建物を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和50年3月11日

和泉市長 藤木秀夫

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1 場 所 | 和泉市鶴山台四丁目1番1号 |
| 2 構造及び面積 | 鉄筋コンクリート3階建
建築延床面積 667㎡ |
| 3 取得予定価額 | 4,047,720円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都千代田区九段北一丁目14番6号 |

日本住宅公団

大阪市城東区森の宮一丁目6番85号

日本住宅公団関西支社

支社長 扇谷弘一

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明をお願いします。
- 教育次長(阪東重信君) ただいま御上程いただきました議案第17号「財産の取得について」の提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。鶴山台南小学校の教育施設を日本住宅公団の関連資金をもって立てかえ施行願ひ、すでに公用を開始しておりますが、昭和49年度の国庫補助事業として採択され、起債も確定した中で、市の財産として取得することになりましたので、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決を賜りたく提案申し上げるものでございます。

内容を申し上げますと、鶴山台南小学校の建築延べ面積は667平方メートルでございます。普通教室4、特別教室2ですでに昭和48年2月末に完成しております。取得価格は4,047,720円で、本年3月末、国庫補助金と起債額のみを支払いを予定しております。よろしく御審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長(池辺秀夫君) 本件について質疑、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第17号は原案どおり可決されました。

○ 議長(池辺秀夫君) 日程第24「財産の取得について」(市立信太中学校校舎)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第18号

財 産 の 取 得 に つ い て

市立信太中学校校舎として次の建物を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

昭和50年3月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

- 1 場 所 和泉市鶴山台一丁目1番1号
- 2 構造及び面積 鉄筋コンクリート平家建
建築延床面積 369㎡
- 3 取得予定価額 22,908,600円
- 4 契約の相手方 東京都千代田区九段北一丁目14番6号

日 本 住 宅 公 団

大阪市城東区森之宮一丁目6番35号

日本住宅公団関西支社

支社長 扇 谷 弘 一

○ 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。

○ 教育次長(阪東重信君) 17号議案と同じく、18号議案は、信太中学校の教育施設を日本

住宅公団の関連資金をもって立てかえ施行いたしておりましたが、本年度の補助事業として採択され、起債も確定した中で、市の財産として取得することになりましたので、御提案申し上げる次第でございます。

内容は、建築延べ面積は369平方メートルでございまして、信太中学の別棟にしております技術教室棟でございまして、木工、金工、整備室、準備室でございます。これも昭和47年12月末完成後公用を開始しております。取得価額は2,290万8,600円で、契約の相手方は日本住宅公団でございます。よろしく御審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第18号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第25「工事請負契約締結について」（市立信太小学校増改築工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第19号

工事請負契約締結について

市立信太小学校体育館並びに校舎増改築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和50年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

- 1 契約の目的 市立信太小学校体育館並びに校舎増改築工事
- 2 契約者 和泉市長 藤木秀夫
- 3 入札の方法 指名競争入札

- 4 契約金額 323,200,000円
- 5 契約の相手方 大阪府貝塚市鳥羽183番地の1
株式会社 塚内工務店
取締役社長 塚内 豊吉
- 6 工期 自 昭和 年 月 日(議決の日)
至 昭和50年12月20日
- 7 契約保証金 16,160,000円
- 8 保証人 大阪府貝塚市堀3丁目6番3号
株式会社 安部工務店
代表取締役 安部 常一

議案第19号参考資料

市立信太小学校体育館並びに校舎増改築工事概要

- 1 工事場所 和泉市上町754番地
- 2 敷地面積 19,215㎡
- 3 工事種別 増改築
- 4 構造及び概要 校舎棟 鉄筋コンクリート造三階建
増改築床面積 780㎡
増改築延床面積 2,065㎡
普通教室8教室、特別教室3教室
職員室、給食調理室、用務員室
会議室、下足室、その他
- 体育館棟 鉄骨造平家建
改築床面積 866㎡

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 建設部長(中塚白君) それでは、議案第19号「工事請負契約締結について」の御説明を申し上げます。

本件は、市立信太小学校体育館並びに校舎増改築工事で、契約の相手方は、大阪府貝塚市鳥羽183番地の1、株式会社塚内工務店・取締役社長塚内豊吉。契約金額は3億2,320万円。契約工期は、御議決の日より昭和50年12月20日までをもって契約せんとするものであり

ます。

工事内容につきましては、鉄筋コンクリート造三階建てで、詳細は別紙参考資料に記載のとおりであります。よろしく御審議の上、御談決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め議案第19号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第26「工事請負契約変更について」（（仮称）和泉第1団地第2期建設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第20号

工事請負契約変更について

昭和48年11月2日談決を経た（仮称）和泉第一団地第2期建設工事請負契約締結の件の一部を次のとおり改める。

昭和50年3月11日提出

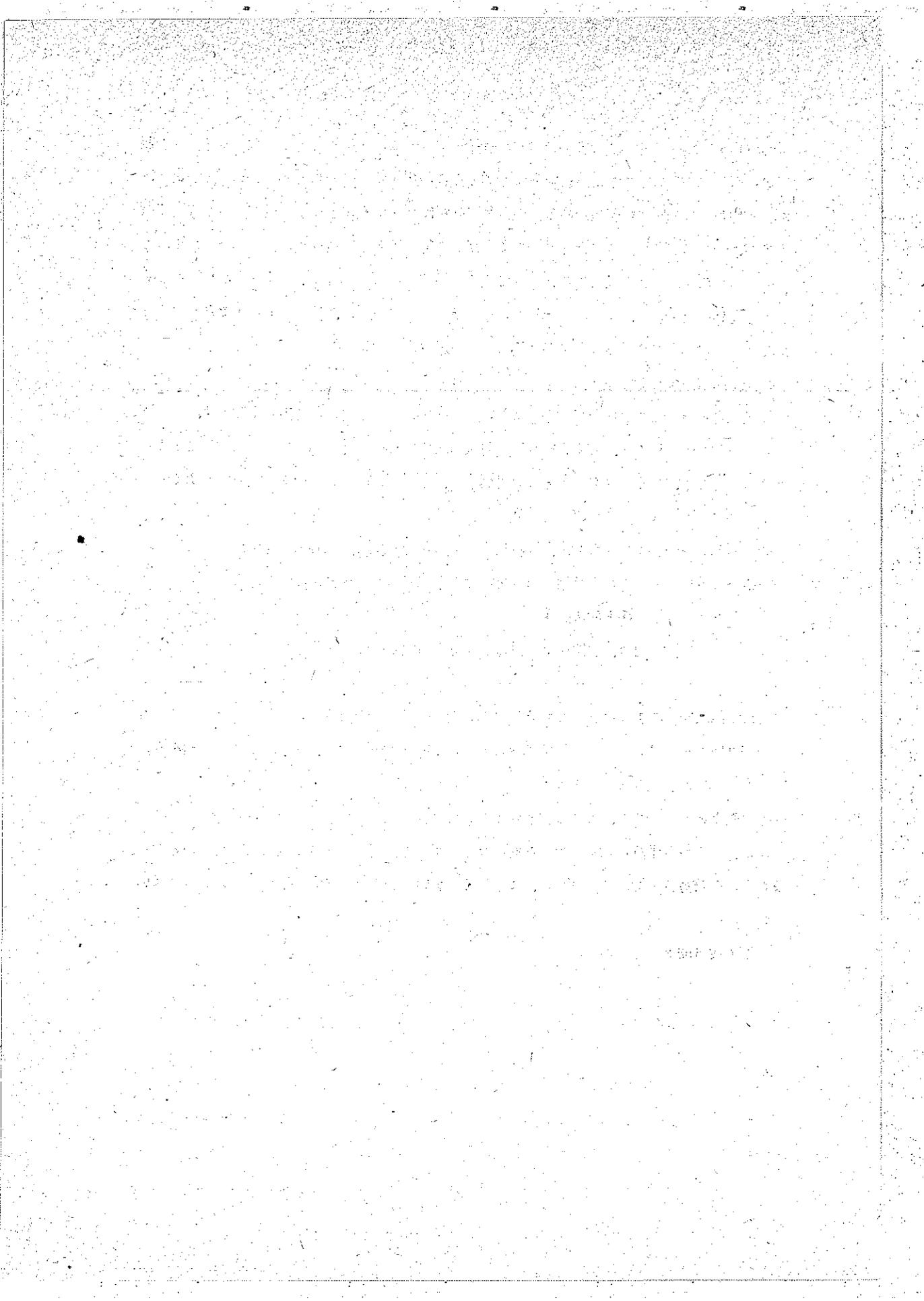
和泉市長 藤木 秀 夫

「契約金額 998,000,000円」とあるのを「契約金額 1,123,400,000円」に改める。

議案第20号参考資料

（仮称）和泉第一団地第2期建設工事概要

- | | |
|--------|------------|
| 1 工事場所 | 和泉市旭町87番地 |
| 2 敷地面積 | 15,992.34㎡ |
| 3 工事種別 | 増築 |
| 4 構造 | |



第 5 日



昭和50年3月31日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

欠席議員(名)

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	藤木秀夫	重要施策推進室解放センター推進担当	富田宏之
収入役	橋本炳	重要施策推進室調査担当	松林保
重要施策推進室解放センター推進担当	小林一三	重要施策推進室解放センター推進担当	高三一行
重要施策推進室調査担当	橋本昭夫	総務部長兼重要施策推進室担当	坂口礼之助

総務部理事	西川 亨久	保育課参事	藤野 健藏
総務部次長兼 人 事務課長	門林 六男	福祉課長	橋本 博也
秘書課長	杉本 弘文	市民課長 兼住民情報室長	明坂 貞士
広報公聴課長	竹田 明郎	住民情報室参事	田中 二三夫
企画課長	大塚 孝之	保険年金課長	逢野 博之
財政課長	麻生 和義	保険年金課参事	山村 昇
財政課参事 (管財担当)	北野 敦雄	福祉課参事 (老人解放センター所長)	香味 年寛
資産税課長	中川 鉄也	産業衛生部長	宇沢 清
市民税課長	吉田 種義	産業衛生部次長	山本 俊兼
納税課長	吉田 日出男	商工課長	岩井 益一
同和对策部長	佐原 行雄	農林課長	吉田 利秀
同和对策部次長	生田 稔	農林課参事	佐藤 貞夫
総合調整課長	巖端 小一	農林課参事 (畜産担当)	青木 太郎
連絡指導課長	向井 洋	交通公害課長	梶木 岑雄
隣保館長	萩本 啓介	保健衛生課長	松村 吉光
市民部長	内田 繁	保健衛生課参事	山本 亮夫
市民部次長兼福祉 社事務所長兼社 会課長事務取扱	高橋 新平	保健衛生課参事 (診療所担当)	神藤 恒治
保育課長	明坂 文嘉	建設部長	中塚 白

建設部理事	林 德 次	教育委員長	堀 内 由 延
建設部次長兼 管理課長	森 保	教 育 長	葛 城 宗 一
建設部次長兼 區面整理課長	中 西 淳 富	教 育 次 長	阪 東 重 信
管理課參事	白 川 保	教 育 次 長	乾 武 俊
計 画 課 長	山 崎 琢 磨	社会教育課長	広 岡 史 郎
土 木 課 長	中 尾 宏	総 務 課 長	紀 之 定 藤 与 茂
建 築 課 長	中 上 好 美	学校教育課長	阪 口 雄 一
區面整理課參事	山 本 襄	学校教育課參事	角 谷 泰 夫
開 発 課 長	前 田 守 正	指 導 課 長	吉 美 豊
下 水 道 課 長	大 浦 行 男	社会教育課參事	北 坂 弘
地区改良事務所長兼 改良總務課長	逢 野 一 郎	水 道 部 長	田 中 稔
(地区改良事務所) 工事課長	笠 木 恒 忠	水 道 部 次 長 兼 水工務課長	福 本 喬 久
会 計 課 長	片 桐 武 雄	総 務 課 長	中 辻 寿 夫
選挙管理委員長 會 長	味 谷 日 吉	営 業 課 長	原 美 助
選挙管理委員長 會 長	青 木 孝 之	浄 水 課 長	岸 本 孝 二
監 查 委 員	堀 田 德 治	病 院 長 代 行	岩 見 洋
公平委員会事務局長 兼 監 查 事 務 局 長	西 岡 正 志	病 院 事 務 局 長	平 野 誠 藏
農業委員会事務局長	杉 本 忠 彦	庶 務 課 長	藤 原 光 夫

業務課長	大宅清臣	用地担当参事兼事務 局次長兼用地一課長	吉岡昭男
経理課長	守田勇	総務課長	藤原永一
消防長	和田増義	用地二課長	宮本福秀
消防次長、消防団事 務課長兼消防署長	南口主雄	用地二課参事	岸田秀仁
用地担当理事兼土地 開発公社事務局長	西川武雄		

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	山本武雄
次長	北野丈夫
議事調査係長	西垣宏高
調査係	浅井義一
議事係	山本雅俊

昭和50年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月31日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第7号	青年学級の開設について	P・11

2	議案第8号	和泉市公共用地先行取得事業特別会計設置条例制定について	P・14
3	議案第9号	和泉市中小企業従業員福祉共済制度準備基金積立条例制定について	P・17
4	議案第10号	和泉市職業転換準備資金の償還免除に関する条例制定について	P・20
5	議案第11号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	P・25
6	議案第12号	和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について	P・30
7	議案第13号	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	P・35
8	議案第14号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	P・44
9	議案第15号	和泉市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P・47
10	議案第16号	和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について	P・63
11	議案第1号	昭和50年度大阪府和泉市一般会計予算	別冊
12	議案第2号	昭和50年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
13	議案第3号	昭和50年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算	別冊
14	議案第4号	昭和50年度大阪府和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
15	議案第5号	昭和50年度和泉市水道事業会計予算	別冊
16	議案第6号	昭和50年度和泉市病院事業会計予算	別冊

昭和50年和泉市議会第1回定例会議事日程

(8月31日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
17	報告第1号	和泉市土地開発公社昭和50事業年度事業計画書類提出について	本冊 P・1
18	議案第22号	財産の取得について(市立幸小学校用地)	追加 P・4
19	議案第27号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	追加その2 P・1
20	議案第21号	公平委員会委員の選任について	本冊 P・81
21	請願第1号	母子家庭医療費公費負担に関する請願	別冊
22	請願第2号	和気南町内未舗装地道路舗装等の請願	別冊
追加		議員辞職について	
"		開発事業対策委員会委員の選任について	
"		公園墓地設置委員会委員の選任について	
"		泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	

(午前10時33分開議)

- 議長(池辺秀夫君) それでは、皆さんおはようございます。議員の皆さん方には年度末何かと御多忙の中、御出席賜りましてまことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(山本武雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは21名でございます。欠席、遅刻の届け出のある議員さんはございませんので、その他の方につきましてはほどなくお見えになるものと思います。現在、21名でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） ただいまの報告とおり、出席議員21名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、御了承賜りたいと存じます。

それでは、これより議案審議に入ります。日程第1「青年学級の開設について」より、日程第16「昭和50年度和泉市病院事業会計予算」までを一括議題といたします。

本件につきましては去る17日、その審査を予算特別委員会に付託し慎重審議をいたしておりますので、その結果を田中委員長より報告をお願いいたします。

（予算特別委員長報告）

○ 予算特別委員長（田中幸一君） 去る8月17日の本会議におきまして昭和50年度和泉市一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、土地区画整理事業特別会計予算、公共用地先行取得事業特別会計予算、水道事業会計予算、病院事業会計予算並びに関連する諸議案10件についての審議を予算特別委員会に付託され、慎重審議いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめて報告いたします。

8月18日の議会の休憩時、委員会が開かれまして、正副委員長の互選が行われ、不肖私が委員長に、木下甲子三氏が副委員長に選任されまして、議会運営委員会で決定している日程に基づき19日より審議に入ることを決め、その日の委員会を終わりました。

翌19日は、委員12名出席のもとに、市長以下収入役、教育長、全部課長の出席を求めて審議に入りました。その内容を取りまとめ、順を追って報告いたします。

審議の進め方について、一般会計、特別会計、企業会計、関係議案の順とし、一般会計の歳出から審議に入ることを諮りましたが、歳入の見直しもつきがたい予算を、歳出より歳入から進めるべきである旨の意見があり諮りましたところ、異議なく歳入より進めることに決しました。

また、審議に入る前に昭和50年度のこの予算が超大型予算となっているが、助役が予算を編成して印刷ができ上がってこない間に辞職された。これは責任をもって編成された予算であるかどうか非常に疑わしい。この予算をどうしても通すんだという意気込みなのか。委員会では修正ということがあった場合、素直にこれを受けるのか、それを聞いておきたいとの質問があ

り、これについては、御提案いたしました予算は必ず必要であるので、助役がやめられたという点についてはごもっともでございますが、各セクションで十分説明してお願いしたい旨の回答がありました。

また、財源の確保について、市債で65億37105000円、債務負担行為で31億7430万円を借り入れようとしているけれども、これらの裏づけはどのようになるのか疑わしい。49年度の市債で37億円余りもあり、52、3年ごろがくればピークが来るのではないかと、いうことを心配するわけで、ただ議会を通したらそれでよいのだという形では困るし、環境改善事業につきましても、地区指定の説明のときに409億円という事業予算であると云っていたが、毎年100億円以上の予算計上しなければならないことになる。だから、もう少し市長は活躍せられ、財源はこうなんだということではなくてはいけないと思いますが、そういう形が表われていないし、府に行っても何ら活動はしていない。もっと政治力をもって予算編成するまでに議会にも諮って、国・府にも財源獲得に全力を尽くしてきたか、これらについて市長より、はっきりとした答弁をしていただきたい旨の強い質問がありました。

これについて市長より、昭和50年度今後に向かっての予算でありますので、これを実行すべく今後努力するわけで、その点御理解賜りたいとの答弁があり、再度、いまの市長の答弁でよいのか。49年度の財源というのはどうなっているのか。40億円の債務負担というのは即市債になっている。市長はそのような決意でやれると思っているのか。債務負担の償還期に返せないというときには、20%を上回るような形が出てきたらどうなるのか。どうしてこの財源を獲得するのか。市長の任期は11月であり、あとどなたがなられるかわかりませんが、あとに迷惑をかけないような形で、市民が幸せになるような予算化をしなければいけない。その点を十分含み回答を願いたいとのことであります。

これについては、債務負担行為は、その筋との話し合いの上で、翌年に必ず見通しがつくものであり、御理解願いたい。

なお、当初予算に計上した198億円になんなんとする財源については、各個々に厳密に精査検討し、これら補助金あるいは起債等については、事業が円滑に施行された段階で十分確保できる見通しをもって計上しております。しかし、50年度におきまして、総額65億円以上の起債を借り入れることについては、これは将来の財源に大きな影響を及ぼすのではないかと、いう議員さんの御心配をいただいている点は、私達も同じ心配をしております。

しかし半面、この起債を対象としている各種事業については、過去の経緯からして遅延してきている事業ばかりであって、やはり一定の見通しを持つに至った現時点では、これを予算に計上し、積極的に事業を推進していくという方向づけをはっきりせなければならぬという考

え方のもとに、あえて大型の予算を計上し、積極的に事業に取り組んでいこうという考え方でやらせていただいているわけで、今後の市財政にかなり大きな影響を及ぼしてくることは避け難い事実であるが、やむなくこういう処置でもって財源の確保に努めざるを得ない。本質的に一般財源等で賄える部門がもっと大きなウェイトを占められたらまことに結構なんです。せい弱な財政基盤にある本市の場合、事業を推進していく段階では、起債等に多く財源を求めざるを得ないというのが実態であり、御賢察を賜りたい旨の回答がありました。皆さんの苦勞はよくわかるが、やはりすべての事業が行わなければならないし、地区指定を打つときに409億円という予算が出て約束もしているのであるからやらなければいけないが、これに対しての健全財政を得る見通しについて心配しているのであって、その努力が見受けられず信頼できないし、市民に迷惑を及ぼすようなことになれば非難が出てくるし、完全な解放とは言えない。特別委員会もあるのに、財源内容というものは一つも相談がない。各セクションで日夜御苦勞していただいていることはよくわかっているが、事務裁量では限界があり、その上の活動と成果は政治力でなければできない。財源獲得に全力を上げてもらうということになれば、われわれも及ばずながら協力は惜しまない。このような心強い質疑や御意見等がある、特別委員会あるいは常任委員会を通じまして財源確保にバックアップをしていただきまして、健全なる財政で今後も健全なる行政をやっているようお力添えをお願いいたしまして、われわれも全力を尽し、各部課長先頭に立って努力しがんばってまいりたい旨の回答があつてこれを終わり、歳入の審議に入った次第であります。

まず第1点として、地方債の分で20年ないし25年返済というのがあり、3年据え置きがかなり多いが、実際問題として、25で割ったら8億円余りとなり、利息は1.0%で53年以後は20億円以上返済していかなければならないという計算となるが、特定財源的な考え方というのは、一貫した主張で地方交付税の中に含めてあるということを耳にするが、地方交付税24億の中に同和事業のための交付税がいくら入っているのか、お示し願いたいとの質問があり、これについては、普通交付税の算定基礎の中で、同和対策ということで明確に出ているものは、いつも説明申し上げているように、特別措置法の10条の規定によります同和対策事業のために起こした地方債の元利償還金について、普通交付税の財政需用額の算定の中で10分の8を算入するという規定があり、ただし、自治大臣の認めたものというラインが引かれており、同和対策事業のための起債のうち、自治大臣の認めた元利償還金につき、地方交付税の財政需用額の中に組み込まれるという制度で、その他は事業補正として、各項目の中の項目があつて、同和事業として国庫補助金等の対象になった事業について、事業補正の中で財政需用額の算定基礎の中に組み込まれるということで、何%とか組み込まれてあり、特別交付税につい

ては、御承知のとおり、同和対策に要した費用という項目について、普通交付税の中に具体的な算定基礎になっていない面について特別交付税の要綱の中に組み込まれている。49年度は、1億4000万円余の特別交付税が交付されているがどういふ名目のものであるかが自治省で明白にされていないので答えることができない。

なお、ここに計上されている財源については、御承知のとおり、補助金等は、7、8月ごろまでに主管部局において事業計画のヒアリングが終了いたしますので、その段階で補助会の額がほぼ決定する。それに伴って起債のヒアリングが行われ、最終的に府の貸付金が決まり、政府債等を含めた起債の許可の見通しは11月ごろまでに決定する。本年度一番大きな義務教育施設については、人口増等の社会的諸情勢の中ではいつも優先的に許可されており、解放会館等の同和対策事業に入る部分についての起債は、100%許可という地方債計画にも明らかにされて大丈夫だと思われるわけで、いずれも8月前後にほぼ確定的な見通しがつくのではないかと思っている。補助金対策につきましても、積極的に関係部局と交渉を進めており、今後、全力を上げていきたい旨の回答がありました。

次に、新中学校については、国の用地補助と建物補助は超過負担が大きい。用地についても12万円ぐらいしか見られていないが、実際買っているのは平均して22万円ぐらいになり、そんな超過負担を解消すると言いつつ、この分の補助をどのようにするのか。

また、解放会館建設補助が出ているが、でき上がった時点で幸、王子会館はつぶしていくのかとの質問がありました。

第2中学校の用地の関係については、機会ある都度、義務教育施設としてぜひ必要な理由は府の方にも上げており、46年度から社会増いわず急増地域としての土地に対する補助制度が設けられており、本年度の予算の中で、第2中学校用地として37,364平方メートルを対象として、平方メートル当たり単価69,800円の0.65の3分の1と、この制度を活用し財源措置いたしたい。府の方へも十分申し上げており、その他は、政府債をもって充ちたい。

隣保館の幸、王子隣保館については、つぶすのかということについては、存続する計画で、解放会館の分館という形で両方とも存続していく旨の回答がありました。

次に、財源の確保の見込みを歳入予算として組んであるが、起債、その他債務負担行為など、実際問題として現実的にいけるのかとの質問があり、これについては、起債、補助金等はいわゆる依存財源で、全体の75%で、大まかな計算で交付されるべき性質のものでなく、補助対象になる決まった事業であって、その事業を施行する場合は、予算書に計上している補助率あるいは起債の充当率等について、現在の法律あるいは規則で決められたものをそのまま適用して

おりますので、必ず確保できるということがはっきり申し上げます。例えば用地買収が困難でその事業ができなかったとか、翌年度へ繰り越しせざるを得なくなったという、事業の進捗状況によりましては補助金も当然つかないし、起債も借り入れられないし、全体予算の規模が縮小なるというようなこともあり得るので、一定の決められたルールに基づいて計算、積算し、計上しており、事業執行することにより確保できるという考え方で計上している旨の回答がありました。なお、国が予算を編成するに当たって、同和対策特別措置法の趣旨に基づいて8.0億だったと記憶しているが、この程度の予算を編成している国の見解が、それを上回るようなやり方をやった場合には差ができてくる。自治大臣の認めたという、基本を上回る施策を意欲的にやってもよいと思うが、現実的にそれができるかどうか。全体行政の中でひずみができる。その補助対象なりを見通してこの予算を組んだのであるが、先ほどから論議されている解放会館については、単費の持ち出し、その他借金が増えて、元金どころか利息に追われるということになってきた場合には、市全体の行政がマヒするのではないかと。財源措置をもっと的確につかんだ上で、同和行政だけでなく、一般行政も極力力を入れて安心できるような態容であるのかとの質問については、本予算に組まれている財源の中身については、現行の補助規定あるいは補助率を決めております要綱等に照し合わせ完全に的確でありますけれども、その中身については問題があり、その問題を提起しながら、補助金の増額等の確保に県命の努力をしているわけで、超過負担の解消等も当然であり、そういう問題になると、これは正直言って事務屋の段階では眼界があり、あくまでも政治的な力によらなければならない。当然、市長先頭として、理事者の方々も中心になってやりますけれども、議会の皆様方のお力添えをお願いしたい旨の答弁がありました。

次に、解放会館の問題については、これは一般事業であるのか、同和事業であるのかということをお聞かせ願いたいのと、もし同和事業であるということであれば、現在まで市長、助役、同和部長は、国・府80%の補助があるんだということをわれわれが聞かされてきた。ところが、現段階で23億円余の予算に対して、国の補助が3,310万円で1.4%、府の補助が8億円余しかもらってない。これを80%にすべく、自分が腹を切ってもやるという腹があるのか、26名の議員に對しうそを言うてきたのかどうか、はっきりしてほしい。もう1点は、この会館はどこへ建てるのかわからないけれども、予算編成をする時点でどこへ建てるということは決っていたのかどうか。また、どんな障害があろうともやっつけてますと明言した助役が、予算編成だけやってやめたので、引き継いだ市長、同和部長らが、その敷地に対してどれだけ努力をされたのか、納得のいく答弁をお願いしたい旨の質問がありました。

第1点の同和対策事業の解放センターは、完全解放に向けて12万市域、社会通念で言う同

和地域のみでなく、全市域12万市民の中核的存在として接するのであるという観点から、同和対策事業の一環として行うものであるという位置付けをしている。

第2点の国、府合わせて、8割補助の件については、確かに昭和45年当時、議員皆さんにお話し申し上げたことは事実で、同和対策事業については、措置法では3分の2ということであらうとされており、府においては、国の補助を補完する意味で8割補助をするという補助要綱がありますが、しかし、現実には不十分さが多々あることは事実であり、補助金の算出については、単価差とか、数量差、対象差等による頭打ちがあり、したがって、今後はこの壁を破るべく、市長以下関係部長含めて積極的に財源確保に努力してまいりますので、議員皆さん方の御協力をお願いいたします。

第3点目の場所については、過日の同和対策特別委員会において御報告を申し上げたところですが、伯太町6丁目307の1に設置すべく努力している現状である。

第4点目のこれまでの努力ということにつきましては、率直に申し上げて、不徳のいたすところで、その手法の点については、非常にお答えできるような何も持っていないが、ただ不十分ではあります。地元並びに大阪府に向けてはお話しはしておりますけれども、これは決して話しをしたのみで、解決の糸口にもなっていない点について深くおわびするしか方法がないわけである旨の回答がありました。さらに、先程国、府の補助について申したとおり補助が少ないというのであれば、80%にすべく理事者が腹づもりがあったんじゃないかと思うのであるが、それだけの覚悟があつてこそ筋が通ると思うが、ただ、予算委員会だけ済めばそれでいいんだという、その姿勢が許せないと思う。また、例えば自分が個人の家を建てようとしても、その近所の方の同意というものが必要であり、日照権等の問題があつて農業委員会は認めないというように、23億という大きな事業するときには、やはり地元町会の方に納得していただいで事業を進めていくようにと進言しているのに、1回も町会に交渉もせず、全然努力していない。納得のいく答弁がない限り引き下がれない等々の強い質問があり、納得のいく回答が得られず平行線をたどり、意見調整のために休憩いたしました。明確な答弁も時間を必要といたしましたので、午後2時57分散会し、20日午後1時再開することを決め、終わったのであります。

第2日は24日に再開し、冒頭に委員長のとつた行動を説明し御了解を求め、審議に入りました。

第1日目の質問に対する答弁を求めました。市長より理事者の不手ぎわをおわびするとともに次の回答がありました。

同和対策事業に対する補助が国、府合わせて8割あると答えてきたが、実際には、予算に

られている段階において、それに達していない点を指摘されているわけであり、それに対して、理事者は補助金要綱による8割補助の制度を繰り返している現状で、全く当を得た答弁になっておられないばかりか、その本旨を理解していない点を強く反省している。行政マンの姿勢に出ていることに増長され、もって議員さんにお叱りを受けることになったと考えるものであり、以上の点を踏んまえて、少くとも今日まで、本事業に対する正式な補助金の内容説明、実態なるものの説明を赤裸々にするとともに、部落の完全解放に向かって施行する上において、12万市民の総理解、認識を得るために、予算編成及び執行に当たっては、本委員会においての御指摘を肝に銘じ実行に努め、対処していきたいと存じているものでどうぞよろしく御理解賜りたい旨の回答がありました。

長時間にわたって発言していることは、市発足以来の膨大な予算でもあり、これは和泉市全域にわたっての事業が盛られているが、特に環境改善整備事業という時限立法化された事業であるため、この事業をスムーズにやっていただくためにいろいろ心配しての発見であって、理事者は肝に銘じて取り組み、市民に迷惑のかけない行政を行うよう強く要望があって終わりました。

次に、公庫債が出ているが、65億の起債の中に出ていないが、この内容と場所についてと、市税の収入について、昨年度に比較して18.6%増となって税金を見込んでいるが、総需要抑制あるいは金融引き締めの中で、これだけ多額の税金を見込んで徴収できるのかとの質問に対して、公庫債については、過日の提案理由説明の中で説明しておりますが、場所は松尾寺町で、面積は概数4万平方メートルぐらいである。

税収入については、18.6%増を見込んでおりますが、計上いたしました税収入については、皆さんの御指導もいただきながら、税務職員は全力を傾注してがんばってまいるとの答弁があり、歳入の審議を終わり、引き続き歳出の審議に入りました。

まず、議会費より申し上げます。議員旅費の算定基礎を説明願いたいのと、会議録を作っていつ配付するのか。議会は当然公開されるべきものの議事録であるから、配布しないものなら印刷をやめたらどうかとの質問がありました。

旅費につきましては、費用弁償で1人3,000円を25日間と見込んで195万円、視察旅費で1人5,000円、1,300,000円、委員会活動旅費として96万円、議員研修会旅費として26万円見込んでいることの説明がありました。冗費節約の折から、費用弁償と委員会活動旅費を返上するようとの意見が出されました。

、会議録につきましては、いつも御指摘をいただいているところであり、配布するべく検討いたしており、早急に善処するように努力する旨の回答があり、議会費を終わりました。

続いて、総務費について質疑に入りました。まず、一般管理費の給与費の中の非常勤嘱託員はどれか。

市長会負担金の積算根拠はどうか。

職員研修のための同和研修資料の内容は何か等の質問があり、これに対し、非常勤嘱託員は和泉診療所に勤務する非常勤の医師であり、市長会の負担金は、府下の各市が市長会としての各分野にわたる活動に必要な経費を均等割、人口割で算定して分担している。

同和研修資料は、人事課の方で独自でパンフレット等を作成するものである等の答弁がありました。

次いで、広報公聴費の中の非常勤嘱託員はどれか。

町会活動補助金の目的は何か。

幸小学校の固定観測室設置工事の内容はどうか。

助松団地への投票所を設置する考えはないか等の質問があり、これに対し、非常勤嘱託員は地域の実情に精通し、かつ同和問題に深い認識を持っておられる市民の方で4名の人に委嘱している。地域社会の健全な活動をされている市内の全町会を対象に、各分野の活動に少しでも貢献するため助成金を計上させていただいた。

幸小学校の固定観測室設置工事の内容は、幸小学校の拡張整備事業に伴い現施設を移転設置するものである。

投票所の増設については、鋭意検討しているが、助松団地については、今回の統一地方選挙での設置はない旨の答弁があり、投票所の設置は、もっと積極的に実情に応じ増設を希望するとの意見がありました。

次いで、同和对策総務費の自動車借上料の内容はどうか。

支部助成金の算出根拠はどうか。

和泉同促助成金は執行できるのか。

(仮称)解放総合センターになぜ支部の事務所を置くのかの質問があり、これに対し、自動車の借上料は、同和对策事業の一環としての雇用促進を図るため、新大阪タクシーから中型車1台を248日間借り上げ、公務執行のためフルに活用いたしたい。

支部助成金は、支部の各分野の活動の内容を精査点検して算定させていただいた。

和泉同促助成金の執行については、早期に協議会が発足できるよう全力を尽くし、適正に執行をいたしたい。

解放総合センターは、部落解放のための運動を進める中核的拠点であり、同対審答申の趣旨に基づき支部事務所を置くものである旨の答弁があり、これに対し、本市の同和对策協議会等

の設置条例は、数年前に制定されているにもかかわらずまだ発足していない。直ちに設置すべきである等との意見がありました。

次いで、隣保館運営費の中の非常勤嘱託員はどう選任されているのか。

和泉市環境改善整備事業総合計画策定の目的は何か。

活動負担金の内容はどうかの質問があり、これに対し、非常勤嘱託員の選任については、地域における各対策事業を、その目的に沿って円滑に、かつ効果的に執行するため、地域の実情に精通している方を支部の推薦を受けて市長から委嘱している。

総合計画の策定については、現在、住宅地区改良事業を中核として各種の事業を進めているが、これら事業を総合化して計画的に執行するため、かつ地域の声を反映した実のある計画を策定したい。

活動負担金については、隣保館を拠点とする各分野の諸活動に必要な経費を館長の責任で管理し、支出していくものであるとの答弁がありました。

次いで、公害観測所の増設計画はないのか。

庁内の車輛の集中管理はできないのか。

(仮称)解放総合センターの位置については、いつ、どのようにして決定したのかとの質問があり、これに対し、公害観測所の増設については、各小中学校で観測することが望ましいが、人材確保及び財源措置等の条件整備が不可欠であるので、当面、移動観測車を高度に利用するため、基地を2カ所設置する計画である。

庁内の車輛の集中管理については、企画課が事務局として各課との協議、検討を行っている旨の答弁があり、これに対し、各小中学校の先生方に観測について応援を求める等の方法である。集中管理についても、借上料の節約、車輛の良好な整備の面からも効果があるから早期実現を求める旨の意見がありました。

解放センターの位置決定については、数年前からの懸案事項であり、諸般の事情を配慮して、庁内における解放センター建設委員会で協議の結果、伯太町6丁目807番地に建設することを決定させていただいたとの答弁があり、これに対し、理事者だけで決定して円満にセンターが建設できるのか。議会を軽視しているのではないか。当初、代替地として用地を取得してきた事情もあり、汚水処理水の放流に際しても、地元関係者の同意を得るためにも、円満のうちには了解できるような努力をしてこなかったのか等の強い指摘と意見があり、これに対し理事者から、今後意を新たにして、市長を先頭に地元の御了解、御理解を得るべく、本年7月をめぐりに全力を傾注する旨の決意表明があり、これを終わり、総務費の審議を終わりました。

次に、民生費について申し上げます。まず、社会福祉協議会の事務局長はだれがやっている

のか、事務が非常にずさんであると聞いているが、との質問があり、現在、社会福祉協議会の事務局長は設置いたしておりませんがこの社会福祉協議会に対しては補助金を交付している関係、また、市民部と密接な関連性から、指導、監督という意味づけで市民部長が関与いたしております。事務のずさんについては、事務局の職員が新職員で事務の不慣れのためと思いますので、今後、このようなことのないよう指導、監督してまいりますという旨の回答がありました。

身体障害者福祉会館の場所、内容についての質問があり、場所は幸町5番地、面積は敷地1,800平方メートル、建物延べ1,014平方メートル、構造は鉄筋コンクリート2階建てとなっております。設備内容は訓練室、技能取得室、医務室、プレイルーム、談話室、浴室、会議室等から成っている旨の回答がありました。

次に、老人憩の家建設について、土地を提供すれば建てていただけるのかの質問に対し、本施設建設に伴う基本方針である1校区、1施設を建設し、毎年2校区ずつ建て、これに必要な用地を無償貸与していただくことになっており、本年度予定地域からの提供がないので、現在、場所を決定しておりません。したがって、土地提供された時点で、諸般の事情を勘案の上検討したいとの旨の回答がありました。

また、老人医療助成制度について、老人の夏期、歳末見舞給付補助金の人員及び金額等について、それぞれ質問がありましたが、担当部課長から回答がありました。

次に、国保会計繰出金の受ける方で何に使うとするのかの質問がありました。

基本的には、国保会計の赤字補てんに充てるもので、具体的には事務費超過負担分、同和対策の保険料減免分、老人医療費、市先行波及分等に充てる旨の回答があり、続いて、児童育成保育事業助成金について、その内容について、質問があり、無認可の保育施設に入所している保育に欠ける児童を養育している者に対し、保育施設の入所に要する費用の一部を助成するもので、児童1人につき月額5,500円を支給する旨の回答がありました。

また、公立、無認可を含めて保育所に入所できない児童をどのように対処しようとするのかとの質問に対し、現時点における既存施設の実態、措置基準等からして入所できなかった児童を救済することは至難であります。しかし、今後において、地域別待機児童数の実態並びに現有施設の分布状況、要措置児童数を把握して、緊急に整備を図る必要があると考えている旨の回答がありました。

また、民間保育所建設費補助金を計上しているが、その設置場所はどこか。

民間保育所の整備拡充を推進するため、昨年より建設費補助金交付制度を創設いたしましたが、補助の要件に該当しないことや、補助金が少ないなどで未施行に終わっていますが、

本年度は補助金を倍額にし、制度の充実を図りたいと考えておりました。設置場所としては、人口急増地域に設置いたしたいと思っている旨の回答がありまして、補助保母の人員の問題及び新設園用臨時保安警備委託料で、新設園とはどこか等について質問がありましたが、それぞれ回答がありました。

次に、使用価値のない母子寮に高額な人件費を計上しているが、どのような考えでおられるか問がありました。母子寮の建物は老朽化が著しく、施設内容も不備であることは、了知いたしておりますが、市の財政事情もあって、改築整備についての予算化を見送ったものであります。しかしながら、母子寮の性格、児童福祉の理念にのっとった母子寮としての充実、完備した施設に、また、実態を踏まえながら鋭意検討いたしたい旨の回答がありました。

そのほか2～3の質問がありましたが、それぞれ回答を得、関連した諸要望もあり、民生費を終わりました。

次に、衛生費の審議の概要について申し上げます。

まず、公衆便所について、現在、府中車庫前に1カ所あるが、府中駅前には公衆便所が設置されていないが、いつ設置できるのかとの質問に対して、過般来より国鉄当局と交渉中ですが、今後も鋭意努力したい旨の回答がありました。次に下宮墓地管理人委託料及び観音寺墓地設計委託料についての質問に対し、本墓地については、昭和31年町村合併時において市布墓地として引き継ぎを行い、現在も市有墓地としている。なお、管理人は、本墓地の管理を行っている。観音寺墓地については、墓地拡張の設計費であり、今後、問題の起こらないよう、十分地元町会との話し合いで進めていきたい。また、し尿くみ取り植上げの問題について、市民、市の負担割合はなるのかとの問いに対して、市民負担100円を130円に、市負担平担50円を60円に、山間60円を70円に10円アップということをお願いしたいとの回答あり。続いて、市民負担の増となる30円は、当然市で負担すべきでないかとの問いに対して、公共料金の値上げに關することであり心苦しく考えますが、現状、市財政からしてまことに申し上げにくいことですが、事情を御賢察賜り、市民の方々にお願いしたいとの回答あり。

次に、南横山診療所委託料とあるが、診療所があるのかとの問いに対し、この地区は無医地区であり、横山病院より医師を派遣していただき、週2回の診療を行っている旨の回答がありました。

次に、霊柩車委託料の値上げについての質問に対し、公益社から毎日午前9時より午後5時まで運転手1名市に常駐しており、公益社では3,900円の運輸省の認可を取り3,500円に値上げしたいとの回答あり。また、霊柩車の新車についての質問に対しての問題は、公益社が受託している市町村にも多分に影響を及ぼすこと等の理由からむずかしい状況にあります。

これまで以上に強く話し合いをもち、実現に努めてまいりたいとの回答あり。

次に第1点として、母子栄養強化食品の支給費、妊産婦対策診療扶助費、出産扶助費の使途についての質問に対し、母子栄養強化食品は一般対策であり、生活保護世帯の妊産婦及び乳幼児、市民税非課税世帯、前年の所得税非課税の世帯で牛乳を1日1本支給するもので、かつ、均等割500円の場合も受けられる旨の回答あり。妊産婦診療扶助、出産扶助については、同和対策として、出産扶助は、大阪府同和地区妊産婦対策補助金交付要綱に基づいて1人135,000円を支給する旨回答あり。第2点として、和泉診療所運営費補助金及貸付金についての質問に対し、これまでの状況から1カ月約1,250,000円の赤字が出ており、これの補助金で、また、貸付金については、48年11月開設以来日も浅い関係から、これの運転資金として貸し付けしている旨回答ありました。

第3点として、清掃特別し尿処理委託料及びし尿処理中継、措置委託料についての質問に対し、同和対策として月2回のし尿くみ取り、その他薬剤散布、不良便そうの処理のための費用である旨回答あり。次に、し尿処理中継措置は、山間衛生の中継を8トン車、4トン車により、山間部の能率向上のため、南大阪環境開発株式会社に委託する旨の回答あり。

その他母子医療センターの誘致及びごみ収集の関係、霊園の特殊勤務手当、市営葬儀費の修理費、自動車保険料についての問いに対してそれぞれ答弁あり、衛生費を終わりました。

次に、労働費については、別になく終わり、続いて、農業水産業費について、審議の概要を申し上げます。

まず、果樹品評会及び乳牛品評会開催助金については、どこに出すのか。

みかん対策補助金をアップすべきでないかという質問に対して、みかん等の品評会の制度の変更が予想されるので、現行予算となった旨の回答があり、その他に数点の質問がありました。それぞれ回答を得て、農林水産業費を終わりました。

次に、商工費については、まず、第1点の商工振興対策として、各界英知を集めて審議された商工業振興対策審議会は、過日、正式に市長に答申書が提出され、この答申に基づく具体的施策が本年度予算に盛り込まれているのか。

市の自主財源強化を図る見地から、市民に還元を要する商工振興費が、前年度に比し減額されているのはなぜか。

経営診断委託料の目的、内容、委託先についてはどうか。

商業共同施設設置補助金の対象と、その団体及び施設について。

また、業種別構造改善事業費補助金の対象団体と算定基準はどうか。

さらに、商業地域通行量調査委託料の趣旨、交付団体はどうか。

商工会報の発行と、その配布対象はどうなっているのか、の諸点について質問があり、これに対し、商工業振興対策審議会答申に基づく具体的施策としては、まず、商工業振興推進協議会の設置を初め異業種間連携を図る見地から、産業構造システム化委託、市単独融資制度借り受け企業の事後経営指導、さらに労働力確保対策の抜本策と相まって、福祉充実のために中小企業従業員福祉共済制度の準備基金の創設、融資制度の整備強化を図る目的で預託金の増額等、将来施策の布石としてきめの細かい諸経費を計上している旨答弁があり、また、商工振興費の減額については、商工業振興対策審議会答申に伴う所要の運営調査費用の不用によるもので、経営診断委託料の目的、内容、委託先は、今後の国際経済環境に対応するために地場産業の異業種間提携が不可欠の要件となり、この際、素材、配給、流通、貿易、下請等の実態を専門機関の手で究明を行う必要から、業界と連携して大学研究室に委託するものである。

さらに商業共同施設設置補助金の対象施設並びに団体については、商店街の近代化と共同施設設置の推進を図るため、街路灯アーケード、冷房施設等設置した場合に、商店街事業協同組合や、商人会等の団体に対し府補助金に付加するものである。

構造改修事業費補助金の対象団体と算定基準については、府施策によるドルショック対策の一環として、緊急産地診断指定業種の人造真珠業界の組合が新製品、デザイン開発等諸事業に要した経費の3分の2を助成するものである。

商業地域通行費調査委託料の趣旨、交付団体については、商店街繁栄のポイントである通行費調査を商工会に委託交付するものであり、商工会報の発行は商工会で行い、配布対象は会員のほか、市役所でも一般不特定多数に配布しているとの説明がありました。

次に、同和関連については非常勤嘱託の人員、従事内容など、また、職業転換準備資金貸付金の積算基礎、就職支度金制度については、条例化しているのかの質問があり、人員については2名で、地域の商工業経営実態に精通し、かつ、同和問題に際し、理解と認識している方を融資等日常相談業務の指導に依っており、人員については、他の嘱託員と同様の市の統一した考え方によるもので、また、職業転換準備資金貸付の積算基礎については、制度の発足時でもあり、当面5人分であり、また、就職支度金については、要綱で行っている旨答弁があり、次に、観光事業関係で、市の観光地指定はどうなっているか。

また、予算配分について案分する必要があるか。

観光協会負担金が計上されているが、市の担当課は、また、メリットはあるのか。上部団体に加入しているのか。植樹委託料の対象団体などについての問いあり、まず、市の観光地として代表的なものは、槇尾山、松尾寺、光明池、蔭涼寺、くずのは稲荷等があり、槇尾山については、春秋恒例の行事を行っており、光明池については、住宅公団の都市公園整備計画があり、

観光地としての性格づけが変わりつつあるとの説明があり。予算配分については最少限観光パンフレットによるほか年次計画をたて案内板設置を行っている旨。

また、観光協会の事務局は商工課が担当し、上部団体については、大阪府観光連盟に加入し、先進地の行事計画や資料、情報交換を受けている旨の回答があり、その他銀行預託金の増額に伴う本年度の融資枠はどうか。さらに消費者関連では、消費者の会のメンバーと事務局の所在、消費者リーダー養成講堂の講師謝礼等の問いがあり、本年度の融資枠は1億円であるが、実際の運営については、関係の委員会に諮って決定していきたい。

また、消費者の会のメンバーとしては、消費者リーダー養成講座修了者のうち約30名を中心に構成され、事務局は商工課で担当している。講師謝礼については、府事業の講師派遣コンサルタント事業で賄われているが、市においても一部負担している旨の回答がありました。

そのほか2～8点質問がりましたが、それぞれ回答を得て、商工費を終わりました。

次に、土木費については、上代伏屋線の全体計画の質問に対し、南は伏屋町馬事公園の前より、北は上代町鶴田池の横まで延長は4,180メートルですとの回答がありました。

続きまして、唐国池田線の年次計画と和泉中央線の完成についての質問と、再開発基本計画作成委員報酬の内容質問があり、唐国池田線は府の補助金に依存しており、本年度は泰成橋より唐国までを行う回答と、続いて、和泉中央線については、今年度は舗装工事を橋まで実施し、用地買収問題もありますが、51年度に完成したいとの回答と、再開発基本計画の作成委員報酬は、現在、検討願っております学識の先生方に支払いますとの回答がありました。

次に、北信太駅前線の遺跡問題と、市営住宅建設をどのように考えているかとの質問に対し、北信太駅前線は、都市計画決定していますが、文化財の問題で実現不可能と断定せざるを得ませんが、本路線の延伸は、公団との約束もあり、連絡道路幅員4メートルとして計画をしております。

次に、住宅建設につきましては、府の住宅供給公社との調落により、何戸かの府営住宅が建設され、これの入居は、市民については100パーセント認めるということですので、これを勘案して現在、市営住宅を建てる計画は持っていません。市の財政規模からすれば、単年度に建設されるにいたしましても、住宅戸数は20戸程度でございまして、徴々たるものであり、できるならば、府営住宅にゆだねたいとの回答がありました。

続いて、今年度適用の開発指導要綱にのって建設されたものがあるのかとの質問に対し、適用建物はありませぬの回答がありました。

続いて、防衛施設整備事業の地方債についての質問と、肥子池公園、旭公園、王子西公園は、用地買収のみか。また、物件補償も含んでいるのかの質問に対し、肥子池公園は、47年度に

公社で全面買収いたしました。あと2,600平方メートルの買い戻しがあり、先行整備したところがあるが、制度上できないことと、旭公園及び王子西公園につきましては、買い戻しが1,200平方メートルと、1,100平方メートルがあり、これらの物件についての補償が含まれておりませんとの回答がありました。

続いて、府中北通線は相当長くかかっているが、50年度は全額補償費なのか。また、件数は何件かの質問に対し、府の補助制度が、物件補償の先行取得を認めないため、本年度は補償のみを計上せざるを得ないことと、件数は4件であり、できるだけ早く完了したいとの回答がありました。

次に、和泉第8団地建設費の中に非常勤嘱託員の報酬とあるが、人員、内容、勤務場所について質問があり、人員は2名で、住宅の入居指導と地域業者の育成に当たり、勤務場所は、仮設開放センターですとの回答がありました。

続いて、東松屋川の改修費が計上されているが、松尾川支流の一部、久井町42.7番地地点は相当浸食されておるが、これらも一緒に工事できないかの質問に対し、現時点では「公共土木施設国庫負担法」の適用を受けることができないので、何とか同負担法の適用を受け、救済できるよう考えていきたいとの回答がありました。次に、松尾寺公園の整備の内容と安全柵の質問があり、寺有地の未開設部分約2ヘクタールを公園として開設できるように、遊歩道、ベンチ、安全柵を作りたい。なお、安全柵は、2カ所設置したいとの回答がありました。

次に、泉大津阪本線街路は府道か、市道かとの質問と、浸水対策費の工事場所の質問に対し、泉大津阪本線は市道ですとの回答と、浸水対策事業の場所は、和泉工業高校に通じる府道大阪和泉泉南線より東へ向かう道路で、管径1,100ミリメートルで延長360メートルと、3号水路は、環境改善事業の一番北側の個所で、管径1,350ミリメートル、延長190メートルを、それぞれ新設道路の築造に合わせて施工するものであるとの回答がありました。

続いて、住宅管理委託料、住宅使用料、徴収委託料の算定基礎についての質問があり、使用料徴収戸数については、10戸までの均等割が400円で、1戸増すごとに20円を支給する。さらに、家賃を徴収した住宅戸数1戸につき均等割400円、1戸増すごとに10円。そして、徴収した家賃の金額に伴って100分の15を支給、以上の3点より計算してあります。

次に、伯太北排水路の施工個所はどこかの質問に対し、本個所は、信太山駅前より和泉工業高校橋を流れる水路で現在まで改修工事を行っています。泉大津市の境界のところですよとの回答がありました。

次に、北信太駅前線について、公団から8億円もらっているということだが、内金であるのか。買収費が上がれば、内金でなくて、これが終わりだとする、市の超過負担となるのでは

ないかの質問に対し、公園関連事業としては、泉南線より上で事業は終わっています。しかしながら、駅前までの道路についても、その必要性は公園も了としており、これが費用負担の手法として、団地内の池の埋め立てによる住宅建築を認めることによって生み出そうとするものであり、その限度額が3億円で打ち切りでございますとの回答をしました。

次に、父鬼川については、危険なところが相当あるので、調査して早急に修理していただきたいとの要望あり、土木費を終わりました。

次に、消防費について審議の概要を申し上げます。

まず、府中出張所の2階について、今後の利用をどうするのか。

プロパン設備に対する消防の指導及び取り締まりはどうなっているのか。

消防職員の増員について、どう考えているのかという質問があり、これに対して、府中出張所については、今後の利用について、諸般の事情を十分に考慮していくとともに、有意義かつ有効的な利用を図っていきたい。

また、プロパン設備については、届け出を要するものは、届け出の徹底を図り、また、指導及び査察についても十分行っており、その他少量のものについても、爆発事故防止のためのP Rに努めている。職員の充実については、数年来より相当数の増員を図り、現状ではおおむね充足しているが、環境及び情勢の変化に応じ、充分配慮の上で運営していきたい旨の回答がありました。その他に数点の質問がありましたが、それぞれ回答を得て、消防費を終わりました。

次に、教育費について申し上げます。まず、高等学校定時制教育に対する、補助金及び横山高校学級増に対する考え方はどうか。

養護学校通学に対するタクシー代及び本市への誘地計画について。

学校給食のセンター化についての質問に対して、高等学校について、進学対策を力説するところであり、横山高校はもとより、8学区全体の中での学級増、また、高等学校新設計画に対する誘致を図っていく中で、今日の情勢と時代感覚の中で設置者負担の原則に戻すべく、定時制高校のわずかな助成金ですが、本年度で打ち切りたい。

養護学校に対するタクシー代も、基本的な考えの中で身体障害者対策としての措置を行ったものであり、府立養護学校の設置も池上町に決定している。

学校給食センターについては、学校給食が前進する中で各校に設け、給食物資の一括購入、運営組織の整備、給食指導の充実に向け努力してまいりたい旨の回答があり、これらに対し、学校給食は教育の一環である中でより充実するよう指摘があり、また、幼稚園建設についても、年次計画を立てるだけでなく、具体的計画の強い要請、市内全体における増設と、制度が公正

な姿勢の中で行われるべきであるという意見がありました。

さらに、学校施設整備について、市民体育館建設の予定地、私立幼稚園保育料の補助金、就園奨励費の補助金についての質問に対して、学校施設について、一般校における建築補助対象面積は、学級数に見合う文部省基準面積の中で保育面積を差し引く分が対象となり、同和推進校においては、同和率に応じて1.5倍の加算分、府の特別施策として、一般校よりはみ出る面積についての同和貸付金制度があり、財源措置についても万全を期していきたい。

市民体育館については、市立病院裏の大阪府住宅供給公社の用地で払い下げを受ける予定であり、市の総合施設計画の一環として建設していく。

私立幼稚園について、保育料補助金は、公私立の格差是正を配慮したものであり、就園奨励費制度は、同和対策に関係なく、福祉対策の制度である旨の回答がありました。

その他に数点の質問がありましたが、それぞれ回答を得て、教育費を終わりました。

次に、公債費、諸支出金及び予備費を一括して審議に入り、公債費1.1億円のうち、利子は、49年度末現債高に対する利子か。

また、50年度起債の借入れによって、この利子の上にさらに上積みされるものかの質問に対し、本年度利子計上額9億円のうち、49年度までの借入れ見込み額に対する利子6億8,300万円、あと2億7,000万円は一時借入金の利子である。

また、50年度起債の借入れは、早期に実行できた場合、年度途中において利子の発生はあるが、そのかわり一時借入金の利子が少なくなるので、この予算で措置できる旨の回答があり、これを終わりました。

以上で一般会計予算の審議が終わったのでありますが、次のような反対の意見がありました。この予算について、1.9.8億の予算中75パーセントが依存財源で、これが執行されれば、起債残高が1.5.9億にもなり、将来に重荷を担ぐこととなる。市財政の破産状態が一層露骨になってくるということ、また、同和対策事業についても、行政と運動を区別し、同対審にも外れている面が多分あり、一般との格差是正も無視されているという点、市民要求が削り取られてきている点、その他数点にわたり言われました。

続いて、少数意見留保の発言がありましたので、採決の結果、賛成多数により一般会計予算を原案どおり可決決定いたしました。

次に、国民健康保険事業特別会計について、審議の経過と、その内容を御報告いたします。

本会計予算について、歳入歳出一括審議を提案いたしました。

まず、質問については、8万円から12万円に引き上げたことによる増額は幾らか。また、保険料の内訳はどうなっているか。

国、府の補助金は減額になっているがなぜか。

受益者負担という考え方は、いまでも変わらないか。

雑入の内訳はどのようになっているか、及び赤字額は、当初額より増えるのか。

また、一般会計からの繰入増額の見込みがあるのかの5点の質問がなされました。

まず、第1点については、限度額改正及び自然増で7,000万円。保険料率改正で1億2,000万円増の旨回答があり、低所得者の保険料負担が増えることを避けるよう要望がありました。

第2点について、昭和49年度は、国制度分の老人医療費及分を府が肩がわりして補助をするようになっているが、50年度は国庫補助金として計上した関係から、府補助金を減額いたしておる旨回答がありました。

第3点について、受益者負担という考え方ではなく、社会保障制度と相互扶助との2本柱で運営する旨回答がありました。

第4点については、赤字相当額であり、赤字は7,247万7,000円と、不当利得過年度分24万円である旨回答がありました。

第5点について、歳出面の医療費は自然増のみを見込んでいる関係上、医療費の改定があれば、その分が赤字として増える。当初、50年度収支均衡財政を保つ保険料率改正案を国保運営協議会に諮問したが、「保険料負担にも限度があり、多少の赤字もやむを得ない」と修正があり、また、付帯意見として、一般会計から繰り入れ増額の要望が強くなりましたので、答申を尊重して、一般会計からの繰り入れ額を1,000万円から3,000万円に増額をしている。今後、国保制度の改善を国、府に強く要望する旨回答がありました。

その他2、3の質問があり、質問についてそれぞれ回答を得て、審議を終わりました。

審議終了後、本会計予算の可決について賛否を諮ったところ、「異議あり」の声もありましたので、採決の結果、賛成多数で本予算を原案どおり可決決定いたしました。

続きまして、土地区画整理事業特別会計予算について申し上げます。

毎年、予算の食いつぶしながら事業が進まないが、いつごろめどがつくかとの質問に対し、事業の進まないことについては、おわびいたします。われわれとしては、事業を進めるべく努力しておりますが、なお、検討すべき問題があり、今後、特別委員会にお諮りして進めたいと考えております。

なお、さしあたって予算としては暫定予算ですが、事業のめどがつき次第補正する考えです。

次に、和泉市内全線の中で用地買収と、区画整理の比率についてどうなっているのかの質問に対し、第2版和泉市内の総延長2,059メートルのうち、買収済みは1,412メー

トルで、残りの647メートルは区画整理で実施したいと考えておりますとの回答あり、これを終わりました。

本予算について諮りましたところ、異議があり、採決を行いました結果、賛成多数で土地区画整理特別会計予算を原案どおり可決決定いたしました。

次に、議案第8号「和泉市公共用地先行取得事業特別会計設置条例」と、「昭和50年度大阪府和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」は関連しますので、一括して審議に入りました。これは、一般質問で基本的な点はわかっているが、この市債であげている公共用地の先行取得をし切りかえていく、こういうやり方を続けていくのか。これは市道なのかどうか、その点詳しく説明願いたい、とのことであり、この件については、和泉中央線の先行取得を行おうとするもので、50年度に一般会計で計上している用地物件補償費の不足分全部買うわけで、不足分を計上したものであり、今後にも必要によりこういうケースが出てくればやっていきたいと考えている。資金繰りが最近非常に困難でありますので、先行取得債を100%充当できるというようなこともあり、そういう面のメリットがあると考えている旨の説明がありました。

また、これは公社が先行取得をし、用地課というのが先行取得をし、さらに、先行取得をする組織を作らなければならないのか、との質問があり、この特別会計を創設した目的は、総構の問題ではなく、中央線の早期完成を目指しての最終的な法的措置を講ずるための手法として、このような会計を設けなければ実質上できないという実態があり、なお、資金繰りなどの関係で創設した場合の方が、資金導入は容易に図れるであろうということで創設させていただいたわけで、御了解願いたい旨の回答があり、審議を終わりお諮りしたところ、異議なく原案どおり可決決定いたしました。

次に、水道事業会計予算について、審議の概要を申し上げます。

まず、拡張工事以外で、管末等の赤い水や、出水不良対策の予算はどこに組まれているのか。

また、加入金については、13ミリ50,000円、20ミリ120,000円となっているが、これら小口径は主に家庭用であり、開発業者より徴収すればよいではないか、との質問に対し、出水不良対策等については、改良工事費1億円の中に含まれている。また、加入金制度については、このままでは料金改定せざるを得ないので、その分を加入金として新規利用者より徴収し、負担金の公平を図るものであり、開発業者からは加入金はもちろんのこと、工事負担金及び施設整備負担金を徴収するものである旨の答弁があり、質疑を終わりました。

本予算について諮りましたところ、異議ありとの発言があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決決定いたしました。

次に、病院事業会計予算について申し上げます。

まず、予算第2条の業務予定量で病床数120床、入院患者数46,848人となっているが、どのような計算か。

外来患者1日309人に対し、医師数は何名か。

また、一般会計からの繰入金についての質問があり、これに対して、入院患者の延べ人員は、許可病床数は120床であり、入退院等の関係上数字の差が生じる。

一般会計からの繰入金については、9,986万2,000円であるが、病院事業会計予算として、医業外収益1,609万4,000円、期間外収益4,048万円、資本的収入2,100万円、合計7,757万4,000円を予算計上し、差額2,228万8,000円は、昭和46年度看護宿舎建設による未収金に繰り入れすべく措置したものであり、また、患者に対する医師数は、現在15名である旨の答弁がありました。

その他2、8の質問に対して理事者より答弁があり、終わりました。本件については、全員異議なく、原案どおり可決決定いたしました。

引き続き、関連諸議案について申し上げます。まず、議案第7号、「青年学級の開設について」は、別に異議なく、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第9号「和泉市中小企業従業員福祉共済制度準備基金積立条例制定について」も異議なく、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第10号「和泉市職業転換準備資金の償還免除に関する条例制定について」は、これは同和施策の一つだと思いが、この償還免除については、具体的にどのような条件か。

また、同和地区に住んでいる人であつたらだれでもよいのかという質問がありました。

償還免除の要件は、1年以上貸し付けを受けた後、常用就職をして1年間経過すれば貸付金が免除されるという場合が1点。

なお、その場合、何らかの事情によって1年以内に離しても、さらに引き続いて常用雇用された場合と、離職後、直ちに公共職業安定所に常用労働者としての就職をするために求職の申し込みをした場合と、その他に死亡した場合で、これらの要件に合致した場合に免除されることとなります。この貸付金は、参考資料の貸付要綱にも記載しているように、同和対策の中でも特に労働対策が一番本質的な課題であり、そういった近代産業への就職を阻害されておつた中高年齢者であつて、一定の要件を具備した者が、近代産業に就職させることを促進させることがねらいである。

第2点の同和地区に住んでいる方はだれでもよいのかとの問いについては、同和地区と称する地区の方を対象としてこの運用を図っていきたい旨回答があり、審議を終わり、本案を原案どおり可決することについて諮りましたが、異議あり、採決の結果、賛成多数により原案どお

り可決することに決しました。

次に、議案第11号「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

この条例については、先の予算審議の中で申し上げましたように市が10円、市民が30円負担することになっているが、これは不合理であり、やはり市が多く持つべきである。案としては、もう10円市のほうで持つべきだと考えているがどうかとの要望があり、また他の委員より全額市が負担すべきであるとの要望がありました。

理事者より、各議員さんよりこの値上げ問題について御要望がありますので、理事者の調整を図るため時間をいただきたいとの発言があつて、休憩に入りました。

休憩の後、理事者より先ほどの御要望の点については、財政とのならみ合わせを考えまして、全額ということはいたしかねるが、「ふん尿」、「普通」、「普通便そう」1人1カ月につき「130円」とあるのを、僅少ではあるが、市が10円持って「120円」に訂正することにいたしますので、御了解願いたいとの申し出がありました。市が全額負担すべきだという意見もありましたので、理事者の提案した額について諮りましたが異議あり、採決の結果、賛成多数により理事者の提案どおり可決いたしました。

次に、議案第12号「和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」は、まず、生活保護法に基づく葬祭扶助費はいかほどになっているのか。

また、霊柩車の使用料1,200円の値上げであるが、年間死亡推定550人として66万円の収入しかない。先ほどのし尿のくみ取り料と比べると僅少であるので何とかできないのか、との質問に対しまして、生活保護法に基づく葬祭扶助費は現在、22,000円支給している。

霊柩車の値上げについては、霊柩車は公益社に委託しており、費用については、過日の一般質問でも答弁しているように、市営葬儀についての費用をいただいてなおかつ、3,900円ほどの市が持ち出しをしている現状で、これは大阪陸運局から示された額よりも折衝して3,500円にいただいているという現状ですので、御了解願いたいとの回答がありました。異議があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第13号「和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」審議に入りましたが、反対の声があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第14号「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」は、別に異議なく、原案どおり可決決定いたしました。

次に、議案第15号「和泉市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」も、別に異議なく、原案どおり可決決定いたしました。

次に、議案第16号「和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について」も、異議なく、可決決定いたしました。

以上をもちまして、予算特別委員会に付託された全16議案の審議が終了した次第であります。

以上、審議の過程を申し上げ、最後に、理事者は各委員より指摘された事項を十二分に熟知し、心をより一層新たに肝に銘じて、鋭意、最大の努力を続けることを確約いたしましたので、何とぞ御了承の上、速やかに可決決定くださいますようお願い申し上げ、私の報告を終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） ただいま委員長より詳細な報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を省略し、討論に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

○ 17番（山田清二君） 少数意見の留保があります。

○ 議長（池辺秀夫君） 簡単に。

○ 17番（山田清二君） 予算委員会において留保しました少数意見の発表を行います。

現在は、インフレと不況の中に市民の生活は非常に困窮しており、世帯主収入というか、主たる人の収入で生活を維持することは非常になっているというよりも、それではとうてい生活が維持できない現状でございます。したがって家族収入、特に家庭の主婦が家を守ってはいとうてい生活ができない。この主婦の収入が、生活を維持する大きな役割を果たしているのが市民生活の現状であります。

そういう現状の中で昭和50年度の予算が編成され、市政の運営がこれから行われていくわけですが、この予算委員会でも一部指摘はいたしました。この点について市政を運営する側、いわゆる理事者の考え方に相当の隔たりがあるんじゃないか。市民生活をどう守っていくかという考え方が予算に出ておらない。施政方針には相当なことがうたわれてはございますが、その裏づけとなる予算がそういうものではないというごどを指摘いたしたいと思っております。

まず、児童保育でございますが、昭和50年度は、保育園も幼稚園も一つの増設すら考えておらないのが実情でございます。昭和50年度保育園だけでも、入所ができなかったのが6,000人になろうとしておる。そういう人々をどう救済しようとするのか、そういう家庭の生活をどうして維持していくのかと質問したけれども、「これはいたし方ありません」というだけの答弁である。また、幼稚園についても同じことで、50年度は一園も建てる意思のないことが予算の上に発表されているわけであります。こういうことが福祉市政の中で行われ、そのまま通っていったらええことであるかどうか、大きな問題になってくるんじゃないかと思っております。

しかも、その中で公共料金の値上げが行われておる。先ほどの委員長報告の中にもありましたが、最初の計画よりも10円だけよけい負担するとはいうけれども、1人20円とはいえ、一律均等割の料金負担というものがふえてくるということでございます。

また、健康保険の料金も値上げが組まれております。

このように市民の生活を守る面については何らの政策も立てようとししないで、しかも、市民の生活を困窮の方向に向かって努力をしておる予算であると言わなければならない。

また、住宅が困窮しているという中において、府営住宅に依存していこうという考え方を発表されたわけですが、いま、大阪府の住宅政策は、むしろ貸し家業者に成り下がっておると言われても仕方がないような住宅政策であります。このような営利を目的とするようなものと同じような方向に向かわんとする府の住宅政策に依存していこうとするならば、和泉市の住宅政策は零以下になってしまう。この点も指摘しておきたいと思うわけです。

さらに、一部事業ではございますが、これも理事者の独走みたいな形で予算化されてしまっており、一言、委員会でも指摘はいたしました。こういうことは、とうてい議会民主主義が叫ばれ、しかも議会というものがあつた限り、こういうことは許されるべきことではない。

さらに、市立病院でございますが、この予算書を見ますと、1日100万円の赤字が毎日出ている計算になります。しかも、この赤字が、老人医療が大きな原因だというようなことも答弁の中にはあつたわけですが、この老人医療については施策として国が決定し、さらに、大阪府は国の基準を上げて年齢を2歳繰り下げ、若くして適用しているわけです。もし、これが主な原因であるとするならば、大阪府あるいは政府が立てたこの老人政策というのは、地方自治体に全部しわ寄せする政策と言わざるを得ないけれども、全部地方自治体におんぶした政策であるとは考えられない。また、そうであるならば、当然、抗議をすべきであつたと思うんですが、そういう努力も何もされてないということは、これを平然として市民に負担させていこうという考え方が理事者の中にあるのではないかと。

いずれにしても、福祉というものは社会的弱者、弱者と言えば語弊があるかもしれませんが、社会的に弱い人たちを守っていく、擁護していくのが福祉でなければならない。福祉市政を叫びながら、社会的な弱者を守るという方向ではなく、政府、自民党の考えている弱者切り捨て政策、中央集権政策に迎合して、強者の意思、一握りの強い人たちの権力に従つていこうという予算だと言い切つてもいたし方のない予算だと思ふ。

もう少し具体的に言えば、198億880万円という一般会計の中で、わずか2,000万円内外の料金値上げをやらなければ和泉市が運営できないというような理論を理論化し、數字化していこうというような、それこそ市民をごまかす予算と言わざるを得ない。

、 　　こういう面について、一般会計予算、それから幾つかの特別会計の予算、また、それに関連する議案が予算委員会に付託された中での一括採決でございますので、全般にわたって反対の意見を發表しておきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 討論に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、討論に入ります。反対の方、お願いいたします。

○ 20番（寺田 茂君） いま、委員長長の報告を聞く中で、今回の50年度予算及び関連議案につきまして、反対する立場でその理由を述べます。

まず、この予算は一般会計193億という膨大な予算であり、49年度当初に比べますと64%の増加である。また、この予算の執行は、75%も依存財源であることがはっきりしておる中で、特に和泉市の将来に大きな財政負担を抱えることは間違いないという点から、これは認めることはできない。

去る1月20日に私たちは予算要望書を出し、また、先日の一般質問で共産党議員団が提起しました修正案は、真に市民全体の利益を考えたものであるということが現在、明白になったということを確認しております。

第2点目に、この予算編成に参画しました両助役がいま退職しておる。また、こういう中で解放会館がいまの市民会館の3.3倍、でき上がった時点では、恐らく市民さんがどう見るかわかりませんが、こういう計画についても、各委員会において十分な合意を得ていない。こういう状態の中で議会に提出したのは非常に無責任と言わざるを得ない。

また、この事業についても、市長が今年の11月に改選されるわけですが、任期中に完成をみないわけで、もっと慎重にすべきであったんじゃないかということが第2点でございます。

それから、この予算審議の中で、同和事業の補助が国、府合わせても80%に足りないということがはっきり出てきたわけです。このような中で、膨大な事業計画の執行には非常に無理があるんじゃないか。

また、計画そのものについても、市民全体の民主的な委員会が未成立の中で行われている。実際、11万市民の合意の上に立つものでないということで、特に同和施策についても、窓口一本化を容認して、市自身も積極的に市民に対する差別行政の中に組み込んでおるんじゃないかと考え、絶対に認められない。

今年度の市長の施政方針にもありましたが、この中で適正な財源配分についても民主、福祉関係ははずされ、しかも一般質問で挙げましたが、芦部保育園などは一番はっきりとした最たるものであることをここで指摘しておきたい。保育行政は、今後、人口増が非常に考えられる

当市ではございますが、それに見合った建設計画を立てず、今年も500人以上の申込者が入園できなかった。これが実際、適正配分と言えるかどうか、この点非常に残念だと思っております。

その半面、今回、国保料金の値上げ、水道会計の赤字埋めに新設の加入金という問題、また、くみ取り料金の値上げ、霊柩車の使用料というか、一部の値上げを行うことが出てきてるわけですが、これは市民の中から大きな批判が上がっているところであります。市民本位の予算でなく、市民収奪の予算ではないかという意味でも絶対に容認できません。

第5点目に、この予算の性格は市当局の同和事業と同和施策にあり、差別解消ではなく、同対審答申が言っておりますが、一般との格差是正に留意点を置くことに非常に逸脱しておる。同時に、行政と運動を区分にも反した行政の進め方をしようとしておる。また、市民間にそういう問題があって非常に対立が深まるなど、部落解放から遠ざかると言わざるを得ないのではないか。答申に言う国民的課題については、市民全体の支持と協力がいま、一番必要なときではないのか。それがあってこそ解決するものであり、そういう面から、この予算の課題は否定するものであることをはっきり申し上げたい。

次に、特別会計であります。一般会計が現在のような状態、それが非常に不始末であるために、病院、国保、水道、その他についても、市民のために正常な運営をすることができない状態、これは非常に11万市民ともども大変なことだと私たちは考えております。水道会計、国保会計、土地区画整理についてはもちろん反対であるし、病院、公共用地会計については反対しないものであるということをお願いしたい。

最後に、議案の問題ですが、清掃条例の改正によるくみ取り料金値上げ、葬儀条例改正については、反対であることを意思表示しておきたいと思っております。

それから、委員長報告にもございましたように、高齢者の職業転換準備資金については、内容と性格が不十分であり、一般質問でもなかなか理解が得られない、非常に不明確な答弁も出ておりました。これは性格がはっきりし、内容がはっきりしたら、私たちはこの問題を考える余地があり、そういう意味から意見をつけ加えておきたいということでございます。

以上、いろいろたくさん問題がございますが、今回の50年度予算については、私たちはそういう観点から反対の理由を述べて、終わりたいと思っております。

○ 議長(池辺秀夫君) 次に、賛成の方、お願いいたします。

○ 15番(上代卯之松君) 私は昭和50年度和泉市一般会計予算及び関連議案について、賛成の意見を述べたいと思っております。

地方財政の危機が強く叫ばれております。現下の社会経済情勢において、昭和50年度和泉

市各会計予算の執行には、非常に厳しいものがあることは事実であります。しかし、政府における総需要政策も一部緩和と、財政金融両面における警戒指向を段階的に解消する傾向にあることに期待をつなぐものであります。

何分、和泉市は新市であり、まだまだ都市基盤の整備は立ちおくれしており、都市基盤の整備の促進が望まれているものであります。この時期において、昭和50年度一般会計における投資的経費が56.6%を占めることは、都市建設に前向きに、しかも意欲的に取り組んでいると信ずるものでございます。理想は高く、その目的遂行のための運動を精力的に展開すれば、おのずから道が開けるものでありましょう。かかる重大な時期に、理事者一丸となって財源獲得の努力をお願いするものであります。

簡単ですが、各会計予算並びに関連議案の成立について賛成の意見といたします。

- 議長（池辺秀夫君） 次、反対の方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。日程第1より日程第16までを原案どおり可決するに賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、議案第1号より議案第16号までは、原案どおり可決されました。予算委員の皆さんには、慎重御審議賜りましてまことにありがとうございました。それでは、暫時休憩いたします。

○

（午後12時28分休憩）

（午後2時再開）

- 議長（池辺秀夫君） それでは、午前に引き続き会議を開きます。

-
- 議長（池辺秀夫君） それでは、日程第17「和泉市土地開発公社昭和50事業年度事業計画書類提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第1号

和泉市土地開発公社昭和50事業年度事業計画書類提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和50事業年度の事業計画に関する書類を別冊のとおり報告する。

昭和50年3月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

報告第1号参考資料

〔Ⅰ〕 地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋

(財政状況の公表等)

第243条の3 略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

(注) 「第221条第3項の法人」とは、次に掲げるものである。

(1) 普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社

(2) 普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1に相当する額以上の債務(借入金の元金若しくは利子の支払の保障又は損失補償を行うこと等)を負担している民法第34条の法人、株式会社又は有限会社

〔Ⅱ〕 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)抜粋

(法人の経営状況を説明する書類)

第173条 地方自治法第243条の3第2項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

○ 議長(池辺秀夫君) 報告書の説明を願います。

○ 用地担当理事(西川武雄君) お許しを得まして、ただいま御上程いただきました報告第1

号、昭和50事業年度和泉市土地開発公社事業計画の内容を御説明申し上げます。

第1条は、公社予算の定めでございます。

第2条は、予算の総額でございます。本年度予算総額は、収入支出それぞれ85億5,984万7,000円で、前年度予算額と比較いたしますと4億4,805万8,000円増額し、5%の増でございます。

第3条は、借入金の限度額で、本年度は44億7,430万円と定め、前年度と比較いたしますと7億4,170万円の減額で、15%の減でございます。

それでは、第1表、収入支出予算の収入から御説明申し上げます。

(2ページ)

まず、事業収入の40億7,984万7,000円は、公社で先行取得いたしました肥子池公園用地ほか7件、面積61,864平方メートルを売り渡す土地売却収入で、前年度と比較して11億8,745万8,000円増加、41%の増でございます。

次に、借入金でございますが、支出総額85億5,984万7,000円に対しまして、収入額は、事業収入及び事業外収入を合わせまして40億8,554万7,000円でございますので、不足いたします44億7,430万円を借り入れするもので、借入先は、住友、泉州両銀行並びに大阪府都市整備協会、大阪府同和対策施設建設用地先行取得資金貸付金融機関等でございます。

以上、収入合計いたしまして85億5,984万7,000円でございます。

次に、支出について御説明申し上げます。事業費の土地取得費でございますが、一般公共事業用地として2億4,120万円、環境改善整備事業用地として15億4,810万円、国土利用計画法等による届け出により必要な公共事業用地として1億円、土地建物鑑定委託料として500万円、合計して18億9,430万円。土地造成費として1億1,700万円、信太山丘陵開発費として用地取得費8億6,000万円、造成工事費3億8,000万円、事務経費85万円、合計して11億6,885万円で、事業費総計31億8,150万円、前年度と比較いたしますと38億4,707万円の減額で、47%の減でございます。

次に、管理費でございますが、公社所有財産の組持管理費5,630万円、事務管理費は、職員給与費5,430万6,000円、事務経費3,140万4,000円で、管理費合計いたしまして6,280万円でございます。

次に、借入金償還金でございますが、元金償還として40億1,389万7,000円、前年度と比較いたしますと30億円の増加でございます。利子13億円、合計して、借入金償還金は5,8億1,389万7,000円でございます。

予備費3,000万円で、支出総額は85億5,984万7,000円でございます。

なお、4ページ以下に参考資料を添付しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単ですが、報告第1号、昭和50事業年度和泉市土地開発公社事業計画の報告の内容説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） いまの報告の中で確めておきたい点が2、3あります。1つは、報告の中での事務管理費の職員給与費5,403万円と発表ありましたが、この職員の数、さらに、その中の併給職員はこれに含まれておるのか、その点をお答え願ひたい。

それから、市長の方にお尋ねしますが、50年度の公社事業予算、つまり、これは今後行われます和泉市の同和事業についての538億という計画、400プラス138・これは、これから公社で用地を買う、建物は別としてね。それが50年度の事業関係からいって何割を消化してるのか、残りは大体何億分になるかという点をひとつ区分けしてお尋ねしたい。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 公社総務課長（藤原永一君） 職員の給与費5,403万円のうちから支出しております職員は19人でございます。あと兼務職員は15人おります。
- 用地担当理事（西川武雄君） 昨年、地区指定を受けましたことに基づきます事業費400億、その中の土地買収の割合についての御質問かと思ひます。本件につきましては、今後、市の方において、細部にわたっての事業計画の立案がされるわけでありましたが、現時点におきまして、われわれ担当しておる者として、50年度に市の方において債務負担行為を起し、それに基づく用地買収については、公社事業計画の中に出ておりますが、それ以後の問題等につきましては、用地費そのものについて、総額大体どの程度必要であるかにつきましては、今後また、十分検討していきたい、かよう考えております。

- 18番（直村静二君） 市長に聞いてるわけです。400億のうち大体何割消化して、何ぼ残るか。「今後検討して」という西川理事の答弁はそれでええ。問題は、利息だけでも13億、大変だということです。私は何割消化、何ぼ残ってるかをお答え願ひしたら判断できる。議会できっちり答弁してもらわんと報告ですからね、あと理事者だけで一方通行で走りますからね。歯どめがない。

- 同和対策部長（佐原行雄君） お答えいたします。

具体的な数字はちよつと持ち合わせがございませんので、十分お答えできるかどうかわかりませんが、先立っての一般質問の中でも御質問がございましたが、現在の先行取得面積が24万5,000余、金額もそのときに出たわけですが、今回、そのうちの約50ぐらいは買戻しするということで、これは特別委員会なりで申し上げましたが、総額の中から年次を追って買

い戻ししていくということです。

なお、総合計画の中では、現在、開発公社で取得している面積、先ほど西川局長が申し上げましたように、年次を追って買い戻していくわけですが、当面、50年度においては半分ぐらい買い戻せるわけですが、あとの分については、事業計画をもって市の方に買い上げていくということでございます。

○ 18番(直村静二君) 市長に答弁を求めて総務部長あたりがするのかと思っていたが、回り回って同対部長、私は細かいことは聞いてない、大まかに何割かとね。

○ 総務部長(坂口礼之助君) いま御指摘いただいております総額538億云々の総事業費の中の用地費につきましては、約232億という割合になってございます。それに対しまして現在、環境改善整備事業として公社で買収を終わっております総額が84億7400余万円、したがって、4割ちよつとです。ただし、222億の関係の用地費につきましては、同対部長等もお答えしておりますように、いわゆる事業実施の段階では、種々事業計画等の確定を待って見ないと確定した数字は出てまいりません。現在の計画では222億余になっておりますので、その点もあらかじめお含みおき願いたいと思います。

○ 18番(直村静二君) 結局、222億のうちで大体84億ぐらい買ってるということですか。あと残りも買うんだということですか、買うていかないかんということですか、いまでさえも13億の金利で、もちろん補助、起債もあるが、一般会計で買うとなるといいかげんにしてもらわないかん。あと130億ほど買わないかん、市長。これは報告ですが、いま質問して答えを聞く中で寒気がする。市長は、市全体の管理者として、同和であろうが、何であろうが、その面でのパーセンテージ、何ぼ買うんだということは市長からお答えがほしい。そうしないと、予算関係でも大概議員から質問があって、市長も何とか言ってるのに、この大事な市財政がパンクするときはまだ130億も買わないかん、どう思うてるか。私はこれ以上買うてくれるなど言いたい。しかし、いまの総務部長の答弁では、あと130億買わないかんと言うてる。それについてどう思うてるか、心境を言うてください。考える余地があるかどうか。いまやったらね。あとの計画を考えないかんという心境になってるんか、どうか、その点だけお聞きして、終わりたいと思います。

○ 市長(藤木秀夫君) 同和事業の今後の計画につきまして、百何十億も買わないかんということにつきましては、慎重に検討して事業の執行をやっていきたいと思っております。

○ 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第1号の報告を終わります。

○ 議長(池辺秀夫君) 日程第18「財産の取得について」(市立幸小学校用地)を議題とす。

たします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第22号

財産の取得について

市立幸小学校用地として次の土地を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和50年3月18日提出

和泉市長 藤木秀夫

- | | |
|----------|-------------------|
| 1 土地の所在地 | 和泉市幸町58番地他12筆 |
| 2 種類及び面積 | 宅地、田
7,827.81㎡ |
| 3 買収予定価額 | 702,369,403円 |
| 4 買収の相手方 | 和泉市府中町2丁目7番5号 |

和泉市土地開発公社

理事長 藤木秀夫

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明をお願いします。
- 教育次長(阪東重信君) ただいま御上程いただきました議案第22号「財産の取得について」の提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

幸地区環境改善整備事業の一環として、和泉市立幸小学校の用地拡張を和泉市土地開発公社で先行取得いたしてまいりましたが、昭和49年度の起債も確定する中で、市の財産として取得することになりましたので、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する例第3条の規定に基づき、議会の御議決を賜りたく御提案申し上げるものでございます。

内容といたしましては、第1次の買収計画8451・09平方メートルのうち、7,827・81平方メートルを7億2,369,403円で買収するもので、すでに御議決をいただいております予算は7億400万円で、その範囲内での買収を和泉市土地開発公社より行うものでございます。よろしく御審議の上、可決御決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わり

ます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第22号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（池辺秀夫君） 日程第19号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第27号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和50年3月31日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。第6条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「範囲」を「範囲内」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「号給の最高額である場合」を「給料の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合」に、「その者の勤務成績」を「それらの給料月額を受けている職員で、その給料月額を受けるに至った時から24月（規則で定める職員にあっては、12月又は18月）を下らない期間を良好な成績で勤務したもの、勤務成績」に、「その職務の等級における号給の最高額をこえて」を「その職員の属する職務の等級における給料の幅の最高額を超えて」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 4 職員の年齢が60歳以上で規則で定めるものを超えるに至ったときは、その職員については、昇給させない。ただし、その給料月額を受けるに至った時から24月を下らない期間を特に良

好な成績で勤務したもゝ等については、昇給させることができる。

附 則

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

理 由

現下の財政状況及び一般職の職員の給与実態にかんがみ、高齢者の昇給の停止等を行うとともに、所定の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第27号参考資料

和泉市職員の給与に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
(昇給の基準)	(昇給の基準)
第6条 略	第6条 略
2 略	2 略
3 職員の給料月額がその属する職務の等級における給料の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の等級にある間は、昇給しない。ただし、それらの給料月額を受けている職員で、その給料月額を受けるに至った時から24月(規則で定める職員にあっては、12月又は18月)を下らない期間を良好な成績で勤務したもゝ、勤務成績が特に良好であるもゝ等については、その職員の属する職務の等級における給料の幅の最高額を超えて、規則の定めるところにより、昇給させることができる。	3 職員の給料月額がその属する職務の等級における号給の最高額である場合には、その者が同一の職務の等級にある間は、昇給しない。ただし、その者の勤務成績が特に良好であるもゝ等については、その職務の等級における号給の最高額をこえて、規則の定めるところにより、昇給させることができる。
4 職員の年齢が60歳以上で規則で定めるものを超えるに至ったときは、その職員については、昇給させない。ただし、その給料月額を受けるに至った時から24月を下らない期間を特に良	

新	旧
<p>好な成績で勤務したものに等については、昇給させることができる。</p>	
<p>5 前各項に規定する昇給は、<u>予算の範囲内</u>で行わなければならない。</p>	<p>4 前各項に規定する昇給は、<u>予算の範囲</u>で行わなければならない。</p>
<p>6 前各項に定めるもののほか、昇給、昇格に関する規定は、規則で定める。</p>	<p>5 前各項に定めるもののほか、昇給、昇格に関する規定に、規則で定める。</p>

○諺長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部長（坂口礼之助君） それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第27号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

一昨年来の不況に伴いまして、民間における経済情勢はもちろん、各地方公共団体においてもその影響を受け、財政運営におきましても至難な年次となってまいりました。しかしながら、市行政に対する広範多岐にわたる市民要求がますます増大する一方でございまして、これらにこたえていくためには、最少の経費で最大の効果を上げるべく努力しなければならないことは申すまでもございません。

つきましては、昨年の高率なる人勤に伴い高騰してまいっておる人件費につきましても、その体系の合理化を図り、運用面における人件費の適正化に努め、かつ高齢者の昇給延伸を行う必要がございますので、この条例案を御提案申し上げた次第でございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

和泉市職員の給与に関する条例第6条は、昇給の基準でございまして、同条第5項を第6項に、第4項を第5項にそれぞれ繰り下げいたしまして、第5項の「範囲」とございまして、「範囲内」に改めるものでございます。

第3項の改正は、「号給の最高額である場合」とございまして、「給料の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合」に改めるものでございます。また「その者の勤務成績」とございまして、「それらの給料月額を受けている職員で、その給料月額を受けてに至った時から24月を下らない期間を良好な成績で勤務したものの勤務成績」と改めまして、また「その職務の等級における号給の最高額をこえてございまして」、「その職員の属する職務の等級における給料の幅の最高額を超えて」と改め、同項の次に第4項を加えるものでございます。

第4項につきましては、満年齢60歳以上については、昇給を停止することとしたものでございます。「ただし、その給料月額を受けるに至った時から24月を下らない期間を特に良好な成績で勤務したものに等については、昇給させることができる」とものとしたしております。

この改正の概略を申し上げますと、60歳以上の者につきましては、昇給を停止することといたしてございまして、また、56歳から59歳までの者につきましては、この期間に2回の定期昇給しかいたさないとするものでございます。ただし、これらの者でも、給料17万1,900円以上の者につきましては、昇給を停止することといたしてございます。

以上、簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議くださいます、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 17番（山田清二君） 昭和50年4月1日現在、これに該当する人は何人おるのか。それから、この条例は、このままずっと存続するものか、あるいは期間を切って廃止するものが。そう意思があるのか、この2点。
- 総務部次長（門林六男君） 該当者につきましては、49名でございます。期間につきましては、一応、条例改正後ずっと永久に実施していく考えを持っております。
- 17番（山田清二君） 60歳以上でしょう。いままで57歳とか何とか期限を切って優遇条例をつくって退職を勧告してきた。そういう中で、現在、60歳以上の人が49名が職員という形でおるということですか、もう1回。
- 総務部次長（門林六男君） 60歳以上につきましては30名でございまして、いま、49名と申し上げましたのは、56歳以上でございます。
- 17番（山田清二君） 56歳以上というのはどういうこと、この規定は60歳以上じゃないのですか。
- 総務部次長（門林六男君） 昇給延伸につきましては、56歳以上を該当させておるわけです。56才以上の方が49名、60才以上については30名でございます。
- 17番（山田清二君） これね、56歳とどこに書いてあるのか。条例改正案の中には60歳と書いてある。黙ってこのままいったら60歳で通って、56歳から適用するというのか。56歳やったら、56歳とはっきり書いていたらええやないか。
- 総務部次長（門林六男君） 昇給延伸につきましては、規則で委任してございます。規則で56歳以上というふうに定めていきたいと考えております。
- 17番（山田清二君） これね、規則で56歳になってるかどうかは勝手なことです。少な

くとも、条例改正の時点において、規則で56歳に決めたるものやったら、規則のとおり条例を変えたらええ。条例は56歳になってるけれども、規則が56歳、そのギャップをどうするかという質問と違う。いま、56歳の規則があるというのは、僕たちが不勉強と言われるかもしれないけれども、いま初めて知ったわけです。以前、優遇条例を出したときに、これに応じない人は今後昇給しないとか、そういうことから、規則ということが出てくるのだと思います。そうであるならば、ここで60歳なんてうたわなくて、56歳とはっきりしたらええと思う。条例でうたいながら、規則でもっと悪くしていく。和泉市の条例では当然ながら、規則で禁止されてるとか、そういうものがようけある。規則は、議会なんか知らん間に理事者が勝手に決めていける。午前中にも出たように、理事者の独走で、独自の考え方でどうにでもなるというのがようけある。ところが、条例ではそんなわけにいかないから60歳と書いてあって、実際は56歳からという。

それでは、24カ月というのはどういうことになるんか。60歳の人に適用しようとするれば48カ月になる。ところが、この条例を見ると、お前の読み方が悪いと言われるかもしれないが、60歳を超えればストップする。62歳になったとき、その2年間の成績が良好と認められた場合、昇給をストップすることになってる。となれば、これが適用されるのは62歳以上の人でなければならない。適用される人は49名、ただし、60歳以上の人は30名しかおらない。19名は、条例では何にもないが、規則を悪用して昇給をストップしようとするのか、あるいはまた、以前の優遇条例のときに、勧告を受けて応じない人は昇給をストップするということがあったと思うが、それは、そのとき限りで終わっておった。だから、この条例も通ると、1回適用したら、その次から、適用せんでもええようになるんかと聞くのは、一応、議会を通じて条例をつくりながら、そいつを適用しないようになるときには、いつの間にかなくなってしまってる。これは永久に残すとすれば、もし、56歳から適用するのなら、56歳とはっきりすべきだし、また、60歳が妥当かどうかは後からの論議として、一応、56歳から適用しようというものに、なぜ条例で60歳とうたうんか、この点についてはっきりしていただきたい。

- 総務部次長（門林六男君） 昇給停止につきましては、60歳以上についてすべて実施していきたい。56歳から59歳につきましては、一定の金額以上の人については実施していくという関係で規則に委任したわけで、一定の金額以上の人について停止するということに問題がございましたので、規則に委任したということでございます。
- 17番（山田清二君） 給料が一定の額に達したら停止するという根拠を一言、はっきり説明していただきたい。少なくとも、給与というものはいろいろの要件を含んでると思う。だけ

れども、「これであなたの給料は十分です」というのはどこで決めるのか。あるいは「5・6歳になったら、あんたは昇給しなくてええんだ」と、それまではどんどん昇給する。少なくとも、役所の場合は、能力給というものは全然加味されておらないのかどうか。一切を年齢給でやっ
ていこうとするのか。少なくとも、給料を決める1つの基準としては、当然、年齢給もあり、
家族給もあるし、地域給等いろんな問題はあるけれども、能力給を省くという考え方は、一応、
賃金理論の中には、どこを見ても能力給を省いたものはあり得ない。とするならば、一定の額
に達したら、というのはおかしい。成績良好であるかどうかを加味されるのは、これは場合によ
っては認められる。ただし、年齢で給料をストップするのは認められるような問題とは違う。
そういう面について人事課長が決めるんか、どこが決めるんか知らんが、和泉市の給与理論と
いうものを一遍発表していただきたい。

- 総務部長（坂口礼之助） ちょっと私、勉強不足で申しわけございません。いま、人事課長
からお答えいたしておりますのは、いわゆる現在の市の給与条例の原則は、あくまでも職務給
という、職務の等級によって一定の給料を支払っていくわけです。従来から一定の額、いわゆ
る同一の職務の等級の最高額に達した場合は、原則として昇給しないという条例がすでにもう
あるわけです。それでございますと、4等級なら4等級の最高号俸に達しますと、特別なこと
のない限り、昇給せんという原則がすでにあるわけです。

今回、その中で特に60歳以上の職員につきましては、その等級の最高号俸に達しておる、
おらんにかかわらず昇給を停止するという一項目を設けるということで、この60歳というこ
とがはっきりされたということが1つございます。

これはまあ、実際の運用面では、4等級の最高号俸に達した方々でも、その者の成績が特に
良好であるという項目が適用されて、ほぼ一律に一定期間内に同じように昇給してきたという
のが現実なんです。しかし今回、それをさらに厳密に適用するために、いわゆる年齢56歳以
上の方々につきましては、私、先ほど17万1,000円と提案理由で説明いたしましたが、そ
の金額が、4等級の最高号俸なんでございます。したがって、それに達した場合は、一応、従
来の規定を生かして昇給は停止する。しかし、それに達しない方々につきましては延伸をかけ
る。1年間で一号俸昇給しておったものを、1年6カ月もしくは24カ月という昇給の延伸を
かける措置を行いたい、これが今回の条例改正の基本的な考え方なんでございます。

したがって、一定の額に達したらそれ以上の昇給はやらないということは、すでに現行条例
の中にもございますし、かつ年齢は60歳なり、58歳なり各市それぞれ多少の食い違いはご
ざいませうが、高齢者の昇給停止もしくは延伸につきましては、3年ほど以前の人事院勧告の中
でも取り上げられ、すでに国家公務員は実施しております。本市の場合、市職員組合との交渉

の過程で、一応、この実施を今日まで延期してきたという経過があるわけなんです。昨年の人事院勧告に伴う大幅な給料のアップによりまして、人件費が非常に増加してまいっております。昨今の財政事情等から、3年ほど延期してまいりました高齢者に対する昇給の停止もしくは延伸の方策を50年度から実施いたしたい。こういう考え方から今回、条例改正案を御提案申し上げたわけなのでございます。

○ 17番(山田清二君) 総務部長の説明の前段の方は理解できます。たとえば最高で抑えることです。しかし、その前の説明は、年齢で抑えるということに僕は理解できない。もし、年齢で抑えるならば、採用のときの年齢制限というのは必要ないわけだ。25歳以上はだめだとか、あるいは特別の技術、資格を持っている者でも30歳以上はだめだという年齢条件をつけてしまっている。もし、56歳になったら昇給停止ですまというんやったら、50歳の人であれば、能力があれば採用したらええ。本人が了解、承諾できる賃金ならね。ところが、高齢者あるいは中齢者についても、これだけの初任給ではがまんできないでしょうとか、だんだん昇給もしていかなければならないんだということで、採用のときに年齢条件を一番重要な問題としていままでやってきた。ところが、今度は56歳になったらストップするというんやったら、いままでやってきた年齢条件は根本的に変えなければならない。もし、現行どおりで25歳までとか、あるいはその年の卒業生に限るとかに決めていくとするならば、年齢で賃金をストップするなんてことは当然おかしいと思う。ただ、前段に言われた何号俸とか、何等級とかいうことで最高に達すればストップする、これは条例にない金額を出せというんじゃなく、条例で決められているわけです。

もう一つは、国家公務員云々と言われた。うちの場合はこれに限らず、「他市でもやってます」とか、「他市はやってない」とか言って、都合のええときには国家公務員がどうやとか出すけれども、自分とこの都合の悪いときは、うちの独自の方針とか、独自の状態とか、2つ使う。使うのは片方だけにしてほしい。そうせんと、何かあると国家公務員はこうだと持ち出す。国家公務員と同じだけの待遇をしてあるかといえば、賃金面においては、国家公務員と大体同じだという人もあり、それよりも高い人があるかもしれませんが、国家公務員よりもうんと低い人はようけおる。こういう人も国家公務員並みにさっと上げるのならいざ知らず、そういうことは全然はおかふりして、理事者の都合のええこと、職員の不利になることになることになると、国家公務員云々とか、三木さんが言うてるのか知りまへんが、午前中のように、自民党政府の中央集権にそのまま乗っかっていこうとしていると言わざるを得ない。

この件について賛成か、反対かを求められても、どういう意味でこのようにしなければならぬのかも理解できないし、また、56歳あるいは60歳ということで年齢を決めること自身

がどうかについても速やかに判断できない。

それと、もう少し考えれば、これを厳密にやっていって、おのずから定年制を導入しようとしておるのかどうか。公務員については定年はない。したがって、給料面でもうその年になれば、あほらしくてやめていこうというところで定年制という考え方で、この56歳とか、60歳とかの年齢を出したのかどうか。56歳、60歳とかの年齢で制限した考え方、こういうものも知らせてほしい。ひとつよろしくお願いいたします。

- 総務部長（坂口礼之助君） まず、56歳という一定の年齢基準を設けた根拠と申しますと、これは御承知のとおり、本市における職員の優遇措置条例というのが別にございます。これには一定の年齢を55歳に置いておるわけでございまして、この55歳がいいかどうかの議論は当然ございますけれども、過去十年余というのは本市の場合、55歳に達した場合は一応、退職を勧奨するという慣例が生きてございますので、これを一応の基準として、55歳の一定の勧奨退職の年齢を超えた方々につきましては、昇給の延伸もしくは停止の措置をとってという考え方でございます。

ただし、それ以上の60歳を基準にして、それ以上の方につきましては、すべて昇給の停止を行うのはなぜかということにつきましては、これは別段の確定的な基礎、基準というものはないわけでございまして、通念的に考えられる。いわゆる民間企業における定年制が、大体55歳から60歳という間において、その会社のいろんな都合によって制定されてるよう承っておりますけれども、そうしたものを一応参考として、60歳以上の職員には昇給の停止を行ってこういたしておるわけでございます。60歳でなければならん、あるいは58歳が妥当かどうか、65歳が妥当かの論拠については、いろいろ主観なり、考え方があると思っておりますけれども、われわれとしては、一応、民間企業等における定年の関係等を参酌して、60歳以上という線に帰着させたということでございます。

しかし、それが即、地方公務員の定年制につながるものだという、直結した考え方は持ってございません。やはり個人的な能力差は当然ございますが、一般的な能力の判定を年齢に求めまして、60歳以上の方々については昇給を停止する。厳しい退職を勧奨するということではございませんが、やはり一定の年齢を基準にして職員の新陳代謝等も考えていかなければならぬんじゃないかという考えがあることは否定いたしません。即、それが定年制にかかわっていくべき性質のものだとは思っておりません。

- 17番（山田清二君） 優遇条例は期間を区切ってあると思う。現在、生きてる優遇条例はありますか。この前決めた勤続20年以上とかの分、いま、優遇条例は55歳となっておりますと言うが、55歳という年齢については、賃金あるいは労働の考え方として、まず、30年を同

一企業、同一職場で働けば生涯労働と認めるべきだ、したがって、それ以降については、雇っておったところが生活を保障すべきだということで55歳という年齢が出。しかも、退職金というものが考えられてきた。待遇条例の場合は、その考え方が適用されてると思うが、これはそうじゃない。気にいらなければやめなさい。60歳になったら昇給しませんよ。56歳になったら、上がつかえてきたら、いる人はあきませんよという。弱者切り捨てだ。60歳になっても、何としてでも職場にしがみついておるんだという考え方よりも、60歳になっても、働かなかつたら生活ができませんということで勤務している人が多いと思う。家においても退職だから仕事にいかうかという人はないと思う。とするならば、その人の生活を保障するためには、いまのような物価の変動が激しく、生活が安定していないときに給料をストップするのはどうかと思う。

こういう面でのいろんな考え方はあると思います。無論、財源の乏しい中で、できれば高給者はやめていただき、給料の安い人にやってもうたらええだろう。だけれども、少なくとも市の業務については、これは給料で決まるもんじやないと思う。市民サービスが常に言われ、窓口業務の改善等もいろいろ叫ばれているが、必ずしも、安い人が大勢おつたら業務が進むんだというわけにはいかない。場合によっては、1人で3人分の仕事ができる人がおるかもしれないが、そういう人も一定の年齢に達すれば賃金がストップするとするならば、こういう賃金理論はどこからも出てこない。だから、十ぱ一からげで、昔から言うように、遅刻しない、欠勤しない、仕事しない。それでずっとおれば、トコロテン式に、エスカレーター式に昇給していき、また、役職も上がっていくんだという考え方をそのまま踏襲するならば別として、そうでなくて、その人の能力、勤勉さを基準にしていくならば、こういうわざわざ60歳という年で条例化すべきではなく、旧のままで何ら差し支えないと思う。ことさら、こういう考え方を出した意図がわかりませんので、これで質問は終わりますが、他の方々もいろいろ質問があると思いますが、的確な納得のできる答弁はなかったということです。

○議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ございませんか。

○3番（金沢勝君） この条例は、60歳以上の高齢者の昇給をストップして人件費の節減を図ろうということで提出されたんですが、先ほどの山田議員の質問と重複は避けたいと思いますが、60歳以上の人でも、50歳の人より若く見える人もあり、仕事のできる人もある。60歳以上でも働かなければならない家庭状況の人、はっきり申し上げて、働かざるを得ないという実態の中から考えると、高齢者だけにしわ寄せをするような人件費の節減ということは、私はこの際、あり得ないと思う。老人福祉がやかましく叫ばれている現在、65歳以上は医療無料化、ワンステップを置いて、やがて60歳以上は医療無料化になるだろうと想像した中にお

いて、こういう年寄りをいじめるような条例を出してきている。私はむしろ高齢者は優遇して、若い者をかさ下げるといふのか現在の世情ではなからうか。こういう考え方からして、この条例には、いささか反対を申し上げたい。

特に総務部長の提案理由の説明の中では、いわゆる「昇給を延伸することによって」という説明があったが、この条例を見ると原則的にはストップです。ただし、成績良好な者については上げますよという。名前を出したらいかんと思うが、消防長がおられるが、58歳です。特別職を除く管理者の中では、この人が該当するわけです。年齢的にはこれ以上の人はおりませんやろうけど、特に良好な成績とだれが判断するんか。管理職が、自分が良好でなくて職員の良いを判断することができるのか。非常に運営面にもむずかしい問題が出てくるんじゃないかと思うんです。ちょっと文字にこだわるわけなんです、**「24月を下らない期間」と**ありますが、これは24カ月以上たった者か、までのものか、私には判断ができかねるので、ひとつその点をお答えいただきたい。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 総務部次長（門林六男君） 「下らない期間」と申し上げますと、24カ月後ということでございます。

○ 3番（金沢勝君） それであれば、条例は、だれが読んでもわかるような表現にしてもらいたい。Aが読んだかて、Bが読んだかて、同じ判断のできる条例にしてもらわんといかん。「下らない」という点を変更する意思があるかないか。なぜ年寄りだけにしわ寄せするか。赤字ができたのは年寄りの責任じゃない。老人福祉に逆行している。年寄りを可愛がる政治が行われてるのに、なぜ年寄りだけをいじめるんか。ひとつもう一回答弁してください。それから「下らない」というのはわからん。ほんまに下らない。

○ 総務部次長（門林六男君） 先ほど総務部長が申し上げましたように、職務階級制を重要視していきたい。一般職の方々につきましては、4等級の最高号俸が1,7万1,900円でございまして、これ以下の人の56歳から59歳の人につきましては、12カ月から18カ月の範囲において昇給させていきたい。1,7万1,900円以上の56歳以上の人につきましては、昇給を停止していきたいということでございます。

○ 3番（金沢勝君） ちょっと待ってください。それで当を得た答弁か。年寄りを可愛がらないかん。お互いに皆年寄りになる。現に、管理職に該当してる人がおるのに、管理職がおると書いてない。そんなおかしな規則ができるはずがない。条例の範囲内において規則をつくることは認めている。憲法の範囲内で法律ができる。条例を超越した規則はないはずだ。管理職に58歳の人がおるのに、この取り扱いをどうするんかです。

それから「下らない」ということはピンとこない。あんたはわかるかもしれませんが、私はわからない。これを改正する意思があるかないか。人件費の節減になるかどうかは、管理職を含めて平等にしわ寄せすべきなのに、何でお年寄りだけがしわ寄せを受けなければいかにんのか。むしろ優遇したらないかの中で、むしろ、しわ寄せに加わっていただきたいという表現ならわかりますが、年寄りだけをいじめるような条例改正はいかんと申し上げた。はっきりお答えください。

- 総務部長（坂口礼之助君） いろいろ議論のあるところはよく私も理解いたします。半面、本市における人件費の高騰は否定しがたい事実でございまして、これを合理的に縮減していくことは、現在事態におけるわれわれとして考えておかざるを得ない方策であると思っておるわけなんです。一体そうした場合、議員さん御指摘のようにすべての職員に対して人件費増高の原因を探求し、一律削減の方式を考えるべきではないか。老人のみにしわ寄せするというやり方は不当だという御議論も確かに成り立つと私は思います。しかしながら、全体的給与体系にメスを入れ、全体的な給与の節減を図る方式につきましては、非常に多種多様な問題を含んでございまして、早急な結論を出しがたい現状にあるわけなのでございます。

そうした中で、最大公約数的な措置のとり方として、これは先ほど山田議員さんからも御指摘、おしかりを受けましたが、すでに国家公務員なり、他の地方公共団体においても、一定の高齢者の方々の昇給の延伸等を行っておるという事例はすでにありますし、人事院勧告の精神の中にも、それらのものが盛り込まれていることは事実でございまして、それらの実施を今日まで延期してきたという過去の経緯等もございまして、まず、第一段階といたしまして今回、高齢者の昇給の停止もしくは延伸の措置を議会にお願いしておるわけでございます。

そのこと自身、決して老人をいじめる施策であるというふうにはわれわれは理解いたしておりません。老人福祉の問題と高齢者の昇給停止の問題とは、いわゆる完全に直結された問題ではないというふうに思うわけなんです。なるほど、一定の年齢でそうした制限をしないでいくことにつきましては、御趣旨のように、個人の能力は必ずしも年齢に比例しないことはよくわかります。しかし、最大公約数的なとり方としては、こういう方法をとらざるを得ないんじゃないかという考え方を持っておりますので、その点ひとつ御理解いただきたいと思っております。

それから、条例の表現の方法がまずいということでございまして、何か月を「下らない期間」という表現は、従来も採用させていただいております。一般的には、これで通用するものと思っておりますので、ひとつ御了解をお願いしたいと思っております。

- 3番（金沢勝君） まあ、頭悪いもんにはわからん、できの悪い条例改正ということはわかります。

失礼ですが、消防長は58歳になっておられる管理職なんです。そういう中で今後、この条例の中で成績が特に良好という判断は管理職がせないかん。市長がいちいちわからんときは、その掌に当たる管理職がするが、自分がそれに該当すれば運営がむずかしいやないか、その点どうふうに考えておられるか。

それと、組合との話し合いで3年、5年と延ばしてきたという説明ですが、ある人が理事をやめるもらうときに、いま、やめられたら困るということで、無理やりに56歳以上の人を1年延期されたこともある。そういうことを実際の面でやられている。だから、組合との話し合いで延期してきたというが、実際、あんた方らの面でやられてる実態と食い違うんじゃないか。その点で意見で終わっておきますが、実務的な面でどうしたらええか。この条例を素直に読んだときは、60歳以上は原則として上がらない。特に何かの功績があった場合しか上がらないという。しかし、あんたの説明では、昇給の延伸という提案理由の説明があったと思う。その点ちょっとわからない。

○ 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

60歳以上の方につきましては、原則として昇給をさせないということでございます。ただし、特に成績が良好であった場合というただし書きがございますが、これにつきましては、直接管理監督に当たる立場の管理職の者が判断する、それは金沢議員さんのおっしゃるとおりでございます。

延伸の関係は、56歳から59歳までの方々につきましては、昇給の延伸措置があるわけです。先ほど来、何回も御説明申し上げておりますように、一定の俸給月額17万1,000円に満たないの方々につきましては、通常、1年1回昇給しておりますものを、1年半ないし2年という昇給の延伸措置を行う、そういう意味も56歳以上の方々の中にはございますように、先ほどから延伸等という表現で御説明を申し上げた次第でございます。

○ 3番（金沢勝君） 管理職も該当するわけやね。

○ 総務部長（坂口礼之助君） はい、もちろんそうです。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 20番（寺田茂君） 先ほど来、両議員からいろいろ問題を出してるんですが、非常に問題となっているのは、特に60歳以上であろうが、なかろうが、賃金問題は労働組合と大きな関係があってしかるべきだと思うわけです。総務部長が最少の経費で最大の効果と言われ、山田議員が質問して30人、これで強調できるような効果が上がるんかどうか、僕は非常に意外な答弁じゃなかろうかと思う。

それと、ここで論議されてる労働組合との関係、総務部長が労働組合と話し合いしてきたと

言われるが、条例化するときには、労働時間の関係だつて労使間でまず一定のところまで進んで、そして初めて条例化するのが、僕は憲法で保障されている労使関係じやなかろうかと思う。この点について総務部長、条例化する前、この問題についていつ、そういう話し合いを持たれ、また、どの辺まで え詰まって条例化しようとしているのか、これが第1点。

それと、国家公務員との比較が出ましたが、和泉市が採用するときの条件は、もちろんユニオンシヨップ制でしてるんだらうと思う。ユニオンシヨップ制と理解してるんですが、そういうふうな予告もし、また、それに対して理事者側のいろんな問題があるときには、持続的に賃金問題もいろいろ話し合いされていかないかと思うんですが、その辺との兼ね合いで、この問題については労働組合との話し合いが少ないんじゃないか。また、話がきっちり煮え詰まっておれば、他の議員さんが出してる問題も出ないんじゃないかと思うんです。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 労使間のこの問題についての話し合いにつきましては、実は、私は直接労働組合との話し合いには入らなかったわけなんです。非常に個人的な理由で申しわけございませんが、非常に多忙な時期でございましたので、担当の西川理事と人事課長が当面の折衝に当たっていただき、前後3回程度の話し合いをしましてまいっておりますのが事実でございますが、これは双方合意に達したというところまでは至ってございません。

私、先ほどから申し上げておりますのは、3年ほど前の人事院勧告の中に、いわゆる高齢者の昇給の延伸もしくは停止の措置をとりなさいということがあったのですが、その時点では、昇給延伸等につきましては、一応、留保しようという形で労使間の話し合いで3年ほど経過してまいっております。そのことを申し上げたのでございまして、今回の交渉につきましては、直接私はその場に臨んでございません。しかし、十分労働組合の方の了解を得られ得なかったという報告を聞いておりますが、50年4月1日から実施したいという考え方から今回、あえて御提案をお願いを申し上げた次第でございます。

それから、第2点目のいわゆるユニオンシヨップ制ということでございますが、本市の場合はそういう制度をとってございません。オープンでございます。

○ 20番（寺田茂君） 第1点は、総務部長が直接今度の話し合いの中に入ってないという中で、50年度から実施したいとなると、労働組合との詰めもしてないのにこれを実施するとなると一方的になる。だから、組合との関係で労働条件についてそういうことができるのかどうか。

それと、いつも私たちが議会の中で職員さんの問題を出すときに、議会と労働組合との関係は全くございませんよと指摘してるんですが、これは総務部か、人事課か知りませんが、その

辺と労働組合との関係ではっきり決まって出てくるのが当然であり、その辺のあいまいさが残ってるのか、私はこの議会でこういう問題を多くやる必要はなかろう。もっと自然にやるべきだと思うんです。この点総務部長が労働組合との話し合いに出てないということですが、労働組合との関係になれば総務部長が第一人者であり、この問題を決めていくべきなのに出てない。出ていなくてどうして決めていくんか。人の報告を聞いただけでこんな大事なものを決めていこうとしているのか。総務部長、一遍はっきりしてください。

○ 総務部理事（西川喜久君） 先ほどから総務部長より種々説明を申し上げておりますが、この問題についての労働組合との話し合いには私、2、8回出ております。ただし、どちらも納得した上での話ではございませんが、その間、これを議会に提案して御審議願うということのみを組合の方に申し上げて今日までまいって参ります。

○ 20番（寺田茂君） 私、労働組合との話し合いというのは、賞金問題とか夏冬の一時金にしても、組合との話が決まってここで提案されると判断している。また、そうでなければ理事者と組合との関係が成り立たない。ところが、この問題だけは、労働組合との話し合いがついてないのに出せる。また、出していこうという姿勢に対して、僕は非常に不満を感じる。だから、先ほども他の議員さんも言われましたが、これだけの問題があるわけだから、労働組合ともう少し話し合いしてもらわないかんし、その辺で詰めて初めてこの問題を処理していくようにしなければならぬ。この問題については反対します。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ございませんか。

○ 7番（田中包治君） この改正の中で、3項については昇給延伸、4項は、60歳以上の昇給停止だと思います。ただ、ここで私が問題にするのは、給与削減、能率向上の一環としてこういう方法をとるんだという答弁なんです。皆様方の給与は、5等級から1等級までの5段階になってるはず。そして、高校卒から入って、部長は1級であり、雑役というのが5等級である。そして、こういう中で何名の方が頭打ちになるか、これがまず第1点。

それから、公務員の給料は、2割が能力給であり、8割は生活保障給です。この点ははっきりして思う。したがって、頭打ちしたら昇給延伸するんだという考え方でですね。そうすると、高校卒で入って、何年したら頭打ちするのか、この点を少し聞きたい。

それから、60歳から昇給しないんだが、規則で56歳以上の人については昇給を延伸するという。規則というものは、あくまでも条例の範囲内で決める、条例外になると、この規則が無効になってくると思う。ここらの解釈が非常に理解できない。

もう1つ、和泉市の給料が、国家公務員よりも3・8・2%高いというのは、高校卒の初任給の1万6,000円からの底上げによって高くなってると思う。そういうことを抜きにして、年

寄りだけについてやろうとしておる。年寄りでもいろいろ家庭の事情はあり、やめたくてもやめられない人も多いと思う。そこらをどういうふうに解釈するのか、その点もう少し詳しく御説明願いたい。

それから、総務部長が「交渉」と言いましたが、地方公務員法に基づいて職員団体と交渉するのは条例の範囲内と理解しておるんですが、その点、私の見解が正しいのか、あなたの見解が正しいのか、はっきり御答弁願いたい。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 総務部次長（門林六男君） お答えいたします。

給与の頭打ちにつきましては、現在、渉り制度を使っておりますので頭打ちの者はございませんが、4等級の最高1,7万1,900円でございますので、係長以外の給料の人については4等級を使うと解釈した場合、5,6歳以上の職員が49名、そのうち頭打ちする職員につきましては37名でございます。

それから、高校卒で入って係長になるまでの期間で4等級の頭打ち期間は28年間でございます。現在、渉り制度を使っておりますので、年齢がこれに達しない場合、運用面の最高の頭打ちは29年間でございます。

○ 総務部長（坂口礼之助君） ちょっと私、質問の趣旨が十分わかりかねるのですが、いわゆる職員団体との交渉の範囲は、条例で決められてある範囲を逸脱してはいかんのじやないか、範囲内ということですが、必ずしもそうではないと思います。全面的に条例に拘束を受けるということでございましたら、交渉の範囲は極限されてまいります。交渉の過程では、職員の給与並びに勤務条件に関する条項一切が包含されてございますので、それらの交渉の経過の上で条例改正を必要とする場合は、当然、交渉の結果に基づいて議会にお諮りして条例改正を行っていただく。ただし、議会でその条例改正が成立しなかった場合は、当然、条例の範囲内に戻ってしまう、これは当然だと思います。しかし、交渉過程では、条例の範囲内に限定されるべき性質のものではないと思っております。

それから、条例の範囲外の規則は問題がある、これは田中議員さんと全く同じ考え方でございます。条例で決めた範囲内のことを規則で具体化するというところでございますので、人事課長の説明が、条例よりも何か規則の方が勝手に決められているような印象を与える説明をした点は誤りでございますので、その点ひとつ訂正しておきます。

○ 7番（田中包治君） ここで問題になってくるのは渉りということですね。渉りの条例か何かあるんですか。公務員の給与は、8割は生活保障、2割は能率給、この点はどうなんですか。渉りと聞いたので、自動昇給的な要素だと思う。御存知のとおり、地方公務員法には初任給は、

高校卒で何ぼになろうとも年齢に関係ない。18で入っても、30で入っても給料は一緒というのが公務員給与です。そうすると、8項を適用する人は1人もないということです。そうすると、雑役をしておいても、渉りの渉りで上がっておいても全然給料はそのままだ。係長になろうが、補佐になろうが、給料は同じように上がっていくということでしょう。

それから、先ほど職員組合との団体交渉については…。

- 総務部長（坂口礼之助君） 交渉のやり方は条例の範囲内ということです。
- 7番（田中包治君） いま、職員組合との交渉が妥結しなかったら議会に出してはいけないという人もありましたのでね。これは交渉じゃない。話し合いということで、交渉権というのは職員組合にはないはずなんです。今後、条例が変わり、法律が変われば別としても、現時点ではないわけです。別に団体交渉をやってもよろしいが、正式の場で交渉やとか、団体交渉とかいう言葉は慎んでもらいたいと思う。

それで、昇給問題はどうですか。

- 総務部次長（門林六男君） 第1点目の高校卒で入った者につきましては、年齢はおかまいなく幾らということについて御回答申し上げます。

高卒の初任給につきましては、現在、規則で定められておりました、前歴換算は、国の基準どおり実施しております。それで、20歳で入った人に対して、30歳で入った人には、10年の前歴換算があった場合は計算しております。各等級表につきましては、4等級は係長以外の職員、3等級係長、2等級は課長補佐、1等級は課長、次長、部長という職階制がございまして、現在、運用面で一般職についても2等級まで運用してるということでございまして、先ほど申しましたように、高校卒業して就職した場合、29年間で最高の号俸にくるということを申し上げたわけでございまして、今回、それを改正して、4等級の最高号給1.7万1,900円の人につきまして、年齢を決めて延伸なり、60歳以上の人につきましては、それ以下の人についても、定期昇給をストップしていきたいという考え方で提案させていただいたわけでございます。

- 議長（池辺秀夫君） 他に。
- 18番（直村静二君） 簡単にやります。

1つは、人件費の削減という提案でございまして、こういうふうになると、どれぐらい財源が浮いてくるのか。これをお尋ねします。

それから、特に良好な者というのは、具体的にこの条例が通ったらこしらえているのか。特に良好なという一定の見解を持てるのかということですか。

それから、ここにある条例の「24月を下らない期間」という点では、60歳から62歳に

なった時点で改めて判断するのか。そういう期間計算、2年のことですね。だから、2年間はそのまま見といて、2年たった時点で特に成績が良好かどうかの判断をすると解釈してええのか、その点お答え願いたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 総務部次長（門林六男君） 試算いたしますところでは、単年度で約500万程度でございます。

それから、勤務成績はどのように解しておるか、ということでございますけれども、この規則におきまして、現在、各等級別に職員の給与を決めております。5等級職員につきましては、現業職員という解釈ですが、今回、現業職員等についても4等級の最高号俸給と判断しておりますので、その点は、この範囲で考えていきたい。あくまでも年齢につきましては、55歳以下については、この範囲と解釈していきたいと考えております。

60歳以上につきましては、満60歳に達した時点で、次の昇給につきましては停止していくという考え方でございます。

- 18番（直村静二君） 給料月額を受けるときから24カ月、1,7万1,000円のことでか、それではなく60歳になってからあと2年。
- 総務部次長（門林六男君） 満60歳になった時点、たとえばこの4月1日に60歳になって、4月に昇給が考えられる場合には昇給させないということです。
- 18番（直村静二君） 24カ月を下らない期間は、特に成績良好と認める者は昇給させるということ。
- 総務部次長（門林六男君） 56歳から59歳までは規則で定めていきたい。56歳と57歳の人につきましては、18カ月経過後において昇給させていきたい。58歳から59歳の人につきましては、24カ月を経過してから昇給させていきたい。60歳以上につきましては、一切昇給を停止したいという3つの点からでございます。

- 18番（直村静二君） 読み方が悪いのかどうか、60歳になってから2年間は見てると書いてあるが…。いまの答弁は59歳ですか、58歳ですか、その解釈はおかしい。

- 総務部次長（門林六男君） 先ほどの部長の提案理由の説明では、概略として、56歳から60歳までの期間は、2回しか昇給させないということでございます。

- 18番（直村静二君） 24カ月の間というのは別にするのか。私たちは余り詳しく知らない。ここに書いてある条例について質問し、答弁を得てるんです。あなたは専門家でしょう。

それから、単年度で5,00万、果して5,00万円以上の損失をするのではないかと危惧する。働く意思のある人間を頭から押さえることは憲法上も、国の法律からいっても問題があるかも

反対の声もありますので、採決に入ります。本件を原案どおり可決するに賛成の方举手願います。

(挙手多数)

賛成多数により、議案第27号を原案どおり可決することに決します。

- 議長(池辺秀夫君) 日程第20「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。
議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第21号

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条第2項の規定により、議会の同意を求める。

昭和50年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

住 所 和泉市池田下町992

氏 名 庄司清

生 年 月 日 大正11年12月2日

職 業 会社役員

議案第21号参考資料

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)抜粋

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条 略

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に見解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3~9 略

10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11~13 略

(Ⅱ) 前任者の任期满了日

公平委員会委員	任期满了日
吉田秋広	昭和51年11月8日

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（藤木秀夫） ただいま御上程になりました議案第21号「公平委員会委員の選任について」提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本市公平委員会の委員は3名でございますが、昨年12月27日、かねて病氣療養中でございました吉田秋広委員さんが御逝去されまして、現在、1名の欠員となっております。つきましては、後任委員として庄司清氏を選任いたしたく、御推薦申し上げる次第でございます。

庄司氏につきましては、すでに議員さん各位には御承知のとおり、昭和27年、旧北池田村役場に就職され、引き続き和泉市職員として、地方自治行政に御貢献賜ったのでありますが、昨年9月、家事都合により御退職されました。

氏は、資性きわめて温厚にして高潔なる御人格であり、長年にわたる豊富な行政経験から事務内容にも精通し、御任委員として適任者であると存じ、御選任いたしたくお願い申し上げます。住所は、和泉市池田下町99番地。生年月日、大正11年12月2日生、52歳、職業は、会社役員でございます。何とぞよろしく御審議いただきまして、御選任賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第21号を原案どおり同意することに決めます。

ただいま選任されました庄司清氏よりごあいさつの申し出がありますので、これを許します。

（新公平委員あいさつ）

- 公平委員（庄司清君） お久しゆうございます。庄司でございます。平素は大変ごぶさたをいたしまして失礼をいたしております。在職中はいろいろとお世話になりまして、まことに感謝申し上げておる次第でございます。

今回、はからずも私ごとき軽輩にもかかわりませず、公平委員に御選任を賜りまして、終生忘れることのできない光栄でございます。御承知のとおり、浅学微力でございます。加えまし

て、労働関係につきましては、全然素人でございます。御選任いただきました以上は一生懸命勉強し、努力をいたす覚悟でございます。どうか旧来に倍しますところの御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。簡単でございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第2「母子家庭公費負担に関する請願」を議題といたします。

請願書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

母子家庭医療公費負担に関する請願書

紹介議員

和泉市議会議員

松尾 千代一 ㊦

同

坂上 国治 ㊦

同

中塚 辰之助 ㊦

同

金沢 勝 ㊦

同

三井 正光 ㊦

同

直村 静二 ㊦

同

柳瀬 美樹 ㊦

同

上代 卯之松 ㊦

母子家庭医療費公費負担に関する請願理由

インフレ下狂乱物価高の中、幸福であるべき人生の途中で幼児を抱えて、大黒柱を失い戸惑っている佻しい母と子の生活が母子家庭であります。

従って所得も極めて低く子が成長するにつれて必要とする経費は増大してきます。心身共に健全家庭の母に比して疲労の度は高く健康管理も十分とはいえません。1旦病の犯すところとなる事を考えるその不安は筆舌にも及ばぬものがあります。

1つには健康保持のため

1つには精神安定のため

医療に関する問題について不安を除くよう福祉対策の一環として母子家庭の医療費負担を実

施していただく最も新しい資料を添えて具申いたします。

昭和50年3月31日

請願者

和泉市母子福祉会々長

井 阪 伝 ㊦

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫 殿

母子家庭医療費公費負担に関する請願(資料)

昭和48年度中に医療を受けたもの「700世帯」を対象に調査を行い回答のあった「507世帯」について分析したものである。

1. 家族員数・従業上の地位・月収表

子供数		従業上の地位		月 収							
				3万円以下	4万~5万	6万~7万	7万~8万	8万~9万	9万~10万	10万以上	なし(生保)
1人	142 (280)	常 勤	254世 (50.1)	45 (8.9)	85 (16.8)	53 (10.4)	33 (6.5)	9 (1.8)	17 (3.3)	26 (5.1)	109 (21.5)
2人	236 (466)	非 常 勤	81 (16.0)	52 (10.3)	46 (9.1)	32 (6.3)	26 (5.1)	109 (21.5)	507 (100.0)		
3人	102 (201)	自 営	89 (17.5)	85 (16.8)	46 (9.1)	32 (6.3)	26 (5.1)	109 (21.5)	507 (100.0)		
4人	22 (43)	内 職職	48 (9.5)	46 (9.1)	32 (6.3)	26 (5.1)	109 (21.5)	507 (100.0)			
5人	5 (10)	無 職 その他	35 (6.9)	53 (10.4)	32 (6.3)	26 (5.1)	109 (21.5)	507 (100.0)			
計	507 (100.0)		507 (100.0)								

母子家庭は2人~3人の子どもをかかえているものが、全体の半数以上を占めている。

常勤の雇用者はほぼ半数を占めているが、その月収は4万円~5万円の低所得階層に位置づけられている。

2. 保険種類・保険料表

保 険 種 類		保 険 料	
国 保	228世 (45.0%)	な し	8世 (1.6%)
社 会 保 険	178 (35.1)	500円未満	14 (2.8)
共 済 組 合	47 (9.3)	500～ 1000円未	51 (10.1)
日 雇 保 険	6 (1.2)	1000円～ 2000円未	138 (27.2)
船 員 保 険	2 (0.4)	2000円～ 3000円未	76 (15.0)
生 活 保 護	38 (7.5)	3000円以上	54 (10.6)
わ か ら な い	8 (1.6)	生 活 保 護	38 (7.5)
		わ か ら な い	128 (25.2)
計	507 (100.0)		507 (100.0)

※ なし

1. 国保の保険料を免除されて
いるもの

2. 自分が被保険者の家族であ
る為、自分自身は保険料を
納入していない。

3. 医療機関利用状況表

開 業 医	母	314 (61.9)
	子	366 (72.2)
病 院	母	193 (38.1)
	子	140 (27.8)

4. 医療費状況表

	平 均	最 高	
入 院	50,000	300,000	※ 特種例
通 院	10,000	100,000	ウイルソン病
診 療	500	10,000	1,050,000円

5. 入院したものの医療費・期間表

	な し	1万円未満	1万円以上 3万円未満	3万円以上 5万円未満	5万円以上	計
母	3 (9.4)	3 (9.4)	4 (12.5)	5 (15.6)	17 (53.1)	32 (100.0)
その他 家族員	1 (6.6)	3 (20.0)	4 (26.7)	—	7 (46.7)	15 (100.0)

	2週間未満	2週間 ～3週間	3週間 ～1カ月	1カ月以上	計
母	7 (21.9)	1 (3.1)	5 (15.6)	19 (59.4)	32 (100.0)
その他 家族員	5 (33.3)	3 (20.0)	—	7 (46.7)	15 (100.0)

※ なしは保険又は交通事故等で相手側が賠償したもの

6. 開業医を利用したものの医療費・期間表（1週間以上治療を受けたもの）

	なし		100円未満	100円～300円	300円～500円	500円以上	DK	計
	生保							
母	9 (4.5)	15 (7.6)	— (—)	32 (16.2)	24 (12.1)	87 (43.9)	31 (15.7)	198 (100.0)
その他 家族員	9 (4.0)	8 (3.6)	— (—)	22 (9.9)	47 (21.1)	119 (53.3)	18 (8.1)	223 (100.0)

	1週間～1カ月	1カ月～2カ月	3カ月～5カ月	5カ月以上	DK	計
母	53 (26.8)	28 (14.1)	15 (7.6)	78 (36.9)	29 (14.6)	198 (100.0)
その他 家族員	99 (44.4)	49 (22.0)	12 (5.4)	50 (22.4)	13 (5.8)	223 (100.0)

※ なしは生保以外に会社から又は事故で相手側からというもの

DKは一応治療している事は病名でわかるが治療費期間答えていないもの

7. 診療所を利用したものの医療費・期間表（1週間までの治療を受けたもの）

	なし		100円未満	100円～300円	300円～500円	500円以上	DK	計
	生保							
母	5 (4.3)	3 (2.6)	— (—)	10 (8.6)	22 (19.0)	54 (46.5)	22 (19.0)	116 (100.0)
その他 家族員	6 (4.1)	2 (1.3)	1 (0.7)	13 (8.8)	23 (15.5)	78 (52.7)	25 (16.9)	148 (100.0)

	1回～3回	4回～6回	7回～9回	10回以上	DK	計
母	33 (28.5)	27 (23.3)	4 (3.4)	37 (31.9)	15 (12.9)	116 (100.0)
その他 家族員	43 (29.0)	26 (17.6)	9 (6.1)	27 (18.3)	43 (29.0)	148 (100.0)

8. 医療種別

	内科	外科	歯科	眼科	耳鼻科	その他	計
母	291 (73.0)	49 (12.3)	21 (5.3)	6 (1.5)	6 (1.5)	25 (6.3)	398 (100.0)
その他 家族員	202 (71.1)	20 (7.0)	30 (10.6)	10 (3.5)	15 (5.3)	7 (2.5)	284 (100.0)

※ 母のその他は婦人科・神経科を含む

9. 健康状況表

	健康	普通	弱	障害	DK NA	計
母	169 (33.3)	220 (43.4)	108 (21.3)	5 (1.0)	5 (1.0)	507 (1000)
子供	462 (44.9)	484 (47.0)	71 (6.9)	3 (0.3)	9 (0.9)	1029 (1000)
その他 家族員	19 (26.0)	28 (38.4)	22 (30.1)	—	4 (5.5)	73 (100.0)

参 考

現在もっとも困っていること

経済	住宅	健康	教育	精神的	保育	人間 関係	結婚	生業	その他	DK NA	計
2811	1102	491	421	347	239	234	62	43	415	2971	9186
(3060)	(1200)	(534)	(450)	(378)	(315)	(255)	(067)	(047)	(452)	(3234)	(1000)

※ 昭和48年に実施した大阪府母子家庭実態調査の結果にみられるとおり一家の大黒柱である夫のいない母子家庭にとって経済が第1位であることは勿論であるが、健康が第8位を占めていることはつねに、病気ということに如何に不安を持っているかということを示しているものである。

- 議長（池辺秀夫君） 請願の趣旨説明をお願いします。
- 19番（松尾千代一君） ただいま御上程いただきました母子家庭医療費の問題につきましては、皆様方の御協力を賜りまして、よろしく御可決のほどをお願い申し上げます。
- 議長（池辺秀夫君） 説明が終わりました。本請願について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、十分な調査研究が必要があると思っておりますので、所管の委員会に付託し、閉会中も審査をお願いいたしますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件を所管の厚生文教委員会に付託することに決めます。委員の皆様さんにはまことに御苦勞でございますが、よろしくお願いたします

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第 2 2 「和気南町内未舗装地道路舗装等の請願」を議題といたします。

請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

和気南町内未舗装地道路舗装等の請願

紹 介 議 員

和泉市議会議員	貝 淵 博 治	Ⓜ
同	三 井 正 光	Ⓜ
同	山 田 清 二	Ⓜ
同	木 下 甲子三	Ⓜ
同	上 代 卯之松	Ⓜ
同	藤 原 要 馬	Ⓜ
同	藤 原 利 一	Ⓜ
同	横 田 憲治郎	Ⓜ

請 願 書

私達が所在する住居の和気南町は昭和 4 5 年から 4 6 年にかけて建設された新興住宅地であります。

長年のマイホームの夢実現を目標に懸命に努力した甲斐あって苦しい中にもやっと購入した我が家でありました。

ところが入居してはじめて種々な住宅環境の不備に気付いたのであります。もちろん行政当局におかれては各々の意志と判断で購入したのであるから、すべての責任はないという姿勢については一応の理解はいたします。

町内会においてもそれらの点から道路の舗装をはじめ清掃・交通対策は勢いっばいできるかぎりの努力を今日までつづけてまいりました。しかしながら私達住民のさゝやかな力を結集しても到底解決できない課題として次の事項があります。

1. 未舗装地区内道路の舗装

1. 下排水路の整備
1. 防火用水槽の設置
1. ちびっ子遊場設置

等であります。行政の間隙と懈怠によって不備な住宅環境をつくりあげられ、無力の庶民が困却している実態を考慮され積極的な御配慮の上、遂次御措置下さる様に茲に町内会住民連署の上請願申し上げます。

昭和50年3月31日

代表者

和気南町内会会長

藤原正通 印

他371名

和泉市議会議員 池辺秀夫 殿

- 議長（池辺秀夫君） 請願の趣旨説明を願います。
- 2番（木下甲子三君） 本請願の内容につきまして、私から説明申し上げます。

私たちが所在する住居の和気南町は、昭和45年から46年にかけて建設された新興住宅地であります。長年のマイホームの夢実現を目標に懸命に努力した甲斐あって、苦しい中にもやっと購入したわが家でありました。

ところが、入居して初めて種々な住宅環境の不備に気づいたのであります。もちろん行政当局におかれては、各々の意志と判断で購入したのであるから、すべての責任はないという姿勢については一応の理解はいたします。町内会においても、それらの点から道路の舗装を初め、清掃、交通対策に精いっぱいできる限りの努力を今日まで続けてまいりました。しかしながら、私たち住民のささやかな力を結集しても、とうてい解決できない課題として次の事項があります。

1. 未舗装地区内道路の舗装
1. 下排水路の整備
1. 防火用水槽の設置
1. ちびっ子遊場設置

等であります。行政の間隙と懈怠によって不備な住宅環境をつくり上げられ、無力の庶民が困却している実態を考慮され、積極的な御配慮の上、逐次御措置くださる様に、ここに町内会住民連署の上請願申し上げます。

よろしく御採択のほどをお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 説明が終わりました。本請願について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） 本請願については賛成するんですか、こういう形のものが今日、たくさんあると思いますので、この地域だけでなく、一定の基準を設けて公平にやっていただきたいということを意見として申し上げておきます。
- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件についても十分な調査の必要があると思っておりますので、所管の委員会に付託し、閉会後も審査をお願いしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件を所管の建設委員会に付託することに決めます。委員の皆さんにはまことに御苦労でございますが、よろしくお願い申し上げます。

-
- 議長（池辺秀夫君） ただいま勝部津喜枝君より議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、「勝部津喜枝君の議員辞職の件」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、「勝部津喜枝君の議員辞職の件」を日程に追加し、議題といたします。辞職願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

- 市会事務局長（山本武雄君）

辞職願、

今般、一身上の都合により議員を辞職いたしたくお願いいたします。

昭和50年3月31日

議員 勝部津喜枝

市会議長 池辺秀夫殿

- 議長（池辺秀夫君） 勝部津喜枝君の辞職することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって勝部津喜枝君の議員辞職を許可することに決めます。

ここで勝部津喜枝君の辞職のあいさつを許可いたします。

(勝部津喜枝君辞職あいさつ)

皆様、大変お疲れのところごあいさつさせていただきます。

私、このたび一身上の都合によりまして、市会議員を辞職させていただきたくお願いいたしましたところ、許可をいただきました。大変短い間ではございましたけれども、この上ない貴重な経験をさせていただきました。今後におきましても、市勢発展のために身を勉めていく決意でございます。皆様方とは、今後とも何かご縁のあることと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。簡単でございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。(拍手)

○
○ 議長(池辺秀夫君) 議会を代表いたしまして一言、お別れのごあいさつを申し上げたいと思います。

長い間、議員として御苦労していただきました勝部津喜枝君が今回、一身上の都合で辞職されました。私どもといたしまして、本当に惜しい感じがいたすわけですが、これもいたし方ありません。どうぞ今後におきましては健康に十二分に御注意せられまして、和泉市のためにもなお一層活躍せられんことをお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますが、お別れの言葉といたします。どうも長い間御苦労さんでございました。

○
○ 議長(池辺秀夫君) この際、お諮りいたします。本日、勝部津喜枝君の辞職によりまして、開発事業対策委員会委員並びに公園墓地設置委員会委員及び泉北環境整備施設組合議員の欠員が生じたので、これを日程に追加し、後任を選任いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、「開発事業対策委員会委員の選任について」と、「公園墓地設置委員会委員の選任について」及び「泉北環境施設組合議員の選挙について」を日程に追加し、一括議題といたします。

本件につきましては、先刻、十分御検討の上御了解を願っておりますので、はなはだ借越でございしますが、私より指名させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、私より指名推薦いたします。各委員及び議員の氏名を局長より朗読

させます。

(市会事務局長朗読)

敬称 省略させていただきます。

開発事業対策委員会委員

直村静二君

公園墓地設置委員会委員

寺田茂君

泉北環境整備施設総合議会議員

三井正光君

- 議長(池辺秀夫君) ただいま朗読どおり指名推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、ただいまの朗読どおり決定いたします。

-
- 議長(池辺秀夫君) 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。本定例会をこれで閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本定例会を閉会することに決めます。

-
- 議長(池辺秀夫君) この際、市長のあいさつを許可いたします。

(市長あいさつ)

- 市長(藤木秀夫君) 閉会に当たり一言、御礼申し上げます。

去る11日に本年第1回定例会をお願い申し上げ、昭和50年度一般会計予算を初め、特別会計、企業会計と、これに関連いたします条例制定等、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員の皆様方には公私御繁忙の折にもかかわらず、長期間にわたり貴重御審議賜り、御可決、御承認いただきましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

なおまた、予算特別委員の皆様方には、お疲れのところ連日御審議を煩わし、深く感謝申し上げる次第でございます。

ここに成立を見ました昭和50年度予算によりまして、市政各般にわたり所期の施策を推進し、市勢の一層の進展と、市民生活の向上発展に寄与してまいりたいとお願いいたしておるもの

でございます。

本議会を通じ、あるいは予算委員会の過程において御指摘いただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政の運営に遺憾なきを期してまいりますとともに、予算の執行につきましても、慎重を期してまいり所存でございます。議員各位におかれましては健康に十分御留意せられ、市政運営に一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます次第でございます。

なお、勝部議員さんには一身上の都合により、本日をもって御退任されましたが、今日まで長期間、市政のために御尽瘁賜りましたことを厚く御礼申し上げ、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たりまして御礼のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 皆さん、長時間お疲れのところ恐縮でございますが、議会事務局長から皆さんに一言、ごあいさつ申し上げたいということでございますので、よろしく願いいたします。

（市会事務局長あいさつ）

- 市会事務局長（山本武雄君） 連日の御審議でお疲れのところ、貴重な時間をお借りいたしまして一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

私、このたび特別優遇の措置により、本日をもって退職させていただくことになりました。願ひますれば昭和21年1月、当時の南地田村役場に奉職以来本日まで29年間、皆様方の温かい御理解と御指導を得まして、大過なくその職責を果たし得ましたことに心から感謝申し上げる次第でございます。

なお昨年4月、市会事務局にお世話になり、まことに微力な私にもかかわりませず、格別の御加護を賜りましたことを重ねて御礼申し上げます。退職いたしまして後も、公私とも相変わりませずよろしくお願い申し上げます。どうか議員の皆様方におかれましても御健康に御留意されまして、地方自治進展のためにますます御精進されますことを祈念いたしまして、簡単ですが、ごあいさつにかえさせていただきます。

（議長あいさつ）

- 議長（池辺秀夫君） 一言、御礼申し上げます。

今定例会に去る11日閉会以来、21日間の長期にわたり、昭和50年度当初予算並びに関連諸議案など、多数の重要議案の審議に当たりまして、議員の皆様方には公私きわめて御多用

にもかかわりませず、連日にわたり御重御審議の上、日程内に終了していただきましたことにつきましてまことにありがとうございました。

ここで理事者に一言、申し上げておきますが、昭和50年度はまことに厳しい年であります。議案審議を通じ、各議員より御指摘、御意見、御要望がありました事項につきましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを切望しておきます。

議長として不手際な点多々あったことと思いますが、御協力のおかげをもちまして本日、閉会の運びに至りましたことを心から感謝申し上げまして、ごあいさつにかえる次第でございます。長時間まことにありがとうございました。

(午後4時15分閉会)

○

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

